

平成26年度研究報告書

母子生活支援施設における
母子臨床についての研究

第2報：臨床実践に関するヒアリング調査

子どもの虹情報研修センター

目次

はじめに	1
I. 問題と目的	3
II. 方法	6
III. 結果	
1. 倉明園（鳥取県倉吉市）	7
2. 皐月（東京都調布市）	25
3. 東さくら園（大阪府大阪市）	41
4. 永生会母子ホーム（大分県別府市）	61
5. 野菊荘（京都府京都市）	80
IV. 調査者の所感	114
V. 考察	121
VI. 提言	128
VII. 資料	129

はじめに

母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下、母子福祉法）には母子家庭の生活の安定や向上に必要な措置、児童の心身ともに健やかな育成に必要な諸条件の整備や親の健康で文化的な生活の保障を行なうことが母子福祉の原理として示されている。これらの生活上の困難を持ちながら子育てをする家庭の支援を目指した基本理念の実践は、正に母と子、そしてその関係性の問題を一体として支援の対象とする母子臨床と重なる領域である。平成26年度には支援体制の充実を目指して母子福祉法の改正が行われ、子育て・生活支援の強化や適切な支援メニューにつなげる相談支援体制の整備などが具体的に挙げられている。そこで、母子生活支援施設という、母子への支援の要請が最も顕著な実践の場において、親と子のニーズがどのように捉えられ支援が行われているかの実態を明らかにし、母子福祉領域で求められるアセスメントの技術や心理社会的支援の資源を検討することを目的に、本研究は開始された。

母子臨床は人のライフスパンの要の時期である周産期に始まる。母子福祉法が関与するこの領域における取り組みには、心理社会的な困難からの回復に向けた環境整備と子育て支援を通じたこのころの問題の予防の視点が重要になる。明確で包括的かつ長期的なビジョンを持った支援計画にもとづき、支援者と母子が継続的なパートナーシップのもとにそれを共有し具体化していくことが子どもの育ちの視点からも有効な結果につながることは、米国のナースファミリーパートナーシップ（NFP）の実践報告が示したとおりである（Olds, 2012）。NFPは地域の医療保健活動における母子訪問を通じて提供される支援プログラムであるが、その対象となるハイリスク家庭が抱えている心理社会的な困難は、国内の母子生活支援施設を利用する家庭の状況と共通している。

このプログラムの中心におかれている応答性のある子育て－ペアレンティングを維持することは母子臨床の中心課題でもある。周産期から子育て期にある親自身が心身共により健康で安全な生活を送れるように支援することは、生まれてくる子どもの安全につながり神経発達におけるリスクを軽減する。その結果得られる子どもの認知機能や情緒・対人関係の領域での順調な発達は、学齢期から思春期の子育てをより肯定的なものにするだろう。家庭での肯定的な関係性の経験は、子どもが自立の過程でよりよいライフスタイルのモデルとなる仲間やパートナーと出会うチャンスを増やすだろう。これらが仮説に留まらず実現と実証が可能な行動目標であることは、英国の周産期精神保健の研究グループが周産期の女性に対する精神保健サービスの費用対効果について検証した報告にも示されている。ここでは周産期に母親がうつ病に罹患することが子どもの思春期までの発達に与える影響のリスクのエビデンスにもとづき、子どもに生じうる否定的な心理社会的転帰への対応にかかるコストを含めて試算すると、周産期からの心理社会的介入によって十分な効果が得られることが示されている（Bauer et al., 2015）。

本研究の第1報では、母子生活支援施設入所中の世帯の母子関係の現状をアンケート調査を方法として用い検討を行なった。その結果、入所中の母親ではその5割以上が18歳以降に暴力を受け、2割以上が不適切な養育体験を経験し、2割の母親は精神科に通院していることが明らかになった。子どもの現状として、年代が上がるにつれて、不適切な養育体験を経験している者の占める割合が増え中学生以上では半数弱が該当していた。各年代を通して愛着形成の障害から派生する感情や行動の調節

の問題が見られ、成長の各時点において母子関係調整が重要な支援目標になること示された。従来、母子生活支援施設では母子の生活の自立のプロセスを福祉的な側面から支えることが主要な介入となっているが、本調査の結果からは、親が心身の不調など心理的困難を重複して抱え生活自立の準備段階での長期的な支援が必要な家庭が相当数あることが示された。このような家庭に対しては、親が子どもの成長発達を支えるための子育てのニーズという関係性の視点からの支援ニーズのアセスメントも不可欠となる。

そこで今年度の調査では、好事例の収集分析と支援技術や支援体制の課題の抽出を目的として、アンケート調査への回答の内容から母子臨床の領域でユニークな取り組みを実践していると考えられた母子生活支援施設を選んで聞き取り調査を行なった。それぞれの実践から得られたノウハウや明らかになった課題は、貴重な臨床知としてこれからの母子福祉の専門技術に活かすことができると考える。

(山下 洋)

〈文献〉

- Bauer, A., Pawlby, S., Plant, D. T., King, D., Pariante, C. M. , & Knapp, M. (2015). Perinatal depression and child development: exploring the economic consequences from a South London cohort. *Psychological medicine*, **45** (01), pp. 51-61.
- Olds, D. L. (2012). Improving the Life Chavces of Vulnerable Children and Families with Prenatal and Infancy Support of Parents: The Nurse-Family Partnership. *Psychosocial Intervention*, **21** (2), pp. 129-143.

I. 問題と目的

1. 母子生活支援施設とは

母子生活支援施設は、「配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行なうことを目的とする施設とする」と、児童福祉法第38条に定められた児童福祉施設である。2013（平成25）年10月時点で、全国に248施設が活動し、9,367世帯が在籍している（厚生労働省, 2015）。

母子生活支援施設は、1998（平成10）年の児童福祉法改正により「母子寮」から「母子生活支援施設」に改称されたが、その歴史的萌芽は大正時代から見るができる。当初は、夫の戦災死などによる母子家庭に対する支援として、保護し、住居を提供する役割を大きく担っていた。その後、高度経済成長時代に入ると、離婚などを理由にする「生別母子家庭」の入所が増加し、それに伴い、多様な生活課題を抱える利用者が増えていく。そして近年では、DV被害や児童虐待等を背景にした心理的課題を抱えた利用者の入所が増え、施設に求められる役割や機能は多様化してきている。このような状況を踏まえて、「母子寮」は「母子生活支援施設」に名称を変え、その目的が「保護」から「保護するとともに、生活を支援する」に拡大した。さらに2004（平成16）年の児童福祉法改正により、退所者への支援も位置づけられるに至っている。

2. 実態調査と先行研究

母子生活支援施設の実態調査は、全国母子生活支援施設協議会（以下、全母協）が二年毎に実施している。平成26年度の報告書（2015）によると、入所理由は「夫などの暴力」が増加し続けており、約半数（50.6%）を占めている。「児童虐待」による入所も増加傾向にある。その一方、「経済的事情」や「住宅事情」による入所は減少している。また、障害者手帳保有および障害者手帳取得の可能性のある母親も増加し、利用者の約3割を占めていることが明らかとなっている。以上のことから、困難な課題を抱える利用者が今なお増加し続けており、多岐にわたって、専門性の高い支援が求められている。

近年の母子生活支援施設の実情や現状を踏まえ、母子生活支援施設に求められるニーズ、役割や専門性等について検討した研究はいくつかある。

兜森ら（2008）は、発達障害等の子どもの困難な課題に焦点を当て、利用者の現状と支援内容を把握し、母子生活支援施設の機能強化の方向性を探ることを目的とし、アンケート調査とヒアリング調査を行なっている。その結果、困難な課題を抱えた母子の利用が増加しており、そのような母子に対する個別支援、母子の関係調整等、多様な支援が展開されていることを明らかにした。引き続き、兜森ら（2009）は、社会的養護体系における母子生活支援施設の現代的役割について整理している。ここでは、①「癒しを得ることができる生活環境の提供」が最も基本となるべきであること、②乳幼児等、人生のスタートラインにおける重点的なケアを提供できる場であること、③学習支援等を通して貧困を世代的に再生産させないための支援ができる場であること、④親子関係の支援ができる場であ

ること、⑤自己肯定感の回復とエンパワーメントの視点が重要になること、⑥退所後もフォローすることで、地域でも安定した生活を形成する支援ができること、⑦地域の母子世帯、子育て世帯へのサービス提供の拠点となること等を挙げている。

社会福祉法人宏量福祉会野菊荘（以下、野菊荘）（2007）は、野菊荘で導入している「自立支援計画」について、架空事例、実際の事例、聞き取り調査を通して検証することにより、母子生活支援施設における「自立支援」の専門性について報告している。そこでは、母子生活支援施設における自立支援を以下のような「一連の一貫した支援の流れ」として捉え、実践していた。すなわち、「まずお母さんと子どものアセスメントから始まり、母子の望ましい自立の形（支援の『ゴール（目標）』）を導き出す。できれば、このときにお母さんや子どもとそのゴールを共に確認する。そしてそのゴールにどう到達するのかを、できる限り細かく具体的に考える。…（中略）…それを文章化していつでも確認できるよう工夫する。これが『自立支援計画』にあたる。後はこの計画を決められたとおりに実施する。その際、この支援がうまくいっているかを、確実にモニタリングする工夫をすることも重要である。そして、計画の際にあらかじめ決めた期間が終了するとき、または目標が達成できたと考えられるときに評価する。この評価で目標がある程度達成できた、即ち自立が実現できた（できるであろう）と判断されたときに、終結を決定する。終結は『退所』という形で訪れることもあるし、施設の中での『安定した生活』という形で現れることもある。さらに、終結後のフォローアップも重要である」。さらに、野菊荘（2011）は、母子生活支援施設の専門性についての聞き取り調査、アンケート調査、コミュニケーションスキル研修とその効果についての実践的研究を行ない、利用者支援におけるコミュニケーションスキルの重要性を指摘している。なお、野菊荘には、本研究においてヒアリング調査の対象とさせていただいた。

山辺（2011）は、「ジェネラリスト・ソーシャルワークを基盤とした総合的支援」を位置づけ、母子生活支援施設における支援と専門性について論じ、今後の課題として4点挙げている。つまり、①自立支援の考え方や方法に関する支援者の理解や支援能力の向上、②施設と地域社会の連続性の確保、③母子の自己肯定感や社会的存在としてのアイデンティティの問題に正面から取り組む必要性、④家族の生活の再構成を図ることを意識した支援の必要性、である。

3. 本研究の目的

これまでの調査および研究により、近年母子生活支援施設にはDV被害や児童虐待等、心理的問題を抱える世帯の入所が増加していることは明らかである。障害者手帳を所持している利用者等、困難な問題を抱える利用者が増え、支援者には多岐にわたる専門的な支援が必要とされている。

本研究では、母子生活支援施設入所中の世帯の母子関係に焦点を当て、母子関係の現状を把握し、そこでみられた問題に対する治療的支援の方法としての母子臨床の可能性やあり方等について整理・検討することを目的とした。

平成24・25年度は、母子生活支援施設入所中の世帯の母子関係の実態を把握するために、全国の母子生活支援施設を対象に質問紙調査を実施した（山下ら, 2015）。その結果、母子の危機的状況に対する関係調整として、子どもの居場所作り等の対応や、困難ケースを対象としたケース・カンファレ

ンスは多くの施設で十分になされていることが明らかになったが、母親の居場所作りや、良好な母子関係育成に向けた予防的介入、関係性修復のための心理教育的介入を行なっている施設は少なく、今後の課題として挙げられた。また、子どもの育ちからは、各年代を通じて愛着形成の障害から派生する行動パターンを示す子どもが1～2割存在していることが明らかとなり、母子関係調整が支援の中でも重要な課題となることが示唆された。母親のペアレンティング・スキルの評価からも、不適切な関わりが目立つ母親の存在が浮き彫りとなり、母子間で虐待がエスカレートしないための支援の必要性が指摘された。

今年度は、前回の報告書の結果を踏まえ、母子に対して多岐にわたる専門的支援を実践的に行なっている施設を対象にヒアリング調査を行ない、その専門的技術や経験に基づく知識、取り組む姿勢や方針等を把握し、整理することを目的とする。

<文献>

- 兜森和夫 他（2008）「母子生活支援施設における発達障害児等の支援に関する調査研究」財団法人こども未来財団
- 兜森和夫 他（2009）「社会的養護体系における母子生活支援施設の現代的役割とケアの在り方に関する調査研究」財団法人こども未来財団
- 厚生労働省（2015）「平成25年 社会福祉施設等調査の概況」（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/13/index.html>）【平成27年6月現在】
- 社会福祉法人 愛隣会 目黒区立氷川荘（2009）「心理職の支援の実践と課題：母子生活支援施設における支援の多様性を目指して」
- 社会福祉法人 宏量福祉会 野菊荘（2007）「母子生活支援施設における自立支援計画作成に関する研究報告書」
- 社会福祉法人 宏量福祉会 野菊荘（2011）「母子生活支援施設の支援の専門性についての基礎的研究」
- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会（2015）「平成26年度 全国母子生活支援施設実態調査 報告書」
- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会 HP（<http://zenbokyoku.jp/index.html>）【平成27年6月現在】
- 山辺朗子（2011）「母子生活支援施設の現状と課題－「安心できる安定した生活」と「自立」生活の基盤づくり－」社会福祉研究 110, pp.96-103.
- 山下洋 他（2015）「母子生活支援施設における母子臨床についての研究 第1報：質問紙調査による実態把握」子どもの虹情報研修センター平成24・25年度研究報告書

II. 方法

ヒアリング調査の対象は、平成 24・25 年度の調査結果に基づき、多岐にわたる専門的支援を行なっている施設を抽出し、その中から、異なる体制（定員、担当制の有無、等）の 5 施設、すなわち①倉明園、②皐月、③東さくら園、④永生会母子ホーム、⑤野菊荘を、研究者全員で選定した。表 1 に、各施設の概要について示したので参照されたい。

調査は、複数の研究者が施設におもむき、施設長および支援の中心を担っている職員に対して、半構造化面接で行なった。ヒアリングの項目としては、(1) アセスメント、(2) 母親への支援、(3) 子どもへの支援、(4) 母子関係調整のための支援、(5) 情報共有（チームワーク）、(6) 他機関連携、(7) その他、の 7 点を大きく立てた。我々が平成 24・25 年度に行なった調査結果に基づき、各項目について、各施設の特徴を踏まえた上でヒアリングを行なった。

表 1. ヒアリング対象施設の概要

施設名	倉明園	皐月	東さくら園	永生会 母子ホーム	野菊荘
所在地	鳥取県倉吉市	東京都調布市	大阪府大阪市	大分県別府市	京都府京都市
施設形態	民立民営	民立民営	公立民営	民立民営	民立民営
定員世帯 (内、緊急 一時保護)	20 世帯 (2 世帯)	20 世帯 (2 世帯)	50 世帯 (2 世帯)	20 世帯 (緊急一時保護は 別枠で 3 世帯)	30 世帯 (緊急一時保護は 別枠で 4 世帯)
職員体制	常勤 14、非常勤 5	常勤 9、非常勤 7	常勤 13、非常勤 9	常勤 11、非常勤 1	常勤 14、非常勤 5
	施設長 1 母子支援員 5 (パート 1 を含む) 少年指導員 3 保育士 2 調理員等 1 心理療法担当職員 3 (常勤 1、非常勤 2) 母子支援員兼書記 1 嘱託医 1 (H26.4.1 現在)	施設長 1 母子支援員 2 少年指導員 2 保育士 1 調理員等 1 心理療法担当職員 3 (非常勤 3) 被虐待児個別対応 職員 1 その他 (非常勤) 2 (H26.4.1 現在)	施設長 1 主任 1 母子支援員 5 少年指導員 4 保育士 5 (常勤 3、非常勤 2) 調理員等 1 嘱託医 1 宿直専門員 3 心理療法担当職員 4 (常勤 1、非常勤 3) (H26.6.1 現在)	施設長 1 母子支援員 5 少年指導員兼書記 2 個別対応職員 1 調理員等 1 心理療法担当職員 1 嘱託医 (非常勤) 1 (H26.9.1 現在)	施設長 1 事務作業員 1 主任 1 母子支援員 5 児童支援員主任 1 児童支援員 5 心理専門員 2 (常勤 1、非常勤 1) 嘱託医 1 (H26.4.1 現在)
特色	・サテライトの運営 ・職員の感情を扱う 風土	・精神科医の嘱託医 配置 ・心理検査の導入	・50 世帯の大規模 施設 ・地域と繋がる力	・担当制無し ・連絡ノートの活用	・自立支援計画書の 活用 ・完全個別支援

Ⅲ. 結果

各施設について、ヒアリング内容をまとめた。なお、調査者のコメントについては〈〉で示している。

1. 倉明園

ヒアリング日時：2014年4月28日（月）14:00～16:00

調査対象者：施設長、母子支援員（心理職）1名

調査者：山下、増沢、代、田中、深沢、長尾

(1) アセスメント

① 入所前の情報把握・情報共有

- ・入所の希望があり、受け入れが可能であったときには、委託元の福祉事務所からその方に対する情報をいただきます。「できれば文書でください」と伝えますが、文書でいただけないこともあります。いただいた情報については、文書であればそれを職員全員に回覧します。文書でない場合は、電話で聞き取ったものをきちんと文書化して、全員が把握するようにしています。
- ・福祉事務所から入所について連絡があったときには、入所後に予測されることを把握するために、担当ケースワーカー（以下、CW）に「(世帯について)どのように捉えてらっしゃいますか」とお聞きします。担当CWがご存じであれば、例えば、「学校でちょっと荒れている子なんです」とか、「お母さんがうつ傾向なんです」「お母さんの気分の浮き沈みが激しいです」などの情報は頂くようにしています。そして、その情報を職員で共有します。

② 入所後の聞き取り

- ・福祉事務所からの情報なので、入所前にいただける情報はすごく限られています。また、アセスメントがされていないので、分からないことが多いです。そのため、入所後に聞き取りをさせていただいて、福祉事務所から得られなかった情報を得るようにしています。
- ・入所後の聞き取りでは、生活される上で必要になる情報、子どもの背景、母親の社会歴等について聞き取るので、そこで、福祉事務所から得られなかった情報が明らかになることが多いです。
- ・DV被害者の方でしたら、DVについての聞き取りも行ないます。危険度やDVの内容について、聞き取ります。
- ・お母さんへの聞き取りは、施設長と担当母子支援員の2名で行ないます。
- ・聞き取りシート（資料1-②）があり、それに沿って聞き取りを行ないます。

③ 市外からの入所者への聞き取り

- ・市外からの入所者に対しては、倉吉市に來られた日（入所日）に、倉吉市の福祉事務所で、ワンストップでいろいろと聞き取りをします。そのとき、倉吉市の担当CWが聞くことについては、

全てメモを取ります。そして、入所後の聞き取りでは、福祉事務所で聞き取りがあったことについて、重ならないように話を伺うようにしています。

- ・倉吉市の福祉事務所で聞き取りをする際には、施設職員も同行し、お母さんを挟んで、情報共有させていただきます。そこで、お母さんの不安なことについても聞いたりします。
- ・ワンストップで行なう福祉事務所での情報共有の際には、学校に通っている子がいれば教育委員会、保育所に通う子がいれば保育担当、児童扶養手当担当、保健師、生活保護が必要な方と分かっているならば生活保護担当も同席してください。そこで、関係機関とお母さんが一堂に会して、情報を共有させていただきます。
- ・入所日に行なう福祉事務所での聞き取りは、大変時間がかかりますので、お母さんもお疲れになります。なので、生活保護担当 CW が聞かれるような生活歴等については、別の日に、担当 CW が倉明園に来てくださって、面接をしてください。事前にそれが分かっているときは、施設長と担当母子支援員もその面接の場に同席させてもらって、入所後の聞き取りと重ならないようにしています。
- ・1回目に福祉事務所からの情報が届いたときにケースを大まかにつかみ、2回目にお母さんが来られたときに福祉事務所でもう少し詳しいことを伺い、3回目に施設で足りなかった情報の聞き取りを行ないます。

④ 市内の入居者への聞き取り

- ・市内からの入所者の場合は、倉吉市の福祉事務所の担当 CW が聞き取りをされた情報を文書で頂きます。そして、施設長と担当母子支援員が、入所後にもう一度聞き取りを行ないます。
- ・福祉事務所が聞き取った情報が施設側に伝わっていることを、お母さんは知っています。入所されたいという理由については、福祉事務所から聞いているということになっています。福祉事務所の担当課の方と「〇〇さんが入所希望されているので、施設見学に来られます」ということで、連絡も取っていますので。
- ・中には難しいお母さんもいて、全部知っていていいときもあるし、全部知られたくないと思っている方もいます。そういう場合は、福祉事務所が「(この情報については)ここで止めておいてください」と言われますので、施設側も「分かりました」と答え、その情報については知らないことにします。いずれにしろ、入所後の早いうちに施設職員による聞き取りをさせていただくので、そのときに話を聞かせてもらいます。
- ・お母さんが話される情報と福祉事務所からいただいた情報が違うこともあります。例えば、福祉事務所に話されたことを施設職員には話さない場合もありますが、それはそれで「大事なことなんだな」と思って置いておきます。
- ・お母さんの施設入所の意思は、福祉事務所の方が確認をします。

⑤ 精神的課題を抱える方の入所時アセスメント

- ・精神的課題を抱える方が入所する際は、福祉事務所の担当 CW も把握しているので、通院先の情報、

病名と症状については伺います。「寝たきりですよ」とか「ほとんど何もできない状態です」とか、そういうことはお聞きしています。

- ・入所前に通院に繋がっていないこともあるので、通院されていて病名が出ている方の方が少ないです。入所後、必要な方には通院を勧めています。

⑥ 生育歴の聞き取り

- ・最初から、お母さんの生育歴についても伺います。「申し訳ないんですけども、これからスタッフとして支援させていただくので、言いにくいところはおっしゃらなくてもいいので、お話できるところだけ聞かせてもらってもいいですか」ということで、施設長と担当母子支援員が聞かせてもらいます。
- ・生育歴の聞き取りの時間は、長くとります。聞き取りシートの中にも、生育歴について聞く欄があります。両親が何歳で離婚されたとか、きょうだいの人数、きょうだいとの関係性、頼れる親族はどなたか等、詳細に聞き取ります。
- ・初めの聞き取りのときに、性被害体験など話しにくいことは話されないこともあります。性被害体験がある方は、後日、信頼された職員（施設長、担当母子支援員）に対してのみに話されたりします。そこは、話せるようになるまでに時間がかかります。それも、言おうと思って言ったのではなく、何かのはずみで「実は…」と話されることが多いです。それは、そこだけの話ということでクローズドにします。他職員も知ってはいるけれども、知らないことにします。
- ・〈性被害体験のある方の特徴について、何か実感がありますか？〉性被害体験のある方は、生きることに対する否定、自分の存在への否定、自分の存在を肯定的に捉えられないというような感じを持っておられます。子どもとの関わりも不適切で、とても過敏で、何かあるとすぐに「病院へ連れて行きたい」とおっしゃられたりする方がいました。その方は、子どもに37度の熱が出て大騒ぎしたり、子どもが蚊に刺されたら病院に連れて行こうとしたり、ガラス細工を扱うように、子どもに対して過保護でした。一方、「できればこの子と一緒に心中したい」「できればいなくなりたい。でも自分だけいなくなったら、残された子どものことがあるので、一緒に死にたい」と言う方もいました。

⑦ 担当制について

- ・現在育休で1人休んでいるので、母子支援員3人が、サテライト5世帯を含む25世帯を担当しています。母子支援員1人で、8人くらいのお母さんを担当していることになります。
- ・市から情報が来て、倉明園でその世帯を受けることになったときに、担当の母子支援員を決めます。誰が担当するかについては、施設長と母子支援員が協議をした上で、施設長がアセスメントし、最終的に施設長が判断して決定します。その後、担当は絶対に替えません。
- ・利用者は、担当については施設長が決めていると思っています。
- ・心理士の母子支援員が、精神的に課題のあるお母さんの担当になります。でも、精神的課題のあるお母さんが多いので、その全ケースを担当しているわけではありません。例えば、心理士の母

子支援員の持っているケースが重い段階にきているときに、新しく精神的課題のあるお母さんのケースがきたときには、施設長が他の母子支援員にまわして下さることもあります。

- ・担当母子支援員はお母さんとの関係が濃くなるので、施設長がそのバランスを客観的に判断した上で、担当を決めています。そうすることにより、母子支援員も納得してケースを受けています。
- ・利用者から、時々「担当を替えてくれ」という声があります。そういうときは、状況を見て、施設の支援の仕方についてクレームが来ているのだと思って、ケース会議等でもう1回、担当母子支援員と支援について洗ってみて、原因を探します。母子支援員も利用者に対してマイナス感情を持っていることもあるので、「やっぱり、ここだよね」という風に、そこを洗って、利用者に対する気持ちをもう一度ゼロまで持ってきて、同じ母子支援員が担当として支援を続けます。

(2) 母親への支援

① 精神的な問題を抱える母親への支援

- ・精神的に問題を抱える方や、病気の症状を出しておられる方には、入所後に生活が落ち着いてきたら、通院を勧めます。
- ・精神科の敷居が高くて「行きたくない」と言う方もいらっしゃるのですが、無理には勧めませんが、職員が「一緒に行きますので」と言うことが、お母さんの安心になります。なので、職員が、初診の予約を取り、病院へ同行し、診察にも同席します。そのため、大体全ての利用者の状態・症状は把握できています。診察への同席は、もちろんお母さんの許可を得ています。同席してほしくないとおっしゃられた場合は、席を外します。でも、現在通院されているお母さんは、大体職員が同席しています。それは、子どもについても同じです。
- ・〈調査票の結果では、精神科受診が必要であるが受診していない方が0人でしたが?〉繋ぐのが難しい方もいましたが、根気強く勧めました。
- ・痩せてきたり行動化が激しかったり病状が心配な場合は、職員が利用者へ了解を得て、医師に病状について聞かせてもらうこともあります。
- ・薬の管理は、人によりけりです。職員が服薬の時間を管理して、職員の前で飲むという支援も行っていたことがあります。
- ・【事例】外出できない等の精神的課題を抱える方が入所されていました。不眠等も訴えていたので、医療に繋がりたいと思っていました。人と話すことに緊張される方だったので、ハードルを少しずつ上げるように工夫しました。「まず私（担当母子支援員・心理職）と話をしてみませんか」というところから始め、少しずつ話ができるようになりました。最初は、「面と向かっては緊張する」と言われたので、生活場面から切り替えたりして、話をする機会を持ちました。それから、非常勤心理士による心理相談に繋がろうと思って投げかけたのですが、それは実現しませんでした。それで、担当母子支援員や施設長と話す機会をずっと持ちながら、「通院した方が、あなたのためになるんじゃないかな」ということをずっと言い続けて、2年くらい経って、ようやく繋がりました。
- ・【事例】以前通院していたけれども、何も変化がなかったため病院に対する不信感があり、なか

なか医療機関に繋がらないお母さんがいました。「人と会るのが怖い」「外に出るのが怖い」等の症状があったので、担当母子支援員が「その症状に対して相談しよう」と粘り強く勧めました。そこでお母さんが出てきたのは「職員と一緒に入ってくれるなら行く」という条件でした。そこで、職員がお母さんに同席して、通院に繋がりました。

② 人格に偏りのある母親への支援

- ・生育歴の中で、ネグレクトを受け、食べることもままならず、誰からも心配されず、保護されなかったという子ども時代を送ったお母さんがいましたが、その方はとても攻撃的でした。そういう攻撃的なお母さんは、医療や心理治療に対して拒否的でした。
- ・攻撃性の高いタイプの方もいらしゃって、そういう方は施設の柵から外れようとされますが、まずは施設の柵にはまってもらいます。「もしもし、ここ（柵から）出ていますよ」と、大ごとにならないうちに、常に声をかけます。職員も腹をくくっていますので、「ここを守れなかったら支援できませんよ」と伝えます。「子ども達のために、ここにいてほしい」という思いはありますが、「でも、うちの支援に乗ってもらわないと、支援はできないので、ここは守ってほしい」と伝えます。
- ・【事例】行動化が激しく、自殺企図もあり、人格障害が疑われるようなお母さんが入所されたことがありましたが、その方はなかなか医療に繋がりませんでした。でも、本人が「眠れない」と訴えられたので、「チャンス！！」と思い、その訴えられた症状に対して、担当母子支援員が「予約をとろうか」ともちかけました。そこにも一悶着あったのは、お母さんは「今（すぐに）行きたい！」と言われて、大暴れされたことがありました。
- ・【事例】居室のベランダから物を落として知らんふりをしたり、道中で倒れたふりをしたりして、職員の気をひくようなお母さんが入所されたことがありました。道中で倒れたふりをしたときは、近隣の人から連絡があり、施設長がそのお母さんのところに行きました。「あなた、立てるでしょ」と言い、お母さんには歩いて帰ってもらいました。私達は「そんなことをしなくても、私達は必要な支援をしているでしょう」ということを伝えていきました。次第に、お母さんは「これまで、そういう風にしたら助けてくれた…」と話すようになりました。

③ 生活（家事）支援が必要な母親への支援

- ・〈家事支援をする際、どういう風に職員を回してらっしゃるのですか？〉母子支援員は、それが仕事ですので、家事支援はやります。勤務体制は普通です。平日は、宿直職員がいて、日勤が時間差で6～8名、遅番が2名います。
- ・〈「うちもやってほしい」という声が、他世帯から上がったりしませんか？〉家事支援を毎日している方もいらっしゃいますが、だからといって「うちもやって」という方ばかりではありません。病気で手伝ってほしいときだけ、言ってこられる方もいます。職員は、利用者のニーズに合わせて、利用者が困っていることに対して、家事支援を行なっています。ですから、利用者は「うちも病気で困ったときは、職員がご飯を作ってくれるんだろう、買い物もしてくれるんだろう」と思ってくださっていると思います。例えば、鬱状態がひどくて、ずっとご飯が作れない状態なの

で、毎日家事支援をしている世帯があります。そういうお母さんがいたときに、職員が放っておくことが、他の利用者としては不安だと思います。(一人やると他も『してくれ』と言ってくるからしないという考え方とは、真逆の考え方ですね) そうですね。「あのお母さんに職員はあれだけやってくれているから、自分が困ったときも職員は支援してくれるだろうな」と、利用者は思ったださっていると思います。とにかく、病気などで熱を出されたときに、利用者が「ご飯をお願いします」と言ってこられたら、それが仕事なので、必ず支援します。母子支援員で回らなければ、少年指導員がご飯を作ることもあります。御馳走でなくてもいいので、例えばうどんだけでも、お母さんは何もおっしゃらないです。「あるもので作って」とおっしゃられるので。とにかく「食べる物は用意してくれる」と思ったださっていると思います。職員がご飯作りで失敗したこともありましたが、食べてもらいました。

・家事支援は母子支援員の仕事の一環なので、担当母子支援員がいるときには、担当母子支援員が入ります。でも、毎日家事支援が必要な世帯があれば、担当に負担がかかってきますので、担当が司令塔になって、勤務表を見ながら、「この日は〇〇が作る」と職員を割り振ります。パート職員も入ってくれるので、月曜からローテーションで『家事支援に入る人』が決まっています。会議等で家事支援をすることが決まれば、その世帯への支援メニューが作られ、毎日の職員の役割が決まっていきます。一緒に病院に行ったり、相談にのったりは必ず担当がしますが、「誰が入ってもできる支援に関してはチームでやろう」というふうにしています。そうやって、担当母子支援員に負担がかかりすぎないようにしています。

・【事例】 食事、掃除、ゴミ出しなど生活が難しいケースとして、知的障害のあるお母さんが入所されています。このお母さんは、婦人保護施設におられるときに障害者手帳を取得されました。子どもが保育園児から高校生になるまで入所されているので、入所期間は長い世帯です。そのお母さんは、掃除や料理ができなかったので、職員が週3回くらい入って、家事支援を行なっていました。お母さんに対しての支援と、高校生になった子どもに対しても、その子の自立する力を高めるために、少年指導員と一緒に掃除をしたり食事を作ったりしたんですが、なかなか定着しませんでした。職員が入るときはできるけれども、入らないときはできないままでした。それで、手法を変えました。県内の障害者グランプリみたいなものがあり、そのお母さんが就労している先で、喫茶部門で1位になったんです。それで「すごい！」と褒めて、全国大会に出られるときに、「喫茶の部門なんだし、家が清潔でないとよくないから、きちんとしないとね」と伝え、子どもにも「お母さん、すごいよ！全国大会なんて誰も出られないよ」と話をして、それで「じゃあ、綺麗にしましょう」という流れになったんです。綺麗にできたときに、お母さんが動く気になるポイントはどこかなと思ったら、お金だった。お金のためだったら、大体のことをされるんです。そこで、部屋を綺麗にできたら、職員が確認をして、1週間スタンプが貯まったらお小遣いが増えるようにしました。もちろん、職員がお母さんから預かっていたお金からお小遣いを増やすんですけど。そうしたら、見事にできるようになったんです。自分で片付けられるようになった状態が、1年継続しています。(生活の中の認知行動療法ですね。誇りを刺激したのと、お金が強化因子と見抜いた勝利ですね。)

・【事例】 生活ができず、母子分離になったケースもあります。職員が毎朝子どもにご飯を食べさ

せて登校させたり、掃除をしたり、ありとあらゆる生活支援をしました。そういう家事支援が入所から3年続きましたが、職員の話合いで「これ以上生活が改善しなければ、施設がネグレクト（放置）していることになる」ということになり、担当母子支援員も保育担当も泣く泣くですが、児童相談所に通告しました（今まではネグレクトということで児童相談所に相談していました）。そして、ネグレクトで母子分離になりました。このお母さんは、知的にボーダーで、入所後、福祉事務所に行かれて検査をし、障害者手帳を取得しました。でも、仕事はできる方だったので、生活ができないわけではなくて、子ども時代の生活の中で保障されてこなかったんだと思います。面倒見もよくて、優しい方だったんですが、生活のスキルが身につきませんでした。2年目くらいに、職員が掃除に入ったとき、軽トラック3台分のゴミと、真冬だったにもかかわらず大量のゴキブリが出てきました。

(3) 子どもへの支援

① 学習支援

- ・少年指導員が遅番(14:00～21:00)と宿直(13:00～22:00)勤務のときに、中高生の学習支援を行なっています。ミーティングルームで学習支援を行なうので、スケジュールを作って、「◎」印の日は「22時まで」、「△」印の日は「21時まで」勉強が見られるということを示しています。そこには、その日に入る少年指導員の名前も記載しています。印のない日は、ミーティングルームで学習はできるけれども、母子支援員や保育士が遅番なので学習支援には入れない日です。スケジュールは、ミーティングルームにも置いているし、子ども達には1人1人に配っています。
- ・週1回、学習支援ボランティアの方2名にも来ていただき、学習支援をしてもらっています。

② 被虐待児の増加

- ・被虐待児の入所が増え、最近、学童が荒れています。この間も、ベテラン職員が学童保育から事務所に戻ってきて、「可愛かったあの子が、私に向かって『こいつ』と言った!」と言っていました。面と向かって、「『こいつ』って誰?」と指導していましたが。そのときも、学童が危機状態だったので、みんなの目を入れるようにしました。少年指導員だけで学童をしていると閉鎖的になってしまうので、やはり他の目が入った方がみんなで感じる事ができるから、強化月間にして、少年指導員以外の職員も手が空いたら学童に入るようにしました。
- ・【事例】新しい子が入所したときに、その子をはじき出して、グループで無視をしたということがありました。そのときは、職員一丸となって、その女子グループと対決して解決しました。そのときも、施設長面接がありました。そのときは、子どもと少年指導員と一緒に叱られます。お母さんのときと同じですね。

③ 子どもの担当

- ・〈子どもには担当を知らせていないのは?〉子ども達はいつもグループワークをしているし、子ども達は個別にして対応しなくても大丈夫なので。ただ、個別に関わらないといけない子どもに

関しては、担当少年指導員との関わりが多くなります。例えば、通院があれば、担当少年指導員がいれば同行しますので。でも、子ども達はいつも学童で、全職員にみてもらっているから、あえて伝えることはしていません。

④ 子どもへの心理面接

- ・子どもで心理相談を利用しているのは少なく、今は3人です。
- ・お母さんに子どもの心理相談を勧めて繋がったケースもありますし、子どもが自分からやりたいと言って繋がったケースもあります。
- ・最近オープンした児童家庭支援センターに、新卒の臨床心理士が1名います。今、毎週土曜日に施設にも来てもらっていて、しばらく慣れてもらってから、施設の子どものプレイセラピーも担当してもらおうと思っています。

⑤ 不登校・非行の児童への対応

- ・関係機関に恵まれていて、学校の先生が不登校傾向の子どもが不登校にならないように、迎えに来てくださったりします。また、不登校傾向の子どもに関して、定期的に関係者（支援者）会議を開いてくださって、施設職員もそのメンバーに入れてもらっています。
- ・サテライトは施設から少し離れた場所にありますが、学校に来ていないという連絡が入れば、職員が起こしに行き学校に連れていったりしています。
- ・【事例】 定時制高校に通う男の子が、付き合っている女の子の家に上がって、夜をその子の家で過ごそうと思ったらしく、洋服ダンスの中に隠れていたということがありました。女の子のお母さんからクレームが来て、発覚しました。そのときは、相手の保護者の方に施設に来ていただいて、担当少年指導員と施設長、関係しているお母さん方と話し合いをして、子どもがしたことに対してスルーしない大人として対応しました。「もうこんなことはしない」と約束させ、「バイトをすることを考えようね。ハローワークに一緒に行くよ」と支援に繋げていきました。

⑥ 子どもの通院同行

- ・基本的に、子どもの通院はお母さんに行ってもらっています。病状から、お母さんが通院させるまで待てないときもあります。そういうときは、お母さんに連絡した上で、職員が通院させることもあります。
- ・【事例】 子どものアトピーで、職員が通院させたケースがありました。この事例はネグレクトで、お母さんに通院させる気がありませんでした。子どもが中学生のときに入所して、子どもは「通院したい」と言っていたけれども、お母さんは「ステロイドをつけると壊死する」と間違ったことを言っていて、連れて行きませんでした。母子関係をみていると、子どもがお母さんを保護者としてどうも期待していないということが分かりました。子どもには、「お母さんに頼んでも、自分のことをしてくれる人ではない」という思いを持っているようだったので、ミーティングにかけました。そこで、「この子の通院を少年指導員にしてもらおうと思う」と言うと、ある職員は「そ

れをやってしまうと…。私は納得できない」と言って、議論になりました。でも、最終的には「お母さんは、お金を出してくれただけでも保護者とみなそう」「お母さんは、その役割を果たしてくださいだけでいいでしょう」「『お母さんはお仕事がお忙しいから、職員が通院させますよ』と提案すると、お母さんが『うん』と言ってくださるかもしれないから、それで子どもを通院させよう」ということでまとまりました。それで、お母さんも「うん」と言ってくれました。ステロイドについては、「アトピー治療はステロイドだけではないし、いままで皮膚科に雇っていないので、飲み薬が出るかもしれないですよ。すごく効くかもしれないですよ」と職員が説明して、了承を得ました。

(4) 母子関係調整のための支援

① 母子関係調整が必要な世帯

- ・お母さんに精神的課題があって、生育歴の中で大事に育てられてこなかったことで、子育てがうまくできない、そして、子どもにも発達障害のようなものがある、母親とのマッチングがうまくいかないといったケースは、多いです。
- ・【事例】子どもに対して拒否的で、「この子と一緒に暮らしたくない」と言うお母さんもいます。その子どもは、お母さんとの関係性が悪くなると、「家出する」とか言って、ちゃんと逃げてくるので、職員が保護していました。聞くと、お母さんは子どもに対して、とてもひどいことを言っておられます。その子は発達障害があって、こだわりが強いんですが、ドクターによると「お母さんにも発達障害の傾向があります」と言われました。そうすると、ものすごくこだわりが強い子どもと、お母さんがぶつかるので、全く話が入らなくなります。そうなってしまうと、別々に保護するしかありません。別々に話を聞かせてもらって、クールダウンしてもらえないという感じです。職員が子どもにご飯を食べさせて、「一緒に寝ようか」と言うと、「多分、鍵は開いていると思う」と言って、夜中に居室に帰ったりしていました。
- ・【事例】子どもを囲い込んでしまって、外に出したくないというお母さんもいました。難しいケースで、子どもを外に出してもらうのに、何年もかかりました。その子どもは、本当に気を遣う子でした。そのお母さんは、居室にいるときは誰にも侵入されないように鍵を閉めていて、外出しているときは鍵を開けていました。それくらい人を信頼できない人でした。でも、子ども達は健康に育ってくれました。ただし、学童では暴れるのを繰り返し、トラブルを起こし続けました。そして、高校生になったときに落ち着きました。〈暴れる場所があったから良かったんでしょうね〉
- ・子どもが暴れたり、落ち着かなかつたりするということを、サインとして捉えています。以前、毎週土曜に来ている心理士の手を噛んだ子がいました。それは、「家で安心できない」「家で落ち着いて生活できない」というサインでした。やはり、子どもがそういう形で職員に訴えてくることがあります。〈まず、子どもの行動をそうやって捉えてあげることが大切なんですね〉

② 母子関係調整のための支援

- ・それぞれのケースで、子どもが荒れている意味は違いますね。

- ・【事例】 母親が、2歳の双子をいつも大きい声で叱っているケースがありました。その母子は、頻りに事務室に来ていました。お母さんは何もしないんですが、子どもは職員に対して「かまって、かまって」というふうに来るので、職員が対応したりしていました。そして、「ばいばい」と言って、事務室から出て行くと、またすぐにお母さんが子ども達を叱り始めていました。そういう状況だったので、職員は「これはどういうことだろう」「お母さん、子ども達の世話が難しいんだよね」と話して、やはり「保育をしていこう」ということで、具体的な支援について話し合いをしました。
- ・さまざまな事象の中で「ニーズがどこにあるか」ということを捉えて、「じゃあ、職員は何ができるだろう」というふうに支援が展開していきます。そうすると、落ち着いていく方もありますし、そうじゃない方もあります。でも、だんだんと変わってきます。
- ・職員がニーズをきちんと捉えて、そこに対して支援をしていけば、落ち着いてこられます。そこに至るまでに、「職員が（ニーズにきちんと）気付けるかどうか」ということがあります。
- ・【事例】 あるケースでは、お母さんが風呂上りに事務所に入り浸って、話を続けました。そういう姿を見て、担当母子支援員は仕事もできないし「イライラする」「もう帰ってほしい」と言うけれども、保育士は「やっぱりニーズがあって来ておられる」「お母さんは表現が下手くそで、上手く『子どもをみて』と言えないから来ているんだよね。あの不器用さがかわいいよね」と言います。そういうふうに、それについてしっかり議論するんです。職員みんなが加わって話をすると、「担当母子支援員の気持ちも分かるけれども、やっぱり『お母さんは子どもをみてほしい』『子どもと一緒にいるのが苦手』『(お母さんは) ギブアップ』というサインだね」ということで、「それで虐待が起こるんだったら、ちゃんと（職員が）保育をしようよ」ということになりました。
- ・夜間も、必要があれば保育をします。虐待の危機が高い場合は、母親が「病気」ということにしてもらって、子どもを21時まで保育します。
- ・ニーズを捉えて支援に展開させていき、それで変わらなければ、捉えたニーズが違っていたので、再検討し、支援を修正していきます。
- ・〈母子の生の関係の中に職員が入って話をしたり、介入したりすることは？〉職員が間に入って、職員が代弁して話が伝わる母子は、母子関係が安定しているということですね。でも、そうでない母子の方が多いです。そうすると、第三者が介入することで、それが火種になる場合があります。職員がいる前ではおさまるかもしれないけれども、職員が出て行った後で、お母さんが子どもに対して不満を出されたりすると困ります。ですから、子どもには子どもの言い分を聞いて、お母さんにはお母さんの言い分があるので聞いて、うまく話し合いに持っていけるかどうかアセスメントします。生の母子関係の間に、入れるところは入ります。
- ・【事例】 〈母子関係が危機状態になったときに、ハード面で、お母さんと子どものクールダウン場所をそれぞれ確保していますね。逆に、例えば、食事のとき、就寝のとき、朝忙しいとき等、母子関係が危なくなる場面をアセスメントして、母子が安全に過ごせるために、危機状態になる前から母子を離して過ごさせるということもありますか？〉あります。朝、子どもが必ず暴れるというケースがありました。大きな声を出して、すごく暴れ、必ず一悶着あって、お母さんがそれに付き合っ、母子で罵り合うということが、ずっと続きました。それで、「お母さん、離れてい

いよ」「お母さん、(子どもを) 放っておかれていいから、後は職員がやるから仕事に行ってください」と言って、暴れている子どもに職員が「〇〇ちゃん、どう？」と話したりしました。「お母さんは、ご自分のことをしてください」と言って、母子を離して、職員が暴れる子どもにずっと対応しました。それは朝でした。中学2年生の子どもでしたが、お母さんをすごく攻撃するんです。お母さんが出て行くと、やっぱりクールダウンできました。そして、別の大人が関わると、靴下がなかっただけとか、原因が小さいこともありました。

③ 母子関係危機の情報をいかにキャッチするか

- ・〈見えない家の中で起きている母子の危機状況を、キャッチする目を育むことがすごく大事ですね。どういうふうに、キャッチしていますか？〉職員同士の話し合いと、古い施設ですので家庭内の声もよく聞こえます。それと、利用者が味方ですから、利用者も一体となってやったださっているんだと思っています。利用者が、「昨日、〇〇さんの家、大変だったよ」とか、「〇〇の家で声がしているけど、大丈夫かな？」「〇〇さんのところ、危ないよ」とか教えてくれます。利用者は、その家のことを非難しようとしているのではなく、「あのお母さんの怒鳴り声を聞くと、DVを思い出してしまう」とか、「しんどくなってしまう」とか言って、職員に知らせてくれます。本当に、有り難いです。〈そういう意味でも、利用者との信頼関係が大事ですね〉
- ・子どもが教えてくれることもあります。「あの子、やばいよ」「登校するときに、ちょっかい出してきて押された」とか「あそこ、おかしいよ」とか教えてくれるので、「ありがとう」と言って聞きます。
- ・【事例】夜中になると、お母さんが起きて、子どもの腕を噛むというケースもありました。それも、子どもが教えてくれました。お母さんからは言えません。子どもが「夜、寝るのが怖い」と言ったので、別々に寝かせました。〈危ないときは別々にして、安全なときは母子一緒にする。それをできるのが、母子生活支援施設の良さですね〉
- ・2か月に1回、お母さんの会があって、そこにはお母さん全員と、施設長と母子支援員が出席します。そこでは、自治会の話や、皆に合意を得ないといけない話等をしますが、そのときに少し時間をとって、施設長から虐待や暴力の話をしています。その中で、「誰でも、イライラして、カッとなって暴言を吐いてしまったり、手を出してしまうこともあるから、それは皆でカバーしていきましょう」「何かあったら教えてください」ということを伝えているので、利用者には浸透しているように思います。ですから、何かがあったときに、それを非難する空気ではなくて、「あそこの家、大変だよ」と教えてくださいます。
- ・【事例】危機的状況があったあるお母さんに、「子ども達を叩いてしまって、子どもが大きな声を出して泣いているときは、職員が『どうされました？』と声をかけますね」と話したら、「そんなこと声かけないでいいから、私の前から子どもを連れて行ってください」と言ってこられました。「分かりました。じゃあ、そうします」と言って、そう対応しました。

(5) 施設内の情報共有・チームワーク

① 心理職の配置状況

- ・施設内には、常勤の心理士が母子支援員として勤務していますが、もともと現場に出ていたのので、施設内で心理面接はしにくいということで、外部から週2回、2名の臨床心理士（70代男性、40代女性）が、心理相談の日ということで来ています。
- ・入所時に精神的な問題が重たいお母さんのケースは、常勤心理職の母子支援員が担当し、不安を吸収しながら、医療機関や心理相談に繋げていきます。常勤心理職の母子支援員は、生活場面のケアをしながら、心理的ケアも行なっています。カウンセリングやプレイセラピーは行なっていません。
- ・利用者も心理職を使い分けています。心理相談は、外部から来ている臨床心理士（非常勤）と行ないません。施設の職員と外部から来ている心理士は、お母さんが心理相談で話された内容について、情報交換はしません。利用者も、そう思っています。ただ、気になるお母さんについては、非常勤の心理士からSVを受けるときに、心理相談をしているお母さんについても「今こういう状況なので」ということを教えてください。危険なサインがあったときには教えてくださいますが、それも余程のときだけです。
- ・非常勤心理士は、事務室に寄られることもなく、心理相談室で待機してもらっています。心理面接の予約は職員がとります。箱庭であれば、子どもは30分枠、母親は50分枠でとります。
- ・非常勤心理士が、ケースのSVおよび職員のSV、コンサルテーションも行なっています。

② 施設長面接

- ・ルールが守られないことやトラブルがあれば母子支援員が日頃から注意しますが、枠を外れてしまうようなことや、子どもへの虐待があれば、母子支援員から「施設長面接しますよ」と伝えます。枠の部分については、施設長がきちんと示してくれる。〈大事な機能ですね〉嫌な役ですけどね。
- ・施設長面接では、担当母子支援員が必ず同席し、一緒に聞かせてもらいます。施設長が、利用者の気持ちを汲みとりながらも、いけないことはいけないと伝えてくれるので、利用者にも伝わって、きちんと入ります。そうすると、利用者も「じゃあ、ここはきちんとしなければいけないんだ」というふうになっていきます。それが、園全体に浸透しています。そういう意味でも、施設長には嫌な役を担ってもらっていますが、とても大きい存在です。
- ・担当母子支援員が、利用者と一緒に叱られる役で同席します。施設長から担当母子支援員に、「私はお父さん役をするから、母子支援員はお母さん役をして、利用者と一緒に叱られてね」「『私の監督不行届きです』というくらいの気持ちで聞いてね」「最後まで、利用者の味方でいてね」と伝えます。〈他の施設では、母子支援員が施設長と一緒に叱るところもあるでしょうね〉母子支援員が施設長と一緒にになって利用者を叱る立場になってしまうこともありますが、そういうときは利用者の反応で分かります。そうしたら、もう一度仕切り直しをします。うまくいかなかった面接というのは、すぐに分かりますよね。利用者きちんと入らなかったときには、日にちを改めて、もう一度面接を行ないません。施設長と利用者で1対1での面接はしませんので、必ず担当母子支

援員に同席してもらうので、職員とももう一度打ち合わせをします。そのとき、施設長から担当母子支援員に「どこかで利用者を責める気持ちがあったでしょ」と聞きます。母子支援員も「ありました…」「許せなかったです」「私のこういう気持ちが動きました」と言うので、施設長から「それは分かる。でも、私達はあくまでもスタッフとして利用者サイドに立つ仕事をしているのだから、利用者の味方になって」と話をして、仕切り直しをします。

- ・職員間で意見が違ふことも、もちろんあります。そういうときは、「そこは納得できないです」「それはどうしてですか」と話をします。職員間で意見が合致していないと、利用者にも伝わらないので、事前にきちんと意見を交換させておきます。職員間の意見が合致したところで、利用者とは話し合いをします。
- ・難しいケースの場合、例えば攻撃性の強い方との面接のときは、「こう言ったらああ言うだろうな」と職員の中でロールプレイをして臨みます。お母さん役がうまい職員がいて、「でもねー」と言い返す役をしてくれます。そう返ってきたとき、「どういう気持ちになる?」とか「じゃあ、どうやったら伝わる?」といったことを、事前に打ち合わせをして、練習します。〈サイコドラマのよう。瞬時に職員間でロールプレイができるのは、メリットですね。〉
- ・職員が利用者を注意する場面が多くなってくると、職員は利用者をお叱りしているのではないこと、つまり「行為に対しては言うけれども、あなたの人格に対しては何も言っていない」「あなたが子どもを育てようとしておられることに対しては、私達（職員）は最大限の敬意を払っている」ということを伝えるのが、なかなか大変です。ですから、注意するときは、「これに関しては注意をしたけれども、もうおしまい」というふうに、“点（行為）”だけに対して注意するようにして、「あなたを非難しているわけではない」ということが伝わるようにしています。「職員は味方で、この行為に対しては怒るけれども、それだけなんだ」ということが利用者に伝わると、職員が話したことの入りも早いです。そうすると、事前のロールプレイも必要なくなります。

③ 職員の感情を扱う風土

- ・〈施設長の執筆された文章には、「転移」「逆転移」といった精神分析の専門用語が普通に出てくることに驚きました。職員の中で、そういうことが共有されているんだろうなと思いました。〉普通に職員同士で話します。施設長からだけでなく、職員同士も「あなた、今日変だよ」とか「あの人と話すとこういう気持ちになる」とか言い合います。
- ・引き継ぎやケース会議のときに、大変なことが起こっている場合は、支援について洗います。その洗い直しの中で、どういう支援をしたか、利用者とはどういうやり取りをしたか、そのときどういう感情だったかについて、みんなで話をします。先輩たちが「それはこんな感情が動いていたんじゃない?」と言って、新しい職員にも伝えていきます。
- ・〈職員の感情を大分扱われていますが、それはSVの先生が入ってからですか? それとも研修等で、昔から風土としてあったんでしょうか?〉20年近く前、境界性人格障害と診断された方が入所された際、7人の職員がバラバラになってしまって、職員も大半が辞めて、3人だけになってしまったということがありました。そこが、倉明園の原点です。そのときに、「どんなに自分達がいいこ

とをしていると思っても、利用者を傷つけることをしてはダメなんだ」ということと、「私達がサバイバーとして残ることが利用者さんのためになる」ということを学ばせてもらった。そのときに関わっていただいた精神科医の先生に、今も、2か月に1回、倉明園の主催で勉強会（事例検討会）をしてもらっています。

- ・20年近く前の施設がバラバラになった状態を知らない職員も入ってきています。でも、その基盤があって、それに基づいて利用者を支援しているということが伝わります。

④ 職員の体制

- ・勤務体制は、宿直職員（13:00～23:00, 6:30～11:30）1名がいて、日勤1（8:00～17:00）が1名、日勤2（9:00～18:00）が2名、日勤3（9:30～18:30）が2～4名、そこに遅番が2名（12:00～20:00と14:00～21:00）入ります。ミーティングがあるときは、宿直が遅入りし、明けの時間も遅くしています。
- ・お母さんもしくは子どもが入院するときは、職員が宿泊保育をします。そのときは、「超早」と「超遅」という勤務をつけます。「超早」は7:00出勤で、子どもにご飯を食べさせて保育園に連れて行きます。「超遅」が、子どものご飯を作って食べさせて、お風呂に入れて、子どもを寝かしつけて、22:00に退勤します。そして、宿直職員が子どもと一緒に寝ます。
- ・基本的には、少年指導員が子どもをみています。でも、被虐待児が多いので、学童が荒れたときは、職員の中で打ち合わせをして、少年指導員以外の職員も手が空いたときには入るようにしたりしています。子どもといつも接している少年指導員は、子ども達に暴言を吐かれるなど攻撃されることに慣れてしまっていて、心がすり減っているように思います。普段入っていない職員が入ると、子どもの行為に対して「それは許せない」と思うので、それがよく分かります。それをきちんとしようということで、「保育士も母子支援員も時間が空いたら学童に入って」「子どもも、職員全員で見よう」と言っています。
- ・母子支援員が、お母さんのことだけということで、学童に入らないということはないです。逆に、少年指導員や保育士が、家事支援として食事を作ることもあります。通院も、担当母子支援員だけでなく、保育士にお願いすることもあります。職員同士が補い合って、支援しています。

⑤ 情報共有の会議・引き継ぎ

- ・ケース会議は月2回、できるようにしています。
- ・職種別の会議も行っています。母子支援員チーム、少年指導員チーム、保育士チームが、それぞれ世帯や子どもの個別の課題について話しています。
- ・引き継ぎは、午前と午後の2回行っています。職員はどちらか1回出ればいいので、朝がメインになっていて、1時間はかかります。午後の引き継ぎは、午前からいた職員が夕方の職員に伝えます。
- ・引き継ぎの時間が、ケース会議になることも多いです。今起こっていることに対して、「今、議論しようか」ということで話し合います。ケース会議まで待ってられない事案も多いので。そこで、1時間～1時間半かかることもありますが、この時間は削れません。

⑥ フットワークの軽さ

- ・利用者から大事な話を聞いたら、すぐに、そのときに事務室にいる職員2～3人で、引き継ぎも待たずに、話をします。チームで協議をした方がよいときは、「じゃあ、集まって」と言って、施設長と担当母子支援員と保育士とが集まって話して、すぐに支援に繋がられるようにしています。それは日常的です。

⑦ 職員同士で話し合うメリット

- ・重たいケースの方を受けていると、感覚が麻痺するようなこともあります。人に伝えると、「その言葉、大事だよ」とか、「それ、危機的な状況だよ」と言われたりします。自分一人だと見過ごしてしまいそうなことを、人に話すことで、「大事なことだったんだ」と捉え直すことができます。だから、伝えていかないとと思っています。

⑧ 男性職員の良さ

- ・男性職員は2名、副園長と少年指導員です。
- ・副園長はジェントルマン。そういうジェントルマンのモデルがあるということは、子どもにもお母さんにもとても大事です。特に、きちんとした男性モデルがない人達にとっては。
- ・少年指導員は、個性的です。まだ20代で若いので、他の職員にいろいろと言われていますが、強い人なので、再生して成長しています。みんな初めからジェントルマンではないので、今はパワー溢れている若い男性として、子どもに対して、すごくいい物を出してくれています。
- ・ジェントルマンモデルの男性と、若くて個性的な男性という点で、バランスが良いです。

⑨ 職員同士の信頼

- ・パーソナリティ障害の方がいたりすると、職員を無意識に分断しようとしたり、取り込もうとされたりするので、それを分かっているながらも、そうではないのに職員の中で孤立感を持ってしまうことがあって、「沖に流された」「また（沖に）流しましたね」とか言っています。そう言えるから、大丈夫なんだと思います。でも、取り込まれそうになることは、多々あります。〈それを乗り越えれば、チームが強くなりますね〉
- ・〈スタッフが適材適所で揃っていますね。人材育成はどうされていますか？〉みんなが勝手に育ててくれています。職員同士が信頼し合っていることが根っこにあるから、何を言っても入ります。個人に対する攻撃をしていないというのが、よく分かっているので。だから、私（施設長）も職員に「大塩さん、あの人には特別ですよ」等と言われたりして、「ばれたか…」とか「私は、ああいう人に弱いんだ」とか、「しまった！」と思ったりしています。そういうことを、日常的にみんなが言えて、もちろん言われたら怒ったり、ムツとしたりすることもあります。その人を嫌いと言っているわけではないということが、皆分かっています。皆が助け合っている。若い職員が疲弊しているときは「話を聞いてあげて」と自然になります。〈施設長を『さん』付で呼べるのもすごい〉〈職員さんが安心して働けますね〉〈お互いに、助け合い、成長し合える環境ですね〉

(6) 多機関との連携

① 多機関との勉強会

- ・2か月に1回の勉強会（事例検討会）では、精神科医の先生によるSVを受けています。それは、県内の児童福祉に携わっている方を対象として、開催しています。他施設の職員や市の職員も参加しており、事例は持ち回りで行なっています。
- ・今、県内で心理士の会などが立ち上がってきており、そこでも勉強させていただいています。また、鳥取県母子生活支援施設協議会でも、心理士の勉強会を2か月に1回開くようになりました。

② 関係機関との捉え方の違い

- ・児童養護施設や乳児院等も含んだ、鳥取県の入所施設協議会の研修で母子生活支援施設の事例を出すと、児童養護施設の方も乳児院の方も「それは分離でしょう！」と言われます。でも、私達には「だって…」という思いがあります。
- ・上記のゴキブリが大量に出た世帯については、職員はやれる支援は全てやったけれども、「分離することがこの子供達を守ることなんだ」と思って、児童相談所にずっと相談し続けていましたが、児童相談所はなかなか分離にゴーサインを出しませんでした。児童相談所も、ずっとお母さんと面接をして、指導をしてくださっていましたが、世帯の状況はなかなか改善しませんでした。でも、児童相談所としては「でも、母子生活支援施設にいるから安全でしょう」「直接的に暴力を振るっているわけではないから」ということでした。

③ 学校との連携

- ・学校との懇談会は、各学期に1回あります。
- ・難しいケースがあれば、その都度行っています。毎日ということもあります。
- ・小学校、中学校、高校と、連携を取っています。

(7) その他

① 退所の状況

- ・退所のタイミングは、ご本人の希望で決めます。
- ・退所後、施設から離れたところより、施設の近くに住みたいという方が多いです。
- ・入所期間が長い方もおられますが、平均入所期間は3年3～4か月くらいです。サテライトを5世帯運営しているので、毎年大体新入所を5世帯受け入れることになっています。
- ・入所期間が長くなると、福祉事務所から退所について話があります。そうすると、サテライトに行かれて、ワンクッションおいてから、地域に出て行く方もいます。
- ・知的障害のある方や、自治体から「子どもが高校を卒業するまで」と言われている場合は、入所期間が長くなります。
- ・仕事も少ないので、地域に出られて、経済的に自立して生活できる方は少ないです。介護福祉士や看護師でしっかり働かれると所得も上がりますが、その他の仕事だと、経済的には苦しい状況

です。

- ・サテライトの入所期間は大体1年ですが、子どもの区切りのいいところということで、1年半になる世帯もあります。サテライトをステップの場だと、利用者も思っで行かれます。その間にお金を貯めて自立をしようという、準備期間という捉え方です。初めはサテライト希望の方は少なかったのですが、最近は希望者が多いです。

② 母子生活支援施設だからできること

- ・〈お子さんの支援で、お母さんと一緒にいるからこそできると感じていること、特徴、ケースがあれば教えてください。〉子どもにとってお母さんは「絶対」なので、どんなお母さんであれ、どんな生活であれ、お母さんのもとにいること自体が、子ども達にとっては安心して繋がっていると思います。この前の総会でも、職員の所信表明の場で「私達（職員）は、力の限り子ども達を大事にします。でも、どんなに頑張っても、お母さん達にはかないません」と伝えました。それは、日々の支援でも感じているところです。やはり、子ども達にとって、『家族でいられる』ということが、何より安心だと思います。それがベースにあって、その上に職員がいるから、「すぐに助けてもらえる」と思ってもらえる。そこが、子どもにとっての母子生活支援施設の強みだと思います。〈基本的信頼感というところですね〉
- ・母子生活支援施設に来るという時点で、子どもはお父さんを知らなかったり、お父さんと別れて来たりするので、傷ついていると思います。その上、お母さんと別れるというのは、子どもにとっても、お母さんにとっても、身を裂く思いだと思うんです。だから、そこは避けたいと思って、職員としても最大限努力をしたいと思っています。でも、何年か1回は「でも、これ以上は…」 「やはり子どもが保障されるべきことは保障されなければいけない」ということで、分離に至るケースがあります。そのときは、職員みんな泣きますけど…。
- ・〈いずれ、母子ユニットで入所する施設ができるのではないと思う。そのとき、母子生活支援施設でやってきたことを応用すべき。母子生活支援施設と情緒障害児短期治療施設が統合されるかもしれない。子どもに、新たな喪失を与えなくてもよくなるので。母子が一緒にいることで虐待してしまうのであれば、居住地は一緒だけれども、別の部屋で入所させることもできるとか。ヨーロッパではすでに、そういう展開をしています〉以前、ネグレクト状態のお母さんがいたときに、理事長に「隣に児童養護施設が欲しい」と言ったことがあります。「子ども達の生活を保障してあげられる場所がほしい。それでいて、お母さんとの生活も守られる場所がほしい」と訴えました。

③ 多目的室（ミーティングルーム）

- ・日中はお母さんが集まったり新聞を読みに来たり、夕方からは中高生がおやつを食べたり勉強したり、職員と話をしたりする場所として、今は兼用のミーティングルームがあります。でも、中高生が勉強する部屋も個別でほしいし、お母さんがお茶を飲んで気楽に話せるサロンのような部屋もほしいと思っています。
- ・日中、多目的室にお母さんが来て、お母さん同士で話をしたりしています。職員は呼ばれなけれ

ば入りません。呼ばれないということは、お母さん達が、職員が入ることを望まれていないということなので。

- ・【事例】今朝も、施設長が多目的室で花を活けていたら、お母さんが新聞を読みに来て、何気なく「実は今、子どもが大変なんです…」と話し始めました。それが大きなことだったので、職員みんなでも対応を考えよう、ということになりました。

④ 欲しい職種

- ・今、必要だと思っている職種は、心理職です。生活の場で見逃さない目があるのは、大事。アセスメントに繋がることなので、常勤心理職が複数人ほしいと思います。一人だと大変だろうし、複数人いるとお互い話もできると思うので。
- ・精神科医の先生には、定期的に来てほしいですね。20年前にチームが壊れてしまったとき、ドクターに話を聞いてもらって、すごく支えられました。そういう意味でも、心強いです。また、利用者が精神科を受診するまでの一步は重いです。それが、先生の方から来ていただけるとなると、全然違うと思います。それに、児童相談所に伝える際も、ドクターの言葉はとても大きいです。
- ・看護師もほしいです。医療職の方がいると、全然違います。一時期、看護師がいたのですが、施設内がバラバラになった際に辞めてしまいました。

⑤ 今後の課題

- ・場所がなくして今はできていませんが、退所児童も預かってあげられれば、と思っています。入所者は、休日保育や、夜間、病気のときなどには子どもを預かって保育していますが、退所されると地域にそれをしてもらえるところがありませんので。でも、今は利用者のごことで手一杯で、施設ではできていません。今後、それができるような体制を整えられれば、やりたいです。また、地域でそういうニーズが保障されれば、退所された一人親の方も地域の中で暮らしていきやすいだろうと思います。
- ・今、地域には、病児保育をしてくれる病院が1つしかありません。もっと地域で暮らしていけるように、施設入所している方が受けられている子育てサービスを、地域で展開したいと思っています。大変なときは施設を母子で利用し、一方、子育て期間中は必要なときには倉明園に子どもを安心して預けながら、地域で生活できるように。地域でそういう子育て支援ができれば、退所までの期間ももう少し早くなるでしょうし、地域で困っている人をもっと受け入れられるでしょうし、と思っています。

<参考文献>

大塩孝江 (2011) 「母子生活支援施設 倉明園の実践」, 子どもの虹情報研修センター紀要 9, pp.110-120.

大塩孝江 (2012) 「心理職に求めるもの-母子生活支援施設から-」, 増沢高・青木紀久代 (編著) 『社会的養護における生活臨床と心理臨床-他職種協働による支援と心理職の役割』, 福村出版

2. 皐月

ヒアリング日時：2014年6月12日（木）13:00～15:00

調査対象者：施設長、母子支援員2名、少年指導員1名、心理職1名

調査者：深沢、代、長尾

(1) アセスメント

① 入所前の情報把握・情報共有

- ・当施設では、入所前に、まず見学をしていただいて、次に面接をするという2段階になっています。一度来ていただいて、外観等も見ていただいています。当施設では、今は施設が新しくなっていますが、中には昔の母子寮のイメージが強い方もいらっしゃるので、まず見てみてもらっています。その上で、「ここで生活したい」ということになったら、面接を行なう形をとっています。このように2つの段階を経ることで、当施設できちんと自覚を持って、自立に向けてじっくりと考えてもらいたい、という思いがあります。
- ・見学は、誰でも受けられる体制になっています。その後、その方が、施設長面接を希望されたとき、「もっと詳しく、ここでの生活について聞きたい」とおっしゃられたときに、2人の母子支援員のどちらかが世帯の担当として対応することになっています。
- ・面接には、お母さんと福祉事務所の母子自立支援員、施設からは施設長と担当母子支援員が入ります。学童年齢の子どもがいらっしゃるときは、少年指導員も面接に加わるようにしています。
- ・見学に来ていただく日と、施設長面接を行なう日は、別日に設定しています。それは、お母さん自身の自己決定を大事にしているからです。あくまでも本人が希望して施設に入ったという意識で入所してもらい、それに基づいて施設では自立支援計画を組んでいきます。ですので、見学をして、少なくとも一晩は考えてもらって、自分で決めて、福祉事務所の支援員に「あの施設の面接を受けたいです」と伝えてもらうようにしています。その後、施設長面接を行ない、生活について説明をします。常識的なルールですけれども、その説明を聞いて「そういうルールがあるならやめます」と言うのもその方の権利ですし、「私達はここでやっていきたい」と言われる方もいます。とにかく、お母さん方には、自己決定をしてもらうことを大事にしています。施設長面接後も、一晩じっくり考えていただいて、福祉事務所の支援員に入所の意思を伝えていただき、福祉事務所の支援員から施設長に入所の意思を伝えてもらうようにしています。
- ・入所の際に自治体を通すのは、お母さんに「入所にあたっては福祉事務所が関係している」ということを分かっていただくためです。措置費は水面下で動いていますが、「あなたが退所するまでは福祉事務所が責任を持っているんですよ」「(入所の意思については)福祉事務所の方へお電話ください。福祉事務所の了承のもと、あなたが入所となります」ということを、しっかり分かってもらえるようにしています。お母さん達にも、その辺りのシステムを分かっていただけるようにしています。
- ・施設長面接のときに、お母さん本人と福祉事務所の支援員がいる前で、施設長から支援員に「こ

の方（お母さん）にどれだけの契約期間を与えていただけますか？」と聞きます。支援員が、お母さん本人の前で「〇年で自立していただきたい」と、福祉事務所としての計画（思い）を伝え、その場でそれをみんなで共有します。それが最初にあると、その後の自立支援計画も、「入所のときに〇年、とお話しされていましたがね」ということで、進めていくことができます。

- ・入所される世帯の情報については、入所面接時に施設長が聞き取るのが主ですが、前もって福祉事務所に「入所に至る経緯についての情報を事前に出してください」とお伝えしています。その情報に基づいて、施設長が面接の内容を変えることもあります。その人に全く関係のないことは聞かず、福祉事務所の「相談カード」などがまとめている問題点を踏まえながら、施設長面接を行いません。
- ・施設長面接では、まず家族関係についてしっかり聞きます。そして、「ここであなたに何かがあったときのために」と、身元引受人の方を出していただきます。その後、「施設の説明が担当職員からありますので」と言って、施設長は退席します。
- ・施設長面接のとき、施設長から、入所までの経緯についても聞きますが、このときにお母さん達が本当のことを全て言うことはほとんどありません。やはり、入所して生活していく中で、少しずつ出てきます。それは、どなたでも同じです。なので、この面接のときは、重要なところを伺っておくために、福祉事務所の支援員に事前に情報を聞いています。例えば、施設長面接で「借金がありますか？」と聞いたときに、福祉事務所の支援員による情報は「有り」と記載しているけれど、お母さん本人は「ない」と答えることもあります。それはそれで、後々分かることなので構わないです。「借金があるけれども、『ない』と言ってしまうタイプの人なんだな」とアセスメントするということです。
- ・小学生以上の児童がいる場合は、お母さんと一緒に、事前に1回見学に来ていただきます。面接のとき、もしくは日を改めて、生活の様子を説明して、「ここで生活できるかな？」と聞きます。「分からない」と言う子もいますし、「はい」と言う子もいます。面接のときに、小さいお子さんを連れて来られる場合は、お母さんと離れられない子は難しいですが、保育室で遊べる子は保育をしています。
- ・入所前の面接時には、心理職は入りません。心理士によるアセスメントは、入所が決定し、入所後に行なっています。

② 入所後の聞き取り面接

- ・入所後、担当の母子支援員が、聞き取りの面接を行いません。入所後しばらくして、「実は…」「実は…」と新たな情報が出てしまうと支援が難しくなるので、関係性を結ぶためにも、入所後なるべく1週間以内ぐらいに面接をするようにしています。
- ・担当母子支援員による面接では、被虐待児受入加算の申請をしなければならない関係もあるので、「どういうDVを受けたか」「お子さんがどういう虐待を受けたか」「どういう状況で生活してきたか」を、施設長面接で得た情報を基に、お母さんがどういう育ちをしてきたかも含めて、家族関係や、どういう人達と結びついているのか等について、聞き取りをします。その中で、お母さ

んに「この職員なら話せるかな」と思ってもらえればいいのかと思っています。また、担当職員も、後から聞きにくいことについても、初めに「こういうもの」という形で、お母さんの気持ちを損ねないように空気を読みながら行ないます。「ここまでだったら聞けるかな」だったり、「これは後で心理職から聞いてもらおう」等、考えながら、具体的なアセスメントを行なっています。

- ・担当職員が聞き取った情報は、心理職の方からもアセスメントをしていただいた情報と、毎月のケース会議で突き合わせて、どういう支援が必要かを、職員の間で決定していきます。
- ・担当母子支援員による聞き取りは、担当母子支援員が宿直のときに事務室に来てもらったり、お母さんの部屋に伺って話を聞いたりして行ないます。人によりますが、面接という形でなく、「ちょっとお話しよう」と言って、お茶を飲みながら話をすることもあります。
- ・事務的に、「ここに入所したら、私達もこういうことを把握しておかないといけないんです」というふうに、最初に切り出して話をすることもあります。実際に、調査で報告しなければいけなかったりもするので、「東京都に書類を出さないといけませんので」と説明し、そういう部分も含めながら聞き取ります。
- ・聞き取りの際には、性的虐待を受けた経験等話し難いこともたくさんありますので、お母さんの様子を見ながら、聞けるところまで聞くようにしています。無理やり聞き出すことは良くないので、空気感で、探りながら聞きます。「答えられる範囲でいいので」と伝えますが、1つのことを聞くと、いろんな情報がくっついて出てきたりもします。
- ・何年かやっていて、「聞き取りは最初じゃないとできない」ということに気が付いたので、初めに行なうことにしました。そのため、最初のうちに、なるべく多くの情報を得るようにしています。「最初のうちに分かっていたら…」ということがたくさんありましたので、最近はこの形をとるようにしています。
- ・居室でお茶を飲みながら話をする但也有ありますが、ケース・バイ・ケースです。自立支援面談は、基本、お部屋での面談になります。生活状況も見せていただくということで、そうしています。事前にお母さんにはお伝えしますが、それでもお子さんが寝ていたりすると、お部屋の方がやりやすいということもあります。お子さんがいると話しづらい場合もありますので、補助保育を行なうこともあります。自立支援面談というと事務所に降りてくるお母さんもいます。しかし、「自立支援面談は、母子自立支援員さんがいらっしゃるので、部屋の様子も見ていただかないといけないので、お部屋で行ないます」と伝えます。中には、慌てて片付けたり、「絶対に嫌だ!」と言ってごねてしまうお母さんもいます。

③ 心理職による面接

- ・入所後、1～2週間ぐらいの間に、心理職によるアセスメント面接を行ないます。非常勤心理士が3名いますが、アセスメント面接は一人のベテラン心理職が行なっています。
- ・心理職とは、アセスメント面接の前に、世帯の経緯についてはできるだけ情報共有しておきます。
- ・以前は、必要に応じて心理職に紹介することが多かったのですが、「最初に分かっていたら…」というケースが多かったため、ここ3～4年は、全世帯に対して、入所後できるだけ早い時期に

一家全員で「カウンセリングを行なうお部屋と心理職の紹介」という形を取りながら、家族関係等について見立てを行なうというシステムに変えました。

- ・お母さん達には、心理職との面談については「顔合わせ」とお伝えしています。前に、「アセスメント」と伝えて、失敗したこともありましたが、今は「心理職と顔合わせをしていただきます」というふうに伝えています。
- ・この「顔合わせ」において、「心理職によるアセスメント」を行なっています。基本的には、カウンセリングルームの使い方の説明をしたり、入所して間もないので「居心地どうですか?」「困ったことはありませんか?」等を聞いたりします。時間は、1回目は30～50分で行なうようにしています。その後、必要に応じて、と言ってもほとんど全世帯ですが、今度はお母さんだけでお越しただいて、お子さんの前では話しにくい話をするようにしています。こういうふうに、「顔合わせ」は2セッション行なっています。
- ・最初のセッションで、お子さんや母子関係の様子をアセスメントします。次のセッションで、そこで見立てた情報に基づいて、お子さんに関して肯定的なフィードバックすると、お母さんはすごく喜ばれます。肯定的なフィードバックをしながらも、「こういうところはどうか?」と聞くと、「実は心配で…」という話が出てきたりします。そこから、お母さん面談やお子さんのプレイセラピーに繋げていく形になります。
- ・アセスメント面談後、見立てについては、他の職員にもフィードバックしています。「こういうところは気をつけて支援していった方がいいかもしれません」とか、「お子さんのこういうところは少し注意して見ていってください」とか、フィードバックをしながら情報交換をしています。
- ・アセスメント面談を最初に行っておくと、「必要だな」と思ってお誘いしたときに継続相談に繋がらなかった場合も、顔見知りにはなりますので、お母さんが仕事から帰ってきたとき等に「おかえりなさい」「最近調子どう?」等、気軽にフォローアップできます。ゆくゆく繋がるためにも、すごく便利になりました。
- ・中心になっている心理職は、現在、勤務13年目になります。初めの11～12年は、面談だけでアセスメントを行なっていました。しかし、知的な困難のある親が多い状況もあり、その影響で就労や子育てがうまくいかなかったり、見かけとは違ってできない様子が、日常生活を見ている職員には分かっても、周りには理解してもらいにくいということが多々ありましたので、先日 WAIS - III (ウェクスラー成人知能検査) を購入したのを機に、必要そうなお母さんにはお勧めしています。SCT やロールシャッハ・テストも、お勧めしてご希望があれば、実施するようになりました。お子さんは、教育相談所や児童精神科でお願いすれば検査を受ける機会がありますので、お子さんに関しては行なっていません。お母さんの検査を行なってもらえる場所はほとんどないので、お母さんにのみ心理検査を導入しています。

④ 担当制について

- ・2名の母子支援員が分担して、世帯を担当しています。ケースの内容によってではなく、10世帯ずつということで、ざっくりと分けています。担当している世帯が退所したら、次に入所した世

帯を、その母子支援員が受け持つといった感じです。

- ・担当制のメリットは、窓口が一本化されることです。もちろん、その場のタイミングで、すべての職員が支援に関わります。担当以外は関わらないといったことはありません。ただ、窓口を一本化しておくことで、筋の通った支援ができます。担当母子支援員は、自立支援面談の担当としておいていただきますので、情報は必ず担当に集約される体制にしています。そのため、担当以外の職員が大事な話を聞いた場合、「施設長か担当職員に、直接伝えた方がいいんじゃない？」と対応していくことで、一本化した支援がきちんとできる場所は、担当制のメリットだと思います。また、行政に対しても、誰がこの世帯に責任を持っているかという窓口が一本化しているので、情報が取りやすい、連携しやすい、という利点もあります。
- ・担当が欠勤しているときは、出勤している職員がその場で必要な支援をします。そして、担当には申し送りでのどのような対応をしたかについて必ず伝えます。
- ・世帯の情報については、職員全員が把握しております。担当しか情報を把握していない状態だと、支援がしにくいので、そうしています。担当は、あくまで窓口です。広域からの入所がありますから、1つの福祉事務所ではなく、複数の福祉事務所と連絡を取っています。措置元の福祉事務所は、連絡をとりたいたときには「(担当の) ○○さんいますか」とおっしゃいます。担当が公休の場合、担当に直接話した方がよい内容であれば、かけ直していただくこともあります。緊急の内容であれば、電話を受けた職員が聞いて担当に伝えたり、急ぎであれば公休の担当に電話で連絡を取り指示を仰いで対応したりすることもあります。
- ・子どもについては、学齢児は、世帯毎に少年指導員の担当を決めています。

(2) 母親への支援

① カウンセリングが必要な母親への支援

- ・担当母子支援員が日常的に相談を受ける中で、「心理的なケアが必要」というタイミングが必ず出てきます。そのときに、「カウンセリングを受けてみましょうか?」「先生と調整しておきますね」というふうに、お母さんと心理職の間に入って、繋げるようにしています。
- ・カウンセリングルームのポストがありますので、カウンセリングは受けたいけど職員には言いたくないというお母さんは、ポストに直接メッセージを入れられるようにしています。それは、職員からも心理職からも、最初にお伝えしています。実際には、ポストの利用はほとんどありません。以前、最初の頃に2ケース程ありましたが、ここ5～6年は一切ない状態です。
- ・カウンセリングが必要だと思われるお母さんのほとんどは、心理職に繋がっています。そのため、職員の方から勧めることも少ないのが現状です。
- ・初めに心理職に会って、お母さん自身が「私は大丈夫」とカウンセリングを拒否したけれども、後々になって希望が出てきたときには、担当から「一度、受けてみますか?」等と声かけをして、心理職に繋いでいます。
- ・入所後、「顔合わせ」として、心理職とお母さん達が1回会うということは、すごく大事です。初めて会う人に話さなければいけないというのではなく、一度「顔合わせ」で顔見知りになって

いる人と話すという形になりますので、お母さん達も安心だと思います。

② 精神科通院が必要な母親への支援

- ・精神科医の嘱託医を配置しており、心理職が密に連絡を取り合える関係にあります。
- ・施設内カウンセリングを受けている方で、服薬が必要であったり、入院が必要になりそうなケースがあれば、早い段階で、心理職から嘱託の精神科医に連絡をしています。お母さんとしても、「担当心理士の紹介」ということで行きやすくなります。このように繋がっていると、職員の方からも、「お世話になっている〇〇さんの件ですけれども、最近こういう状況が生活場面であるんです」というふうに連絡を取りやすくなります。嘱託の精神科医との連携は、スムーズにできていると思います。
- ・カウンセリングを継続していない方で、急に精神科通院が必要になった場合には、職員から直接、嘱託の精神科医に連絡して、お願いさせてもらったりもします。
- ・嘱託の先生は、一人で開院されていて、お忙しい先生ですが、メールをするとすぐにお返事をくださいます。心理職からも、お母さんに処方された薬が合わなかったり、眠気が強かったりする場合は、すぐに連絡しています。
- ・精神科医を嘱託医として配置したのは、前任の嘱託医の頃からですので、もう10年ぐらい前からになります。その先生が退職されるときに、「どなたか紹介してください」とお願いしました。ご紹介いただいた精神科の病院に、施設長から直接お願いしました。その先生はたまたま地元出身の方で、同法人の児童養護施設のこともよくご存じの方で、嘱託医を引き受けてくださいました。その先生になって、もう5～6年経っています。
- ・現在の先生は、できるだけ薬を使わない先生なので、服薬に対して抵抗のあるお母さんに「余りお薬を使わない先生だから、安心ですよ」と伝えると、大体は行ってくくださいます。
- ・前任の先生もそうでしたけれど、よく話を聞いてくださる先生です。30～40分も話を聞いてくださいます。貴重な先生です。
- ・精神科に通院しているお母さんの中には、他の精神科に通われている方もいます。もともと別の病院に繋がっていて、入所される方もいますので。また、嘱託医の先生のところに行き始めたけれど、合わないというときには、無理に勧めず、他院を紹介したりします。
- ・嘱託医の先生から、お母さんの見立てや助言をいただくこともあります。
- ・体調が崩れてしまったお母さんの入院先を紹介していただいたこともあります。

③ 外国籍の母親への支援

- ・現在、外国出身のお母さんの世帯は4世帯入所しています。
- ・ほとんどの福祉事務所から「2年で退所できるように支援してください」と言われます。そうすると、その世帯が入所した段階から、2年後には地域で生活するということを考えながら、私達も支援をしていかなければなりません。そういった面では、やはり日本語の習得はとても大事になります。ご本人が日本語をマスターするのがもちろん一番ですけれども、退所後に、私達のサポートなし

でも、地域で誰かに頼りながらやっていけるように、地域との関係を結びつけるようにしています。調布市の国際交流協会という日本語ボランティアさんのところにお繋ぎしたり、NPO 法人等のボランティア団体に繋がっていただいて、言葉の勉強をしていただきます。

- ・手続きに行くときや書類を記入するときは、職員が同行したり、記入の介助を行ったりしています。お母さんと関係機関の対話がスムーズにいくように、職員から関係機関に直接連絡を取り、「お母さんには、こういうふうに伝えてあります」等と伝えることもあります。全く日本のことが分からないまま日本に来て、出産された方が多いので、挨拶の仕方ひとつから教えるような状態です。
- ・日本語教室に通っている方は、大分上達してきています。
- ・【事例】以前、日本語を全く喋れないという方がいらっしゃいました。その方に関しては、様々なところに同行して支援しました。初めは職員が言うことも分からないし、お母さんが言うことも分からないといった状態でしたが、日本語も大分上達され、その方ができる仕事を一緒に探し、就職しました。職場で日本語を学ぶことにより、一層日本語が上達しました。
- ・調布市の事業で、外国籍の方がヘルパー資格を取得できるという支援もあるので、そういうところに繋げることもあります。
- ・入所時に、必ず「集団生活なので」と一通り説明させていただくので、「こんなの知らなかった！」等というトラブルはありません。ただ、国柄は出ます。入所時には、肝心なことをたくさんお話しするので、自治体の方をお願いして、必要な方には通訳の方を連れてきていただいたこともありました。大事なことはきちんと理解してもらった上で、その人が「ここでなら生活できる」と決められるようにしないと、後から「入れられた」とか「本当は入りたくなかった」となってしまいます。そのため、行政の費用負担で、通訳の方をお願いしています。

④ 生活のしおり（資料2-①）

- ・生活上のことは、『生活のしおり』に書いてあることをベースに支援を行っています。『生活のしおり』は、入所するときにお配りして、説明しています。『生活のしおり』は、ずっと部屋に置いておいてください」と伝えて、渡しています。
- ・文字だとなかなか伝わりにくいところもあるので、生活場面のイラスト入りで、分かりやすく説明しています。
- ・関係機関の連絡先、職員の顔写真や紹介も、載せています。
- ・「母の会」に関するページは、お母さん方が作ってくださったものをまとめて載せています。
- ・変更するところもあるので、3月末に一度返却していただき、ページの差し替えをし、お渡ししています。
- ・外国籍の方も多いので、『生活のしおり』の英語版の作成を考えています。

⑤ 家事支援

- ・必要に応じて、食事作り、洗濯、掃除等の家事支援も行なっています。お部屋に入って一緒に料

理を作る支援も行なっています。

- ・現在入所しているお母さん方は、皆さん一生懸命ですが、どういうふうにも子どもと関わればいいのか分からないということで悩んでおられる方も多くいます。そのため、お部屋に入って、一緒に子どもにご飯を食べさせたりしながら、「こういうときはこう声をかけましょう」とか「こういうときはこういう叱り方をすると効き目がありますよ」とか、「フォローはこうやってしましょう」とか、事務所で言葉だけでやり取りをするのではなく、実際にやっているところを見せて、学んでもらえるように支援しています。
- ・食事の介助や、離乳食の作り方等、必要があれば、部屋に行き支援しています。
- ・家事支援をするときの状況・理由は、多様です。お母さんが風邪をひいてしまって家事ができないという場合もあれば、お母さんが精神的に落ち込んでいて家事ができない、お風呂も入れないという場合もあります。そのときに必要であれば、家事支援を行なっています。
- ・心理職も、生活場面面接ということで、部屋に入ったり、一緒に料理をしたり、洗濯物をたたんだりしています。お母さんが、子どもがいてお風呂もゆっくり入れないということでイライラしたので、お母さんがお風呂に入っている間、子どもと一緒に遊んだこともあります。

⑥ 支援上のルール・枠

- ・施設でできる支援として、保育に関してはルールをきちんと作っています。どういう理由でも連れて来れば保育するというのではなく、お母さん方には、他人に自分の子どもをみてもらいたいときは、きちんと相手に相談して、「何時から何時まで、どういう理由でみてもらいたいのか」という頼み方も含めて学んでほしいと思っているからです。
- ・人を相手にする仕事ですので、必要に応じて、残業で対応することもあります。しかし、ほとんどの場合、無理な要求はありません。無理な要求をしてくるのは、ごく一部です。そういう場合、なんでもかんでも全部やってあげるのではなく、職員側も枠を作って、「この時間だったらOK」とあらかじめお伝えしてから支援するようにしています。虐待の予防的、お母さんのレスパイト的に、子どもを預かることもあります。無謀な時間帯に支援を要求してきたり、支援をしたりということは、余りありません。もちろん、緊急な場合、突発的に支援することもあります。
- ・内線は、けっこう頻繁に使っています。お母さんからかけてきますし、職員からかけます。お母さんからは、「ちょっと来てください」「ちょっと話を聞いてください」、子どもと大喧嘩したときに「今、子どもがこういう状態なんですけど…」といった感じで、かかってきます。内線がかかってきたら、その場にいる職員で対応できる人が対応するようにしています。「男性職員しかいませんので、男性職員がこれから行きますね」と伝えると、お母さんが「じゃあ、けっこうです」と言うこともありました。虫退治のときなどは、男性職員が行くこともあります。
- ・内線は、子どもも使えるので、職員が必要なときはかけてきます。「いたずらはダメ」ということは、教えています。

⑦ 枠（ルール）を守らない母親の支援

- ・ 枠（ルール）を守らないお母さんについては、決められた枠の中で生活ができないというふうに見立てます。やはり将来的に地域に出て行かなければならないということがあるので、本当にそのとき必要な支援であれば行ないませんが、毎日々々支援を要求してくるとか、職員が支援をしなければお母さんは何もできないという状況であれば、果たしてそれが子どもにとって良いのかというところをもう一度見直します。職員は「なんでも屋さん」ではないので、母子の状態をきちんと見極めて、方向性も考えながら、必要などころで必要な支援をするようにしています。そういう状況で支援していく中で、子どもにとって最善と関係機関で判断したときには、母子分離を選択せざるをえないこともあります。

⑧ グループワーク

- ・ 心理職のうち1名がグループワークだけを担当しています。年6回で小さいお子さんは保育支援をします。臨床動作法を用いたストレスマネジメントワークで、からだが自由になることで、こころも安定することを目指しています。あえて「言葉」を使わないことで、カウンセリングに抵抗のあるお母さんでも利用しやすくなっています。

(3) 子どもへの支援

① 少年指導員の体制

- ・ 少年指導員として主に学童に携わる職員は、現在5名おります。内訳は、男性4名、女性1名です。
- ・ シフト制のため、全ての指導員が毎日関わることはできませんが、平日は2～3名くらいは学童支援にあたります。
- ・ おやつ時間は、学童に入っている少年指導員とは別に、女性職員がローテーションを組んで、15時から16時半の間に対応しています。

② 支援の状況

- ・ 学齢児が入所したら、担当の少年指導員が学童保育での約束事について説明します。また、年に3回「すこやか支援面談」というものも実施しています。
- ・ 入所後に心理職と世帯全員が顔合わせをしているので、心理（プレイセラピー）に繋がっている子どもが多いです。
- ・ 問題行動等があった場合には、担当の少年指導員が面接をします。できるだけ、複数体制で話を聞くようにしています。
- ・ 家庭の問題や学校での問題に対しては、母親も同席してもらって面談を行なうことがあります。

③ 他機関との連携

- ・ 学校、保育園とは、必要に応じて情報交換を行なっています。
- ・ 要保護児童対策地域協議会(以下、要対協)への参加もしています。入所中の子どもは、要対協にケー

スとしてたくさんあがっています。退所児にも、要対協にケースとしてあがっている子どももいます。

(4) 母子関係調整のための支援

① 母子間に暴言暴力のある世帯への支援

- ・母子間で何か問題があれば、必ずどこからか情報が入ってくるので、その情報をきっかけにして、支援を始めます。例えば、子どもが「お母さんが〇〇で…」と言ってくることもありますし、お母さんが「子どもが家で〇〇で…」と仰ってくることもあります。子どもが小さい場合は、お母さんが育児ノイローゼのような感じで「イライラして捨てたくなっちゃう!」「お前なんかいらない!」と、自分から職員に言ってくる人もいます。子どもが、「お母さんが〇〇してくれない」「お母さんに〇〇って言われた」と言ってきたら、職員がまず話を聞いて、支援のきっかけにします。
- ・子どもが「お母さんが〇〇してくれない」等と話をしてきた場合、お母さんに直接「子どもが〇〇と言っていたけど」と言ってしまうと、母子関係を崩してしまうので、どういう対応をするかは職員間で検討しながら、慎重に対応します。
- ・母子関係で何か問題があれば、やはり子どもが荒れてきます。そうしたら、お母さんが帰って来たときに「今日、こんな様子だったんですよ」と伝えていきます。職員がお母さんに伝えることで、お母さんには気付いてもらいたいのですが、なかなかお母さんも気付いてくれません。そうすると、子どもはいろんな症状を出してきますから、そういったところから少しずつお母さんに理解してもらおう。そのプロセスの中で、母子で話をしたりします。
- ・子どもが部屋の中で暴れたりするときは、お母さんが内線で、「ちょっと来てください」と言ってきます。そういうときは、母子間の距離を取らせることもありますし、部屋でそれぞれの話を聞くこともあります。職員も、部屋に呼ばれただけでは状況が分からないので、まずは話を聞くところから、介入していきます。
- ・母子関係の調整は、職員が絶えずしている状態です。

② 子どもへの対応にムラがあり一貫性がない母親への支援

- ・子どもへの対応にムラがあるようなお母さんは、生育歴の中で、自分がきちんと育てられていない方が多いです。ここ（母子生活支援施設）は、お母さんが子育てするだけでなく、職員も子育てをしますし、職員がお母さんの親代わりになって、母育てもしていく場だと思っています。その道理は、施設長がいつもきちんと説いてくれています。ですので、お母さんの軸を育てられるように、その都度その都度のアドバイスや相談をして、そういうところから『親とはこういうもの』『子育てとはこういうもの』ということをお母さんに伝えていきます。そうすることで、お母さんのプレをなくしていくように、心掛けて支援しています。
- ・一貫性のないお母さんは、生育歴の中で大変な思いをされている方が本当に多いです。
- ・お母さんに一貫性がないと、子どもが迷ってしまいます。だから、「しっかりお母さんをやりましょう」と言って、お母さんを育てないといけません。お母さんの姿勢が変わると、子どもは随分と

変わってきます。お母さんが子どもに対して、いけないことはいけないときちんと言えるようになると、子どもも随分違ってきます。

- ・お母さんを育てるために、「あなた（お母さん）が気ままに生活していると、その姿を子どもは見ていますよ」「親として、この子をしっかりと社会人に育てていくという毅然とした姿勢を持って、子どもに接していかないと。あなた（お母さん）が気ままに生活しながら、子どもに『そういうことをしてはダメ』と言っても、子どもには伝わりません」ということは、施設長からもお母さん達によく伝えます。
- ・【事例】「親としてしっかりと信念を持って、それで分からないことは聞きにいらっしゃい」と言ったら、頻繁に聞きに来ていたお母さんがいました。初めは目が泳いで落ち着かなかった方が、随分としっかりしました。退所面談では、小4の子どもが初めは「『皐月』出るの嫌だ。新しい小学校に入るの心配」と言っていたのですが、職員から「お母さんはしっかりしたから、お母さんに付いていっても、もう大丈夫だから」「皐月はいつでもここにあるから、困ったことがあったら、いつでも相談にきて大丈夫よ」と繰り返して伝えたところ、子どももそう思ってくれたようでした。

③ 母子との関係づくり

- ・皐月は、大きな家族です。職員も利用者さんも、みんな、お父さんのだったり、お母さんのだったり、きょうだいのだったりします。お母さんが「ただいまー」と帰ってきて、「今日こうだったのよー」と気軽に言えるようになるように、職員は受け入れる姿勢をもって、「今日どうでしたー?」「お子さん、こういうことができるようになったねー」とか、とにかく毎日々々、どんなに小さなことでもその人と関わるようにしています。そうして、その人が「私、受け入れられている」と思えるようになれば、職員からのいろんな助言が入るようにもなってきます。多くの場合、自己肯定感の低いお母さんが利用されていますので、「職員の言っていることは信頼できる」「私を認めてくれている」と思っただけであれば、職員や施設長から少し叱られたり厳しいことを言われたりしても、「私のことを大切に思ってくれてるんだな」と思ってもらえるようになります。そのために、毎日、お母さん達に接しています。子ども達へも同じです。だから、子ども達はみんな『皐月』が大好きです。お母さんも子どもも、「ここを出るの嫌だな」「居心地がいい」と言ってくれます。

(5) 施設内の情報共有・チームワーク

① チームワークの大切さ

- ・チームワークがとれないと、施設での仕事は難しいです。職員の心や支援方針がバラバラだと、支援もできません。
- ・情報がきちんと回るようにしているので、「この前、施設長からこういうお話があったでしょう」とか、「この間〇〇職員がこういう風に言ってくれたんだから、今日はこうだよ」とか、みんなが言っていることがバラバラにならないように、常に情報交換をするようにしています。

② 職員体制

- ・平日は、A 勤（日勤）が9～17時半、B 勤（遅番）が11時半～20時です。宿直は12時～翌日12時です。
- ・4週6休なので、28日の中に6回の公休があります。
- ・C 勤（9～14時）、D 勤（13～18時）という5時間勤務が、28日の間に2回あります。
- ・日曜日は、宿直職員と明けの職員、午後の時間を手厚くということでD 勤（13～18時）が1人入ります。宿直職員と明けの職員で申し送りができるように、日曜日は時間を30分ずらして勤務しています。
- ・午前中の保育は、隣接の児童養護施設と合同で行なっています。職員は、児童養護施設の職員と皐月の職員の両方で、対応しています。保育に入る職員は、8時半～17時までの勤務で、A 勤より30分早い時間帯にずれます。

③ 情報共有の流れ

- ・申し送りは、朝9時から行ないます。宿直明けの職員が、昨日から申し送りの時間までの出来事を、業務日誌をもとに、申し送りに参加している職員に対して、報告します。検討が必要なことであればその場で検討したり、「会議で話そう」となれば、会議に振り替えたりします。シフト制なので、時間差で職員が出勤してきますが、業務日誌を見れば流れがつかめるようになっていて、分からない部分は他の職員に聞けば分かるようになっています。
- ・朝の申し送りは、30分～1時間くらいかかります。早急に、今日中に手を打っておかないといけない検討事項もありますので、時間は長くなってしまいます。
- ・心理職から、見立てや提案を報告として出してもらって、職員全員が目を通しています。「昨日、心理からこういう助言があったから、今日はこう関わろう」というふうに、申し送っています。
- ・宿直入りの職員は、まず日誌を見ます。宿直明けの職員は12時に退勤するので、何かあれば日勤者に聞きます。日曜日は勤務をずらして30分重なる時間を作っていますので、そこできちんと申し送りをしています。
- ・記録は、パソコンシステムで管理しています。
- ・【事例】緊急で対応した事例があります。子ども家庭支援センターにはすでに相談していたケースについて、電話が入りました。お母さんが、通院先の病院で、ちょこちょこ歩いていた赤ちゃんの頭を鷲掴みにして、すごい声で怒鳴ったということで、病院から子ども家庭支援センターに電話があったということでした。病院の受付の方も、住所が皐月だったので、事情がある方だと思ったようです。子ども家庭支援センターに連絡があったのが夕方だったので、その対応をどうするかについて、市の支援員にも皐月にも急いで連絡が入ってきました。通院先の病院は耳鼻科で、子どもを毎日通わせなければならない状況でした。お母さんは、職業訓練校に毎日通っていて、毎日疲れて帰ってきていて、夜にその子を蹴飛ばしてしまったりしていました。でも、「今日、ちょっとやっちゃった」と職員に話はしてくれていました。こういう状況で、「さて、明日どうしようか」ということを、その場で話をして、決めなければなりません。すぐに、職員の動きをコー

ディネートしなくてはなりません。そのため、当日休みだった職員に「悪いけど、明日子どもを耳鼻科に連れて行って」と頼み、お母さんは職業訓練校に行ってもらうことにしました。保育園とも常日頃から連携を図っているので、すぐに連絡を取って、「明日はお母さんが送れませんので、通院させてから職員が送ります」と伝えました。そのお母さんにとって一番いい方法として、お母さんは職員に子どもを預けたら、そのまま職業訓練校に行けるようにし、お母さんの疲れが軽減できるようにしました。お母さんも帰ってきたときには「すみません。ありがとうございます」と言ってくれました。施設としては、お母さんの今後のためにしっかりと自信をつけてもらうため、「6か月間はしっかりと勉強してきてもらいたい」という思いがありましたので、そういう支援をしました。今まで継続して何かをやり遂げるのが苦手だったお母さんが、自分で「勉強したい」と言って始めたことでしたので、そこを一番考えました。本当であれば、通院はお母さんにしていただくのが基本ですが、そこはケース・バイ・ケースということで対応しました。

④ 心理職との連携

- ・お母さんや子ども達に育ちの問題やトラウマがあれば、心理職がフォローします。心理面接の中で、辛かった思いをたくさん聞いてもらっています。
- ・心理職と職員は、情報交換をしながら、支援しています。例えば、心理職からお母さんに「今度、職員の人にこういうふうをお願いしてみたら？」と伝えてもらったり、職員から心理職に「私達（職員）は、今度こういうふうに言ってみるので、（心理職の）先生方はこうしてください」と伝えたり、連携をとりながら支援しています。
- ・心理職は、毎回の心理面接について、おおまかな内容・見立て・助言の3本立てで書くように決まっています。
- ・心理面接を受けているお母さんの中には、生活場面のことについては職員、トラウマについては心理職にというふうに分けて話す人もいますし、同じ話を生活場面の職員にも心理職にも話す人、同じ話をいろんな人に何回も聞いてほしいという方もいます。職員の方で、話す内容を分けることはせず、常に受身で、お母さんが話をしてくることに耳を傾けます。
- ・水面下での情報共有はありますが、心理職からは、初めに「ここでは何でも話していいですよ。何を話したかについては、職員に言うことはありません。でも、(1) 自傷、他害のおそれがある場合、(2) 犯罪に関わっている場合、(3) 虐待がある場合の3つは例外で、他の職員や関係機関にお伝えします」と伝えていきます。ですので、お母さんが話している内容について、職員が「心理の先生から聞きました」と言うことは絶対にありません。

⑤ ケースカンファレンス

- ・ケースカンファレンスは、月に2回行なっています。1回は、心理職にも入ってもらいます。
- ・1回のケースカンファレンスで、5世帯くらい検討します。順番に検討していますが、必要に応じて緊急に検討することもあります。1世帯にかかる時間は特に決まっているわけではなく、支援が必要なケースについては30～40分かかることもありますし、世帯の報告のみですぐに終わ

るケースもあります。会議時間内に終わらないこともあります。

- ・ケースカンファレンスでは、退所ケースについても扱っています。退所時、お母さん方は施設に対して、質問形式の感想を書いてもらうことになっていきますので、それをケースカンファレンスで読み上げます。お母さんがどういう気持ちで退所されていくのかということを、職員が共有できるようにしています。
- ・ケースカンファレンスでは、心理職が関わっていない世帯に対しても、心理職と一緒に検討しています。ケースカンファレンスを通して心理職とも情報共有ができていますので、入所後に心理職と顔合わせをした後繋がっていなかったケースも、1年後にカウンセリングを開始したときに、状況を踏まえてカウンセリングができるようになっていきます。

(6) 他機関との連携

① 地域との信頼関係

- ・入所世帯に何かがあって、地域から連絡が入ったときは、緊急に対応しています。緊急対応ができると、市も「臯月は、すぐに対応してくれる」と思ってくれるし、子ども家庭支援センターとも良い関係が築けます。地域からの信頼もありますので、やはり緊急に対応ができる施設でないといけないと思っています。臯月は、施設長の指揮のもと、行動は本当に早いです。常に連携をとって、お母さんにとって一番いい方法をとれるように支援しています。

② 児童相談所と子ども家庭支援センターの仕組み

- ・児童相談所との間に子ども家庭支援センターが入ることで、児童相談所とは直接連携することが難しい仕組みになっています。子ども家庭支援センターで全体会議をしなければ、児童相談所には繋がられない仕組みになっていますので、児童相談所に直接連絡をすると「子ども家庭支援センターを通してください」と言われてしまいます。
- ・例えば、子どもに手はあげていないけれども、ネグレクトで不適切な養育をしているといったケースについては、子ども家庭支援センターから「これでは児童相談所には繋がられません」と言われてしまいます。不適切な養育で、子どもが苦しんでいるという状態を、なかなか理解してもらえないと感じています。

③ 子ども家庭支援センター

- ・調布の子ども家庭支援センターは、頑張って、よく対応してくれます。
- ・子ども家庭支援センターが立ち上がった時期から比べたら、臯月のことをよく理解してくださっています。子ども家庭支援センターの方から「このケースは臯月でお願いしたい」と言われるときもありますし、地域のケースのことで施設長が呼ばれることもあります。小まめに報告したり相談したりといった毎日の地道な積み重ねが、そういうふう子ども家庭支援センターが連携して対応してくれることに繋がっているのだと思います。
- ・子ども家庭支援センターにも、もっと権限を持たせてほしいです。そうでないと、子ども家庭支

援センターも、児童相談所との板挟みで大変だと思います。

(7) その他

① 退所の状況・退所後のケア

- ・退所後は、都営住宅でないと金銭的に難しいので、ほとんどの世帯がそうなります。アパートの家賃を払って生活していくのは、大変なことです。そのため、子どもは転校することになってしまいます。
- ・都営住宅が当たらなかったけど、「2年の契約なので、アパートに退所してください」と言われる世帯も、たくさんあります。しかし、アパート代を払って生活していくことはやはり大変なので、施設長から母子枠での入所をお願いしたこともありました。
- ・施設の近くにも都営住宅がありますが、調布市は人気なのでなかなか入れません。現在入所している世帯は、違う市に行くことが多いです。なので、異なる地域での生活、転校等が重なる退所世帯に対して、退所後のケアをどうするか。それが、今、当施設では課題になっています。
- ・【事例】 フィリピン人の母子世帯で、退所後、お母さんが話をしに来所されたケースがありました。お母さんは、「うちの息子が『マミー、僕、結婚しない。一生マミーと一緒にいる』って言うんだけど、一生面倒みるなんて冗談じゃない」と言ってこられました。それで、職員が「じゃあ、(大学生になった息子を)ここに呼んで」と言ったので、後日その子が来所しました。お茶を飲みながら話をし、その子に「結婚しないの?」と聞いたら、「僕はいいです」と答えました。「あなた、臯月に来てどうだった?」と聞いたら、「助かった。途中で自分だけフィリピンに返されて、お母さんの仕事が安定したら戻されて、日本語もできなくて大変だった。臯月の先生が高校のお世話もしてくれて助かった」と話したので、「そうよね。臯月は、社会の税金で建っている施設なんだ。あなたは、臯月への恩返しにお金を払うんじゃなくて、働いて税金を納める。そして、結婚して、子どもを育てて、子どもを社会に送り出さないといけない。それが社会への恩返しなのよ」と話をしました。そうしたら、頭のいい子だったので、「ああ、そうか。分かった」と言って帰りました。今でも、時々来ますが、退所した母子が来てくれるのは、ありがたいことです。そうやって、責任を持てる人間を育てていかなければいけないなと思って、一人ずつ丁寧に、育てさせていただいております。

② 欲しい設備

- ・現在は、幼児から学童まで同じ遊戯室を利用していますので、年齢別に応じた対応をするために、もう1つ遊戯室がほしいです。

③ 欲しい職員

- ・母子間の潤滑をよくするために、母子でのプレイセラピーやコモンセンス等を重点的にくださる先生がほしいです。

④ 理想として：母子世帯のグループホーム

- ・国はサテライト型母子生活支援施設の設置について動いていますが、理想を言えば、その逆をしたいという思いがあります。つまり、生育歴の中できちんと育ててもらえてきていないお母さん達を対象とした、グループホームのようなものがあればいいと思います。大変な生い立ちを持っていて、どういうふうに家族を作っていけばいいのかわからない家族を、何世帯か集めて、職員と一緒に食事を作る中で食事の作り方を教えていったり、一緒に食べることでその楽しさを学んでもらったり、そういうところから始められるグループホームを作って、そこで自立できてから母子生活支援施設に入所して、地域に退所していく。そういう形にしたいという思いがあります。
- ・当施設を建てるときも、知的に課題があるような人を、誰かが常にそばにいて、サポートできるような施設を作りたいと思ったんです。それが夢です。
- ・児童養護施設のグループホーム的な感じの母子バージョンがあって、そういうところで4～5年暮らせて、親子がしっかり家族として地域でも暮らせるようにサポートしていけたらと思います。
- ・今の母子生活支援施設は、プライベートがしっかりと区切られているので、利用者が「嫌」と言えば、無理やりは支援に入っていけない難しさがあります。でも今は、そういう段階が必要なお母さん方の入所がすごく増えている印象です。
- ・現状では、4年制大学を卒業した人と小学校も十分に行っていない人が、一緒になって母の会をしています、やはり大変です。きちんとした育ちを経験してきていないお母さんに対して、きちんと得られていないものを埋めてあげて、自信を持たせてあげられたらいいなという思いがあります。
- ・きちんと育てられてこなかった子ども達が大きくなって母親になり、その子どもをきちんと育てられないという繰り返しを断ち切るためにも、家庭の中に入っていき支援が必要になると思います。“家族”を経験してこなかったお母さん達に、“家族”というものを経験してほしいと思います。環境をきちんと整えてあげれば、人は変われます。社会的弱者に対して、「自分のことを『ダメだ』と思っていたけれども、ここまでできた」と思えるように、周りの人達がしっかりサポートして、連鎖しないようにしてあげないといけないと思います。
- ・現在、母子生活支援施設は、母子再統合の場所として、また親子で自立した生活ができるか様子を見る場所としても活用される傾向があります。そういうときに、いきなり母子生活支援施設ではなく、母子世帯で入れるグループホームのような場所があれば、そこに何泊何日というふうに段階を経ていき、それから母子生活支援施設に本入所という流れがあれば、母子再統合の成功率はもっと高くなるのではないかと思います。臈月でも、母子再統合のケースがいくつかありましたが、結局母子分離になったケースもけっこうあります。やはり、今の母子生活支援施設の構造では、母子再統合のための支援をする難しさがあるように感じています。

3. 東さくら園

ヒアリング日時：2014年7月1日（火）14:00～16:00

調査対象者：施設長、主任、母子支援員2名（福祉職1名、心理職1名）、少年指導員1名

調査者：代、田中、長尾

(1) 入所時のアセスメント

① 担当制について

- ・建物の1階が共有部分で、2～5階が50世帯分の居室になっていますので、「2・3階」と「4・5階」に別れて、それぞれのスペースに担当をおいています。
- ・現在、母子支援員が5名おり、その中の1名は心理担当です。各スペースに母子支援員を2名ずつ配置していますので、25世帯を2名の母子支援員が担当していることとなります。心理担当の母子支援員は、ケースによって、どちらかに入ります。また、母子支援員5名の他、主任も支援に入ります。
- ・利用者には、誰が担当かは伝えておらず、相談しやすい職員に話すように伝えています。なので、利用者には、誰が自分の担当かというのは余り意識されていません。お母さん方は、自分が話しやすい職員に話していきます。ただ、担当職員は担当しているお母さんが話しやすくなるように、関係を作っていきます。入所面接のときから、その階の担当がいらさせてもらって、入所初期に関係を作って、利用者が自ずと担当に相談するような形になっています。
- ・入所面接のときには、階の担当が入り、オリエンテーションを行ない、生活歴の聞き取りをして自立支援計画を立てるといって、一連の流れを一緒にやっていきます。そのため、お母さんからすると、その担当が話しやすい、一番近い職員に、自動的になっていきます。そうなるように、担当としても心掛けて関わっています。
- ・職員はベテランから新人までおりますので、お母さん達は話題によって職員を選んで、話をしていきます。
- ・担当ではない階のお母さんから相談された場合も、「担当じゃないから」というようなことは言いません。話をしに来られたら、とにかく聞きます。その後、お母さんが話された内容については、必ず担当に伝えるようにしています。
- ・精神的な問題を抱えるお母さんが「他の職員に言わないでほしい」と言ってきた場合も、お母さんがそう言っていたということも含めて、その内容は職員間で共有します。
- ・子どもの担当は、少年指導員が4名、保育士が3名おります。保育については、施設内保育の子どもと地域の保育園に行っている子どももいますので、担当制というよりも、乳幼児全員の担当という形をとっております。

② 入所前の面接

- ・入所の相談がありましたら、お母さんと子どもに対して、本措置面接を必ず行ないます。

- ・本措置面接には、大阪市内からの場合は、24区の中の発生区の担当と措置区（東成区）の担当と、施設長と担当の母子支援員、計4名は入ります。まず、面接記録票に基づき、発生区の担当から、ケースの概要（経緯等）について伝えてもらいます。
- ・入所の意味確認は、お母さん本人と話をさせてもらいながら行ないます。施設側が、管理施設としての役割があるので、「ここは、将来に向けていろいろな課題の解決をしていくところですから」と説明した上で、お母さんの課題として就労や子育てを上手に押さえられると、施設から「子どもさんが1歳になるまで、一緒に子育てできたらいいよね」と話ができ、お母さんも「そうですね」と言ってくださいます。そのようにして、話をする中で意思を確認します。

③ 広域入所の状況

- ・広域入所も受け入れていますが、今年は1世帯くらいしかありませんでした。通常、50世帯のうち広域入所が5世帯ほどありましたが、退所されました。
- ・今は、大阪市内からの入所だけで手一杯な状況です。
- ・今年の4月から、入所世帯が減っています。去年までは、定員の48世帯が埋まっていましたが、ちょうど退所世帯が重なって40世帯ほどになった時期もありました。
- ・広域は、大阪府内の方、岐阜県の方、関東の方を受け入れたことがあります。

④ 福祉事務所からの情報

- ・大阪市内のケースは、担当者が同じであれば、得られる情報量は均一です。担当者は、2年に1回くらいで代わられます。新しく担当になられた方は、やはり情報収集量が少なかったりします。最低限ここは聞いてほしいというところは伝えていますが、担当者によって得られる情報量には温度差・格差があります。
- ・大阪市は、DV・子育て支援担当者会議を持っておりまして、1年に1回は必ず、母子生活支援施設の説明をさせていただきます。そのときに、入所時に聞き取ってもらいたい情報については、一斉に聞いてもらえるかなと思っております。

⑤ 入所後の聞き取り

- ・本措置面接を行なった後、入所が決まりましたら、入所後、改めて詳しく聞くための面接を行ないます。その面接は、お母さんと担当母子支援員が1対1で行ないます。お母さんの希望等が出てくるので、それを伺いながら計画を立てていき、「一緒にやっていきましょう」という形になります。
- ・この面接を行なう時期は、お母さんの安定具合によって違います。まず休んだ方がいいお母さんの場合は、こちらが余り進み過ぎると、お母さんも焦ってしまったりプレッシャーに感じたりもするので、1か月くらい様子を見てから行なうこともあります。早い方だと、1週間後くらいに行ないます。
- ・お母さんに適した面接時期を見極めるのは、実践者である母子支援員です。入所の初めは、5人

いる母子支援員みなでお母さんの様子を見守っていきますので、日々話をしたり、いろいろ手続きをしに行ったりしながら、「そろそろ大丈夫かな」という感じで決めていますね。これといった線引きはなかなかできませんが、母子支援員同士が話し合いながら、「だんだん安定してきたね」とか「生活に慣れてきたね」とか言い合っています。また、子どもの様子を見てみると、お母さんの安定具合が分かります。お母さんと子どもは直結しているので、お母さんが揺れている間は子どもも不安定な状態です。でも、職員が子どもと関係が作れると、お母さんも安心して話をしてくださるようになるので、「これがチャンスかな」というときに、お母さんに「そろそろ話をしましょうか」と投げかけます。

- ・面接には、担当母子支援員2人共が入れるのがベストだとは思っていますが、他のお母さんもたくさんいらっしゃるの、1人で対応することが多いです。
- ・この面接では、入所前の生活歴・生育歴等についても伺いますので、お母さんはその母子支援員のことを「よく声をかけてくれるな」というふうに、担当と思っているかもしれません。

⑥ アセスメントのブラッシュアップを図る

- ・今年度4月からスーパービジョンを受けていまして、入所時にどうアセスメントをするか、何を聞かないといけないかについて、今ちょうど整理しているところです。きちんと聞かないと支援ができない部分もあるので、「入所時の情報収集は大事だよ」というところで、何を情報として取り入れないといけないか、整理しています。
- ・スーパーバイザーは、月に1回、社会福祉専門の大学の先生に来てもらっています。
- ・入所後の聞き取り面接のときに、聞き取りシートのようなものもあったんですが、簡単なものだったので。今ちょうど、何を聞かなければいけないかということで、「入所時のアセスメントシート」を1年程かけて作ろうとしているところです。

⑦ 子どもとの入所后面接

- ・本措置面接後、学校の手続きが済んだら、子どもが学童を利用する前に、お母さんと子どもに来てもらって、少年指導員が「学童とはどんなところか」についてオリエンテーションを行ないます。そのときに、子どもの健康状態等も聞かせてもらう流れになっています。それから、「明日から学童においでね」と伝えています。
- ・子どもは、早い時期に、この面接を行なっています。入所した日、もしくは入所した次の日に行なっています。

(2) 母親への支援

① グループワーク「ゆったりタイム」(資料3-①)

- ・お母さんのためのグループワークを行なっています。5回コースを年2回実施していて、「ゆったりタイム」と呼んでいます。
- ・今回は、6人のお母さんが利用しています。

- ・クローズドで、毎回同じメンバーで行なっています。
- ・年2回の実施ですが、それぞれにテーマがあります。今回は「初めて参加されるお母さん」がテーマですが、以前は「幼児さんの子育てをしているお母さん」というテーマでやったりしていて、テーマにはバリエーションがあります。
- ・資料に花びらを散らしている写真がありますが、花びらを散らすのが最終回のメインイベントになっています。

② カウンセリングの利用

- ・お母さんには、「最低3回はカウンセリングを受けてください」とお伝えします。すぐ就労して、1回だけという方も特別にいますが、大体の方は3回受けた後も、継続して受けていかれます。頻度は、仕事を始めたため月1回という方もいます。(3回というのがすごいですね。3回やると、大体のアセスメントが一通りできるので。最初に3回やらせてもらえるというのは、とても心強いですね)
- ・3回のカウンセリングで終わってしまう方もいます。受けてほしい人ほど受けてくれないという状況もあります。
- ・中には、受けない方もいます。受けない理由を聞いてみると、カウンセリングに対して抵抗感があったりします。そういう方こそ、カウンセリングが必要な方です。何らかの機会を受けられるといいなと思っています。
- ・カウンセラーが3人いますので、1人のカウンセラーにたまたま好印象を持たなかったとしても、他のカウンセラーとすんなり繋がることもあります。お母さん側がカウンセラーを選択できるので、3人いるというのも、いい点だと思っています。

③ SEP (Social Esteem Program) 訓練 (資料3-①)

- ・SEP訓練の出発点はSST (Social Skill Training) です。入所されている方の自尊感情が低いという事で、自己肯定感の回復プログラムのSEPにスライドしました。
- ・入所されている方は「自分はダメだ」と強く思われている方が多いです。SEP訓練は、そういう方に、ソーシャル・スキルと、自分を受け入れる、「自分はダメではない」という部分に自分で気付くためのプログラムです。
- ・5セッションある1回のプログラムの中で、参加されたお母さんは随分と変わられます。
- ・年2回の実施を、5年続けました。これまでは外部の先生に来てもらっていましたが、職員が習得して、今年から職員が試みているところです。職員ができるというのは、強みです。職員であれば、お母さん方の常日頃の様子も理解しながら、どういうふうに通コミュニケーション・スキルを伝えて、気付いてもらえるかを考えることができますので。
- ・SEP訓練は、もともとは同じ法人の生活保護施設でやっていたプログラムです。園長が、「母子生活支援施設でもやってくれないか」と声をかけました。その先生自身もDV被害の当事者の方で、非常にご理解があって、園でもやってくださることになりました。

・SEP 訓練の先生には、職員研修も 5 年間お願いして、今はいったん止めているところです。職員が力をつけさせてもらったので、その先生からスーパーバイズを受けながら、今後は園のものとしてやっていきたいなと思っています。

④ プログラム（グループワーク）の意義

・〈多くのプログラムをされていますが？〉 こういう一つの大きな集団（施設）のもとに、何かのご縁でお母さんも子どもも入所されたので、「施設として、ここで、何か提供できるものがないだろうか」というところが、元となった一つの発想です。

・「エンパワメント」と言いますが、平日頃の会話で認めたり褒めたりすることに加えて、何かもっと治療的なものができないかというところで、「エンパワメントプログラム」を始めました（資料 3-①）。入所される方はやはり傷つきが深いので、日常的な会話で回復するには時間がかかります。それが、「エンパワメントプログラム」の中でしっかりと体験されることで、コロッと変わることはまずありませんが、「こういうことか」とちょっと気付かれることは必ずあるんです。SEP にしても、「ゆったりタイム」であったりしても、同じです。日常的なところで、非日常的なプログラムを体験して、日常に帰ってくる。そういう意味で、プログラムはなくてはならないものにはなっています。

・施設の中にこういうプログラムがあると、お母さん方も受けやすいです。プログラム中は、子どもを保育しますので。また、去年からは、プログラムに参加されるときには、母子支援員が参加される世帯の家族全員の食事を母子支援員が作って、提供しています。それも、お母さんがホッとするとところです。「ご飯作ってくれるの、嬉しいー！」って、本当に喜んでもらえます。それで、またセミナーに参加されます。こういうふうには、お母さんのニーズを見て支援できるところが、母子生活支援施設ならではのところだと思います。

⑤ 生育歴の中で傷つきを抱えた母親への支援

・職員が「普通」と思っていることで、お母さん達が「知らない」ということがたくさんあります。職員が「できるかな」と思うようなことを、教えてもらっていないお母さん、間違っただけでお母さんがいるので、一緒に掃除をしたり、一緒に離乳食を作ったり、一緒に買い物に行ったり、そういう小さいことを一緒にやっていくことを心掛けてするようにしています。

・お母さんが何か新しいことを始めるときには、職員が付いていきます。お母さんが安心してもらえるように、何か困ったことがあったら相談してもらえ、関係、家族とはまた違うけれどもお母さんがホッとしてもらえるような関係が作れたらいいなと思って、関わっています。お母さん方がどう思われているかはまた別だとは思いますが、退所されるときに「ここに入ってよかったな」と思ってもらえるように、心掛けています。

⑥ 精神的な問題を抱える母親への支援

・深く傷つけられたお母さんが入所されています。リストカットをする方もいたし、DV がきっか

けでアルコール依存症になった方もいらっしゃいました。

- ・【事例】DV被害が理由で入所されて、パートナーとの縁を切りたいけど、依存傾向があって切りたくても切れなくて、電話でお金を無心されるといふ方もいらっしゃいます。そうすると、お母さんは不安定になって、夜でも「ワー！ワー！」と叫んでしまわれます。職員が夜とかに話を聞いたり、子どもの面倒をみたりしていくことで、その方の状況が急に変わるというのは難しいですけれども、そのときの自分の気持ちの吐き出しは少しずつされているかなと思います。「こんな状況で、このお母さんに子育てができるのかな」という難しいところに私達も直面しながら、支援しています。
- ・【事例】今、一番波があるお母さんは、すぐにカーッとなくなってしまって、自分ではコントロールできないところがあります。精神科にも通院されていて、「うつ」の診断が出ています。お母さんには、「1回子どもを預けて、休んだらどう？」と何度も言い続けてきました。最近ようやく、お母さんが「頼んでみようかな」と言うところまできたので、「これはチャンス！」ということで、今まさにショートステイ先を探して動いているところです。お母さんの同意がなかなか得られなかったもので、そこまでが難しかったです。児童相談所の職権保護になるのはよっぽどのことですから、やはりお母さんの同意を得るまでが大変ですね。

⑦ パーソナリティ障害の母親への支援

- ・パーソナリティ障害のお母さんは、何か一つのことによって、職員との関係性が崩れてしまいます。それがパーソナリティ障害の方の特徴だとは思いますが、上記事例も大騒動にはなったので、職員も精神的に負担でした。すごく嫌なことも書かれましたし。そうしたときに、支援者のメンタルのケアが必要だと思います。
- ・どこの施設でも、パーソナリティ障害で施設に苦情を出される方はいますよね。そういうとき、「そういう人だよ」ということで、施設側が折れたら、苦情も収まります。もちろん、パーソナリティ障害の方にも苦情を出す権利はありますが、それを受ける施設側の体制は、本当にこれでいいのかなと思うところがあります。つまり、そういう方は、何か自分に不都合があれば相手に苦情を訴えて、相手が「うるさいし、しょうがないな」というところで折れて物事が解決するというのを、覚えてきていますよね。これまでずっとそうしてきたから、そういうやり方しか身につけてきていませんよね。今まで、その解決方法しかなかったわけですから。そういうところで、これまでの経験と同じように、苦情を訴えられた施設側が折れる形で解決することが、そういう方にとって本当にいいのかどうか、そこに疑問を持っています。だからと言って、「あなた、そこは違うじゃない」と言っても、そういう方には入りません。「こういうやり方もあるよ」と伝えるのがSEP訓練ですが、SEP訓練でパーソナリティ障害の方を変えることは難しいという結果も出ています。SEP訓練では自分で気付いていかなければいけないので、そこが入らない人に対しては難しいようです。

(3) 子どもへの支援

① 施設内保育

- ・0～2歳児は施設内保育で、3～5歳児は地域の保育所に入所しています。それは、東成区は昔から待機児童が多く、0～2歳はほとんど保育園に入れなかったため、「0～2歳は施設内保育をするので、3～5歳は地域の保育園に必ず入れてくださいね」と区と協議して決めました。
- ・年度末になると、施設内保育の対象児は20名ほどに増えます。そうすると、正規の職員（保育士）3名だけで対応することは無理で、臨時職員も3人くらい通常配置しますが、それでもいっぱいいっぱいという状況です。
- ・国から保育士の特例加算をいただいて、保育士1+2名の3名体制でやっています。
- ・母子生活支援施設では、補完保育が中心だと思われるので、こういう形での施設内保育は地域柄、特殊かもしれません。
- ・施設内保育は、8～18時まで開いています。利用時間は、お母さんの就労時間によって変わるので、16時半にお迎えに来られる方もいます。
- ・施設内保育の利用は、基本は就労しているお母さんを対象としています。でも、子育てが心配なケースがいっぱいあるので、事情によっては、就労していないお母さんの場合も、子どもをお預かりしています。今も、そういうケースがいくつかあります。
- ・施設内保育があるから育っているという子どもも多いです。そこに親をどう巻き込んでいくかが、施設の役割になると思っています。

② 補完保育（休日保育・病児保育等）

- ・東さくら園では、休日保育と病児保育ができません。他施設では、そういう補完保育で、助かっているお母さんがいると思いますが、それができていない状況です。そこは、課題です。
- ・大阪市内で、事業として休日保育や病児保育等の補完保育をしておられるところがあるので、必要なお母さんにはそこを紹介する形になっています。
- ・補完保育は、今後の事業展開としてやっていけたらいいなと思っています。

③ 学童保育

- ・今、学童児童数は少なくなっていて、小学生が13人です。乳幼児が37名で、逆転しています。
- ・学童保育のスペースには、「さりげなさん」というコーナーがあり、さりげなく素敵だった子どもの言動や行ないを職員、あるいは他児などが書いて、張り出しています。それを、母親も見ることができます。（母子関係をよりよくするためにも効果的です）
- ・目立つ場所に『子どもの権利』を書いて貼り出しています。（子どもが常に目にすることで、自分たちが様々な権利を持ち、人として尊重されるのが当たり前だということを日々実感できるのは、とても勇気が持てることですね）
- ・おやつは、毎週火曜日に職員が手作りして提供しています。
- ・季節ごとにお昼のクッキングとして「つくって食べよう会」を実施しています。子ども達が料理

に興味を持ち、買い物から調理までを子ども同士で分担し、団らんの楽しさを知るなど、一連の流れを通して楽しみながら家事能力を育むことを目的としています。

④ 個別学習支援（資料3-①）

- ・2008年から、「ナイトスクール」という、入所児を対象とした個別学習支援を実施しています。
- ・また、退所児については、2014年より民生委員・児童委員との協働による子ども達の学習支援と見守り活動「ひだまり」が、毎週土曜日に開催されています。

⑤ 子どものグループワーク

- ・少年指導員とカウンセラーが話し合い、「非暴力」「権利」「エンパワメント」「アサーション」等、さまざまなテーマのグループワーク「わくわくワーク」を実施しています。（資料3-①）
- ・年に2回、「アートセラピー」のグループも行なっています。（資料3-①）
- ・生命の大切さを学ぶワークとして「いのちほかほかファーム」を実施し、各年齢や発達段階に合わせた性教育を行なっています。
- ・帝塚山大学の方々と年2回「アドベンチャーカウンセリング」を体験できます。（資料3-①）
- ・年2回のキャンプ、木工教室なども実施しています。（資料3-①）

⑥ 子どもの心理療法

- ・子どもには、カウンセリング・ルームのことを「お話の部屋」と伝えています。
- ・初回の1回は、少年指導員と一緒に「お話の部屋」についていき、自己紹介等を行なっています。そして、「こういうところだから、行きたいときはいつでも言ってね。予約するから」と伝えています。
- ・子どもも、入所したら1回は「お話の部屋」に行ってもらうようにしていて、その後は、空いている時間が分かる日程表を学習室に貼り出しているのので、それを子どもが見て、「この時間、行きたい」と言ったら、職員が予約するようにしています。
- ・空いている時間があれば、職員が「この時間空いてるよー。誰か行きたい人いますかー？」と聞きます。（オープンで、敷居が高くないですね）
- ・子ども達はみんな、「悩みを話しに行くだけのところじゃない」と思っています。職員も、そう伝えています。「いいことも、悪いことも話していい」と。「お話の部屋」なので、悩み事でなくても、お話をしにいくところとして勧めています。子どもは、ややこしいことを言うと「じゃあ行かない」となってしまいますので、完全な遊びではないけれども、「楽しい」と思うような遊びの要素があると、「また行こう」という動機にも繋がります。
- ・子どもが「お話の部屋」を利用するときのコーディネートは、ほとんど少年指導員が行なっています。お母さんに、「今日行きました」等の報告はしません。「子どもも行きたいときに『お話の部屋』に行く」ということは、お母さん達も知っています。
- ・学習室には、ホワイトボードに『本日の予約状況』が貼り出してあります。14時の枠が空いていたとすると、「2時の枠空いてるけど、誰か行かんかー？」と職員が投げかけると、子ども達は「行

く、行く、行くー！」と言ってきます。希望者が複数いるときは、じゃんけんで決めさせます。

- ・職員からみて、「この子にはカウンセリングを受けてほしい」と思う子には、個別に話をします。「お話の部屋に1回行ってみない？」というふうに、職員の匙加減で、声をかけていきます。
- ・「お話の部屋」という言い方も、一つの配慮ですね。「カウンセリング」というよりも、柔らかい印象にしています。
- ・退所した子どもも、希望があれば受けられます。
- ・カウンセリングの利用は、学童からです。以前、幼児の子どもに受けさせたいと言ってきたお母さんもいましたが、カウンセラーが「喋れるのであれば」とおっしゃられました。
- ・子どものカウンセリングでは、箱庭もあるので箱庭を使うこともありますが、どちらかという話をすることの方が多いです。折り紙など、道具を使いながら話をするという感じです。
- ・施設としては、「分析は違うかな」と思っているのので、あえてしていません。分析が不要なくらいであれば、病院に行ってもらいます。子どもの中には、精神科に行っている子もいます。治療の域になる子は、病院に繋げていますね。

⑦ 子どもの精神科通院

- ・精神科等の外部医療機関のセラピーに通っている子どもは、今は0人です。繋げたい中学生が2人くらいいます。そんなに多くはないです。
- ・子どもが外部医療機関（精神科等）に通うことになった場合、基本的には職員は同行していません。治療の域になると、お母さんをお願いしています。ただ、ドクターとのやり取りは、職員がすることもあります。
- ・病院同行では、基本は保護者であるお母さんを立てて、余り職員が出しゃばらないようにしています。
- ・お母さんの同意があって、職員が一緒に行かせてもらうこともありました。そのときは、お母さんが一人で子どもを連れていくのが不安な場合でした。また、お母さんが、ドクターの言うことを正しく聞き取れない場合は、職員が上手に言って、子どもの通院に同行したこともありました。
- ・基本的には、受診になるとお母さんにお任せしますが、受診が必要なくらいの児童となると、児童相談所が必ず関わってくるようなケースです。そうすると、児童相談所からも照会をかけられます。

(4) 母子関係調整のための支援

① 虐待のある世帯への予防的介入

- ・【事例】DVが理由で入所された母子ですが、お母さんはなかなか夫との関係が切れない状態でした。その影響で、感情的に不安になったときに、大声を出したりしておられました。それで、子どもを養育できない状態で、お母さん自身がイライラするというので、子どもを部屋の奥に閉じ込めてしまうことがありました。子どもが0歳のときに入所して、今は1歳になっています。子どもが自分で動けるようになると、下に落ちているものを食べてしまったりして、一度それで入院になったこともあります。そのときは、病院の先生からお母さんに指摘があったくらいでした。

その後、職員間でどうするかを話し合っ、児童相談所の方に来ていただいて、その面接の中でお母さんも子育てのしんどさを訴えられたので、児童相談所からも「ショートステイを使いながら、休み休み、子育てをやっていったらいいのではないか」というご意見をいただきました。それで、今ちょうど、ショートステイの利用に向けて動いているところです。

- ・「危険だな」というケースはいっぱい入所されています。だから、職員によるリスク度の把握がすごく大切だと思います。「本当に母子でやっていけるのか」というところから逆算して職員間で詰めていくということをしなが、ら、「今、何ができるか」ということと「どういうサポートに繋がられるのか」ということを、一緒に組み立てていきます。
- ・お母さんはみんな、「育てたい」という思いは確かに持っておられます。けれども、その思いと養育行動とがなかなか繋がりません。そういうとき、お母さんと子どものどっちを取るかを考えると、0歳児はリスクも高いので、やはり見極めが大事です。

② 母子関係調整のための支援

- ・居室からお母さんの大声がすれば、職員がノックをして、「どないしはったん？」と声をかけます。そんなに珍しいことはしていません。
- ・子どもが「話を聞いてほしい」と言って避難してくることもあります。
- ・子どもが「帰りたくない」と言うこともあります。そういうときは、母親には「(子どもは)帰りたくないんや。お母さんは帰って」と言って帰ってもらうので、結局は「帰りたくない」と言った子どもの意思を尊重していますね。子どもの年齢が高ければ、施設の一室で一晩寝ってもらうこともあります。次の日も「帰りたくない」と言うのであれば、児童相談所に連絡をして、一時保護所に一度行ってもらうこともあります。お母さんには、お母さんなりの思いがあるから、それは職員が「そうですかー。でも、子どもはこう言うてるからねー」というふうに聞いていきます。
- ・お母さんにもいろいろな思いがありますけど、叩いていたりする場合は、「暴力はあかんよね」「暴力は虐待やから、私ら通報せなあかんねん」ということは、お母さんに必ず伝えます。

(5) 施設内情報共有・チームワーク

① 常勤心理士の配置

- ・常勤心理士は、今年で3年目です。昨年度まで少年指導員で、今年度から母子支援員になりました。カウンセリングや心理療法をするには、まだすごくハードルが高い状況です。でも、心理学的な視点からケースを見ることが出来ます。それだけでは支援は成り立ちませんが、その視点を上手に組み合わせて、利用者への支援に活かせられないかなと思っています。ゆくゆくは、外部委託のカウンセラーとの調整や、心理学的ケアの視点を持って専門的に利用者と関われるようになってもらいたいです。
- ・心理士は、他の母子支援員と違うことをするわけではないです。福祉職とは違う切り口からサポートができたらいいな、と思っています。
- ・いずれは精神的な問題を抱えた重いケースを担当してもらえるようになればと思っています。

- ・今年、心理士がお母さんのグループワーク（「ゆったりタイム」）を担当しています。心理学的な勉強をしているので、グループワークの中でそれぞれの利用者の状況を見ています。それをケース記録に書いてくれているので、福祉職の母子支援員が対応するときの、1つの利用者を理解するための材料になっています。

② 嘱託カウンセラーの状況

- ・嘱託のカウンセラー3名が、お母さんのカウンセリングや子どものプレイセラピーを行なっています。
- ・3名のカウンセラーが、合わせて週4日勤務しています。1日、1時間のコマが4～5枠あるので、週で16～20枠あることになります。その中に、「母親へのカウンセリング」、「子どものプレイセラピー」、「職員助言」等も含めて、やってもらっています。
- ・「平成25年度 東さくら園プロフィール」では、カウンセリングの状況は「職員助言」等を含めると、年間628件という数字になっています。これでも、平成25年度は少なくなったという印象です。前の方が多かったので、職員みんなで少なくなった理由を考えたところ、学童児が減ったことが分かりました。乳幼児が増えたことと、学童児も低年齢化していてなかなか言語化できないので、学童児の利用が減った影響が、平成25年度の利用状況に出ました。
- ・嘱託カウンセラーは、出勤されたら、カウンセリング・ルームにずっといるのではなくて、カウンセリングが入っていないときは、職員会議や毎日の引き継ぎ会議に顔を出してもらったり、子どものところにも顔を出してもらったりしています。カウンセラーの手が空いているときは、カウンセラーの方からも外に出て声をかけたり、意識してされているようです。
- ・お母さん向けの「ゆったりタイム」や、子ども向けのグループワークも、嘱託カウンセラーと職員が話し合っ、プログラムを組み立てていきます。そのため、職員とは自ずとやり取りがあります。
- ・嘱託カウンセラーはもう10年以上変わらず長く続けてくださっているのも、職員のこと、このお母さんや子ども達のこと、よく分かっておられます。なので、何かあったら話をするとするのは、常日頃から自然とできています。
- ・嘱託カウンセラーのカウンセリングは、職員も受けています。「職員のケア」というのも、カウンセラーの仕事の一つです。
- ・嘱託カウンセラーとの情報交換もありますが、守秘義務もあるので、情報を整理しながら行なっています。そこは、カウンセラーがせっかくおりますので、一人の方にいい支援ができることに繋がれば、それが一番だと思っています。話す内容については、利用者が上手に住み分けていますね。カウンセラーにきちんと話をし、すっきりした後、職員と現実的な話に繋げていたりしています。そこは、連携だと思っています。かつて施設長自身が母子支援員をしていたときは、母子支援員が一人で、お母さんの話を聞いて受け止めて、認めて、でも一方で現実的に伝えないといけないこともあったので、職員の方が崩壊しそうでした。今は、そこを住み分けられているので、母子支援員はやりやすいかなという部分はあります。
- ・嘱託で来てくれているカウンセラーと正規（常勤）の心理士とで、何かできないかなと思っています。せっかく専門的職種が配置されているので、それぞれ活かせたらと。これからの課題ですね。

・退所された方もカウンセリングの利用ができます。以前は入所者で枠がいっぱいだったので、退所者用に固定で2枠確保していました。でも、お母さん方は退所後もいろいろと心配事を抱えておられることもあって、「退所後も受けたい」という方が増えて、固定の2枠ではなかなか収まらなくなってきたので、今は、空いている枠は退所者にも使っていただいています。退所後も、けっこう定期的に来られています。

③ 職員のチームワーク・チームアプローチの重要性

・利用者との距離感が近いのを他職員が見たら、「ちょっと近いよ」と声を掛け合います。利用者との適切な距離感を保つためには、チームワークというところがあると思います。みんな一生懸命に支援をしていると、利用者と距離が近くなりすぎることもあります。そこを、職員間でどうフォローするかだと思っています。

・園長は、「チームアプローチやで」とよく言います。「個人でやったら1やけど、みんなでやったら1も5になるよ」と伝えていきます。課題はまだいくつもありますが、意識していくようにしています。

・子どもだけ、もしくはお母さんだけの施設だったら、問題が1つなので、ここまで「チームアプローチ」と言わないのかなと思います。でも、母子生活支援施設には、お母さんと子どもが入所していますので、対象が2つあるからけっこう難しいんです。子どもの支援、お母さんの支援、家族の支援と、ややこしいので、そこはチームでやらないとバラバラになってしまいます。だから、「チームアプローチ」というのは、母子生活支援施設の1つの特徴としてあると思いますね。

④ 職員同士の情報共有

・記録は全て、ソフト（サーバー）で管理しています。全職員の記録をそこに集めて、情報を一元化しているので、全職員が瞬時にその記録を見られるようになっています。

・毎日、引き継ぎ会議をして、情報を共有することを心掛けています。

⑤ ケースについて声を出して伝え合い、人物像の理解を深める

・各世帯に方針がありますが、まずは、ケースに対してどう考えているかを、常日頃、声を出して、伝え合うようにしています。もちろん記録も大事ですが、やはり「職員が声を出して伝え合う」というところで、職員間に共通認識があります。

・スーパービジョンも、もちろん一定の形がありますが、それ以前に、いろんな考え方があるけれども職員みんなが本音で声を出して、理解し合って、「こういう方向で行こう」という方針がそこで出る、それが大事だと思っています。決まりきった正解を誰かが出すのではなくて。

・例えば、あるお母さんが昨夜帰ってこなかったけど、今日は帰ってきたとします。「良かったね」と言う職員もいれば、「お金を持って逃げるかもしれないよ」という意見も出たりします。でも、その可能性を違う目で見たら、「だって、こういうところがあるから」という話になれば、「そうやな。それなら、よく観察しないとイケないね。見守っていかないとね」という話になって、「みんなで見守っていかないと子どもを連れて行ってしまうかもしれない」という認識が共有できます。

- ・「1つの方向性を出して皆で共有する」という到達点まで行けばいいですが、そこに行くまでに、色々な意見を出し合うようにしています。それは、綺麗事だけでなくいいんだと思います。また、いろんな意見を出していく中で、自分の1つの価値観だけではないということに気付けます。そういうことが大事だと思っています。
- ・1人の利用者について、職員皆が自分の意見を出せる職場だといいなと思っています。
- ・1か月に1回行っているケース会議では、最初のとっかかりとして「今こういう状況です」と言いますが、「何を解決するか」「何が課題か」を議論する前に、ケースに対してどう思っているかを皆で声を出して伝えます。「今日、あの人がこういうふうだったよ」とか、「この間、こういうことを言ったことが気になった」とか、「こういう行動をしたところが意外だった」とか。良い面も悪い面もどんどん出しながら、その人をどう理解するかというところで深めていきます。話す中で、課題まで到達しなかったということも時にはありますが、皆が声を出して行く中で、その人の人間像ができてきたら、必要な支援も見えてくるかなと思っています。
- ・今年度の4月からスーパービジョンも始まったばかりで、まだ声を出し合って人物像を理解している域ですが、それが当たり前になると、次の段階として「形」があるのだと思っています。
- ・どうしても「形」として自立支援計画があって、「形」の部分が先に入ってしまうのですが、その前に、利用者のニーズの理解の仕方であったり、アセスメントの理解の仕方であったり、その人をどう理解するかが大切であって、それがあっての自立支援計画で、それに適した書式が出来上がっていくんだと思っています。

⑥ 職員同士の意見が違うとき

- ・職員同士の意見が違って喧嘩できるのは、いい職場だと思っています。東さくら園は、職員同士の意見が対立するところまでは、まだ到達できていないと思っています。
- ・施設長としては、母子支援員と少年指導員が意見を言い合って、相手に「でも！」と主張するくらいにならないかなと思っていますが、まだお互いが尊重し合うみたいな感じです。でも、喧嘩ができるくらいになると、本当にいいなと思っています。
- ・お母さんの支援をしているとお母さんのいいところや、お母さんの大変さも見えますが、子どもと関わっていて、子ども目線から見ると「お母さん、せめてそこはやってほしい」「お母さんのこういう対応は許せない」と思うこともあります。
- ・母子支援員は、少年指導員（学童）よりも保育士（保育）と対立することの方が多いです。喧嘩まではいきませんが、保育士からは「子どもがこういう状態だから、お母さんにはこうしてほしい」と言われて、母子支援員から「でも、お母さんは今こういう状況だから、もうちょっと待ってほしい」というようなやり取りを、よくしています。そういうやり取りの中から、どうしたらいいかが出てくるんでしょうけど。大体、保育に折れてもらうことの方が多いかもしれません。
- ・【事例】保育士が子どもを見ていると、「お母さんにはこうしてほしい」という思いが出てきます。うんちのオムツのまま施設内保育に来ていたら、保育士からすると「お母さん、せめてここだけは」と思いますよね。でも、母子支援員としては、「お母さん、朝起きられないんだよね」ということ

ろで寄り添っていました。結局、お母さんが変わらないと状況も変わりません。お母さんに「あれやって」「これやって」とがみがみ言っても、お母さんには届きませんので、このときも保育に折れてもらいました。お風呂に入れていなければ、「保育室に入れて」とお願いをしたり、朝ごはんを食べていなければ「おやつをちょっと大目をお願いします」とこっそり伝えました。お母さんもやってもらうのが当たり前になっては困るので、保育士にはこっそりしてもらって、母子支援員はお母さんに寄り添って支援していきました。

⑦ 職員のメンタルヘルス

- ・職員も、スーパービジョンとして、カウンセリングを受けられるようになっていきます。
- ・利用者からいきなり攻撃を向けられると、職員も傷つきますよね。でも、カウンセリングの中で、「傷ついたところはどこだろうか」ということを冷静に話していくと、それが自分の問題なのか、相手の問題なのか、整理できます。そうすると、傷つきも治まります。自分の問題であれば自分で解決しないといけません、相手の問題であればどうしようもありませんからね。ただ、しんどいです。本当にしんどい部分というのはあります。それは、全職種が体験していると思います。
- ・東さくら園では、子どもが5階から転落して、お母さんが逮捕された事件もありました。そのときも、職員みんながしんどい思いをしましたが、それを乗り越えてはきていますね。事件の後、辞めた職員もいませんでした。
- ・職員がカウンセリングを利用する頻度は、今までは自由でした。でも、カウンセリングにはスーパービジョン的な意味もありますので、今は「月1回は職員も行ってね」と伝えていきます。どんな悩み事を話そうか、ケースのことを話そうか、何を話してもいいことになっています。
- ・〈職員も、何もなくても月1回はカウンセリングに行くことに決まっているというのは、いいですね〉職員も、「今から行ってきます」「行ってらっしゃい」という感じで行っています。部屋から出るときに、子どもとすれ違って、子どもに「何でおんの？」と聞かれることもあります。職員も「お話の部屋やから、私らかって行くがな」と返しています。隠し立てもしません。カウンセリングは、誰にとっても行くのが当たり前の場所、力まないで行ける場所になっています。
- ・「しんどいよね」とか「嫌やね」とか、「もう、どうしようもないよな」とか、職員同士で言い合える、吐き出せる職場であれば、しんどいことがあっても乗り越えられるのかなと思います。誰か職員が「しんどいな」と思ったときに、そのしんどい思いを口にしなかったり、他の職員が腫れものに触るように接したりすると、その人が悪いわけではないんですけど、やはり嫌な雰囲気も伝染します。でも、しんどいと思っている人が、「もう、僕しんどいですわー」と言ってくると、聞いている方も「しんどいん？ 可哀そうやねー」とか言って、口に出すことで、職員みんなでも共有できて、何か方法があるわけでもないけど、それだけで救われることもあって、周りの雰囲気も変わります。職員同士が気持ちを言い合える環境を作っていかないと、と思っています。
- ・【事例】転勤してきたばかりの職員が、一人のお母さんに目の敵にされたことがありました。それは、周りの職員も分かるので、職員間で気遣って、そのお母さんが来たときに「はいはい？」と素早く間に入ったりもしました。そこは思いやって、他職員でも対応できることであれば、「隠れとき」

- とか言って、他職員が対応したりしていました。そういうのは、包み隠さずできていると思います。
- ・【事例】権威で向かって来られるお母さんは、すぐに「園長！」と直接言ってこられます。そういうとき、園長は「私、今いないって言って」「園長が出たら、もう最後やから」とか言いながら隠れて、母子支援員が「はいはい」と前に出て対応してくれます。
 - ・しんどさは伝染するので、職員同士、みんな気遣ってやってくれています。

⑧ 職員の育成

- ・法人として、人事考課をやっています。初級・中級・上級・主任・施設長も含めて考課基準があり、考課期間があって、考課することになっています。あくまで人材育成なので、1年に1回、各職員との面談があって、「こういうところできていますね」とか、「今後、こういうところを伸ばしましょう」、「今後、こういうところは頑張っていきましょうね」というのを擦り合わせています。それは、一つ大きな人材育成ですね。
- ・研修をきちんと体系立てて、必要な研修を必要な人に受けさせるというのは大事だと思います。キャリアパスを作っていくことが、今後の課題です。何となく「この人はこの研修かな」「この人は次、これかな」というふうにしていますが、それをしっかりと体系立てて、その人がキャリアを積んでいけるようにしたいです。「この段階ではこの役割について学んでもらう」ということを明確にしていくことは、今後、課題として取り組んでいかないといけないと思っています。
- ・職員には、社会福祉施設の職員として、広範囲のことについて学んでもらいたいと思います。だから、母子生活支援施設の研修だけでなく、もう少し広い視点で、違う種別の研修にも行ってもらったりしています。例えば、更生施設の研修にも行ってもらったことがあります。勉強になったみたいです。母子生活支援施設は、社会福祉のいろんな領域で絡めます。児童養護施設はもちろん、更生施設もですし、生活困窮者への支援でも、地域福祉の視点でも絡めます。そう思うと、母子生活支援施設はすごいと思いますよ。

(6) 他機関との連携

① 地域（多機関）と繋がる方法・工夫

- ・母子生活支援施設の利用者は母親と子どもです。子どもは保育園や小学校に行っていたり、お母さんは仕事に行っていたり、福祉的支援を受けていたりします。精神的問題を抱えていれば、作業所等も障害課も関わってきます。そう思うと、利用者自身が地域にいっぱい関わっておられます。いろんな福祉にまたがって関わっておられるので、考えようによっては、多機関との連携は自ずと作られます。このように地域福祉を利用できるのは、母子が一緒に生活している母子生活支援施設ならではないかな、と思います。施設が、利用者が関わっている機関とどうやって顔が見える関係で関わっていくかというところで、こちらが丁寧に関わっていくと、自ずと連携が広がっていきますね。
- ・利用者がいての支援を考えるときに、例えば、子どもに不登校傾向があって、そこに家庭に問題がいろいろとある場合、まず施設としては学校と関わりますよね。そこでの関わり方は、ケース

中心でどう関わっていくかを話し合っただけ。そうすると、やはり学校の先生も子どものことを考えてらっしゃることが分かります。そういうやり取りの積み重ねだと思います。

- ・例えば、地域の作業所と連携をとりたい場合、何もないところでは、なかなか繋がりませんよね。まず、作業所に繋がりたいというお母さんがいれば、職員は「このお母さんならどの作業所が合うかな」「この作業所は合わないかな」ということで、ケースを通して、作業所と関わり合っていきます。そのやり取りをしていると、相手の作業所との関係性は太くなっていきます。そうすると、違うケースのときにも相談できたりするので、関係性が広がっていきます。なので、ケースなしで飛び込むことはしません。
- ・資料3-①の「東さくら園 MAP」にある、「ぽっぽ～ハウス」や「子育てプラザ」は地域の子育て支援事業です。「ぽっぽ～ハウス」は、民生委員・主任児童委員が地域で子育て支援をされています。地域で孤立しないように、子育て世帯等に「来ていいよ」ということで、おばあちゃん・おじいちゃん保育みたいなことをしています。そこに、東さくら園の利用者もいずれ地域に帰られるから、「地域の人と関わればいいよね」というところで、利用者と一緒に職員も行きました。そうすると、顔の見える関係ができます。そうやって職員も毎月行かせてもらうようになったら、主任児童委員さんからも「今度こういうのがあるから、子ども達を行かせてあげたら」とたくさん情報をいただけるようになりました。
- ・一度関係をもったところと、その利用者の利用が終わっても、関係を続けていきます。そうすることで、また違うケースでも相談にのってもらえたりします。
- ・利用者と一緒にいく職員に、「ここと繋がっておこう」という意識があるんだと思います。施設のことを知っていただきたい」「ここのことをもっと知りたい」「今後のためにもここと繋がっておきたい」という意識が職員にあった上で関わっているので、自ずと相手機関との関係は太くなります。一度繋がると、「次は、あのお母さん（子ども）も繋がれるかな」ということも考えて、関わっていきます。
- ・母子生活支援施設のことを組織的にご理解いただいて、一緒に支援しています。
- ・地域と連携していく中で感じたことは、主任児童委員や地域の方の中に「何かできることないかな」と思ってくれている方がいっぱいいるということです。それを実感しました。ただ「どこに相談すればいいか」「何をすればいいか」ということが分からない人もいて、「何かしたい」という気持ちがあるのに実際の支援に繋がっていないという人もいっぱいいるんだということを感じました。
- ・【事例】「東さくら園 MAP (資料3-①)」に、「宮川大助ファミリー」というのがあります。これは、宮川大助さんが劇団を作って、「児童福祉施設の子ども達も一緒に、夢や希望を持って皆でやっさいこう」という趣旨で、大阪市に相談したんです。それを利用者に伝えたところ、当時入所していた子ども2人が「やりたい」と言ってくれて、レッスンに行くようになったんです。子ども達は、ダンス教室のお金も出してもらって、稽古着も着せてもらって、我が子のように可愛がってもらっています。園の方にも、マラソンのボランティアさんが来てくれたりもしています。たまたま手を挙げてくれた子がいたから、繋がったんだと思います。子ども達が手を挙げてなかったら、繋がっていませんでした。大阪市の児童養護施設等にも声をかけてくださったようですが、声を上げた

のは東さくら園の2人だけでした。想像ですけど、行くとなると「連れていかないといけないの?」「ちょっと大変かな」とか思うわけですね。そうすると、もしかしたらそこで止めているのかもしれませんが。東さくら園も「大変かな」とは思うところはありましたが、「行く子いるかな?」と想像して、「〇〇ちゃんはダンスも好きだし、どうかな?」と思って声をかけたら、「行きたい!」と言ってくれました。もちろん、毎回そこに職員を出すのは厳しいです。それでも、何回か連れて行って、大助さん・花子さんと相談しながら対応していると、もともと「行きたい」という思いがある子だったので、繋がるとうんと行けるんです。その2人は、その後、高校もちゃんと合格して、今も頑張ってレッスンに行っています。活き活きしています。〈やっぱり希望もあると勉強もしますよね〉そこに行くことで、ダンスをしている人達との関係が広がり、いろんなことを感じて、成長していくな、と感じています。園だけでは、そこまでの広がりはないので、限界があります。人との関係が広がることで、皆がいろんな知恵を出してくれています。

② 児童相談所との連携

- ・ 要対協にのっている事例には、児童相談所の方も構成員として入っています。でも、要対協にのっている事例でも、施設が生活の中でフォローできている部分については、児童相談所からは何も言ってこられません。園から「連携が必要だな」という部分で声を上げたら、児童相談所には必ず相談にのってもらえます。お母さんの相談や子どもの面会もしてくれます。子どものところに常日頃から来られるのではなくて、やっぱり園からどう声を発するかですね。園としては、なるべく繋げていくようにはしています。
- ・ 今、新生児を抱えた母子の入所が多くなっていますが、子どもを置いて外出されるお母さんや養育が不安定なお母さんもおられるので、少し先を見越して、必ず児童相談所の方にお母さんと面談してもらったり、一時保護に繋げてみたりしています。
- ・ 虐待の危険がある世帯に対して、母子分離をするのか、もしくはどういう方法をとるのかについては、最終的な判断は児童相談所だと思います。だから、いろんな情報を如何に的確に伝えられるかが、施設職員の役割だと思っています。虐待リスクの高いケースのとき、情報の伝え方というのは大事。虐待世帯の受け入れが多くなってきているので、如何にお母さんの状況・子どもの状況を的確に伝えられるか、それは施設職員に課されていることだと思っています。
- ・ 【事例】 性的虐待が心配なケースがありました。職員がかなり気にかけて、お母さんの細かい行動や子どもの言動を、児童相談所に詳細に伝えました。そのときの児童相談所の判断としては、職権保護でした。その動きは早かったです。
- ・ 母子生活支援施設に入所しているから児童相談所も「大丈夫」ということで余り動いてくれないということをよく聞きますが、児童相談所との連携は「情報の伝え方」だと思っています。また、施設が普段からどういう事例を受け入れているかということもあります。入所させる世帯を選ばず、ハイリスク世帯を多く受け入れていると、自ずと児童相談所が噛んでいることも多くなります。だから、常日頃からどういうケースを受け入れて、児童相談所との協同で支援をしているのかとか、その積み重ねが大事だと思いますね。日頃から連携ができていると、「何かあったらいつでも言っ

てください」と言ってもらえます。

- ・児童相談所の職員も異動があるので、担当が入れ替わられた当初は四苦八苦です。最初は要領を得ないですが、皆さん変わられます。何度も何度も伝えていく中で、ですけどね。「絶対に喧嘩をしない」ことも大事です。昔はよく喧嘩していましたが、喧嘩しないということを知りました。やはり、施設がどれだけ伝えるか、職員の「伝える力」です。
- ・児童相談所の動きが良くなければ、他機関に伝えることもあります。児童相談所なら、どうしても児童相談所との直の関係だけを考えるとじゃありませんか。そうではなくて、どれだけ他機関も巻き込んで、他機関からも如何に言ってもらえるかだと思います。
- ・児童相談所によっては動きが違うとは思いますが、母子生活支援施設を子育て支援の施設としての位置付けとして考えていくのであれば、児童相談所との連携はこれから大事になると思います。

(7) その他

① 50世帯という規模ならではの工夫

- ・50世帯ということで、どうしているのかについてよく聞かれますが、私達は50世帯の施設しか知りません。逆に、20～30世帯の施設はどうしているんだろうと思います。
- ・定員20世帯の倉明園に行かせてもらって、話を聞くと、「手厚いな」「丁寧だな」と思います。当施設も丁寧ですけども、ある意味、お母さんが自主的に生活しないといけない部分はありますね。
- ・数年満室が続いている中で、50世帯全て手がかかるわけではなくて、自立度の高いお母さんもいらっしゃいます。そういう中での50世帯です。しっかりした方もいて、お金だけ貯めてくれたらバッチリという方もいる中での50世帯。
- ・今問題となっているのは、支援が必要な人に支援が偏りがちということです。如何に、自立度の高い方にも意識を持ってどこまで声掛けができるかが、今の私達の課題の一つです。
- ・職員からすると1対50だけれど、お母さん達からすると1対1です。それは、やっぱり忘れてはいけないと思っています。手のかかる方は自分から常日頃発信されるので。だから、その温度差には自覚が必要だと思って、1対1の丁寧な関係を意識しています。自立度の高いお母さんも、案外疲れていらっしゃることもあって、そこで予防的に関われなかったという反省点もあります。
- ・手のかかる世帯は、各階に2～3世帯です。レベルはいろいろとありますが、大変な方も徐々に落ち着いてはいきます。やはり、入所初期は手がかかります。
- ・乳児期のお子さんを抱えて入所したばかりというような世帯は、手がかかるというか、職員としても手をかけたいと思っています。小さい子どもを抱えているとお母さん方は子育てに疲れてしまったり、ちょうどイヤイヤ期だとお母さんもイライラしやすくなったりするので、子どもの成長の時々で、お母さんの大変さが変わっていくということもあります。
- ・手のかかる世帯が、各階に2～3世帯なので、計8世帯くらい。それが、順に回っている感じなので、支援も回っているのかなと思います。もっと支援ができたと思うことも多いですけど、お母さんにはご自身でできることはご自身でやってもらって、力をつけていってもらおうということもあ

るので。余り手伝いすぎると、依存関係を招いてよくないということもあるので、適切な距離感というのは意識して支援しています。

- ・入所世帯数は、多いにしろ少ないにしろ、それぞれにメリット、デメリットがあると思います。50世帯というのは変えられないので、50世帯でやらないといけません。

② 利用者間の自然発生的なピア・サポート

- ・50世帯でいいなと思うのは、みんな母子家庭で、その中には力のあるお母さんもいるので、大変なお母さんが力のあるお母さんと接する機会がたくさんあることです。そうすると、当事者同士で支え合うことができている。大変な方ばかりだと支え合うことも難しいと思いますが、色々な方が入所されているので、当事者同士の支え合い、ある意味ピアカウンセリングが成り立っているのかなと思います。
- ・「利用者同士で接していると、トラブルになりませんか？」とよく聞かれます。トラブルになるときはありますが、反対に、支えるときはしっかり支えてくれます。もちろん喧嘩もされますけど、いい面もあるのではないかと思います。
- ・退所後、母子同士で付き合っている方も多いです。その理由を考えると、地域の方達との接点が難しい方がおられるのも一点あるし、ここ（東さくら園）で一緒にご飯を食べただけあって、親近感があるようです。びっくりしたのは、入所していた時期が重なってない世帯同士が、地域に出てから付き合っていたこともありました。〈同窓生みたいなものですね〉ネットワーク作りというのも、自ずと施設入所中にできているのかなと思います。
- ・【事例】最近すごいなと思ったのは、子どもと向き合えてなくて、男性の方に気持ちが向いてしまっていたお母さんがいたんですが、そのお母さんの友達のお母さんが見るに見かねて、職員に「あの人、しんどそうなんで、話聞いてください」と言いに来られました。それは、お母さんと職員の関係性ができているから言ってきてくれたんだと思います。友達のお母さんのことを真剣に考えて、心配して、職員にササッと伝えてくれるというのは、そのお母さんの持っている力はすごいなと思いました。人によっては、力を持っているというのは前提として考えていますね。

③ 50世帯ならではの子ども支援

- ・少年指導員として他の施設もいくつか回らせてもらう中で、入所定員が50世帯という施設が異質ということには気付きました。でも、50世帯だからこそ、子ども達を集めて、ダイナミックにグループワークができるんだなと思いました。50世帯だと、それに比例して子どもの数も多くなりますから、集団の中で学べることがあります。それをメリットとして考えればいいと思っています。

④ 母子生活支援施設の醍醐味

- ・母子生活支援施設の対象者は母親と子どもなので、更生施設や地域福祉等いろんなところが絡めます。そういう施設は、他にはないと思います。
- ・障がい福祉を見ても、お母さんだけを障がい者施設に入れられたとしても、母子で入れる障がい者施設はありません。だから、障がい分野も母子生活支援施設が担っているんです。

- ・母子生活支援施設では、子どももお母さんももちろん成長されますが、家族の成長を見ていけます。スモールステップの方もいれば、急成長される方もいます。家族って面白いなと思います。
- ・感心していることは、今、地域の方と関わるが増えてきていて、一緒に見守ってくれる人や一緒に支えてくれる人が、地域にいっぱいいるということです。母子生活支援施設は、母子が自立するのを支える施設ですけれども、人や地域と繋がりのない自立は孤立に繋がるし、繋がりのある自立が大切だなと、今ひしひしと感じています。支援をしたい人と支援を求めている人とをコーディネートしていくという役割の大切さを、実感しています。〈支援したいと言ってくれる人をいっぱい見つけられるのがすごい。地域と繋がるのが上手ですね〉一人の少年指導員が、地域営業担当です。知らない人とでも10年くらいの付き合いがあるみたいに話せるので、適材適所です。東さくら園は、どの施設よりも地域と繋がる力を抜きんで持っていると思います。
- ・やっぱり、回復されていく姿を見られるのが醍醐味です。子どもに「殺すぞ!」と言っていたお母さんが、優しく「〇〇やった?」と言っている姿をふっと見たり、それを見て嬉しそうな笑顔の職員を見たりすると、嬉しいし、人って捨てたもんじゃないなと感じます。

⑤ 母子生活支援施設の職員の使命・役割として

- ・どこの母子生活支援施設でも、子どもをよく見ているし、お母さんのしんどさも理解しながら支援されているから、本当に熱心に取り組まれているなと思います。だから、お母さんの状況もですけれども、自分達のしている使命とか役割みたいなものを、もっと社会に発信していてもいいのではないかな、という思いがあります。
- ・利用者は、地域に出て自立されます。だから、「地域に出していく施設職員が地域と繋がらないでどうするんだ!」という思いがあります。職員が繋がってれば、利用者も地域に受け入れてもらいやすいじゃないですか。お母さん達が地域で見守ってもらえるところに繋がるので、それはとても大事なことだと思います。
- ・【事例】子どもをいつも、頭を逆さにして抱っこをするお母さんがいました。お母さんは発達障害を持っておられたのか、職員が言うこともなかなか伝わりにくいところがありました。でも、その方と職員と一緒に、地域の子育て事業である「ぼっぼ〜ハウス」に行くようになって、その方はそこにだけは行けるようになり、仕事もするようになっていきました。コンビニで「ぼっぼ〜ハウス」で知り合った地域の人に会ったときに、「もう、子どもを逆さにしてへん?」とか聞かれるくらい、繋がりができました。地域の人からも「もう歩かさなあかんで」とか言ってもらえるようになりました。そういう下地を職員が作って行って、利用者が自立しても住みやすい地域、世の中にしていくというのも、職員の使命の一つだと思いますね。

<参考文献>

- 大阪市児童福祉施設連盟 母子生活支援施設部会 (2012)「母子生活支援施設入所児童実態調査～明日に向かう子どもたちに～」
- 社会福祉法人 みおつくし福祉会 母子生活支援施設 東さくら園 (2013)「平成 25 年度 東さくら園プロフィール」
- 社会福祉法人 みおつくし福祉会 東さくら園 (2009)「母子生活支援施設における就労支援の現状と課題－東さくら園就労実態調査から－」

4. 永生会母子ホーム

ヒアリング日時：2014年10月20日（月）14:00～17:00

調査対象者：施設長、母子支援員1名、少年指導員1名、心理職1名

調査者：田中、深沢、長尾

(1) アセスメント

① 入所前の綿密な情報把握・情報共有

- ・入所の経緯については、まず福祉事務所、女性センターから空室の問い合わせをいただきます。その後、入所の方向になれば、その世帯についての聞取票を各福祉事務所から送っていただき、職員みんなでそれを回覧します。そして、その聞取票に沿って、分からない部分については職員から福祉事務所に質問して、それについてのご回答いただいて、当施設でできる支援を福祉事務所と関係機関にご理解いただいた上で、入所になります。
- ・入所する母子についての情報だけではなくて、その世帯の背後にある家族関係や、入所前の生活の様子等についての情報も、私達には必要です。分からない場合は仕方ありませんが、なるべく、そのような情報もいただけるように、福祉事務所と話をしています。しかし、避難されてくる状況も母子によって異なるので、必要な情報が分からない場合もあります。
- ・入所予定ケースについて、情報のやり取りをする中で、どうしても分からない部分が多いときには、入所予定世帯が在住している地域に直接職員がおもむいて、福祉事務所の方や関係者の方と、ケース会議を持たせていただいています。
- ・福祉事務所によっては、例えば「入所後1年で退所させてください」「2年で措置を切ります」等と言ってこられることもあります。ケースの内容と照らし合わせて、提示された入所期間に納得がいかない場合は、職員が直接福祉事務所に伺って、「利用期間の延長は可能でしょうか？」と話をすることもあります。
- ・ケースによっては、入所予定のお母さんと直接面接をすることもあります。それは、福祉事務所を信用していないというわけでは決してなくて、入所にあたって、入所予定のお母さん本人にきちんと確認をしたいという意図で行なっています。
- ・情報を把握しやすいケースの場合は職員が行く必要もありませんが、特殊なケースの場合はより情報を収集するために直接職員が出向き、十分な情報を得るようにしています。
- ・入所予定者の在所地に出向く職員は、主任と心理職と、母子支援員等、ケースによって出向く職員は違いますが、複数で出向くようにしています。
- ・子どもが児童相談所の一時保護所を経由して入所する場合は、児童心理司から、心理検査の判定結果、ローデータ、保護中の様子について聞き取りを行い、子どもへの理解を深めます。
- ・入所予定者には、入所前に、できるだけ見学をしてもらうようにお願いします。広域の方でも、できるだけ見学をしていただくように勧めます。見学が難しい場合は、施設のパンフレットを送ったり、施設の状況等が分かるように『生活のしおり』を送ったりしています。このようにして、“ど

ういう施設か”ということをご理解いただいてから、入所してもらうようにしています。

- ・入所前に綿密に情報共有するのは、明確にケースをアセスメントするためです。そうしなければ、入所された後「こんなはずではなかった」と思われる方もいます。そういうことが、過去に何度もありました。そうなる、子ども達が一番の被害者になるので、一番良くないと思います。そうならないためにも、入所前の情報共有は丁寧に行なうように気をつけています。そのため、場合によっては、措置元の福祉事務所への訪問等はやはり必要だと思います。
- ・「急ぎで入所させてほしい」と言われる自治体もありますが、できる範囲で待ってもらいます。措置経験のない福祉事務所担当者の場合、情報共有が困難なこともあります。入所後の支援がスムーズに始められるよう福祉事務所担当者に説明し、情報把握を行なっています。

② 入所後は改めての聞き取りは行わず、関係性作り

- ・基本的に、福祉事務所から得た情報については、施設側も知っているということで進めますので、入所後、改めて聞き取りの面接はしていません。『生活のしおり』を用いて、生活のオリエンテーションを行ないます。
- ・入所時にお会いしたときには、お母さんも含めて、福祉事務所の方と一緒に話をしますが、そこで根掘り葉掘り聞くことはしません。どういう課題があるかについては、確認の意味を込めて、話をします。福祉事務所の方が、「こういう事情については施設に伝えておきますね」と話してくださるので、施設側からは「まずは、ゆっくり休んでください」とお伝えしています。
- ・入所後3か月位かけて関係性を作ろうと考えて、職員全員で支援しています。最初がやはり大切ですので、慌てず、時間をかけて、関係性を作るようにしています。

③ 精神的課題を抱える方の入所にあたって

- ・福祉事務所によっては、当施設で心理職を配置していることを知っている担当者がいて、心理療法が必要な母子に「永生会母子ホームに入所したら、カウンセリングが受けられるよ」と事前に伝えてもらっている場合があります。そういうケースの場合は、入所後スムーズに、心理療法を導入するためのインテーク面接を手短に行ないます。
- ・精神的課題を抱える母子には、医療機関との連携が必要な場合があります。そういう場合は、入所後、お母さんと面接をすることがあります。
- ・入所時、お母さんに対する聞き取りは余りしませんが、心理療法を開始する前には、個別に聞き取りを行なっています。入所者全員にインテーク面接を行なうことはせず、心理療法希望者だけに行ないます。とにかく、入所後はまず生活に慣れてもらう、落ち着いてもらうことを優先しています。
- ・入所前に、当施設では心理療法を行なっていることと、心理職の名前を伝えているケースもあります。しかし、入所時点では、インテーク面接というよりは、この場所に落ち着いてもらうということがまずは最優先というふうに考えています。

④ 入所時の書類

- ・入所時より問題解決時まで、世帯の状況変化に沿って行政や関係機関への手続きを適正に行なうために、『入所時の状況把握票（資料4-①）』を利用しています。
- ・入所オリエンテーション時には、『利用契約書（資料4-②）』の内容を説明し、お母さんに記入を依頼しています。支援内容については、提供できるサービス内容をお母さんに説明し、必要な支援を確認しています。これは、自立支援計画作成の基となります。また、利用上の約束事を確認して署名、捺印後、そのコピーをお母さんへ渡して、原本はケース記録綴りに保管しています。
- ・『家庭調査票（資料4-③）』も、入所オリエンテーション時、お母さんに記入を依頼しています。詳細記入は求めず、提出後、お母さんと話をしながら確認しています。家族のこと、趣味や資格の話ができ、話題が広がることもあります。
- ・これらの書類は全て、母子支援員が取り扱っています。そして、職員全員で回覧します。

④ 担当制を敷かない支援

- ・担当制は敷いていません。
- ・お母さん方の性格もあるので、話しやすい職員や話しにくい職員等、いろいろとあると思います。そういう状況を見ながら、窓口担当はある程度必要です。しかし、支援に関しては、特定の職員が情報を把握して支援を進めていくのではなく、職員全員が情報を把握して支援をします
- ・窓口担当の役割は、相談業務です。支援に対する窓口ではなくて、日常会話の中から相談事が出てくるとお母さんの方から、それを拾って、「こういう話が出たから、どういうふうに支援していこうか」と職員全員が考え、支援に繋げていく形になっています。
- ・利用者が職員を選べる体制ですので、窓口になった職員が一番注意していることは、話を聞いたときに即答しないということです。持ち帰って、職員全員できちんと整理し、検討してから、利用者に戻すようにしています。早く答えの欲しいお母さんには「ぬるい」と言われることもありますが、そうしています。
- ・書類の担当はそれぞれありますが、職員全員が、全ての利用者にかかわるようにしています。特定の職員に責任が集中すると、その職員がいないときに支援ができなくなる状況が出てきてしまいます。それを避けるために、職員全員が連絡し合って支援しています。「今日、その職員が休みだから、分からない」といったことがないような支援を、目指しています。
- ・職員全員が、20世帯分の母子の状況を把握し、支援しています。完璧ではないかもしれませんが、おおよそ、職員全員が全ての母子の状況を理解しています。
- ・小学校高学年や中高生になると、年齢の若い職員が対応した方がいい場合もあります。そういうときは、話の内容によっては、少年指導員に対応してもらっています。
- ・夜間対応等は、どうしても職員が1人、2人になります。職員が1人になるのを見計らって、話に来られるお母さんもいます。「今日、泊まりの職員、誰？」とリサーチしてこられる方もいます。ですから、どの職員も、基本的な相談はある程度受けて、きちんと整理した後に改めて返答できるようにしています。

⑤ 母親への自立支援計画の面接

- ・自立支援計画の面接については、年2回（4月と10月）、施設長が行なっています。母子支援員がその都度入るようには大体していますが、特に決まっておらず、どの職員でも入れるようになっています。
- ・施設長が1人で面接を行なうことは決してありません。公休や出張等でいない職員もいますので、そのときに入れる職員が面接に入ります。どちらかと言うと、利用者と合う人を優先して、同席してもらっています。
- ・面接に同席する職員は利用者の横に座って、施設長は利用者と対峙する形で座ります。
- ・面接にかかる時間は、人によって違います。ケース・バイ・ケースで、長い方は40分～1時間、短い方は10分くらいです。知的障害のある人には、端的に分かりやすくポイントを押さえて伝えるようにするので、できるだけ短めにします。
- ・また、DV被害者で心の傷がひどい方へは、施設長が男性ですので、それなりの対応をしないとイケません。長い時間の面接が難しい利用者の場合は、ポイントだけお伝えして、自立支援計画の確認だけして、面接を終了します。普段から細かいことは職員と話し合っていますので、それを自立支援計画の中に並べて「これで間違いありませんか？」と確認する感じです。男性である施設長と話す時間が多くならないよう、配慮しながら行なっています。
- ・施設長面談時には、『施設長面談表（資料4-④）』を使用します。面談表作成前に、職員全員で半年間の支援内容の振り返りと現況確認を行ないます。面談時には、お母さんに面談表を提示し、問題解決の進捗状況の確認と、支援についての振り返りを行ない、最後に要望を聞いています。短期・中長期の目標設定を話し合うことに利用しています。

⑥ 子どもへの定期面接

- ・小学校4年生以上の学童の子ども達には、年2回（施設長面談後）、意見表明の場を設けています。その際、『意見表明（資料4-⑤）』を使用しています。
- ・子ども達への面接は、母親の施設長面談（自立支援計画の面接）後に行ないます。それは、施設長面談で、母親から子どもに対して「こうしてほしい」等のいろいろな要望が出てくるからです。
- ・子ども達への面接の内容は、学校のこと、施設のこと、母親のこと、友達のこと等を分けて、聞いています。日々の様子で気になっていること等を、主に聞く時間です。
- ・子ども達への面接は、施設長が行なうのではなく、少年指導員の基幹的職員が主になって行なっています。他の少年指導員と、子ども達の時間に合わせて、個人面談をしています。
- ・子ども達への個人面談は、短い子だと5～10分位、長い子だと30分～1時間位です。中には、「しない」と言う子もいます。
- ・話好きの女の子の場合、1時間位話をしたりして、子どもの愚痴を聞くみたいになることもあります。
- ・面接の最後に『前回の振り返り』を聞きます。子ども達が半年前に立てた目標を振り返って思い出し、「今までどうだったかな」という感じのことを、子ども自身が言葉で話しているのを聞くと、

子ども達の成長を感じます。

(2) 母親への支援

① さまざまな問題を抱える母親への支援

- ・知的障害のあるお母さんも入所しています。手帳を持っておられなくても、知的にボーダーという方もおられます。
- ・DV被害を受けてこられて、精神的な被害がある方もいます。そういう方は、自己肯定感が低く、自信がないので、なかなか自分の意見が言えません。それで溜め込んでしまって、一気に爆発するという方もいます。
- ・眠れないというお母さんが多いです。眠れないということで、頻繁に事務所に電話をかけてこられたり、事務所に降りてこられたりする方もいます。
- ・【事例】眠れなくて、睡眠導入剤とアルコールを併用し、暴れてしまうというお母さんがいました。子どもが泣きながら避難してくるので、まずは子どもを落ち着かせて、寝かしつけました。その後、お母さんに介入しました。お母さんが起きている場合は、事務所に降りてきてもらって、落ち着くまで話を聞くときもありますし、とりあえず薬を渡して落ち着かせる場合もありました。職員が2人体制のときは、母子への介入を同時にしていました。
- ・夜間は、宿直職員1人体制ですので、職員によって対応が異なるということもあります。経験の浅い職員の場合、対応が難しく、「次の日に相談してね」と対応することもあります。経験豊富な職員であれば、そのときに十分な対応が適切にできます。

② パーソナリティ障害が疑われる母親への支援

- ・【事例】お母さん自身にも被虐待経験があり、子どもに対する様々な思いは持っているけれども、子どもに手を出したり、暴言を吐いたりしてしまう方が入所されていました。入所理由は、子育て支援でした。結婚して第一子を設け、その後未婚のまま2人出産した後、第四子と2人で入所されました。お母さんには薬物使用の経験もあり、他の母子生活支援施設にも入所経験がある方でした。

当初は、職員全員が「子育てできるかな」と不安を持ちながら、支援をしていました。人と会話することや、自分の状況を説明することが苦手なお母さんで、自分の思いをぶつけるだけということが多かったです。それが、職員とのやり取りの中で経験を積んで、子どもの沐浴の支援等ができるようになっていき、職員との関係性を少しずつ築くことができました。お母さんが得意なところを支えて、その方は料理が好きでしたので、そのあたりの話を突破口にして、繋がりを作っていきました。

その方は、精神科にも通院されるようになり、服薬もされていました。子どもが成長し言葉が出てくると、お母さんには経験がないので、自分ではどうしたらいいかわからない状況が出てきました。そのときは、保育園の先生の力を借りたり、職員が話をしたりして、子どもの気持ちを代弁しながら、養育の方法を伝えていきました。それでも、子どもに手が出たり、言葉で脅したり

することはありましたが、随分、自分なりに工夫して、手を出さないようになりました。カウンセリングも受けて、そこで子育ての話もしながら、よく頑張られました。

その方は、追い込まれると、リストカットをしたり、「もう子どもの世話はできない」と言って飛び出したりすることもありました。飛び出しても、その都度帰って来られていたので、職員はやはり「支えたい」と思って支援を続けていました。そういう関わりの中で、少しずつ、自分の思いを伝えられる人ができていったと思います。施設内では自分の思いを上手に表現できるようになってきたけれども、児童相談所等の関係機関とはトラブル続きでした。こういう方は、社会の仕組みを理解した上で社会生活を営んでいるわけではなく、自分の経験からしか判断ができないので、そこにギャップがあるんです。「私はこう思っていて、こう習ってきたから、これしかない！」とあってらっしゃる感じですので、「そうではないよ」という話をその都度していますが、分からなくてそっぽを向いてしまいます。それでも、「少し時間をおけば、考えてくれるんじゃないかな」と思って、関わっていました。

この世帯のゴールは、基本的には、子どもが意見表明できるようになるまでと思って支援してきました。お母さんは「上の子ども達を引き取りたい」という思いが強かったですが、ご本人が思うような生活をするのは難しいだろうなと思っていました。また、交際相手もいて、男性に依存する傾向もあったので、それも心配で、定期的に関係機関とは情報のやり取りをして、連携していました。こういう状況を福祉事務所にも理解していただいていたので、入所期限については特に指定はありませんでした。

- ・リストカットした方がいたら、傷がひどい場合は、救急車を呼びます。治療後、心理職が対応することも多いです。職員にリストカットしたことを正直に話してこられる方もいれば、話してこられない方もいます。話してこられなくても、大体は、その時々表情や態度で分かることも多いです。
- ・パーソナリティ障害が疑われるケースについては、その方が「この職員が良い」と相談する相手を選び好みする場合がありますし、発達障害を併せ持った人もおられますので、“職員全員で応援している”ということを大切にしたいと思います。そのため、柱となる職員を立てずに、職員全員で支援しています。支援に入ったときにその方から攻撃的なことを言われる職員がいたり、施設長に直訴してこられる方がいたりもしますが、上手に職員をローテーションしながら支援にあたって、日々の生活の中でお互いの誤解を解く話をしたりしています。

③ ネグレクト傾向の世帯への支援

- ・ネグレクト傾向の世帯も多いです。子どもの入浴支援、食事の支援、通院支援を行なうこともありますが、あくまでお母さんの了解を得た上で行ないます。了解が得られない場合も多々ありますが、そういう場合は、根気よくお母さんに伝え続けて、お母さんが子どもにしてくれることを待ちます。それでもできない場合は、児童相談所や病院と連携をして、母子分離に至ることもあります。
- ・支援についてお母さんの了解が得られない場合、施設長に報告します。施設長面談でお話をして

もらうことで、お母さんも理解してくださり、支援が始まることもあります。一方で、「そんなことしていません！」と認めず突っぱねる方もおられます。

- ・ネグレクト傾向にある世帯では、多子世帯という場合もあります。そうすると、同時に複数の子どもの準備をしなければならない状況があります。それはお母さんも大変なので、職員が手伝うこともあります。
- ・子どもが小さい場合は、外部の関係機関（保育所等）からの働きかけもあるので、お母さんも努力されています。しかし、必要な社会資源を利用されていない子どもに関しては、職員がお母さんと話をして、介入をしていきます。

④ 心理カウンセリングへの導入

- ・入所される母子の方には、心理カウンセリングというものがどういうものか分からない方もいらっしゃいます。そういう方には、常勤心理職や母子支援員が、心理カウンセリングについて簡単に説明を行います。入所時のオリエンテーションにおいても心理カウンセリング等についての説明は行ないますが、入所時は落ち着かない時期なので、入所後落ち着いたときに、必要に応じて、改めて説明をすることが多いです。
- ・入所後、職員が利用者と話をするそれぞれの場面で、「職員には言いにくいこともあるだろうから、心理士に相談してみる？」というふうに、外部から来てもらっている非常勤心理士に繋ぐこともあります。
- ・一番大変なのは、心理的支援が必要だと思われるけれども、「必要ない」と言われるお母さんです。そういう方には、常勤心理職が生活場面を中心に関わりを持ちます。話を聞く中で生育歴をたどっていくと、被虐待経験があったり、医療機関で不信感を抱くような対応を受けられていたり、いろんな場所で心理検査を散々取られたりしている背景が見えてくることも多いです。そういう方には、特に、生活の中でまずは信頼してもらうことを第一目標にします。そして、いろんな職員から、様々な支援ができることを示していきます。また、そういうお母さんは、子どもに対する思いが強い方も多いため、日常生活のやり取りの中で、子どもが心理療法に繋がりがやすくなります。常勤心理職がコーディネートして、非常勤心理士の方にお問い合わせする形で繋がっていきます。

⑤ 精神科受診が必要な母親への支援

- ・お母さんが精神科を受診するときは、基本的に、常勤心理職が窓口になって、繋げています。お母さんが単独で行くことは、ほとんどありません。
- ・生活保護の関係で、検診命令が出た場合は、市役所が指示する精神科を受診する場合があります。そのまま継続して同じ精神科に通院される方もいれば、先生との相性が合わなければ強引に病院を変更する方もいます。

⑥ 夜間対応について

- ・事務所は、22時から翌朝7時までは宿直対応となります。緊急時や、内線をかけて事務所に降り

てこられる方がおられる場合は、その都度対応しています。

- ・夜間対応の内容については、職員の技量によって異なります。入所者が、職員の技量を見越して、特定の職員が宿直のときに来られるという場合もあります。利用者と職員の相性もありますので、その日の宿直が誰かという情報が、お母さん同士で共有されているところもあります。
- ・夜間の対応については、“話を聞く場合も30分を目安に”ということは、職員間で統一しています。30分で話を切ることが、なかなか難しい方もいます。一番大変なのは、時間よりも、その方に落ち着いてもらうことです。

⑦ 子どもの安心のために

- ・子どもが一番被害を受けると考えられるときには、お母さんに施設長面接を行いません。できるだけ職員間で解決できるように力を合わせて、言葉を変えながら、お母さんとは話をするようにしていますが、それでもなかなか理解していただけないときは、施設長に直接話をさせていただきます。
- ・施設のルールについては、『生活のしおり』等がありますので、話をすれば、利用者の方も理解してくれます。ただ、アルコールを摂取しているとき等は、理解が難しい場合があります。そういうときは、お母さんが落ち着いたときに、話をするようにしています。お母さんがそういう状態のときは、子どもが安心できるような対応を考えます。

⑧ 母親に主体性を持ってもらうための支援

- ・お母さんの中には、施設内外の人達とのやり取りが困難な方もいます。そうすると、大体は子どもが被害者になります。子どもがお母さんと一緒にいつかは地域で生活することをイメージしたときに、やはり母親には主体性をしっかり持っていただかないと、本当の意味での“自立”には繋がりません。お母さんには世の中のルールを学んでいただけるように、子どもを介して、支援しています。
- ・例えば、お母さんが、子どもが学校に持っていかなければいけないものを把握していないことがあります。そういう場合は、職員は子どもに、お母さんに伝えるように働きかけます。職員と学校が直接やり取りをしている場合もありますが、お母さんには職員と学校が母の知らないところで繋がっていると思われたくないので、子どもからの発信を応援するという形をとっています。それでも準備ができていないときは、職員からお母さんに「子どもが言っていたよ」と伝えて、お母さんに準備を促します。余程の状況以外は、職員が準備をするということはありません。
- ・こういう支援方法については、関係機関からは「職員は何しているの?」と思われるかもしれませんが、しかし、私達は、お母さんの意思を尊重しながら支援することが大切だと思っています。だから、お母さんが主体でなければならないと思っています。

⑨ 自ら発信しない母親への支援の工夫

- ・一度に何もかもをすることは、私達にもできませんし、お母さん達にも無理です。だから、一つ目標を持ってできるといいかなと思います。一つ目標をクリアして、次の目標に進んだら、前の

ことがまた崩れるということも、もちろんあります。しかし、行きつ戻りつしながらも、お母さんと話をしながら、お母さんが安心して発信できるようになればいいと思っています。

- ・DV被害を受けた方は、自分で判断できないという方がとても多いです。だからこそ、子どものことに関しては、職員がお母さんにアプローチして、主体的に自己決定できるように、お母さんに確認しながら、支援を行ないます。
- ・大切なのはタイミングです。自分から発信しないお母さんは、ほんの少しの時間のタイミングしかありません。仕事から帰ってきたときとか、買い物から帰ってきたタイミングに話す時間を作ろうと思っています。お母さんが何かをしようとしているときは、話をするのは難しいです。
- ・お母さんの機嫌が良いときも、1つのタイミングです。お母さんに良いタイミングは、だんだん分かってくるものです。だから、本当は10言いたいところを、1しか言わないこともあります。最優先の1つだけ伝えて、また時間を置いてからまた1伝えていきます。
- ・話し方や話すタイミングの工夫はしていますが、なかなか理解していただけないこともあります。やはり、お母さんがシャットダウンしてしまうこともあります。そうすると、長く時間がかかることもありますが、子どもに声をかけて、子どもと一緒にやりながら、支援を行なっています。

⑩ 個別支援の状況

- ・必要な方には、個別支援を行なっています。個別支援をしている方の割合は高いです。
- ・本当にお母さんの力でできないときは基本的には手伝いますが、「今回は特別だよ」「施設のルールはこうだけど、特別だからね」と言って、個別支援を行なっています。「次は、できること増やそうね」というのが、基本的なスタンスです。
- ・半年に1回行なう自立支援計画の面接の中でも、その時に行なっている支援内容の確認を必ずします。お母さんの意思を確認した上で、支援内容を増やしたり、減らしたり、支援を続けていくようにしています。

⑪ 施設のルールについて丁寧に説明し、理解してもらう

- ・何のためにルールがあるかというのを、丁寧に説明した上で、理解してもらうようにしています。
- ・例えば、当施設では21時に玄関を施錠します。それは、危険回避のためであること、子どもの成長を考えてのことであると、きちんと丁寧に説明します。「夜は静かにしていた方が、子どもは安定した状態で眠れますよね」というふうに、子育ての説明をしながら、「21時に、危険回避のために施錠しますよ」と、丁寧にオリエンテーション等で利用者には説明しています。だから、21時を過ぎて帰宅することを注意するわけではなくて、「こういう理由だから、連絡してね」と一言伝えるようにしています。

(3) 子どもへの支援

① 被虐待児への支援

- ・入所してくる多くの子ども達は、DVの影響を受けた被虐待児です。重篤な心の傷を受けた子ども

も達が多いです。

- ・被虐待児の中には、感情のコントロールが難しい子や、大人を独占して遊ぼうとする子がいます。遊びの中では、子どもが盛り上がりすぎてヒートアップしすぎないように、事前にいろんな形で声かけをしたりしています。勉強をする場面でも、隣の子が気になったりするのであれば、できるだけ角に座らせる等、周りが気にならないような環境的配慮をしたりします。
- ・被虐待児への対応については、定期的に職員で勉強会をして、話し合いながら、支援しています。

② 生活リズムが昼夜逆転している子どもへの支援

- ・生活のリズムが昼夜逆転していると、子どもは朝起きることができなくなり、学校に行けなくなることもあります。そういう場合、学校への登校を促すために、学校に相談することで、学校から登校の電話をかけてくれるようになったことがありました。その後、子どもも少しずつ学校に行けるようになりました。
- ・子どもの生活リズムが昼夜逆転している場合、お母さんに働きかけて、小児精神科等の医療機関を受診してもらうことで、生活リズムが規則正しくなるように働きかけることもあります。

③ 子どもの通院同行支援

- ・中には、精神科に通院している子どももいます。精神科受診については、ケースに応じて、母子支援員、少年指導員、常勤心理職等が同行しています。

④ 子どもへの心理療法

- ・入所オリエンテーションの際に、お母さんに「心理療法とはどういうものなのか」ということについて、お話ししています。
- ・子どもに対する心理療法は、お母さんからの要望があったときにスタートします。
- ・入所したばかりの時期は、お母さんもいろいろと手続きがあるので、外出されることが多いです。その間、子どもを預かることが多いので、そのときに常勤心理職はできるだけ積極的に子どもと関わるように心掛けています。そうすると、子どもには「遊んでくれたお兄ちゃん」というようなイメージが作られるので、その後、子どもから「遊びたい」と言い出してくれたりします。そのときに、施設長と母子支援員から「こういうのがあるよ」とお母さんにも話をして、心理療法に繋がるケースが多いです。
- ・利用している子ども達は、心理療法の時間は心理職員を独占できるので、楽しみにしています。
- ・DVの被害を受けて、広域から入所された世帯については、子どもはこれまでの生活を断ち切って、お母さんと一緒に来ているわけですので、フォローが大切です。今の生活に対して、子ども本人が納得していくことが必要な場合も多々あると思うので、子どもの気持ちを聞ける大人がいるということは、必要であるし、大切な場面だと思います。

(4) 母子関係調整のための支援

① 夜間、母子間でトラブルになったときの支援

- ・夜間、母子でトラブルになったときには、子どもをお母さんと引き離して、安全な場所におくことが先決です。
- ・【事例】 兄妹がいる世帯で、お母さんとお兄ちゃんが言い合って、妹が眠れないという状況がありました。そのときは、お母さんとお兄ちゃんを離して、お兄ちゃんを落ち着かせて、お母さんには妹を寝かしつけてもらいました。

② 母子分離に至ったケースへの支援

- ・【事例】 衝動的にだと思いますが、お母さんが2～3歳の子どもを駅に置いたまま帰って来てしまったことがありました。入所して間もない頃でしたが、お母さんの実家のご両親と関係性が悪く、子どもを置いていった後、ご両親に「子どもを置いてきたから、迎えに行つて」と電話をしたようです。お母さんは施設に帰って来て、職員に泣いて訴えられたので、職員がすぐに迎えに行きました。しかし、ご両親が警察に通報したので、すでに子どもは保護されていました。その後、お母さんは後悔をして、「連れて帰りたい」と訴えられましたが、そのまま母子分離になりました。
- ・【事例】 お母さん自身も子どもの頃に虐待を受けており、知的障害とパーソナリティ障害を抱えておられるというケースでした。お母さんはDV被害を受けて、病気がひどくなり、お母さんの主治医の判断で入院されたので、母子分離になりました。
- ・母子生活支援施設の意義を考えたときに、お母さんに「子どもを育てたい」とか「子どもと一緒にいたい」という思いがあるのであれば、職員は、関係機関を巻き込みながらも、何とか支えていきたいと思っています。ですから、母子関係が虐待的だからという理由で分離というふうには、できるだけならないように支援しています。

③ 虐待のある母子への支援

- ・叩いた等の虐待があった場合は、施設から児童相談所にきちんと通報します。その中で、「施設の見守りがあるんでしょ」ということで、母子が一緒に暮らすことを児童相談所に認めていただいているという実情があります。
- ・実際に手が出る等の虐待をしてしまったお母さんには、職員が介入して、落ち着いて話をします。落ち着いた状態のときはお母さんも分かってくださいますが、逆上するとつい手が出てしまい、後悔するお母さんもいます。それを繰り返し行ないながら、虐待をしないようにトレーニングしていきます。そうしていると、子どももすぐに職員に発信してくれるようになります。
- ・子どもが発信してきたときには、お母さんの様子を見ながら、子どもの痛かった思いや、嫌だった気持ちを、職員からお母さんに伝えます。もちろん、お母さんが逆上しないタイミングを図って、伝えています。

④ 母子間で悪循環に陥ってしまっている世帯への支援

- ・子どもがわざと注意されるようなことをして、お母さんもそれで叱ってしまうというふうには、悪

循環に陥ってしまっているケースもあります。そういうケースの場合、療育機関に通っている母子もいます。療育機関では、子どもへのPT（理学療法）、OT（作業療法）、ST（言語聴覚療法）を行なっていますし、母子で通園できる保育園があったりします。そこで、お母さんも一緒に、子どもがOT等の訓練を受ける様子を見ながら、アドバイスをもらったりしています。また、お母さんと一緒に保育をするときもあれば、別の部屋でお母さんが保育の様子を見守るときもあります。その中で、お母さんは母親モデルを見ることができると思います。そういう理由で、療育機関に繋げる場合もあります。

・職員は、生活場面で関係性については支援していますが、より専門的な支援については、療育機関等の他機関の利用に繋げています。

⑤ 母子再統合ケースへの支援

・一緒に入所してきた子ども以外にも、児童養護施設等に入所中の子どもがいるというケースもあります。全国的にも、母子生活支援施設では、このような世帯が多いように思います。そのため、当施設でも児童相談所との連携をする必要性があり、実際に入所中に再統合をする世帯も最近多い傾向があります。

・再統合ケースに関しては、福祉事務所の“見極め”という一面があります。母子生活支援施設は、本当に、“最後の砦”であると感じています。

⑥ 児童相談所に繋げる支援

・児童相談所の関わりについて、職員は関与が必要だと思っているけれども、繋がっていないという世帯も少しです。

・【事例】知的にボーダーで、中学生に上がるにあたって、友達関係や異性関係でトラブルが出てくることが予想される子どもを、職員は児童相談所に繋がたいと思っていました。お母さんも、知的障害が疑われ、手帳の取得もできそうな方ですが、取得には至っていませんでした。その後、母子で外出したときに母子喧嘩をして、お母さんが子どもに切符を渡して「帰れ」と言って、自分は別ルートで一人で帰ってきたことがありました。子どもは駅で泣きじゃくって、警察に保護されました。お母さんは児童相談所に一応連絡を入れて、「もう育てられない」とおっしゃったんですが、2～3日後にはお母さんも落ち着かれて、子どもも戻ってきました。そういう経緯で、児童相談所と繋がることができました。

・【事例】DV被害を受けたお母さんと、小学生の女の子が、入所していました。お母さんには不眠とアルコールの問題があり、子どもに手をあげることがありました。そのため、職員は児童相談所に繋ぐことも考えていました。まずは、お母さんを医療機関に繋げて、精神的な安定を図りました。しかし、なかなか生活が安定せず、子どもが職員と一緒に寝ることも何度かありました。何度か冷や冷やした場面もありましたが、施設だから母子で暮らせていたのだと思います。結局、実家のご両親が強引に連れ帰る形で、退所されました。退所先の県の児童相談所には、繋げました。

(5) 施設内情報共有・チームワーク

① 連絡（殴り書き）ノートを活用

- ・連絡ノートというものがあり、それは職員自身の主観を全部入れて書いてよい殴り書きノートです。業務の連絡事項から、支援の内容、相談内容等、いろんなことを殴り書きしています。
- ・朝、勤務した職員は、まずその連絡ノートに目を通し、自分がいない間のこと分かるようにしています。これは、第三者評価でも評価されました。
- ・殴り書きノートは、職員の主観や個性がでますので、それを基に、職員同士のコミュニケーションが生まれます。自然と、会議のような形になることもあります。
- ・電子データによる記録は、殴り書きノートから事実についてだけ転記して、残しています。電子記録には、「こうじゃないかな？」という推測は、一切書きません。
- ・殴り書きノートに記載している内容で、確認が必要なことについては、職員同士で確認します。
- ・お母さんから「あなたにだけの相談ですけど…」と言われたことについても、連絡ノートを通じて、職員全員に周知することもあります。
- ・書き込みたいときに他職員が使用している場合は、他の用紙に書いて後から貼ったり、差し込んだりしています。

② 職員同士のチームワークを大切に

- ・職員同士のチームワークは、殴り書きノートにつきます。
- ・施設長は、常日頃「チームワーク」という言葉を使います。一人で支援をするのではないということを、全職員に理解してもらっています。職員同士でカバーし合うことが、当施設では大切だと思います。職員を一人で孤立させないことが、一番大切です。
- ・利用者が、相性の合う職員に集中してしまうことはもちろんあります。でも、お母さんも上手に使い分けていて、話したい内容によって職員を選んで話しかけているところもあります。利用者は話しかけやすい職員に声をかけますが、その職員が分からない内容については、分かる職員に聞きます。そうすると、分かる職員も一緒に、お母さんと話ができます。
- ・一人の職員が抱え込まないように、その場で即答することはせず、「待ってね」と伝えるようにしています。
- ・職員が支援に行き詰まったときや、「これでいいのかな」と思うときは、職員間で話をしています。経験の浅い職員も、ベテランの職員も、経験年数や年齢に関係なく、「これは、これで良かったかな？」という話を、お互いにしています。
- ・施設長がいつも絶対ではない、と思っています。施設長にも間違いは必ずあるし、分からないこともあります。ですから、それは職員にも聞きます。そうやって助け合わないと、生活支援はできないと思っています。
- ・職員の支援が行き過ぎている場合、それによって、他の支援に支障をきたしていることが多々あると思います。そういう場合は、「職員全員がバランスよく支援しないといけないから、周りの状況を見て、『この時間なら支援できるよ』という提案をしてはどう？」といった話をします。支援

していること自体は否定しません。

- ・基本的に、職員は、利用者に巻き込まれないように気をつけています。殴り書きノートを使って、意見交換はいつもしています。「この支援、どういうつもりでしたの？」といったやり取りも、よくあります。

③ 職員の逆転移感情への対応

- ・経験年数の浅い職員は、利用者との間に転移・逆転移感情が出てきて、「私がこの人を支援したい！」と入れ込んでしまいやすい傾向があります。しかし、基幹的職員等が話をよく聞いて、関わり過ぎ、入れ込み過ぎ等ということを、きちんと伝えていきます。そのため、入れ込み過ぎている状況は、上手く回避できていると思います。
- ・経験年数の浅い職員の場合、先輩職員にはなかなか相談できないときもあります。そういうときは、定期的にスーパーバイズの時間を与えたりします。心理職から、「ちょっとスーパーバイズを受けてみたら」と促すこともあります。スーパーバイズは、13年前から当施設に関わっていただいている年配の心理士2名にお願いしています。
- ・チームの中でのいろんなやり取りや、チームとは違った角度からベテランの心理士の先生にスーパーバイズを受ける機会を設けたりして、職員ができるだけ視野を広げて、利用者支援できるようにしています。

④ 支援内容について確認

- ・基本的に、職員が単独で判断して、支援をすることはありません。支援をするときは、連絡ノートで周知し、施設長に確認してもらった上で、行なっています。
- ・施設長と少年指導員と母子支援員の主任の3人が、核になる代表者として、『にこにこ会』という話し合いを、ときどき設けています。その中で、支援の方向性については、確認するようにしています。
- ・支援する側の意見もありますが、支援をされる側のお母さんがどう思うかというところが大事ですので、お母さんが支援の必要性があって、「まだ支援を続けてほしい」と言ってこられるのであれば、支援は続けます。

⑤ 職員のバーンアウトを防ぎ、資質向上を目指す

- ・以前は、職員のバーンアウトもけっこうありました。だから、施設長としてはずっと心理職が欲しくて、施設心理士の必要性を、ずっと訴えてきました。
- ・新人職員に、利用者から攻撃を向けられたりすることもあります。そういうときは必ず他職員がフォローに行くようにしています。
- ・新人職員には、ベテランの心理士から、いろんなレクチャーをしてもらいます。対人援助職としての関わり方や、当施設での特徴について等、2～3回、いろんな形で受けてもらいます。そして、実際に支援に入ってもらい、その振り返りを、その心理士の先生と行なうようにしています。

- ・職員の技量によって、利用者が攻撃的になる場を上手く回避できるかが違ってきます。経験の浅い職員は、そういう場面に合うと、振り返りをする中で「こうしたらよかったね」ということを学んで、援助技術を上げていきます。振り返りのスーパーバイズをするのは、主に施設長や基幹的職員です。そのために、殴り書きノートがあって、それを読んで、話をするようにしています。そうやって、日に日に対応が良くなっていくことを、目指しています。
- ・職員の性格や能力は、みんな違います。だからこそ、その職員に合った支援の仕方を、それぞれの職員が確立していかないとはいけません。そうしないと、本当に良い支援はできないと思っています。
- ・利用者から、強い攻撃を受けた職員へのフォローとして、ベテランの心理士によるスーパーバイズを受けるようにしています。また、職員間で話すことでも、フォローできていると思います。
- ・職員も追い込まれると、自分から申し出て、スーパーバイズやカウンセリングを受けるようにしています。

⑥ 心理職の配置状況

- ・常勤心理士を1名、非常勤心理士を7名配置しています。
- ・常勤心理士は、勤務のローテーションにも組み込まれているので、宿直業務も行ないます。生活場面で、心理的支援を行なっています。利用者から見ると、心理担当職員というよりは、施設職員という印象の方が強いかもしれません。外部から来られる非常勤心理士の先生は、施設職員ではないので、専門家という認識を取りやすく、利用者も安心して話ができると思います。
- ・非常勤心理士は、定期的に特定の曜日に来ているというわけではなく、面接の依頼が入ったときに来てもらうという形です。「この時間だけ、この利用者をお願いします」と依頼し、契約をした上で、来てもらっています。ケースによって頻度も異なりますので、月2回のこともあれば、毎週のこともあります。そのスケジュール管理は、常勤心理士が一手に引き受けています。
- ・非常勤心理士の中には、学生もいます。若い方には、心理士としての研鑽も兼ねて、プレイセラピー等をお願いしています。
- ・入所者には、外部から来ている非常勤心理士について公表していません。何人いるかも知らせていません。そのため、「あの心理士のカウンセリングを受けたい」というような要望が出てくることはありません。
- ・心理カウンセリングを受ける側は、どういう心理士が担当するか分かりません。しかし、子どもであれば、「お姉ちゃんがいい？ お兄ちゃんがいい？」等、そういう聞き方をすることはあります。お母さんの場合は、女性のベテランの先生が2名いらっしゃるのですが、どちらと相性が合うかを考えます。相性が合わなければ、変更することもあります。
- ・施設の利用者同士が意見交換をする中で、どういう心理士がいるのかを知り得ることはあっても、職員から伝えることはありません。事務所を通らないで心理の部屋に行くことができる等も含めて、プライバシーが守られた空間の中で、心理療法を受けられるように配慮しています。

⑦ 常勤心理士の役割

- ・常勤心理職は、心理職の立場で、生活場面で利用者と話をします。その中で、「施設長面談の話は、どうでした？」と聞いたりして、その場で余り伝えられていなかった部分の話が出てきた場合は、「その話は、施設長に言っておいた方がいいよ」「面接に、一緒に入ろうか」と言って、施設長に繋げることもあります。
- ・常勤心理職が、利用者の心理療法を担当することもあります。生活場面で関わることが多いので、担当できるケースは限られます。「どちらかと言うと、外部の心理士に聞いていただいた方が、この方にはいいだろうな」ということがけっこうあります。そのあたりは、施設長や他職員と話をし、職員全員で考えた上で、心理療法を展開していきます。こういう形は、特殊かもしれません。
- ・7名の非常勤心理士がいますが、どういうふうに担当を割り振るかというコーディネートは、常勤心理職が行なっています。
- ・常勤心理職は、心理カウンセリングが行われる最初のときに、仲介・紹介する人として、一緒に入ることもあります。最初に少し一緒に入って、「この前お話した〇〇さん（利用者）です」「〇〇先生（非常勤心理士）です」等と、お互いの紹介をします。
- ・専門の医療機関にすでに通院されている方の場合も、女性の先生の方がこのお母さんには良いだろうなという場合は、常勤心理職が事前にその先生と連絡を取り、「見てもらえませんか」とお願いします。紹介状を書いていた場合も、書いていただけない場合も、常勤心理職が情報提供書を作成し、先生にお渡ししています。
- ・利用者が精神科を受診する際には、常勤心理職と一緒に付き添って行きます。医師の先生と話をし、「受診と並行して心理カウンセリングをしていきましょう」となった場合は、施設内の非常勤心理士にお願いする等して、心理カウンセリングに繋ぐこともあります。
- ・利用者が精神科受診をする際の窓口になっていますが、児童精神科の先生はやはり少ない状況です。そのため、児童精神科の先生が実施している研修会等に参加して、先生と直接コンタクトを取って、繋がりを持つようにしています。
- ・常勤心理職がコーディネートをして、利用者と医療機関や心理カウンセリングの相性が合うように繋いでいくところは、当施設の常勤心理職の強みだと思います。

⑧ 非常勤心理士との情報共有

- ・非常勤心理士による心理カウンセリングの内容については、必要な部分だけ、施設に伝えていただく形です。施設の支援に必要なことについては伝えていただきますが、それ以上詳しいことは特に聞いていません。県に提出しなければいけないので、その範囲内で、記録用紙に記入してもらっています。
- ・チーム内守秘のもと、お母さんに関しては、心理カウンセリングで話した細かい内容ではなく、大まかな内容を、職員も知っています。子どもに関しては、職員全員で応援したいので共有した方がいいということで、事前に心理士から「記録に載せても大丈夫ですか？」と母親に確認し、同意をいただいています。

- ・常勤心理職は非常勤心理士と連絡をする時間も確保しておりますので、職員に伝えない方がよい情報については、常勤心理職がキャッチして、違う形で職員に伝えていく形をとっています。
- ・支援方法について職員間で揉めるケースは当然あります。そういうケースは、非常勤のベテラン先生に心理カウンセリングをしてもらっているケースも多いです。ですから、ベテラン先生にスーパーバイザーとしてケースカンファレンスに入っていただくときに、スーパーバイザーからの意見も聞いて、支援を決定しています。できるだけ職員間で決定していけるようなシステム作りを心掛けていますが、ベテランの先生に入ってもらって指摘していただくこともあります。

(6) 他機関との連携

① 支援に必要な情報を共有できる関係

- ・特に、大分県内の福祉事務所、婦人相談所、児童相談所からは一時保護所での様子等、支援に必要な情報をいただくことができます。
- ・児童相談所の担当者とは、定期的に連絡を取り合い、常に連携しています。

② 被虐待児を支援するときの関係機関との連携の必要性

- ・被虐待児の支援をするときには、関係機関との連携は、全体に外せません。例えば、児童相談所、学校、医療機関との連携です。利用者から発信がある場合はいいですが、職員と全く関わりを持ちたくないという利用者もいます。そういう方達とどうやってコミュニケーションをとるかという、学校であったり、児童相談所であったり、関係機関と連携しながら、子どもに支援をしていくというパターンが多いです。だから、他機関との連携は、絶対に欠かせません。もっと、より強く連携していかななくてはいけないと思っています。
- ・例えば、子どもが学校で「明日、体操着がいる」ということも、お母さんに伝わらない場合もあります。そうすると、その子どもが、次の日体操着を持っていけなくて困ってしまいます。小さいことですが、こういうことがないように学校、関係機関と連携しておかないといけないと思っています。

③ 学校との連携

- ・学校との情報交換は、学校全体と施設で年1回、夏休みに行なっています。
- ・担任の先生とは、細かいこと等で頻繁に情報交換を行なっています。

④ 児童相談所との連携

- ・児童相談所とは、基本的に、年に1回情報交換の機会を設けています。
- ・施設から自立された後に、児童相談所が何らかの形で関わってもらえれば、母子の安全が守られるのではないかと考えるケースについては、日頃から報告や連携を取るようになっています。

⑤ 様々な関係機関との連携

- ・福祉事務所、保育所、医療機関等とも、基本的には年1回、情報交換を行なっています。
- ・必要な場合には、定期的な情報交換以外にも、施設側から提案して、情報交換会を設けています。
- ・いろんな機関が関係しているので、そこの職員の方に施設に来ていただき、職員から子どもの様子を伝えて、どういうふうに連携して支援していくかについて話し合うこともあります。
- ・大分県が、3～4年前に、児童養護施設に入所していた子ども達が社会人になった後、SOSを発信できる場所として、児童アフターケアセンターというものを立ち上げました。そこと連携し、利用することもあります。
- ・障害者相談支援センターの方とも、やり取りをしています。
- ・関係機関から発信していただいて、子どもの状況や、先方としての思いを伝えていただけることもあります。そして、お母さんにも働きかけて、職員も一緒に入って、相談する機会を設けるように進めていきます。

⑥ 外部の専門機関を利用する利点

- ・施設の外部にお母さんの相談機関があると、外部の相談機関から伝えてくださることで、私達の支援が受け入れやすいということがあります。医学的な立場をお持ちの方から言われると、お母さんも納得しやすく、受け入れやすいようです。そこで言われたことについて、「そうしてはいかがでしょうか」と職員も一緒に言っていくと、支援もスムーズにいきます。
- ・施設は、生活場面の応援がメインです。そのため、専門的支援はできるだけ専門機関にお願いした方が、利用者への支援はやりやすいです。施設が全てを抱えてしまうと、大変です。できるだけ専門機関に繋ぎ、専門機関からの指示のもと、私達が寄り添い支援をするようにしています。
- ・生活の支援をしていく中で、専門的支援の必要性を感じることは多々ありますので、お母さんに外部の専門的支援を提案はしやすいです。もちろん、施設職員が専門的支援もできることが一番良いとは思いますが、お母さんにとっても、第三者の方から話をされることで、職員とも違う角度で話をすることができるので、関係機関と相談しながら支援を進めていくことは良いと思っています。
- ・母子について理解してもらえるように、施設から関係機関に説明に行く等、働きかけることもあります。

(7) その他

① ワンコインモーニングの取組み

- ・当施設では、ワンコインモーニングという取り組みをしています。ワンコイン、つまり50円で、朝食を提供しています。
- ・学校の目標に「早寝・早起き・朝ご飯」というものがあって、“食育”というと大げさですが、朝ご飯の提供をすれば、子ども達がスムーズに登校できるのではないかと考えたのが、この取り組みの始まりです。

- ・月1回、朝7～8時の間に、集会室を使って、朝食を出しています。ロールパン2個とチーズ、ジャム、季節のみかんやスープを用意します。お母さんにはコーヒー、子どもにはジュースを出して、みんなでわいわいと食べます。
- ・利用するかしないかは、利用者の自由です。みんなが利用されるわけではありません。参加者は半分くらいです。持ち帰って、晩ご飯にする方もいます。
- ・長期休暇中は、ブランチをしたことがあります。
- ・職員がスープだけ手作りすることもあります。
- ・ワンコインモーニングには、職員が一人、必ず入ります。利用者のセルフサービスになっています。
- ・お母さん向けに食育の講座をすることもあります。やはり実際に、朝ご飯を食べると学校に行けるんだという経験を自分でしてもらえたら良いかなと思っています。

5. 野菊荘

ヒアリング日時：2014年12月3日（水）14:00～17:00

調査対象者：施設長、主任1名、児童支援員主任1名

調査者：山下、田中、長尾

(1) アセスメント

① 入所の流れ

- ・最近では、入所面接のときに、余りあれこれ聞いていません。以前は、生育歴等について詳しく聞いていたのですが、その聞き取りがお母さんの二次被害に繋がったり、遠方から来られて疲れていらっしゃると思いますので、今は、「何に困っておられるか」とか、「今後の生活について」くらいしか聞きません。福祉事務所の担当等も一緒に来られるので、「ここでの生活をどうしていくか」、要するに「ここでの生活の目標」を最低限確認するくらいです。
- ・入所面接では、施設長から、最低限伝えなければいけない野菊荘でのルールを伝えます。ルールと言っても、金品の貸し借りはやめてほしいことや、「他世帯と仲良くなっても、ご飯を交代で作ったり、お母さんが他世帯にいつも入り浸って、子どもが勝手にどこかに行ってしまうたりすると、家庭がおろそかになるので、まずはそれぞれの家庭毎の生活を大事にしてほしい」というお願いをするだけで、余り多くは言いません。
- ・入所後、その翌日もしくは翌々日には、お母さんは学校の手続きや、場合によっては生活保護の申請のため、福祉事務所に行なったりと、いろいろと動かなければいけません。職員は、それにずっと同行します。
- ・手続き等が終わり、時間ができてきたら、入所の葉『野菊荘での暮らし』（資料5-②）がありますので、担当職員がお母さんとお部屋で話をしながら、説明していきます。その説明をしていく中で、関係ができてくると、お母さんからいろんなことを話してもらえます。

② 入所後、母子支援員と母親の関係構築を大切にする

- ・入所の段階で利用者さんからいろいろと話を聞いても、関係ができていないので、本当の気持ちや、本当にしんどいことについては、話されないことが多いです。
- ・入所後、少しずつ職員との関係ができて、お母さんの気持ちがほぐれてきた中で話していった方がよいと思っています。そうやって担当の職員が話をしていくと、お母さん自身から「実は、私が虐待されていた」という話をされることもありました。
- ・最初に形式的に話を聞くことも意味のないことではないでしょうけど、お母さんが、本当にしんどい思いをしておられることとか、辛い思いをされてきたこととかを、自分の思いで話していける機会をつくってあげることが、一番大事ではないかと思っています。
- ・学童保育等については、児童支援員（当施設では、「少年指導員」のことを「児童支援員」と呼んでいます）が説明を行ないます。

③ 入所の葉『野菊荘での暮らし』（資料5-②）

- ・『野菊荘での暮らし』には、野菊荘での生活や、緊急時の連絡先、地図等を載せています。野菊荘で暮らしていく上で、この一冊を持っていれば、学校の電話番号や、買い物先の場所等を見られるようにしています。
- ・入所面接時には世帯についての詳細な情報を聞き取らず、入所の葉として『野菊荘での暮らし』を渡して、お母さんの様子を見ながら話を聞いていくという形に変わってきました。

④ 広域入所の状況

- ・入所は、市内からがほとんどです。広域入所は、2割弱くらいだと思います。
- ・広域入所は、少ないです。今年度は、改修工事をしていた関係で、増えました。

⑤ 入所前のやり取り

- ・入所前、福祉事務所に世帯の情報を聞くことは、余りしていません。それよりも、入所後にその方とどういう援助関係が築いていけるのかというところに重きを置いています。援助関係を築くことができれば、聞きたいことや知りたいことは何でも聞けるし、お母さんも本音で話してもらえるからです。
- ・入所後、福祉事務所が聞き取りした内容と全く違うということもありました。そのため、福祉事務所に聞いてもらった情報が100%正しいというわけでもないので、入所後にお母さんと援助関係ができてから、ゆっくり聞けば良いと思っています。
- ・野菊荘は、入所の相談があれば基本的に断りませんので、入所の相談が来た時点で、ほぼ100%入所が決定します。京都市から1割ほどは空けておくように言われていますので、広域の場合、1割の空きがなければ断ることになります。市内のケースでしたら、「空いていますか?」「空いています」のやり取りで、基本的には入所が決まります。
- ・事前に見学に来られるケースもありますが、どちらかと言うと、入所面接に来て、そのまま入所というケースの方が多いです。

⑥ 入所面接

- ・入所面接では、福祉事務所で聞いたお母さんの主訴の確認を行いません。DVのケースであれば、どれくらいの危険があって、お母さんがそれをどう思われていて、その危険を回避するために野菊荘でどうしていくかを話します。例えば、名前をどうするかとか、偽名にするのかしないのかとか、住民票の移動はどうするか等の基本的なことです。入所面接では、そういう確認が中心です。
- ・入所面接では、具体的な、生活のことを中心に伺います。例えば、「お金が今日あるのかなのか」からです。なければ、「どうしようか」「いくら貸し出してやっていこうか?」という話をします。つまり、ここでの生活をどうしていくかというスタートが中心の面接です。
- ・母子支援員としては、生活のことを気にかけています。入所面接のときには言えない方もいますが、「料理は好きかな」とか、「生活の中で何か心配なことはあるかな」とか、そういうところが聞け

るといいなと思っています。元から家事に苦手意識があって、入所面接のときに「料理は全然し
ないです」とか、「掃除は苦手です」と言ってくれれば、施設としても直接介助に入れる関係を大
事に行っているの、最初からそういう支援に入っていきます。

- ・金銭管理については、今までどうやってこられたかを聞きます。しかし、最初は「できます」と
言っている、実はなかなか難しかったという方もいますので、入所面接のときに“必ず”聞く
訳ではありません。ただ、その辺りのことを聞いて、入所面接の段階で金銭管理を希望されたら、
どういうふうに支援に入っていくかを相談するようにしています。
- ・入所面接時、「ここは児童福祉施設です」ということを話し、施設の概要を説明し、居室等を見
学してもらった後に、入所の意志を確認しています。

⑦ ルールが余りない⇒完全個別支援

- ・入所面接のときに最低限のルールは伝えますが、野菊荘にはルールや決まり事が余りありません。
- ・【事例】 この間、他市から野菊荘に入所されたケースがありました。その市では、可能な限り2
つ以上の施設に見学に行って、ご本人にどの施設がいいか選んでもらっているようです。そのお
母さんは、いきなり「ここにはどんなルールがあるんですか？」と聞いてこられました。「うち（野
菊荘）は、ルールが無いんやけど」と答えたら、「えー！」と驚かれていました。前に行なった施
設でルールを細かく説明されたみたいで、野菊荘にはルールが余り無いと聞いてビックリされた
ようです。
- ・野菊荘の支援は、完全に個別支援で行なっています。『野菊荘での暮らし』には「門限は22時」
と書いてありますが、家族構成や子どもの年齢、生活状況によって、門限は22時がいいのか、20
時がいいのか、変わってきます。そうすると、世帯によって声掛けの内容も変わってくるので、「門
限は22時」と決めても、何の整合性もないです。一応の目安として、22時にしている感じです。
- ・【事例】 高校生の子がアルバイトをしていて、「夏休みにアルバイトをしたい」と言ってきました。
21時半までアルバイトをして、片付けて着替えて帰ってくると22時過ぎる、と。そのときは、
職員みんなと相談して、「いいよ」「気を付けて帰っておいでや」と言いました。その辺りは、個
別で相談してもらおうようにしています。
- ・【事例】 一方、乳児の子どもを連れて、毎日21時22時に帰って来ていたら、「お母さん、ちょっと」
と声をかけます。冬場で遅かったら「大丈夫？」「寒いし、もうちょっと早く帰って来ようや」と
いうふうに、やっぱり声をかけますね。
- ・当施設には普段のルールはほとんどなく、完全に個別支援で、自立支援計画を通して、個々の課
題や目標、問題を洗い出して、そこに支援をしていくというやり方をしています。ソーシャルワー
クを中心とした支援の展開というのを、当施設では目標にしています。（入所後、定期的に自立支
援計画をしっかりと作成して、アセスメントを常に見直ししながら、支援をしているんですね。）
- ・〈あの世帯にしている支援を、うちもして欲しいといった希望が、他世帯からでることはありま
せんか？〉意外にないです。手厚く支援している世帯のことは、他世帯も知っていますが、「あそ
こはあそこやし」という感じです。それに、もし何か言ってきたとしても、「じゃあ、どうする？」

というふうにご相談にのります。

⑧ 乳幼児の自立支援計画（アセスメント）（資料5-⑤）

- ・乳幼児の自立支援計画を立てるのは難しいので、当施設では、乳幼児のアセスメントを行なっています。乳幼児のアセスメントは、母子支援員が行ないます。
- ・子どもの発達を専門にされているヘネシー澄子先生が紹介しておられるケンプ・アセスメントをベースに、当施設用に若干の変更を加えたアセスメントシートを使用しています。子どもの発達面だけではなく、子どもを育てていく環境も含めて、多角的にアセスメントできるようになっています。それを利用して、養育に対する強みと弱みを明確に見つけていきます。
- ・利用者に対してこういう言い方は決してしませんが、リスクアセスメントをしっかりとすることがやはり大事です。アセスメントシートの項目をチェックしていき、母子のリスクあるいは強みを見つけていくというやり方をしています。
- ・アセスメントシートと、一般的な発達の記録、健診や予防接種の状況を確認して、場合によっては、今後受けなければいけない健診や予防接種等の予定を作ったりします。それが、乳幼児の自立支援計画になります。
- ・乳幼児の自立支援計画も、定期的に見直します。そのため、1回目のシートと、2回目以降のシートに分かれています。自立支援計画の見直しは、お母さんの自立支援計画の見直しと同じタイミングで作成しています。
- ・アセスメントシートは、入所時の状況と観察から、職員が先に記入しておきます。その後、お母さんとの面接時に、足りないところを聞いたりしています。

⑨ 母親の自立支援計画（資料5-④）

- ・母親の自立支援計画の作成は、大きな変化があったとき、もしくは半年に1回以上行なうようにしています。

⑩ 児童の自立支援計画（資料5-⑥）

- ・児童の自立支援計画は、資料5-⑥にある項目で立てていきます。
- ・自立支援計画は、子どもと一緒に作っていきます。児童支援員が、お母さんと子どものそれぞれと話をし、子どもの意向とお母さんの意向の両方を入れる形で作るようにしています。
- ・入所して1～2か月経って、少し落ち着いてきたときに、一番初めの自立支援計画を作るようにしています。

⑪ マンスリーシート（資料5-④, 「sheet④」）

- ・マンスリーシートは、毎日、一日の終わりに支援記録として、支援を行なった職員が手書きで記入します。世帯毎に、月に1枚使用します。
- ・「母親支援」では、「種別」のところは、相談、同行、介助、雑談、間接的支援（関係機関への連絡、

カンファレンス等)の頭文字を示しています。「職員名」のところは「A、B・・・M」とありますが、Aがどの職員で、Bがどの職員というふうに、決まっています。「内容」のところは、金銭的なこと、健康のこと、子どものこと、生活上のこと、職業・就業のことの頭文字を示しています。「種別」と「職員名」、「内容」については、該当する文字に○印をつけます。「時間」のところは、支援を行なった時間を5分単位で記入します。「回」のところは、支援を行なった回数を「正」の字を使って記入します。

- ・「保育支援」では、「内容」のところは、補＝補完保育（残業や待機児への保育）、病＝病後児保育、他＝リフレッシュ保育（母のリフレッシュのための保育）の3パターンで、該当する文字に○印をつけます。「名前」には保育児の名前を記入し、「時間」には保育を行なった時間を記入します。
- ・「子ども支援」は、個別支援や、学童以上の子を対象に個別的な関わりを行なったときに記入します。「名前」には子どもの名前を記入し、「時間」には個別支援を行なった時間を5分単位で記入します。
- ・月末には、sheet②アセスメントシートの4「生活上の課題」にある課題一つずつに対して支援の振り返りを行ない、行なった支援を中心に状況や反省を「振り返り（母）」「振り返り（子）」の部分に記入します。つまり、自立支援計画を1か月、どのような形でやったかを振り返りしていくシステムです。

⑫ 日誌と自立支援計画

- ・日誌は電子化していますが、自立支援計画と関連付けられるように工夫しています。例えば、Aさんというお母さんの日誌を入力しようとすると、Aさんの自立支援計画の課題部分が出てくるようになっていきます。そうすることで、職員自身が行なった支援が、Aさんの自立支援計画の課題の何に該当するかということを意識するようになっています。
- ・日常的支援と自立支援計画はなかなかマッチしないこともあります。自立支援計画は立てるだけで、日常的支援はそれなりにやっているみたいな感じになってしまわないように、日常的支援と自立支援計画の関連を意識しながら、記録を書くという形にしています。

⑬ 自立支援計画の作成について

- ・自立支援計画の見直しを定期的に行ない、個別支援を行なうことは、正直なところ、職員は大変です。力量も問われます。しかし、支援の目的を意識する機会に繋がるので、大切だと思っています。
- ・自立支援計画の作成とマンスリーシートの記入は、職員会議が期日になっています。担当の職員が支援計画を立てるだけでは他の職員には分からないため、その後1か月間をかけて全員が読み、修正や意見を書き込んでいきます。書き込まれた内容を踏まえて修正し、翌月、正式な自立支援計画になります。
- ・定期的な見直しがある等、自立支援計画を立てることは確かに大変です。しかし、そういう機会があるので、生活の状況をいろいろと整理したり、面談の機会になったりする側面もあります。その機会に意識しないと、日頃の支援だけではやはり難しいと思います。
- ・職員は、自立支援計画の作成について「大変」だとは言いますが、作ることへの不満はありません。

日々の支援の中で、時間を見つけることは確かに大変ですが、みんな作ることのメリットは感じているようです。

(2) 母親への支援

① お母さんとの援助関係が大事

- ・お母さんとの間に、しっかりとした援助関係があるということがすごく大事です。他施設の職員から聞いた話ですが、職員がお母さんに「お母さん、何かお手伝いしましょうか？」と伝えていたら、お母さんに呼ばれ「どうしたん？」と行って聞いたら、「タバコ、買ってきて」と言われたということでした。職員が「それはできない」と言ったら、「なんでや！」と逆ギレしたそうです。それで、野菊荘に「どう対応したらいいのでしょうか？」と相談してこられたんです。お母さんとの間に、しっかりとした援助関係が上手くできていないと、こういうことが起こるんだと思います。何でも相談できる関係だけれども、馴れ合いではない援助関係が大事です。
- ・特に、精神的に問題を抱えているお母さんや、パーソナリティ障害のお母さんは、そういう線引きが上手くできない傾向があります。そういう方達は、職員に際限なくもたれてきたり、すぐに関係を崩そうとされたりしますので、職員側がきちんとしたスタンスを持って、安定的に関わっていくことが、とても大事だと思います。
- ・精神障害を持っているお母さんであれば、入所期間がどうしても長くなります。長期間に渡って援助関係を築くというのはすごく難しく、一時はかなり苦労しました。入所されて2～3年は、目標を持って支援していくので、ある意味、楽です。つまり、1年目は少しバタバタして、2年目になったら課題をいろいろと解決できて、3年目は「後1年でもう退所」という形になっていくので、上手くいくんです。でも、5年、10年と良い関係を維持するということは、意外に難しいんです。〈そういうケースには、どういうふうに支援をされてきたんですか？〉入所して3年くらい経つと、お母さん方も甘えるというか、要求が強くなるんですが、その時期を超えると、また安定するようです。「こんなところ、退所してやる！」みたいなことを言われる時期があるけれども、そういう反発する気持ちを全部出しつくしたら、素直に「ここが良い」みたいなことを言われるようになるように思います。

② パーソナリティ障害の母親への支援

- ・パーソナリティ障害のお母さんに対しては、やはり、できることとできないことをきちんと伝えることが大事だと思います。
- ・どういう形で関わっていても、パーソナリティ障害のお母さんは怒ってしまうところがありますね。だからと言って、怒らせないように対応する方が、むしろ、後で起きるトラブルが大きくなっていくと思います。だから、お母さんに期待を持たせすぎってしまうと、結果的にもっとしんどい思いをさせてしまうということは、いつも思っています。

③ 精神的に問題を抱えた母親への支援

・【事例】統合失調症で、強迫神経症のお母さんが、妊婦の頃から入所したというケースがあります。パートナーもおられたんですが、そのパートナーが仕事をしておらず生活保護を受けているので、一緒に住めないということでした。お母さんがパートナーとの生活を希望していたことや、お母さんの病状より、出産やその後の育児に耐えられるのか等、母子生活支援施設に措置できるかどうか協議を重ね、ハイリスク妊婦ということで当施設に入所して、出産するという形になったケースです。

初めに、その方が、何ができて何ができないかを、アセスメントしていくわけです。最初は爪が切れないという状態でしたが、子どもが産まれるということで、頑張って切られました。でも、泡がダメで、石鹸が一切使えませんでした。それで、出産後、哺乳瓶を洗うのをどうするのか、沐浴をどうするのか、お母さんができることとできないことを整理して行って、できないことについてどうしたらできるのかということ、職員の方で考えて、簡単なケアプランを作りました。お母さん自身のリスクも高く、かなり難しいお母さんでしたので、当施設だけでなく、保健センター、福祉事務所、児童相談所が同席して、お母さんに「これからどうしようか」「私達の方で、こういうふうにしていったらどうかと思って考えたんですけど、どう？」と言って、そのプランを見てもらいました。そうしたら、お母さんも「分かった」「これでいい」と言われたので、「じゃあ、こうしていこうね」と話をしました。

そして、出産されました。「次、どうしようか？」ということで、看護師や医師からいろいろと話を聞いたりして、新たな支援計画を作りました。例えば、1日5回、職員がその方の支援に入ります、という内容です。お母さんの精神科主治医に聞いたところ、お母さんは薬を飲んだら1日8～10時間寝っ放しということだったので、「じゃあ、授乳はどうする？」ということになり、保健センターに相談しました。施設側としても「毎日深夜にまで行けない」ということを伝えて、「最終的に夜の12時頃に職員が見に行き、次は朝6時に見に行くけど、時間が6時間空いても大丈夫ですか？」と保健師と相談して、支援計画を作りました。朝と昼間と夕方の3回職員が見に行き、沐浴を一緒にするという形でケアプランを組んで、「お母さん、これだけ職員が入るよ」「お母さんは深夜とか早朝は起きてこなくてもいいけど、その代り、職員が鍵を開けてお部屋に入って見ますよ」と伝えていきました。そういうケアプランにプラスして、例えば、「外泊は何か月までは控えましょう」「長時間の外出は何か月までは無理です」等、目に見える形でプランを立てて、見せました。それは、お母さんにしっかりと入ったようでした。

このお母さんに限らず、精神的に問題を抱えているお母さんには、見て分かりやすい形で提示して、一緒に相談していけるのが、いいのかなと思います。

④ 喫茶コーナー

- ・当施設では、平日と土曜日 15:30～18:00の夕方に、喫茶コーナーを開いています。
- ・喫茶コーナーを開いている中でも、「ほっこりタイム（15:30～16:30）」と「おかえりタイム（17:00～18:00）」に分けています。「ほっこりタイム」は就労していないお母さん、「おかえりタイム」

は就労しているお母さんを対象にしています。

- ・喫茶コーナーには、母子支援員が一人、当番でいます。
- ・自販機があり、またコーヒーや紅茶の飲み物が飲みたい人は、一杯 100 円で職員が入れます。
- ・乳児以下のお子さんは、お母さんと一緒に過ごしてもらうようにしています。
- ・施設には、就労していないお母さんもいます。特に、精神的な問題を抱えている方や、知的障害を持っておられる方とか。そういう方は、一日何もしていなかったり、どこか行くところもないです。そうすると、結局、パチンコをしたり、近くのスーパーでウロウロしたりということしか、日課がないわけです。そこで、決めた時間に喫茶コーナーを開いていると、そこに来られます。そして、職員と雑談ができるんです。要するに、居場所作りです。精神的に問題を持っておられるお母さんも、意外に「ほっこりタイム」に来られて、職員や他のお母さん方といろいろと話をしておられますね。一日の中で1時間でも話ができる場があるといいのかなと思います。
- ・【事例】精神的な問題を抱えたお母さんが、事務所に怒って来られました。「何で怒ってはるの？」と聞いたら、「今日、喫茶ないの！？ 私の話、どこで聞いてくれんねん！」と言ってきました。その日は、他の行事があって、喫茶コーナーを休みにしていたんです。そこで職員が、「分かった。ごめんね。話、聞いてほしかったんやね」「いいよ、個別で話聞くわ」と言って、他の部屋に行って話を聞いたら、お母さんは「すっきりしたわ」と言って帰っていかれました。

⑤ 援助が困難な母親への支援

- ・利用者に巻き込まれて大変だった時期は、大変なお母さんが何人もいました。パーソナリティ障害で対応が大変なお母さんや、覚せい剤を使用しているお母さん等が入所されていました。また、1人のパーソナリティ障害のお母さんが、他のお母さん達を巻き込んでトラブルが大きくなることもありました。
 - ・【事例】覚せい剤使用・所持の前科も持っておられるお母さんが入所されていました。その方は、自分では覚せい剤を所持したり打ったりはしていなくて、お店に行って覚せい剤を打ってもらって、施設に帰って来られるんです。それで、ほぼ毎晩、夜中の2～3時になると暴れて、包丁を持ち出すこともありました。職員は、できることとできないことをハッキリと言っていましたけど、ただ、暴れているのに放っておけないから、施設長も出て来て、その対応をしていました。1回暴れると、翌日は寝ていて、その翌日になったらまた暴れるので、大体1日おきのペースでした。夜中の1時とか2時に、お母さんから職員に電話がかかってきて、大体部屋で包丁を持って「もう死ぬ！」と言って暴れて、職員が「まあ、まあ」となだめながら話を1～2時間聞いて、お母さんが落ち着いたら帰るという対応をしていました。
- 最終的に、そのお母さんは「退所する」と言い出したので、職員が「どうしたんや？」と聞いたら、「悪いけど、もう先生らにこれ以上迷惑かけられへんし、出て行くわ」「先生らには散々迷惑かけたことは分かってる。ごめんな。」と言われました。担当母子支援員に「先生が、本当に私のことを見捨てず、最後まで関わってくれたことには本当に感謝してる」と言って、退所していかれました。

その世帯には、大きい子どももいましたが、やはり大変で、退所後に何かで逮捕されて刑務所に入ったという話を聞いています。

⑥ 子育てサロン

- ・年4回、子育てサロンを開いています。
- ・ちょっとした玩具を作ったり、母子で遊べる遊びを紹介してもらったりと、何か目的を作っていますが、元保育士の先生に来てもらっているのです、お茶を飲みながら、子育ての相談にのってもらう時間になっています。
- ・子育てサロンは外部にもありますが、外部にはなかなか行くことができないお母さんもいますので、施設内でも行なっています。

⑦ お母さん向けの教室

- ・コットン教室を年4回開いています。外部の先生に来てもらって、お母さんが手芸等の趣味を楽しめる時間にしています。
- ・月2回ずつ、お花の教室と、お茶の教室があります。
- ・教室に参加される場合も、乳幼児は職員が保育して、お母さんがその時間帯をゆっくり楽しめるようにサポートするようにしています。

⑧ 母親の就労

- ・〈要覧を見ると、就労しているお母さんが少ないですね〉この要覧は4月1日現在で作成していますが、3月4月は入退所が多くなります。その影響もあって、平均すると、就労率が少し下がってしまいます。今（12月現在）は、ちょうど50%くらいの就労率になっていると思います。
- ・〈収入もすごく少ない方が多いですが?〉収入が極端に少ない人のほとんどは、福祉就労です。作業所等に通っておられる方です。
- ・一般就労している方もいます。月10万円くらいの収入を得ている方もいます。
- ・改修工事（平成25年10月～平成26年6月）をしている関係で、入所を80%に減らしていました。暫定定員にならないように、今年の4月から7月にかけて10世帯くらいが入所され、工事が終わって1か月で満所になりました。そのため、要覧のデータは今年の4月時点で、ちょうど出入りが激しく、一般就労されていて自立可能な方は退所されていったので、就労率が下がっているのだと思います。
- ・知的障害のある方も入所されていますが、就労できない方はやはり精神障害を抱えている方が多いです。

⑨ 障害者手帳を所持する母親

- ・療育手帳を所持しているお母さんは9名と多いです。療育手帳の方が受けられるサービスが多いので、そちらを取得される方が多いです。

- ・精神障害者保健福祉手帳を所持しているお母さんは1名です。精神科通院をしている方は11名と多いですが、精神障害者保健福祉手帳を取得してもメリットが少ないので、手帳を取れるけれども取っていないという方がけっこういます。

⑩ 生活経験が不足している家庭へ支援に入るまでの工夫

- ・できるだけ、介助には入りたいと思っています。介助に入ると、家庭の様子や母子の様子がとても見えやすいからです。
- ・子どもが小学生くらいになってくると、子どもがいろんなことを話してくれるので、そこからヒントをもらうことも多いと思います。
- ・介助に入る時間帯は、お母さんの様子によります。大体のお母さんは自分の話を聞いてほしい思いが強いので、お母さん一人が部屋にいる時間帯に入っています。
- ・介助に入る目的は、一応「料理を一緒に作りましょう」といったものになっていますが、会話が好きな人であれば話すことを中心にするとか、お母さんのペースを守ることが一番大事だと思ってやっています。部屋に介助に入ると、さっさと片付けたくくなりますけど、その後入れなくなるのが一番良くないので、「これ、絶対いらないやろ」と思っても「これ、どうする?」と一つ一つ聞きながら行なっています。そこは、大事だと思います。
- ・介助に入るのは、料理と掃除がやはり中心です。後は、子どもに、合わないサイズの服や汚れた服、穴が開いた服等を構わず着せてしまうお母さんもけっこういるので、そういう家庭は、一緒に服を買いに行くこともします。
- ・お誕生日等のイベントも無視してしまう家庭には、イベントの企画を提案することもあります。「普通の家庭ではこういうときにこうするだろうな」とイメージしながら、そこを、お母さんに働きかけていくことも大事だと思っています。金銭管理をしているお母さんであれば、「来月、子どもの誕生日だよね?」とさりげなく伝えて、支援に繋げていったりします。
- ・多分、最初に援助に入れる関係を作ることが、一番難しいと思います。誰でも、お金を預かれることは嫌です。お部屋の片づけやご飯を作ることも、他人に入ってもらって、「ありがとう」と初めから言うような人はなかなかいません。だからこそ、その壁を超えられるか超えられないか、支援ができる援助関係ができるかできないか、というところがやはり大きな山です。そのとっかかりは、子どもにしてもお母さんにしても、1人の職員だと思います。1人の職員が、お母さんや子どもと如何に寄り添って、援助関係を築いていけるか。1回でも介助に入れたら良いし、それが継続できれば成果に繋がっていきます。継続していく中で、他の職員や子ども達との関係にまで広がっていけば、本当に良い成果に繋がっていくと思います。

⑪ 利用者の金銭管理をするときの工夫

- ・必要に迫られた場合、当施設では利用者に金銭の貸し出しができます。後援会で、貸し出しができるようになってきました。そのため、利用者が「お金がなくなった」等と言ったら、そこからすぐに貸し出しをして、生活保護や就労先からお金が入ったら返してもらう形で行なっ

います。

- ・当施設からの金銭貸し出しが頻繁にあるお母さんとは、「これではあかんし、何とかしようか」と話をして、施設がお金を預かるという形になります。
- ・例えば、利用者のお金を預かって、1週間ごとに渡していくと決めたとします。それが2か月ほどして安定したら、次の目標として、渡す期間を「2週間に延ばそう」と話します。そして、2週間に延ばしたところ、10日間で使ってしまったとします。そうしたら、「お母さん、10日であかんかったね。もう1回頑張ってみてや」「次、またあかんかったら、また1週間にしようね」「次いけたら、このまま2週間でいこうね」という感じで話をします。こういう感じで、お金を預かることが目標ではなく、自分で金銭管理ができるようになることが目標になるように、配慮しています。失敗体験を積んでもらいながらお金を預かっていかないと、利用者は「取られている」「預かられている」「返して」というふうにしかなりませんので、その辺りのプロセスをできるだけ大事にするようにしています。
- ・職員に金銭管理をしてもらって、「ありがとう」と言う人はほとんどいません。職員がお金を預かることが難しいお母さんの場合は、できるだけ希望を聞いて、「じゃあ、ここまでできたら2週間にしよう」とか、「ここまでできたら1か月にしよう」とか、目標を決めて、金銭管理をしています。目標通りできなければ、期間をまた短くしたりします。
- ・精神障害を抱えているお母さんの場合、目標を立てていくことがプレッシャーになり、逆にすごくしんどくなってしまう方もおられます。中には、お金を預かってもらうことが、精神的な安定に繋がるという方もいます。そういう方の場合は、余りプレッシャーはかけず、安定的にずっと同じペースでいく方がいいということもありますので、ケース・バイ・ケースです。

⑫ 盗癖のある母親への支援

- ・【事例】盗癖のあるお母さんがおられました。入所中にも3回捕まって、施設長が身元引受人として迎えに行なったことがあります。施設外と施設内を合わせて、5～6回大きなトラブルになり、執行猶予の判決となりましたが、無事に執行猶予期間を終えられました。

⑬ 同行支援

- ・病院や福祉事務所、弁護士事務所、裁判所等には、希望があれば職員が同行します。
- ・お母さんの要望によって、継続的に病院に同行していることはあります。
- ・利用者が外部カウンセリングを利用する際、職員が一緒に行ったり、送迎したりすることもあります。でも、カウンセラーと一対一で話をされるので、継続して同行することは余りありません。

(3) 子どもへの支援

① 申込制の学童保育（資料5-⑦）

- ・当施設の学童保育は、申込制です。毎月、申込書を出してもらっています。
- ・学童の時間は、基本的には17時半までですが、申し込めば18時半まで延長できます。

- ・申し込みをして、学童に来る子はいいんです。申し込みをしない子や、申し込みをされないお母さんのところに、職員がどのように関わっていくかが大切です。「申し込みをしないのは何故だろうか？」というところで、職員が関わっていくと、「集団の中に入れてない」「施設に馴染めていない」等いろいろと理由があることが分かってきます。そういう理由が分かれば、「個別支援しようか？」という話になり、支援に繋がっていきます。
- ・学童保育を、「〇〇しないと来てはダメです」というようなルール（枠）で行なうと、上手くいきません。ルール（枠）ではなく、申込制があるんです。学童保育の説明をして「来てね」と伝えても、来なかったり、行くのが嫌と言うのであれば、「なんでやろう？」「どうしてやろう？」と考えて、「じゃあ、先生と一緒に〇〇する時間を個別で作ろうか」というふうに進めていきます。そして、他の子と一緒に遊べるよう、広げていけるように支援していきます。

② 学童保育における学習支援

- ・学童保育における学習も、今は基本的に個別で行なっています。
- ・以前は、施設側がすごく細かく、子ども達の勉強を見ていました。「今日の学習」という宿題以外の学習ノートを一人ずつ作って、職員が見ていました。それで、子ども達の成績はすごく上がりました。しかし、しばらくして、家庭訪問のときに、学校の先生がお母さんに「家での学習はどうされていますか？」と聞かれたところ、お母さんは「知りません」「施設の先生に任せてあります」と答えて、お母さんが子どもの学習について全く把握していないという状況になってしまいました。また、それからしばらくして見えてきたのが、「退所したら、成績がものすごく悪くなった」という相談を退所者から受けました。それは、このやり方では家で勉強をする習慣が全く身に付かなかったからです。入所中はいいのですが、退所したら、家で子ども達が全く勉強をしないんです。それで、「どうしようか」と職員の中で考えて、今の体制ができました。
- ・今は、児童支援員とお母さんと子どもが、学童保育で何をどういう形で勉強するのかについて、定期的に話し合いをして決めています。勉強の内容については、例えば、チャレンジや公文の問題集に取り組んでいる子もいます。お母さんが宿題を家で見られるのであれば見てもらいます。話し合いの中で、お母さんに「じゃあ、これは家で見てくださいね」とか「お母さん、家でこれとこれだけやってくださいね」というふうに、お母さんと職員が常に連携をとりながら行なっていくようにしています。そうして、お母さんには子どもの勉強の状況について、子ども自身にはお母さんが一緒に勉強を教えてもらっているというふうに、それぞれが意識できるように支援しています。（退所後、お母さんができることに繋がるように考えているということですね。入所中に職員が全てやってしまうと、退所後にお母さんも困ってしまいますものね。）
- ・学校から帰ってきてすぐに勉強するのが基本ではありますが、できない子がけっこういっぱいいます。そのため、子どもの勉強時間もバラバラです。「帰ってきたら勉強」という枠ではなく、自由にしています。
- ・【事例】特に、発達障害を持ってる子は、学校から帰ってすぐに勉強はできません。学校で一日中座ってじっとしていたので、帰ってきたら、もうじっとしてられないんです。走り回って遊びたいん

ですよ。そういう子の場合は、延長を申し込んでもらって、夕方の延長の時間に「じゃあ、5時半から勉強しようか。宿題しようか」というふうにしています。勉強時間の前に、思い切り遊ばせて、1時間2時間とにかく発散させて、おやつを食べてから、勉強に取り組むという形ですね。

・【事例】小学1年生の子であれば、やはり、帰ってきたら宿題をするというのは基本ですよ。そうしたら、お母さんと子どもと児童支援員が相談をして、「小学1年生の間は、帰ってきたらまず宿題をして、時間割の準備をしてから遊ぼうね」と確認をして、やっています。それが上手くいかなくなったり、しんどくなってきたり、あるいは中・高学年で入所してきてできないという子の場合には、子どもが取り組みやすい時間帯に変えていくようにします。

③ 子どもを通して、お母さんと援助関係を築く

・副産物的な効果だと思いますが、学童保育のことや学習のことについて、お母さんと児童支援員が定期的に相談する機会を持っていることで、お母さんと児童支援員の間には援助関係ができていきます。学童保育のルールが初めから決まっていて、そこに子どもをポンと入れるのとは違って、申込制もそうですが、「どうしようか」ということをお母さんと細目に相談することで、「(職員に) やってもらっている」という暗黙の中の援助関係ができていっているんだと思います。

④ 学童保育のときの職員配置

・職員は、学校から帰ってすぐの勉強をみる職員、おやつを準備する職員、遊びを担当する職員に分けていて、それぞれの場所に担当職員がいて、子どもがそれぞれの場所に動く形になっています。それとは別に、夕方、延長の勉強をみる職員の担当も決まっています。

・皆がローテーションでそれぞれの担当をしていく形ですので、毎日の担当表を作っています。

・発達障害の子等、個別で対応しないといけない子や、見守りが必要な子の場合は、担当を決めて、対応しています。

⑤ 大学生ボランティア

・学童保育には、大学生のボランティアにも入ってもらっています。水曜日と土曜日に来てもらっていて、1回に15人くらい入ります。

・水曜日の19～20時半には、中高生の子どもの学習をみられています。

・子ども達は、ボランティアの大学生に「お兄さん」「お姉さん」と慕って、喜んで遊んでもらっています。

・中には、ボランティアの方に馴染めない子ども達もいます。そういう子達は、職員が対応しています。

⑥ バスタイム保育

・3～4年前に、母子支援員が施設長に「バスタイム保育します」と言ってきました。聞くと、利用者のお母さんが「誕生日にゆっくりお風呂に入りたい」と言っているとのことでした。職員が

「じゃあ、子どもを保育してあげるから、お母さん、ゆっくりお風呂に入ったら？」と伝えたら、「それやったら、結局また子どもをお風呂に入れなあかんやん」「それやったら意味ないわ」と言ってきたので、「じゃあ、どうしたらいいの？」と聞いたら、お母さんが「子どもをお風呂に入れてほしい」と言ってきたんです。それで、「じゃあ、いいよ」と言って、支援することにしました。ただ、そのお母さんだけにするのではなく、他のお母さんにもそういうニーズがあるかなということで、施設全体でバスタイム保育を始めたんです。それがバスタイム保育の始まりです。

- ・月1回、皆さん、土曜日が大体参加しやすいので、土曜日の17～19時の間にやっています。
- ・すごく人気で、毎回10人以上のお母さん方が希望して来られます。
- ・改修工事をして、これまでの職員用の小さなお風呂場だったのが、大きいお風呂になりました。

⑦ 障害者手帳を所持している子どもの状況

- ・現在入所している子ども達の中で、療育手帳を所持しているのは9名です。子どもの年齢が高くなってくると、進学の問題が出てくることや、療育手帳があることで様々な支援を受けられることから、療育手帳を取得される方が多いです。
- ・精神障害者保健福祉手帳を所持している子どもも、4名と多いです。

⑧ 要支援児童への支援

- ・要支援（被虐待・不登校・ひきこもり・発達障害など）の児童は、42名中36名です。
- ・要支援の子ども達が多いので、一時期は大変でしたが、今は比較的落ち着いている方だと思います。要支援の子ども達が集まっているので、学童の中でお互いの理解みたいなものがあり、何とかやれているという部分もあります。それでも、普通の学童と比べると特殊だとは思いますが。
- ・不登校傾向の子どもで、昼から学校に行くという子に対しては、午前中に職員と活動をする等して関わりを持っています。もちろん、その活動がなかなか定着せず、一緒に活動できるまでにならないこともあります。でも、学校に行っていない時間は、なるべく職員と一緒に過ごせるように考えていきたいと思っています。
- ・不登校の子どもと一緒にする活動として、子どもがやはり一番来やすい形を考えると、その子が好きなものになります。その子が「アニメが好き」と言えば、「一緒にパソコンで見よう」と声をかけます。マンガが好きな子がいれば、マンガを描く画材を買いに画材屋さんと一緒に行動したりもします。
- ・知的には問題がないけど発達障害があるような子どももいます。そういう子どもは、学習一つにしても、皆の中ではできないということもあるので、個別に声掛けしています。
- ・【事例】中学生で、余り学校にも行っておらず、入所した最初は職員が声をかけても返事をしてくれない、コミュニケーションが全く取れない男の子がいました。職員が声をかけても「うっさい（うるさい）わー」とかしか言ってくれず、職員間で「どうしよう」という話になりました。職員が「何かとっかかりがないか？」と言っていると、「なんか野球が好きみたいや」ということが分かりました。それで、「何か職員がその子と一緒にできることはないか？」と話し合い、「バッ

ティングセンターと一緒に試してみる」ということになりました。もちろんお母さんにも話をし、学校のある時間は避けて、毎週土曜日にバッティングセンターに職員がその子を連れていくことにしました。そして、職員が「バッティングセンターに行かへんか？」と誘って、行きました。そういう関わりをしばらくした後、施設長からその職員に「どうや？」と聞いたら、職員は「あの子、かわいい」と答えました。「何がかわいいのやね？」と聞いたら、その職員は「バッティングセンターに行なったら、『先生、見といてやー』とか、『今の良かったんちゃう？』とか言ってきて、すごくかわいいんです」と答えたんです。そうやって、一人の職員が一对一で関わっていくと、しばらくして施設長が「おかえり」と言っても、「うんー」と返事をしてくれるようになりました。やはり、個別で関わっていくと、だんだん関係ができていきます。

・【事例】不登校で、パワーがない子がいました。何年もかけて、一人の職員が声をかけ続けました。やはり、突破口を開くのは一人の職員です。「何してんの？」「どうなん？」「そうなん？」等、少しずつ少しずつ話をするをずっと続けていたら、その子もその職員と話ができるようになっていきました。そうやってきてから、その子が事務所に寄ったときに、他の職員とでも雑談ができるようになっていきました。そして、今度は他の職員が「あの先生いないから、私でもええか？」と言って、その子は他の職員との個別対応も受け入れるようになっていきました。その子どもの世界が広がっていきけるように、個別支援ができたと思います。

・【事例】知的障害を持つお母さんの子どもに対して行なった個別支援が印象に残っています。子どもにも知的障害があったので、買い物やゲームの予約をするのに職員と一緒に練習していました。そういう中で、その子が「マクド（マクドナルド）が食べたい！」と言いました。職員が「お母さんと一緒に行っておいでや」と言うと、その子は「お母さん、連れて行ってくれへん」と答えました。それで、職員が「何でやろう・・・」とお母さんに聞いたら、お母さんもマクドナルドに行なっただけがないことが分かりました。お母さんは「どうやって注文したらええか、分からへん」と言っていたので、それならと思って、職員とお母さんと子どもと一緒にマクドナルドに行き、食べて帰って来ました。その後も話を聞いていたら、家族で出かけただけがないことが分かりました。それで、子どもが「映画が観たい」と言えばお母さんと子どもと職員と一緒に見に行なったり、動物園に行なったり、いろんな家族行事をしました。お母さんだけではできないので、職員と一緒にです。最後は、「家族旅行に行なっただけがない」と言うので、職員と一緒に計画を立てた後、家族だけで行かれました。その子が小学校中学年頃から支援を始めて、動物園や海遊館等に行き大分練習をしてスキルを身につけてもらった後に、その子が高校3年生になった頃、家族旅行に行くことができました。

⑨ 非行の子どもへの対応

・以前、非行の子どもも少しいましたが、最近はいません。発達障害の子どもが多くなっています。

・触法行為で、司法機関とのやり取りが必要になったことは余りないです。ただ、以前、バイクを盗んで何回も捕まっている子がいたくらいです。

・【事例】以前、非行で大変な子ども（A君）が入所していました。昼間、部屋の窓から友達を大

勢入れて、部屋の中でタバコを吸って、大騒ぎで遊んでいました。これは言いに行かないといけないということで、施設長が部屋に行って、「A君、友達が来てるやろ？」と言いました。その子は「いいひん（いない）！」と言ったけど、施設長が「そなんあかん。他の職員が見たって言ってるし、帰ってもらって」と言ったら、その子に思い切り殴られて、歯が折れたんです。施設長はもちろん殴り返したりは絶対しないですけど、「歯、折れた！」と言ったら、奥から友達が出て来て「A、そらあかん。先生、何もしてはらへんやんけ」「先生、すみません」と言って、みんな帰って行ってくれたということがありました。後に、このときの出来事を振り返り、友人の前でA君のプライドを傷つけるような対応になっていたことを反省しました。

⑩ 被虐待体験のある子どもへの支援

- ・気になる子どもには、個別に時間を作って対応しています。
- ・【事例】子どもに対して、すごく圧迫した関わりをするお母さんが入所していました。その子どもの発言には、女性に対する偏見がすごくありました。お母さんに気持ちを受け止めてもらえないことから、極端な言動があるのかなと思ったので、その子の気持ちを聞く時間という意味で個別対応をしました。その子が好きなこと、例えば卓球をしながら、普通に話をする時間を作りました。

⑪ 子どもへの性教育

- ・子ども達を対象とした性教育は、なかなか徹底してはできていません。しかし、以前に、保健師さんに来てもらって、「赤ちゃんはどうしたらできるのか」といった内容の話をしてもらったことはあります。でも、実際に子ども達の生活の中で起こり得ることについて話をするのは難しいと、保健師さんも言われていました。
- ・子ども達の中には、異性との関係がとても近い子がいたりします。そういう場合は、職員が個別に話をします。「適切な距離はこれぐらいやで」とか、そういうところから話をする子もいます。しかし、専門的な話をするのはなかなか難しいと感じています。

⑫ 暴れる子どもへの対応

- ・以前、キレて暴れて大変な子どもがいました。そのため、施設の中がボロボロになってしまったときに、大変な子どもがいっぱいいるような児童養護施設の施設長に来てもらって、どう対応するかについて話し合いをしました。そのときに、職員がやることをいくつか決めました。子どもがキレて暴れたとき、まず職員がしなければいけないことは、他の子ども達を避難させること。他の子に怪我をさせないようにするということが、一番目にしなければいけないことですよね。次に言ったのは、「職員も怪我をしないようにしてくれ」ということです。子どもがキレて暴れたとき、職員が「ちょっと待て！」と言って、間に入ろうとすると、職員が殴られたりするんですよ。それで、「とにかく職員も絶対に怪我をしたらあかん」ということにしたんです。他の子どもや職員に怪我をさせることは、暴れた子どもが後で傷つきます。だから、他の子ども達を避難させたら、

職員も避難することになりました。中高生が暴れたら対応も大変になるので、暴れている子を一人だけ放っておいて、職員も避難するんです。そして、あらゆる刺激をなくして、一人で暴れさせる『タイムアウト』を取ります。その後、落ち着いてきたら、職員がその子のところに行って、「大丈夫か?」「どうしたんや?」と必ず声をかけます。子どもによっては、冷たい飲物を飲むと落ち着いたり、ぬいぐるみが入っている箱の中に入って落ち着いたり、落ち着く方法がいろいろとあるので、職員はそれを見守りながら、「どうしたん?」と声をかけて、その子が「〇〇やった。腹立った!」と言ってきたら、「そうやったんか」と子どもの言うことをしっかり聞きます。暴力を振るったことに対しては共感する必要はないけれども、自分の思いや気持ちを出してきたことにはしっかりと共感して、受容するようにしています。「気持ちを言ってくれたことが嬉しい」とか「そうやって言ってくれたことはよく分かった」とか、その子が自分の思いや気持ちを言語化して伝えてきたことは大切にして、暴力を乗り越えていこうという形で対応しています。

(4) 母子関係調整のための支援

① 障害者手帳を持っている母子への支援

- ・〈要覧を見ると、障害者手帳を所持しているお母さんや子どもがけっこういますね?〉
全国母子生活支援施設が実施している実態調査の中に、障害のあるお母さんと子どもの人数を調べる項目があります。当施設では、「6人以上」と回答することが多く、全国的にも、障害を持ったお母さんと子どもが多く入所している施設だと思えます。
- ・特に、お母さんに障害があって、その子どもにも障害があるという世帯が、けっこう入所されています。そうすると、退所がかなり厳しくなりますので、10年以上いる世帯も増えてきます。そういう世帯は、子どもが特別支援学校を卒業して、グループホームや自立援助ホームに行く段取りになることが多く、退所後に母子分離にはなってしまいます。しかし、母親も子どももそれぞれが自立していけるような形になれば良いと思っています。

② “非暴力”の姿勢

- ・毎年4月に、お母さんと子ども達に、施設長から「当施設は“非暴力”です。職員は、絶対に怒鳴ったり、叩いたりしません。お母さん、子ども達も、そういうことはしないようにしてください。当施設では、“暴力”を肯定的には受け止めません」ということを伝えます。
- ・『私メッセージ』や『自己一致』、『リスニングのあり方』等、コミュニケーション・スキルの研修を行い、職員全員で取り組んでいます。利用者の気持ちを引き出し、発した言葉の本当の意味を理解していくことや、支援者自身の気持ちにも敏感になり、利用者とのコミュニケーションの中で感じたことは『私メッセージ』として伝えることで、より深いコミュニケーションになります。暴れて満足感を得るのではなく、話を聞いてもらった・分かってもらった満足感をもってもらえることを大切にしています。

③ 虐待のある母子世帯の状況・支援

- ・虐待をするようなお母さんには、「ここは24時間365日、職員がいるから、カーッとなったときはいつでもSOS出してくれ」「例えば、『子どもが言うことを聞かへんで、むかつく!』といった理由でもいいから、職員に言ってくれたら、すぐに部屋に行って、場合によっては子どもを預かって保育をする等して面倒をみるから」と伝えていきます。このように、お母さんが虐待しそうになったり、しんどいときに、職員にSOSを出したら、職員がいつも子どもを面倒みてくれる、助けてくれるという関係ができていくと、虐待はなくなります。それを目指しています。
- ・虐待しそうなきやしんどいとき、その都度SOSを出せないお母さんも多いです。そういうお母さんには、例えば、日曜・祝祭日も含めて、毎日子どもを保育しているというところもあります。それは、お母さんが子どもを丸一日面倒みるのはしんどいということなので、保育所がお休みの日は職員が子どもの保育をして、お母さんがその間はゆっくりしてリフレッシュすることで、子どもを虐待せずすむように対応しています。
- ・〈24時間365日というのは、夜もですか?〉お母さんが「面倒みて」とか「しんどい」と言ってきたら、夜間も保育します。逆に、子どもが部屋から出てきて、「お母さんのところに帰りたくない」と言ってきた場合も対応します。そういうときは、子どもと職員が一晩、宿直室で泊まります。翌日、職員から子どもやお母さんの話を聞いたりしていますね。
- ・【事例】以前、夜になってもお母さんが帰ってこないということがありました。基本的には、当施設では毎年4月に、「当施設では虐待は認めません」「虐待に関しては、私達には通告する義務があるので、通告します」とはっきり言ってあります。ですので、子どもを置いたまま帰ってこないのであれば、児童相談所に虐待通告はします。そのときは、子どもが夜から38度以上の熱を出していて、お母さんには「病院に連れて行って」と言っていたけれども、帰ってこなかった。一晩職員でみて、翌朝に病院に連れていくとなったときに、職員の判断で病院に連れて行っていいのかどうか難しかったので、児童相談所に連絡して保護してもらいました。児童相談所で保護されれば児童診療にかかれるので、児童相談所の方で診察してほしいということも含めてお願いをして、翌朝すぐに職員が子どもを児童相談所に連れていきました。その日の夜、お母さんが帰ってきたので職員と話し合いをして、児童相談所に3日間くらいは預かってもらって、お母さんと児童相談所が「子どもを引き取って、もう1回頑張ろう」ということで話をして、子どもも戻ってきました。

④ ネグレクト家庭への支援

- ・ネグレクト家庭は、介助に入ればいいことなので、そんなに困りません。逆に、お母さんに「もう関わらないで欲しい」と言われてしまうと、支援ができないので困ります。
- ・ネグレクトの世帯では、子どもの歯磨きや爪切りを職員がするところからやっています。お風呂に入れてもらっていない乳幼児がいれば、お母さんに「ちょっと気になるときはお風呂に入れるよ」と言って、保育中にお風呂に入れることもあります。

⑤ 母子の関係調整

- ・母子の関係調整というような予防的な面よりも、すでに機能不全のケースの方が多いです。そのため、「関係調整」という話にはなることはほとんどありません。
- ・たまに、すごく激しい母子喧嘩があって、職員が「お互い、やめ！」と言って入ることもあります。でも、最近減りました。
- ・【事例】お母さんも子どもも発達障害の診断を受けている世帯では、ときどき、すごくぶつかることがありました。発達障害同士というのは、なかなか合わないのです。でも、支援をしていくうちに、お母さんから「私も発達障害やし、子どもも発達障害やから」と言って、いろんなことを理解し始めてきて、ぶつからないように、それなりに上手くやるようになっていったというケースがありました。

⑥ 性的虐待への対応

- ・彼氏のいるお母さんもいますが、子どもへの性の暴露について配慮が必要になるような人は余りいません。彼氏がいたらダメということはありますが、「彼氏ができて良かったな。でも、子どものことだけは配慮してあげてや」とはよく言います。特に、結婚で退所する人には言いますね。
- ・性的虐待を受けた子どもが入所してくることもあります。そういうケースは、児童相談所に「性的虐待を受けた子どもの精神的・心理的ケアについては、きちんとしてや」という形をお願いをして、やってもらっています。つまり、専門的ケアのところは、児童相談所に任せています。やはり、性的虐待等の問題は、日常的に顔を合わせる職員がするよりも、非日常的な場所でケアをしてもらった方がいいという考え方です。日常場面では、そういうことを意識せず、普通に生活できる方が良いと思っています。
- ・入所前から性的虐待が分かっているケースも、入所後に性的虐待が発覚したケースもあります。性的虐待を受けたことが分かっているにもかかわらず、本人が「(児童相談所に)行きたくない」と言っている間は、児童相談所に繋げられないので、通所していない子もいます。
- ・性的虐待を受けた子に対しては、児童相談所に繋ぐチャンスを狙えるように、担当職員がそういう話ができるように個別に関わったりします。でも、性的虐待を受けたことについて何も話さないまま退所していく子もいます。
- ・【事例】性的虐待を受けて、児童相談所に通っていたけど、行かなくなったケースもあります。しばらく通ったんですが、本人がやはり性的虐待のことについて話さず、押し込めて、「今の生活が楽しい」ということだったので、児童相談所から「前向きな気持ちで乗り越えようとしているから、今は無理やり掘り返さず、野菊荘で楽しく生活させてください」と言われて、返されました。
- ・【事例】性的虐待だけが理由ではありませんでしたが、結果的に母子分離になったケースがありました。義理のお父さんから長女に性的虐待があったケースです。その世帯には、重症心身障害児の長男がいて、生命に危険がある状態ということもあり、職員が預かれる状態でなかったため、「保育は一切しません。ごめんなさい」と伝えていました。ただ、お母さんを助けるために、買い物に行く等の支援はしていました。そのため、お母さんは長女・次女に長男の世話をさせて、学

校に行かせないということがありました。さらに、お母さんが性的虐待の加害者である義理のお父さんに、長女と次女を会わせてしまうこともあったので、児童相談所が介入しました。長女も「お母さんに会いたくない」と言っていたので、最終的には、お母さんも分離に同意されました。お母さんには、どの施設に長女・次女が入所しているのか、一切伝えない形での分離になりました。このケースでは、退所後、長女だけでなく次女にも性的虐待があったことが分かりました。違う理由で通院した病院で、性感染症に罹っていることが分かり、発覚しました。

⑦ 母子分離について

- ・分離に関しては、基本的に、当施設では判断しません。判断できるのは、児童相談所しかないので。私達から児童相談所に日常の情報提供をできるだけ正しく伝えるようにしています。それは、口頭ではなく、カンファレンス時に毎回記録を出して臨んでいます。つまり、当施設としては、しっかりと情報やデータを伝えた上で、児童相談所に分離が必要か否かの判断を持ちかけていくというやり方をしています。
- ・分離の判断をするのは、法的にも、あくまで児童相談所です。母子生活支援施設の立場として、「この世帯は分離がいいんじゃないかな」と思うことはありますけれども、それを表立って言ったところで、上手くはいきません。それに、やはり母子生活支援施設の立場としては、できる限りは母子一緒にどうにか支援をしていきたいという想いもあります。だからこそ、児童相談所にきちんと情報提供をした上で、その判断は児童相談所に委ねています。
- ・【事例】以前、統合失調症でかなり大変なお母さんがおられました。児童相談所もずっと関与していて、要対協のケースでした。最終的には、お母さんには身内がおられなかったので、措置入院になりました。その入院先のドクターが、「このお母さんには子育ては無理です」とハッキリおっしゃられ、児童相談所が「診断書を出してもらえますか？」と尋ねたところ、ドクターは出してくださいました。そして、児童相談所とお母さんが話をして、お母さんが同意して、分離に至りました。

(5) 施設内の情報共有・チームワーク

① 職員の勤務体制（資料5-①）

- ・基本的に、ほとんどの職員の勤務時間は10:15～19:00の日勤です。そこに、宿直職員（支援員）（13:15～22:00、22:00～7:15、7:15～14:00）が毎日一人と、施設長（9:00～18:00）、遅出勤務（12:15～21:00）の職員がいます。そして、日勤の職員が19時に退勤した後、21時までは、宿直職員と遅出勤務の2名体制になっています。もう1人、早出勤務（8:15～17:00）の職員がいます。登校渋りのある子どもや、保育園への送迎支援が必要な世帯がある場合に対応できるような、朝の体制にしています。
- ・職員の勤務は、年間変形労働時間制（フレックスタイム）ですので、休みは不定期で入っています。
- ・当施設には、管理宿直員が2人おられて、交代で泊まりに来ていただいています。管理宿直員は、基本的に利用者支援はせず、事務所当番と電話番が中心です。そのため、夜間も宿直職員一人と

管理宿直員一人の2名がいます。管理宿直員がいるので、宿直職員は事務所を空けても、何かがあれば管理宿直員が宿直職員と連絡を取れるので、宿直職員は居室に介助に入るなどの対応ができる形になっています。

- ・夜間、管理宿直員に来てもらっていることで、24時間365日、施設内に職員が最低2名いるようになっています。
- ・緊急なときに、宿直職員が対応するようにしています。
- ・13:15～14:00が、職員の勤務が重なる時間帯です。勤務してきた宿直職員と宿直明け職員が重なるので、そこで、日常的な相談や引き継ぎをします。引き継ぎは、平日（月～金）13:30～14:00に全体で行ない、夕方18:30～19:00に宿直職員へ個別に行なう形です。
- ・基本的には、日勤（10:15～19:00）ですが、年間変形労働時間制とフレックス勤務ですので、時短勤務にするなど、週40時間以下になるように調整しています。例えば、19時以降にお母さんと話をする約束をしたという職員がいれば、主任に相談して、出勤時間を遅くするなど時間をずらします。逆に、朝早くに同行支援があるからということで、9時に来て早く退勤することもあります。
- ・一番の問題は、職員の退勤時間が遅いことです。施設長から「早く帰らなければいけない！」と言ってはいますが、業務が多くて、残業するということが現状です。それを緩和するために、フレックス勤務を導入しています。

② 担当について

- ・1ケース、一人のお母さんにつき、母子支援員2名がペアで担当につきます。
- ・母子支援員は5名いて、母子支援員2名のペアの数も合わせています。例えば、A母子支援員とB母子支援員がペアで担当しているケース、A母子支援員とC母子支援員がペアで担当しているケース、A母子支援員とD母子支援員がペアで担当しているケース、A母子支援員とE母子支援員がペアで担当しているケースがあります。つまり、各母子支援員は、他の母子支援員全員とペアを組むことになります。そうすることで、援助を平準化したり、個人による差がなくなるようにしています。
- ・30世帯が入所していて、1世帯が退所になれば、その空いたペアが新しい世帯の担当になります。必然的に担当が決まるようになっています。
- ・各母子支援員は、12ケースを担当しています。
- ・母子支援員2名がペアになりますが、主とか副とかは決めていません。ただ、ベテラン職員と新人職員であれば、やっぱりベテラン職員がある程度主になってやっていきます。基本的には、2人の中で、できるだけ役割分担をしてやるような形でしています。
- ・例えば、金銭管理が必要なケースの場合、金銭管理をする職員と相談にのる職員は別にしていきます。金銭管理は、新人職員等、余り経験のない職員がやることが多いです。それは、金銭管理をすると必然的に利用者とは話をする機会になるからです。ベテラン職員は、そういう機会がなくても、上手にスッと入って行って、大事な話がきちんとできますが、新人職員にはそれが難しいの

で、そういう形で定期的に関わる機会を持たせたりします。そういうふうには、新しい職員にはルーティーンの部分を見てもらって、ベテラン職員が生活保護の手続き等を含めた大事なところをサポートする形でやっていくことが多いです。

- ・ケースに合わせて、担当の母子支援員2名の役割も変わってきます。担当が一人だと、やる職員は一生懸命やりますし、新人で分からない職員は余りできないという状況ができてしまっていますが、ペアであれば、必ずどちらかがサポートしてやれます。
- ・基本的には、母子支援員がお母さんと乳幼児、児童支援員が学童以上の子どもを担当しています。
- ・主任は担当を持たず、フリーで、全体をみる立場です。児童支援員主任は、児童の方で、フリーで動いています。
- ・母子生活支援施設には、保育士、被虐待児個別対応職員等の加算がついていますが、当施設では地域保育以外の加算は全て取っています。けれども、当施設の職種は母子支援員と児童支援員の2つしかありません。それは、業務を細分化すると、業務を回せないからです。例えば、必要があれば24時間365日、保育対応をしなければいけませんよね。今は、当施設に入所している世帯には待機児童が多く、保育園に行けない子を毎日保育しています。それは、昼間は基本的に、母子支援員の中でローテーションを組んで対応しています。つまり、保育士が1人では対応できませんので、午前中の保育担当、午後の保育担当を決めて、回していくという形になっています。そのため、基本的な業務分担として、大きく母子支援員と児童支援員の2つの職種にしています。

③ 苦しかった転換期

- ・以前は、利用者同士のトラブルや、利用者から職員に対するトラブルがいっぱいありました。トラブルは今でもありますが、10年くらい前から支援の形を変えてきて、トラブルは激減しましたし、お母さんが職員に怒鳴っていても、職員が「どうしたん？」と声をかけたら些細な内容ですぐに対応できて、深刻な問題に至らないようになりました。支援自体がすごく楽になったと思います。
- ・〈施設が変わってきたきっかけは何でしょうか？〉突然、激変したわけではありません。例えば、今、当施設では、利用者には当番がありません。当番がなくなったきっかけは、やはり精神的に問題を持っている人や知的障害の人が、掃除当番ができないというところからでした。当番ができなければ、他のお母さんが職員に「やってへんで」と言ってきて、それを聞いた職員は声をかけに行くけれども、そのお母さんが当番をできる状況でなければ、職員が代わりにやりますよね。そうしたら、他のお母さん達は「あの人だけ、何で職員がやるねん！」とか「あの人は、何もしはらへん（何もしない）！」とか言って怒って、利用者同士のトラブルになるわけです。そして、その仲裁をするのに職員が一生懸命になるという状況が起きていました。そういう状況に対して、今の主任が「トラブルの対応をしていたら、結局、お母さんと良い関係も結べないし、職員がしんどいだけで、時間が無駄や」「極端な話、職員が分担して掃除するようにした方がいい」「自分の部屋の掃除をしない人に、施設の廊下掃除をしてくれと言っても、意味がない。施設の廊下掃除をしてもらうんやったら、まずは自分の部屋の片づけを少しでもしてもらおうことの方が先やの

に、順番が間違ってる」と言ってきました。それで、「じゃあ、利用者の当番は、全部無しにしよう」という形にしたんです。〈個別の状況を合理的に対応していく中で、少しずつ変化してきたんですね〉

- ・10年くらい前は、個別支援を始めてはいたけれども、まだ職員が利用者のトラブルに多少は巻き込まれていた感じだったと思います。ただ、その状況に対して「なんとかしていこう」という過程に入っている頃です。

④ 自立支援計画で大変な時期を乗り越えた

- ・以前は、とにかく何でもかんでも支援しようとして、すごく巻き込まれていたと思います。施設の利用者達も本当に荒れていたし、職員が利用者に巻き込まれていたし、職員はトラブルの事後対応ばかりやっているという時期がありました。そのとき大事になったのは、自立支援計画だったと思います。その人に対して、何を目的として、どういうふうに支援をするのかというところ、つまり、支援の目的がしっかりしたんです。自立支援計画を通して、利用者と職員の関係も援助関係というところで意識もしますよね。〈支援に対する考え方も、切り替わっていった感じですね〉そうですね、その当時は本当にしんどかったです。
- ・〈『自立支援計画を基に』というところが、やはり大きいんですね〉はい。しんどかったときは、職員が「何のために、こんなに一生懸命、毎日頑張っているのか」ということを考えていなかったのです。
- ・今、利用者対応でしんどくなっている施設は、利用者が起こすトラブルに対して、ルールで縛ることで対応しているのかなと思うところがあります。ルールだけで「これはダメです」「これはやりません」というふうに縛ってやっていると、利用者との関係がどんどん厳しくなって、悪循環になってしまっている印象を持ちます。入所の段階で詳しく話を聞いて利用者を選別して、入所後もまたルールがいっぱいあって「これはしないとダメです」「これはしたらいけません」という話をし、最終的に「ルールに従わないのであれば出て行ってください」という形になってしまう施設は、けっこうあるのかなと思います。
- ・大変な時期を乗り越える基になったのが、自立支援計画です。本当に大変で困っている時期に、自立支援計画等について助けていただいたのは、龍谷大学の山辺朗子先生です。山辺先生はソーシャルワークを専門にされていて、今でもお世話になっています。22～23年前から、ずっと当施設に来てくださっています。大変なケースで困っているときは、山辺先生に来てもらうカンファレンスがすごく待ち遠しかったです。「どうしたらいいか分からない」「ぐちゃぐちゃになってるのに、どうすればいいねん」となっているときに、山辺先生のカンファレンスで方針を出してあげることが、本当にありがたかったです。
- ・大変なケースに対してカンファレンスで方針を出していく中で、やはりソーシャルワークにしっかりと軸足を置いてやっていかなければならないというところで、自立支援計画をしっかりと立てて、支援をしていくという形になったんだと思います。支援の難しい人に対して、いい加減な形で支援をしていると、おかしな期待を持たせてしまって、余計におかしくなるので、最初から

できることとできないことを明確に線引きするということになっていきました。

⑤ 大変な時期を乗り越えた職員

- ・〈職員は、余り変わっておられないですか?〉 多少は変わっていますが、職員の定着率は高いと思います。ただ、今の野菊荘は、若い人が多いです。3年前に京都市から配偶者暴力相談支援センター（以下、DV相談支援センター）の委託を受けて、本法人がその運営をしているので、野菊荘にいたベテラン4人がそのセンターに異動しました。その影響で、今の野菊荘にいる職員の在職年数が2～3年若くなりました。でも、退職する職員は少ない方だと思います。
- ・〈大変な時期を、職員が変わらずに積み上げてきた影響も大きいのかなと思います。利用者側の大変さは余り変わらないのかもしれないけど、職員側が安定して受け入れられるようになったところも大きいのかなと思いました。〉 やはり、大変な時期を、良い形で乗り越えられたことが、すごく力になっています。そして、それを乗り越えてきた経験を持っている職員がいるということは、すごく大きいと思います。

⑥ 母子支援員と児童支援員の役割分担

- ・母子支援員は、子どもの気持ちは児童支援員が個別にきちんと受け止めてくれていると思っています。子どもが職員に一生懸命受け止めてもらっていると、お母さんが「私も!」というふうに拗ねてしまわれる方もおられるので、お母さんの方はお母さんの方で、必要な場合には母子支援員が受け止めるようにしています。
- ・母子関係が難しい世帯についても、お母さんの気持ちも子どもの気持ちもそれぞれ受け止めた上で「子どももこういうことでしんどいよね」と伝えていかないといけません。いきなり、「こんなことをしていたら、子どもはしんどいよ」と言っても、正しく受け止められないお母さんもおられます。その役割分担は大きいと思います。
- ・子どもも、職員がお母さんの希望ばかり聞いていると、「結局、お母さんの言うようになってしまふんやろ!」となってしまって、職員に話をしてくれなくなってしまいます。そうならないためにも、お母さんの気持ちは母子支援員が聞くという役割分担がある方が、児童支援員は子どもと良い関係が築いていけるように思います。お母さんも子どももそれぞれ自分の気持ちを聞いてくれる人がいるというところで、母子支援員はお母さんと、児童支援員は子どもと、それぞれ良い関係が作れるのかなと思います。そのため、母子支援員と児童支援員がきちんと情報交換をして、最終的な支援の方向がきちんと合っていることも大切であると思っています。

⑦ 母子支援員と児童支援員間の信頼関係

- ・〈母子支援員と児童支援員の意見が合わないことはありませんか?〉 ないですね。母子支援員の方も、想いとしては子どもが中心になっていますので。
- ・児童支援員として、母子支援員が聞いたお母さんの想いや言い分に対して疑問を持つことがあっても、その話を聞いた母子支援員は子どものために思っているというところを分かっているので、

母子支援員と児童支援員の間で意見や方針が食い違うということはありません。

⑧「母親（家庭）はこうあるべき」ではない支援

- ・母子支援施設では家族を一塊で見ますが、当施設では、自立支援計画も乳児から全員、一人ずつに立てています。そして、「子どもに対する支援」と「お母さんに対する支援」、そして、その両方が上手くいくことで、家族というものが良い関係になっていくというやり方をしています。だから、「家族だから〇〇しなければいけない」とか「親だから〇〇しなければいけない」というやり方や、「お母さんだから〇〇してやってください」という言い方は、基本的にはしません。それは、お母さんの能力や心身の状況等によって、できる人とできない人がいるので、できる人はやってもらえばいいけれども、できない人に「お母さんだから」と言って押しつけても、支援が上手くいかないからです。
- ・【事例】以前、食事を全く作れないお母さんがいました。最終的に、子どもが特別支援学校を卒業し、障害者施設に入り、お母さんと子どもが別々になってしまったケースです。そのお母さんは、うつ病を患っていて、癌の手術をされていて、知的障害がある方でした。ご飯を全く作らないので、一週間のうち、週2回はヘルパーさんが入ってご飯を作ってもらって、週2回は職員が作って、週2回は配食サービスを利用して、残りの週1回は自由にご飯を食べるというふうにして、1週間が回る食事メニューにしていました。また、子どもは大きな男の子で、A判定の療育手帳を所持していましたが、お母さんはお風呂に全く入れてあげられませんでした。そのため、男性職員がその子の入浴介助に入ったり、学校でも助けてもらってお風呂に入れてもらったりして、ようやく入浴できるという感じで支援していました。部屋の中も、寝るスペースもないくらいのゴミ屋敷だったんですが、何とか職員も支援に入りながらやってきたという世帯でした。
- ・ご飯の用意ができないお母さんはけっこういます。子どもが学校や保育園に行っている間は、学校・保育園の給食が食べられるので、栄養バランスのよい食事がとれますが、夏休みはけっこう大変なんです。真夏日で体力もいるのに、毎日カップヌードルという子が出てきます。ひどいと、朝は食べない、お昼はカップヌードル、夜までカップヌードルという生活をしています。そういう状況に、職員が「いくらなんでも、食育をしなあかん」と言い出して、今年の夏から、学童の子どものお弁当の注文を受けることを始めました。朝、職員がお母さんのところに回るときに「今日、お弁当の注文せえへんか？」と聞いて、特に食事の用意ができない人にはできるだけ注文してもらって、お金を預かってくるんです。朝に注文すれば、お昼にお弁当を持ってきてもらえます。宿直職員のお昼ご飯もないので、職員も一緒に同じお弁当を頼んで、子どもと一緒に食べてもらうようにしました。カップラーメンを毎日食べているよりは、栄養のバランスがいいし、野菜がいろいろと入っているお弁当だったので、「これはいいね」と言って、始めました。こういうふうには、「家やから」とか「母親やから」とか、「家庭はこうあるべき」というような感覚は無くした形で支援をしています。
- ・「家庭はこうあるべき」という感覚を無くした支援になってきたのは、やはりアセスメントです。利用者ができることとできないこと、現状や課題を整理して、問題解決にはどのような方法がある

のかとか、どこまでならできるといことをしっかりと見立てていくと、やはりできないことがすごく多かったです。その状況の中で、どういうふうに生活を維持していくのかを考えていくと、今のような支援の形になってきました。

⑨ 非常勤の臨床心理士

- ・当施設には、1名の常勤の心理担当職員と2名の非常勤臨床心理士がいます。非常勤の臨床心理士は、それぞれ週一日ずつの勤務です。臨床心理士のうち1名は、DV相談支援センターにも行ってもらっています。
- ・『子ども相談室』は、非常勤の臨床心理士が心理面接を行なう部屋です。「カウンセリング」と言う行きにくい方もいるので、お母さんも繋ぎやすいように、この名称にしています。本来的には、お母さんにも「カウンセリングです」と伝えなければ、自分の課題や問題意識を持って相談に行くということにならないいんでしょうが、当施設ではしていません。「子どものことでも、生活のことでも、場合によれば前の夫のことでも、何でもいいから。とにかく話したいこととか、日常の中でしんどいことがあったら話してみたらいいよ」と言って、繋いでいます。
- ・非常勤の臨床心理士には、必要な人に対しては、継続的な心理面接もしてもらっていますが、短期対応が中心です。長期的なカウンセリングが必要な人は、外部に繋がります。施設は生活の場です。生活に密着したいろんなストレスがなかなか取れず、非日常という枠ができないので、深い部分のカウンセリングは難しくなりますので、完全に非日常的な外部の、日常生活と関係がないところで受けてもらう方が、カウンセリングの効果が上がるという考え方です。
- ・母子生活支援施設の中で、本格的な心理ケアをすることは困難です。やはり、非日常がなかなか作れないという部分があります。そのため、基本的には、できるだけ母子共に施設内臨床心理士のところに一旦繋いで、場合によっては事前に職員から施設で困っていることや状況を心理士にお伝えしておいて、臨床心理学的見立てをしてもらうようにしています。「このお母さんは、こういう傾向がある」とか、「この方はこういうことは伝わるけど、こういうことは伝わらないよ」とか、そういうことを職員の方にフォードバックしてもらって、その情報を基に、職員が日常でどのように支援していくか、どういう関わり方をしていくことが必要かを考えていきます。当施設での臨床心理士の使い方は、このような形での役立て方が一番大きいです。そして、本当の意味での心理的ケアをしっかりしてもらう方については、やはり枠がとても大事になるので、外部を活用するという形で対応しています。
- ・臨床心理士に一度会ってもらって、外部に繋ぐ必要があるとか、長期的な心理的ケアが必要かどうかとか、職員がこういう形で話を聞いてあげればいいのか、心理士の見立てを教えてください、その見立てをどういう形で活用するかを職員で考えていきます。(アセスメントの1つとして利用している感じですね?) そうです。だから、入所したら子どももお母さんも、必ず1回は臨床心理士のところに繋いでいくようにしています。
- ・〈皆さん、繋がりますか?〉ほとんどの方は、繋がっています。子どもは特にすごく喜んで行きます。子どもは、プレイセラピーや箱庭を中心にみてもらっています。必要な子には、継続的にみても

らうこともあります。

⑩ 外部の心理専門機関に繋ぐ

- ・日常関わっている心理担当職員、週に1回来て見立てをする臨床心理士、必要に応じて繋ぐDV相談支援センターあるいは外部のカウンセリングと、三段階で支援しています。
- ・当施設にも臨床心理士に来てもらっていますが、継続的なカウンセリングが必要な場合は、同法人が委託を受けて運営しているDV相談支援センターや外部のカウンセリングに繋ぐ形にしています。その方が、非日常と日常をしっかりと線引きできるので。
- ・京都市男女共同参画センター・ウイングス京都では、『びーらぶプログラム』を行なっています。当施設の職員もインストラクター養成講座を受講し、インストラクターの資格を取得しました。
- ・カウンセリングが必要な方には、外部のカウンセリングを紹介することが多いです。例えば、『ウイメンズカウンセリング京都』というカウンセリングルームがあります。そこには、DV専門の先生もいらっしゃるのので、当施設の利用者をお願いすることがあります。もちろん、精神科クリニック等の中にあるカウンセリングを受ける方もおられます。
- ・京都は、カウンセリングをしているところがいっぱいあります。特に、心理系の大学では、無料とか、1回千円、二千円のカウンセリングがたくさんあります。大学は大学院生が対応しているところも多いので、余り繋ぎません。経験の豊かな先生がいるところに繋ぐようにしています。

⑪ 常勤の心理担当職員

- ・児童支援員の中に、心理学系の大学を出ている職員が1名います。その心理担当の職員が、利用者や臨床心理士との組み合わせや、誰がいつ行くのかといった調整を行ったり、臨床心理士からの報告を聞いて文書化し、他職員にフィードバックする役割を担っています。
- ・心理担当の児童支援員は、保育業務や学童業務にも入っています。学童保育に入って、子どもの心理面も含めて、日常生活の中を通してみてもらうようにしています。
- ・勤務体制は、他職員と同じです。

⑫ 職員のメンタルケア

- ・職員のメンタルケアということで、最低年1回は、臨床心理士のところに相談に行くという形を取っています。非日常ということで、臨床心理士には、当施設内ではなくDV相談支援センターの方でお願いしています。
- ・職員が臨床心理士に話した内容については、施設長も一切タッチしないし、施設長からも臨床心理士に何も聞かないという形をお願いしています。

⑬ グループ・スーパービジョン

- ・主任がスーパーバイザーとして入り、母子支援員のグループ・スーパービジョンと児童支援員のグループ・スーパービジョンを、それぞれ週1回ずつ行なっています。そこで、日常的な方針を

立てています。

- ・グループ・スーパービジョンでは、事前に誰がケースについて相談するかを決めておきます。相談する職員が担当するケースについて、どうすればいいか分からないことや、困っていることを出します。そして、母子支援員のグループ・スーパービジョンであれば母子支援員で、児童支援員のグループ・スーパービジョンであれば児童支援員で、意見を出し合っ、方針を決めていくという形になっています。
- ・スーパーバイザーで入る主任は、トップダウンで意見を伝えるのではなく、「どう思うの?」といった言葉かけを大事にしながら、皆に意見を出してもらい、皆の意見をしっかり聞くようにしています。
- ・主任のポジションとしては“整理役”です。皆が意見を出し合っ、話し合っっていくうちに、自然と方針がまとまっっていくので、判断に迷うことは余りありません。判断がつかないときというのは、大体、分かっていないことが分かるときです。「このこと分かってなかったね」とか「これ、知らなかったね」ということが出てくるので、「ここに注目して、3か月支援をしてみ、その後もう1回、皆で話し合おうか」という流れになります。
- ・グループ・スーパービジョンが良い形であるので、支援も良い方向にいつているし、支援の平準化にも繋がっていると思います。
- ・グループ・スーパービジョンは毎週行なっている、全員がその日に休まず来るということは厳しいです。そのため、その日に休みの職員は参加しない形で進めます。
- ・グループ・スーパービジョンは、火曜日と木曜日です。12:30～13:15の45分間で、宿直明けの職員と、12:15から来る遅出職員は、そのまま参加できます。宿直職員は、グループ・スーパービジョンの日は1時間早い12:15に来て、翌日も1時間早い13:00に帰るように、フレックス勤務で調整しています。
- ・グループ・スーパービジョンの時間帯はお昼なので、ほとんど利用者支援は入りません。また、その時間帯にお母さんへの支援を約束することは避けるようにしています。

⑭ ケースカンファレンス

- ・グループ・スーパービジョンとは別に、外部の専門家を交えたケースカンファレンスを月1回行なっています。研修という形で、全職員が参加します。
- ・ケースカンファレンスでは、大変なケースや、方向性をしっかりと持つて支援していかなければいけないようなケースを出して、検討しています。
- ・基本的には、外部の専門家に毎月来ていただく形で、日程調整をしています。
- ・外部のスーパーバイザーとして、龍谷大学の山辺朗子教授には定期的に来てもらっています。それ以外にも、その都度困った問題に焦点を当てて、必要な専門家を呼んでくるようにしています。大体、職員の方から「ここを何とかできないかな」とか、「この子が大変で」という相談が施設長にあるので、そういう相談があれば「じゃあ、〇〇先生に頼んでみようか」というふうに、施設長が調整する形で対応しています。

- ・【事例】キレて、暴れる子どもがいたとき、「どうやって対応すればいいんや」と困ったことがありました。そのときは、京都市でも大変なケースばかりをみているという児童養護施設の施設長に来てもらい、山辺先生も一緒に、ケースカンファレンスを行いました。そこで、暴れる子どもへの対応方法等を教えてもらい、支援に活かすことができました。
- ・【事例】障害を持った子で、対応が難しい子がいました。「これはどうしたらいいんやろう」と職員が言ってきたので、「じゃあ、障害の専門家を呼ぼう」ということになり、京都市にある発達障害児の通園施設の施設長に来てもらって、ケースカンファレンスを何回か行ないました。1回来てもらって方針を出して、翌月もう1回来てもらってその成果を出して、その次どうするかをまた話し合うという形で、継続的にスーパービジョンを受けました。

(6) 他機関との連携

① ヘルパーの利用

- ・当施設には、ガイドヘルパーや家事支援のヘルパー等にたくさん入ってもらっています。そうしないと、支援が大変な方もいらっしゃるので、職員だけでは回せません。
- ・京都市では、障害者自立支援法ができて、母子生活支援施設に入所している方にもヘルパー委託ができるようになりました。ヘルパーさんに入ってもらって、すごく助かっています。
- ・今、家事支援に入っている家庭は、8世帯です。毎日食事作りが必要な人から、月1回という人まで、さまざまです。その内、ヘルパーが入っている世帯は3世帯です。
- ・【事例】育児支援ヘルパー派遣事業を使っている世帯があります。40回程しかヘルパーを使えないので、その利用が終わった後は、精神障害者居宅生活等支援事業のホームヘルプサービスを利用しています。育児支援で入ってくれていたヘルパーさんが、引き続き、障害者のヘルパーとして入ってくれています。週3日入ってもらっており、ヘルパーが入らない日は職員が入っています。

② 児童相談所との連携

- ・現在、児童相談所で虐待認定されているケースは、12世帯です。30世帯中なので、半分弱ですね。要対協にあがっているケースもかなりあります。
- ・中には、2～3か月に1回、何年にもわたって継続的に児童相談所とのカンファレンスを行ないながら支援をしているケースもあります。
- ・児童相談所とのカンファレンスは、頻繁にしています。多いときは、3日連続で行なったこともあります。カンファレンスには、児童相談所のドクターも含めて関係機関にはできるだけ出席してもらおうようにしています。そのため、大体夕方5時半くらいから始まることが多いです。
- ・虐待認定しているケース以外でも、児童相談所が関わっているケースもありますので、児童相談所が関与しているケースがとても多いです。
- ・もちろん、関与しているのは管轄である京都市児童相談所だけです。
- ・発達障害や行為障害の子どもは、児童相談所の児童診療に繋がっていることが圧倒的に多いです。受診時には、職員が同行することもあります。

- ・児童相談所の児童診療に掛かっていると、虐待ケースの場合には、要対協のケースカンファレンスにそのドクターも出てもらえるので、すごく助かります。

③ 医療機関との連携

- ・隣にある診療所の先生に、嘱託医をしていただいています。近くて便利で、施設の状況も知っておられるので、とても良くしてくださっています。

④ 保育園との連携

- ・入所している乳幼児が通園している保育所は、全部で11か所です。京都市内は待機児童が多いので、いろんな保育園に分かれて通っています。
- ・保育園との連携は、なかなか難しいです。状況をよく分かって良くしてくれる保育園もありますけど、逆に、お母さんに適切に関わってもらえず、結果的に追い出されるようなことになってしまったところもありました。すごく丁寧に対応いただける保育園は、カンファレンスにも毎回出てくださり、一緒に協力をしていただいたこともありました。
- ・保育園によって、状況を分かってくれるところとそうでないところとがありますので、職員は相談しながら、慎重に対応しています。

⑤ 学校との連携

- ・小学校とは、かなり綿密に連絡を取り合っています。要対協の個別ケース検討会議のときにも、毎回、校長先生や担任の先生に来ていただいています。
- ・小学校の新任の先生に対しては、年1回、当施設に来ていただいて、母子生活支援施設についての説明を施設長から1時間ほどさせていただいて、「協力をお願いします」と伝える場を設けています。
- ・学童の担任の先生には、春と夏に分けて年1回は来ていただいて、子どもを担当している児童支援員と、個別に話をする場を設けています。
- ・お母さんの対応が難しい世帯については、担当の母子支援員が担任の先生と情報交換をさせてもらうようにしています。
- ・中学校とも小学校と同じように定期的に情報交換ができればいいですが、中学生の人数が少ないことや、特別支援学校に行く子もいたりするので、その都度連絡を取り合う形です。
- ・一時は、京都市の教育委員会職員が、要対協の個別ケース検討会議に来ていたこともありました。

⑥ 要対協の個別ケース検討会議

- ・要対協にあがっているケースについては、基本的には全部、児童相談所がカンファレンスを行います。
- ・カンファレンスは、大体、関係機関が児童相談所に集まって行ないます。
- ・カンファレンスには、当施設の職員のみではなく、福祉事務所、学校、保育園、保健センター、

医療等の関係者が全て集まって行なっています。

⑦ 支援実績のある施設であるからこそその苦悩

- ・当施設は個別支援をしっかりとしており、実績があるため、市内の福祉事務所から大変なケースを任される傾向があります。
- ・母子分離の是非を検討する際、当施設の所感の伝え方によって、その後の関係機関の判断が変わるということがけっこうあるように思います。そのため、伝え方については本当に悩みます。つまり、当施設でギリギリな状態まで支援をしているということは、関係機関も理解してくださっているのですが、野菊荘が「今の状態では厳しいと思います」と言うと、母子分離の方向に流れていくという印象です。児童相談所も、「それだけやっている野菊荘が『無理』と言ったら、無理でしょう」とおっしゃられます。ギリギリな状態まで支援をしているときというのは、子どもが一番辛かったりしますよね。だから、現状について事実を報告しているので、その情報を基に、児童相談所には適したときには「ストップ」をかけてもらえると、施設としてはすごく有り難いと思います。それが実際には難しいということは分かっているんですけどね。

(7) その他

① 入所期間

- ・入所期間は、世帯によって本当にバラバラです。その人の抱えている課題や問題、状況に応じて、退所時期は設定しています。
- ・当施設はソーシャルワークが基本ですので、その人が抱えている問題・課題を解決して、地域に生活移行できるのには、どれだけの時間・年数がかかるかというところで、入所期間を考えていきます。
- ・DV被害で入所された方は、まず離婚調停を申し立てますよね。1回の調停で話がついて、3か月位で問題解決ができる人もいれば、離婚が成立するまで長期間かかる人もいます。以前、親権の問題で、最高裁まで行って争った人もいました。そうなると、裁判が5年以上も継続しているという人も、中にはおられます。そうすると、DV被害で入所されたからという理由で、退所時期を2年や3年と決めたとしても、意味がありません。そのため、DV被害で入所される方の入所期間を決める場合、当施設で最近よくしているのは、「まず、離婚だけでも頑張ってみましょう。離婚が成立した段階で、もう1回課題を整理して、その後どのくらいで退所できるかを相談しましょう」という形です。つまり、まず何をしていくのかという課題だけをしっかり決めて、目標設定をしてやっていくということです。福祉事務所にも、そういう形で一緒に相談していきます。
- ・精神障害や知的障害を抱えているお母さんの場合、退所が難しく、長期入所が必要なケースがあります。だからといって、「これから15年、頑張りましょう」と言ってもお母さんに見通しが持てません。だから、最初は「子どもが小学校に行くまでは頑張りましょう」というふうに目標設定をして、「その頃になったら、もう1回、福祉事務所も交えて、いつ頃退所できるかどうかを相談しよ

う」と伝えるようにしています。そういうふうにして、2～3年で、目途の立つ段階で見直し期間を定めて、その都度、その後の計画をしていくようにしています。

- ・もちろん、短期間で退所される方もいます。入所期間が1年弱という方もいました。
- ・京都市内の福祉事務所に退所をせつつかれるということはありませんが、広域入所の場合にはせつつかれることもあります。その場合は、退所に関しては施設側が決めることではないので、お母さんと施設と福祉事務所の三者で相談して決めます。中には、お母さんの意向も含めて、福祉事務所と何度も話し合いをして、何度も延長をお願いしたケースもありました。福祉事務所はかなり難色を示される場合もありますが、現状をきちんと文書で出して説明していくと、「絶対に退所させるように！」と言われたことはありません。入所の必要性がある人は、客観的なデータをきちんと出していくことが、やはり大事だと思います。

② 退所に向けた自立支援計画

- ・アフターケアも、自立支援計画に含まれています。お母さん用が資料5-④の「自立支援計画 sheet ⑤退所プランニングシート」で、子ども用が資料5-⑥の「＜子ども＞自立支援計画 sheet ⑤退所プランニングシート」です。
- ・退所が決まったら、まずは退所に向けた自立支援計画を立てます。退所するためにクリアしていかなければいけない問題や、準備していかなければいけないことが、いっぱい出てきますよね。それは、日常の自立支援計画とは別に、退所の準備のための自立支援計画を立てています。
- ・退所が決まれば、例えば、転校の準備や、保育園の準備、引っ越しの準備、生活保護の移管ができるかどうかの確認・調整、住宅の確保等、いろんな問題が出てきますよね。必要であれば、ヘルパーの依頼や、地域権利擁護事業に繋ぐこと等、ケースによって様々な準備があります。そのため、退所の時期、退所の方法が決まった段階で、入所中に、退所に向けて計画を立てます。
- ・退所に向けた自立支援計画を立てたら、その計画に沿って、退所に向けた準備をしていきます。1つ1つ、問題をクリアにしていく形で支援しています。

③ アフターケア

- ・退所後については、「アフターケアプラン」をお母さんと子どもそれぞれに立てます（資料5-④、自立支援計画 sheet ⑥退所シート；資料5-⑥、＜子ども＞自立支援計画 sheet ⑥退所シート）。
- ・アフターケアプランの内容は、本当に人それぞれです。中には、全く心配のない方もいます。
- ・基本的には、退所後1か月を目途に、職員が自宅に訪問するという形を取っています。要するに、退所後、地域で安定した生活が送れているかどうかを、訪問して、直接確認する。そこが、アフターケアの目的ですので。訪問して、新たな課題や問題が出ていないか確認して、問題がでていれば支援します。
- ・他府県に引っ越された場合は自宅訪問が無理ですけど、その場合には、架電するようにしています。遠方に引っ越して訪問できなかったケースはこれまで1～2件だけです。
- ・【事例】一番長くアフターケアに関わったケースは、7年くらいです。退所してからも、お母さん

が当施設の習い事に継続して来られています。

- ・【事例】退所後、職員がお母さんのところに1年くらい通い続けたケースもありました。そのケースは、お母さんが子どもを施設内の階段から突き落としてしまって、子どもが怪我をしてしまったので、施設として児童相談所にすぐに虐待通告しました。子どもは職員がすぐに病院に連れて行って、その病院に児童相談所職員が来て、そのまま子どもは一時保護になり、結果的に母子分離になりました。その後、お母さんは退所されたけれど、掃除も何もできない状態でした。お母さんは、最初から「子どもを引き取って、野菊荘に帰って来たい」と言っていたので、職員としてもそれを見越して、関わろうという話になりました。お母さんが崩れてしまうと、子どもを引き取ることも難しくなるだろうということで、職員が月2回訪問して、掃除や精神科受診等のサポートをしました。お母さんも頑張られて、2年後には子どもを引き取って、野菊荘に戻って来られました。その後しばらくして、お母さんの就労も安定して、子どもも一応安定していたので、お母さんの意向もあり、児童相談所等の関係機関も了解した上で、母子で退所されました。お母さんも子どもも発達障害のケースでしたので、職員としても、母子3人で地域で生活していくことに対していっぱい不安はありましたけど、いい形で送り出せたと思います。
- ・アフターケアも、ケースによって期間も内容も様々です。上記事例のように1年間職員が通い続けるケースもあれば、1回の訪問で安定していることが分かって「また何かあったら来てね」と伝えるケースもあります。後者のようなケースでも、行事の招待を出したり、機関誌を送ったりして、関わりは継続しています。

④ 京都市 DV 相談支援センター

- ・DV 相談支援センターのカウンセリングは、入所中も利用できるし、必要があれば退所後も利用できます。でも、入所段階で利用することが一番多いです。
- ・DV 被害者が受けられる支援措置（住民票の閲覧制限等）は、一年毎に更新しなければいけません。更新の際は、DV 相談支援センターで更新手続きを行なう形になります。また、保育園の入所等、様々な手続きをするときに必要になる「DV 証明」という証明書の発行も、DV 相談支援センターで行ないます。そのため、退所後も DV 相談支援センターは、そういう形でずっと繋がっています。

⑤ 隣にある同法人の児童館

- ・当施設の隣にある児童館も、野菊荘と同じ法人が運営しています。児童館は、館長を入れて5人の職員が対応しています。児童館の中に、児童館事業と学童クラブ事業の2つがあります。
- ・児童館事業では、学童の子が自由に遊びに来られます。昼間は、乳幼児を抱えたお母さん向けに、いろんなプログラムを実施したり、集いの場を提供したりしています。
- ・学童クラブ事業は登録制で、下校した子どもが直接来て、勉強したり、おやつ食べたり、遊んだりして、夕方までいます。延長は18時半までやっています。
- ・児童館で学童クラブ事業を行なっている関係もあり、野菊荘では地域の学童の受け入れはできていない状況です。以前、当施設に入所中の子どもが、児童館の学童クラブを希望して、行なった

子もいました。そうすると、児童館の学童クラブが入所中の子どもばかりになるので、児童館で地域の子どもを受け入れることが大変になりました。入所中の子は大変な子どもが多いので、児童館の学童クラブでの受け入れは難しいところもあり、今は、入所中の子どもは施設内の学童保育を利用してもらうようにしています。ただ、児童館では行事をいろいろとしたりするので、それには入所中の子が遊びに行なったりしており、相互交流を行なっています。

- ・施設内の掲示板に、児童館でのプログラムを掲示しています。少ないですが、児童館で行なっている乳幼児とお母さんのプログラムに、入所中の母子が行くこともあります。

⑥ 法人の事業

- ・当施設の法人である社会福祉法人宏量福祉会は、地域の子育て支援グループとして常磐野児童館、山ノ内児童館、京都市子育て支援活動いきいきセンターつどいの広場「ひだまり・ホット・みやこ」の3つの事業、社会的養護グループとして野菊荘（母子生活支援施設）、京都市 DV 相談支援センター、一時保護「シェルターみやこ」の3つの事業、合わせて6つの事業を行なっています。
- ・京都市子育て支援活動いきいきセンターつどいの広場は、国の事業を受託して行なっています。
- ・地域の子育て支援として、児童館2つとつどいの広場が合同で行事をしたり、連携をしたりしながら、一緒にやっています。
- ・以前より、DV被害者の民間シェルターを、野菊荘の近くにアパートを借りて、運営をしていました。その関係で、京都市 DV 相談支援センターの事業をすることに繋がりました。
- ・野菊荘の中にも、一時保護室があります。民間シェルターだけでは DV 被害女性の全員を一時保護できないので、基本的には、京都府家庭支援相談センターの婦人相談所が一時保護しています。しかし、例えば、高齢児（中高生以上）の母子やペットを連れて逃げて来た方等、婦人相談所で対応できないケースを、「シェルターみやこ」で一時保護して、その後の手立てを考えたりしています。

<参考文献>

社会福祉法人 宏量福祉会 野菊荘（2007）「母子生活支援施設における自立支援計画策定に関する研究報告書」社会福祉法人 宏量福祉会 野菊荘

IV. 調査者の所感

1. ヒアリング調査に参加して思うこと

代 裕子（皐月）

ロシアの文豪トルストイは、名著『アンナ・カレーニナ』の冒頭でこう語っている。

「すべての幸福な家庭は互いに似ている。不幸な家庭はそれぞれの仕方不幸である」

2001年9月から母子生活支援施設で心理療法を担当することになって以来、このことを日々強く実感する。それでは、そのような家庭が集まり、彼らをまとめて支援している母子生活支援施設の『ありよう』は、施設ごとにどのように似ているのか、あるいはそれぞれ違うのか？そのような関心を持って、私は今回のヒアリング調査に参加した。

(1) それぞれの施設が持つ『空気』と『ダイナミズム』

ヒアリング調査では、質問紙からは伝わって来ない、それぞれの施設特有の『空気』や微妙な『ニュアンス』、そして、生き活きとした『ダイナミズム』が実感され、非常に勉強になると同時に、強く興奮させられた。そしてそれを、皆にも伝えたい！と強く思った。

私が伺わせていただいたのは、倉明園と東さくら園。

倉明園では、施設長も含めた全ての職員と利用者は互いに「さん」付けて呼び合っていた。日本の社会では伝統的に上下関係を重んずるのが一般的だが、敢えてそこをフラットにしてしまった倉明園には本当に自由でのびやかな『空気』があった。それでいて、いや、それだからこそ、お互いを本当の意味で尊重し、尊敬しあえる関係が生み出されていることが感じられ、大変に感銘を受けた。

東さくら園は50世帯を擁する大所帯。私は、スクールカウンセラーとして、小、中、高校の現場を経験しているが、20世帯の皐月と50世帯の東さくら園の違いは、小学校と中学校の違いに似ていると感じた。つまり、前者はより利用者と支援者の距離が近く、後者は少し距離がある。前者はよりきめ細やかな支援が行き届き、後者は集団が大きいことでよりダイナミックな利用者同士の集団活動により、それぞれ成長促進的に働くように思われた。また、職員数も、少なればより家族的になり、多ければワーキンググループとしてビジネス感覚が強くなるが、それぞれに良さがある。

また、地域や風土による特性の違い。倉明園には鳥取砂丘や海の広々とした明るいびやかな『空気』につつまれた優しく包み込むような柔軟性があったし、東さくら園には大阪弁で互いにボケたり突っ込んだりしながらユーモアを駆使して地域を巻き込んでいくテンポの良さやダイナミズムがあった。

直接伺えなかったが、野菊荘の「うちは、ルールが無いんやけど」と利用者と言い切ってしまうおらかさには驚嘆させられ、実際に薬物を使用中であるとか盗癖のある利用者との関わりは手に汗握る緊張感を持って読んだ。永生会母子ホームは、利用者の入所前に居住地域に赴いて情報収集し、状況によっては自治体の支援員に入所期間の交渉までするという。また常勤心理士のマネジメントで非常勤心理療法担当をベテランから学生まで7人も雇い、ベテランにはスーパービジョンも依頼し、若い人が地域で児童相談所等に就職すればそれが太い人脈になるという縦横無尽の活用術に脱帽した。

(2) 各施設の共通点

このように、それぞれ違っている5つの施設であるが、互いに似ている点も発見できた。

ひとつは、その時関わっている利用者と真正面から向き合い、慣例や時には規則にとらわれずに最善の支援をしたいという熱意と工夫であり、その点においては“似ているからこそ現れが違っている”ということが言えるだろう。本当に『生きた』支援であるならば、同じになるはずがないのである。なぜならば「不幸な家庭はそれぞれの仕方不幸である」から。

いまひとつは、『生きた』スーパービジョン機能を備えている点である。『形』だけでない、今ここで現実に困っていることを、忌憚なく相談できる、頼れるパートナーを持っている強みは計り知れないと感じた。常に進化しようとする職員の熱意があればこそ、スーパーバイザーも全力でそれに応えようと鋭意努力するのであろう。長年の経験と実績を誇る施設では、スーパーバイザーなど必要ない、と考えているところもあるかもしれない。そんな方々にひとつの視点を提案したい。それは、私の個人スーパーバイザーの持論「私はスーパービジョン（上からの視点を提供すること）ができない。私にできることはエキストラビジョン（もうひとつの別の視点を提供すること）のみである」というものだ。実践家のそれより優れた物ではない、ある意味取るに足りないかもしれないが、渦中には思いもよらないシンプルあるいは意外な視点が役に立つこともあるかもしれないと思う。

最後のひとつは、職員の回転が速すぎないことである。長く働いて経験を積んだ職員がいて、経験値のバリエーションがあることである。

そのように、職員が日々真剣勝負で利用者と向き合い、スーパーバイザーを利用し、長く働いてもらうために必要なのはズバリそれなりの予算増額であるということが出来ると思う。職員の待遇をより良くし、より余裕のある仕事と研修ができるようなシステムを整備するとともに、信頼できるスーパーバイザーと臨床心理士を確保することができるように。

母子生活支援施設で、母子を分離することなしにその関係性に直接支援をすることは、世代間連鎖を断ち、子どもたちを健全な納税者に育てる、他に比べて大変効率のよい支援である可能性があり、その費用対効果は相当な黒字になるのではないだろうか。ゆくゆくは、そんな統計データも出せたらよいと願っている。

2. ヒアリング調査を終えて

田中 恵子（倉明園）

本研究のヒアリング調査では、私が勤務している倉明園を含め4施設のヒアリング調査に参加させていただきました。実際に施設に伺わせていただくと、それぞれの施設の風土や文化、そして一人ひとりの職員さんの思いや息づかいを感じとることができるようで、とても貴重な機会を与えていただいたと思っています。また、ヒアリング調査を通して、自施設の支援についても改めて深く考えさせられました。

「母子生活支援施設における母子臨床についての研究（第1報）」において、母子生活支援施設で行なわれている母親への支援、子どもへの支援、そして母子関係における支援は、母子臨床そのものであり、多くの可能性と課題を持っていることを示唆しています。ヒアリング調査で訪問させていただ

いた施設は、施設が置かれている地域性をまといながら、施設の風土や文化が脈々と息づき、様々な課題を抱える利用者と共に職員や施設が成長していく過程があるように思いました。

(1) 施設の理念

ヒアリング調査にうかがわせていただいた施設に学んだことは大きく4つあります。はじめに、施設には理念がしっかり育まれているということです。様々な課題を抱えた利用者の支援の中で、必要に応じて施設支援の転換を図り、時には施設の危機が生じることもありながらチームで乗り越え、その過程で施設職員が学び力をつけていく中で、理念がさらに明確になり、その理念をもとに支援が展開されているように感じました。

(2) リーダーシップ

次に、管理職である施設長や基幹的職員のリーダーシップの重要性についてです。訪問させていただいた施設の施設長は、施設の支援について誇りをもって語られていました。施設職員を信頼し、施設の支援に対して責任をとる姿勢が語りの中に現れていました。そしてそれぞれの施設長に利用者である母親や子ども達への確固たる思いがあり、それが施設全体に反映されているように感じました。あらゆる生活場面の支援を行なう中で、施設長が果たす役割はやはり大きいと思います。利用者である母親や子どもが安心して生活が営めるよう、そして施設職員が安心してよりよい支援にあたるように、施設長が示すリーダーシップは重要であると思います。また基幹的職員が施設長と連携をとりながら施設職員の支援をサポートしている様子もみてとれ、支援の質をあげることや、職員の人材育成にもつながっていくことなのだと気付かされました。

(3) チームワーク

最も大切なことはどの施設もチームワークで支援にあたっているということです。野菊荘は「自立支援計画」をもとに、利用者のニーズを丁寧にくみとり利用者と職員が援助関係を結び支援を組み立て、行なっていきます。すべてのケースにおいて、ケース会議には主任が必ず出席し、職員が様々な意見を出し合う中で支援の方向性や内容について決定し、チームで支援を行なっていました。職員は自立支援計画をもとに支援を行なっていくことで、自信をもって支援にあたり、職員の支援の質を上げているように思いました。永世会母子ホームでは連絡ノートを使い、全ての職員が全ての利用者の支援にあたることができるように工夫されていました。東さくら園では、地域の社会資源を最大限活用して支援の幅をひろげ、利用者の力をエンパワーしていく行動力がすばらしかったです。倉明園では、職員の感情を含めた利用者理解を徹底的に行ない、ひとり一人の支援をチームで展開しています。このようにそれぞれの施設で、様々な経験と工夫をもとに施設がチーム支援を展開していることがわかりました。

(4) 心理職の役割

最後に、心理職の役割についてです。母子生活支援施設の心理職は他の社会的養護施設の心理職と同じように、心理職が求められている役割はそれぞれの施設によって異なります。私は母子生活支援

施設で勤務して15年が経過し、現在は常勤の心理療法担当職員として利用者である母親と子どもの支援にあたっています。精神的課題を持つ母親に対して様々な生活の場での支援（心理的支援を含む）を行なうことで母子での生活を支えることが役割のひとつなのですが、各施設によって心理職の立場や役割はそれぞれ違いました。永世会母子ホームは多くの心理職が常勤・非常勤で配置され、常勤の心理職がコーディネーターとして大きな役割も担っていました。東さくら園では、利用者に対して心理療法をまず受けてもらい、心理の垣根を取り払うような関わりをされていました。母子生活支援施設での心理職の関わりは重要だと思いますが、心理職が果たすべき役割については未だ整理されておらず、これについてはこれから研究がすすめられるべきであると感じました。

平成27年5月に全国母子生活支援施設協議会から母子生活支援施設のビジョンが報告されました。どの施設に入所しても同じような必要な支援を受けられることができるような支援の標準化を目指しながら、施設が置かれている地域の風土や文化を尊び施設ごとの独自性や特色を生かした施設運営がこれから益々求められることと思います。母子生活支援施設の専門性と利用者である母親と子どものニーズを丁寧にくみとること、そして利用者と職員の援助関係の中で支援が展開し、それぞれの自立へとつなげていくことについて、それぞれの現場から様々なヒントや問題提起をいただいたような心境になりながらヒアリング調査を終えました。母子生活支援施設の支援の可能性を再確認いたしました。ありがとうございました。

3. ヒアリングの所感

深沢 武（地域包括支援センターささりんどう鎌倉）

私は、母子生活支援施設で母子支援員として10年勤めた者として、今回の研究に参加する機会をいただきました。今現在は母子臨床の現場を離れておりますが、改めて母子生活支援施設の存在価値を再確認させていただくことができました。母子生活支援施設が、日本社会の底辺に置かれている母子世帯の権利を護るための社会資源として、今後も、その存在価値を示せるように、説得力のある研究や実践の報告が社会に向けて発信されていく必要性を強く感じています。

（1）施設ごとの創意工夫

今回の研究では、限られた施設のヒアリングでしたが、その施設ごとに利用者支援における様々な苦勞があり、その困難を乗り越えるために、創意工夫して、日々努力されていることを知ることができました。困難な利用者支援と向き合うことで職員が成長するのと併せて、職員の集合体としてのチームもチーム支援における葛藤を繰り返しながら成長を続けていることが感じられました。

同じ法律、同じ基準のもとで行なわれる施設運営でありながら、支援メニューやアセスメント方法など、施設ごとに違いがあって、その違いが意味のある違いであり、試行錯誤の上に生まれたに違いないのだらうと思いました。児童福祉法には「自立の促進のためにその生活を支援し」と書かれていますが、自立の促進のために「だれがやるのか」「何をやるのか」「どこまでやるのか」「どのようにやるのか」、あるいは、意図的に「やらない」という選択をするのかなど、細かな内容までは定められ

ていません。ですので、支援方法は施設の裁量に任されている面が非常に多く、リーダーの想い、行動力、判断力などが非常に大事です。また、そこに集う職員一人ひとりの個性を活かし、チームとしての総合力が高まるようにするために、リーダーの調整力も大事な要素となっています。今回のヒアリングの中で、各施設のリーダーの人柄に触れ、熱い想いをお聞きし、母子臨床の実践の中で培ってこられたリーダーとしての魅力を感じました。そこに勤める職員の方々も、リーダーの想いが伝わっているからこそ、そこにいて、安心して利用者の困難とも向き合えるのだと思いました。

(2) 職員集団の形成とリーダーの調整力

人生選択に100%の正解が無いのと同じように、利用者支援の方法にも100%の正解は無いと思います。どの方法を選んでもメリットもリスクもあります。予め、そのリスクを予測しておき、そのリスクが生じた時に、職員がチーム一丸となって受け止める覚悟を持っていれば、より良い支援につながっていくのだと思います。そのためには、職員同士が本音を語り合い、意見を戦わせ、そして最善の選択ができる職員集団を形成しておく必要があります。そして、その職員集団を形成するために必要なのが、リーダーの調整力ではないかと思いました。性別、年齢、職種、性格など、異なる要素を持つ職員の強みを活かしながら調整し、絶妙なバランスをとりながら利用者支援に向き合ってきたことを、ヒアリングのエピソードの中から感じ取ることができました。

今回のヒアリング報告は、内容的に非常に読み応えのある実践報告であると思います。利用者支援を行なう中で支援方法に迷いが生じる時があり、そこを乗り越えるために、他の施設ではどのような想いや手法で支援に取り組んでいるのかを知ることができ、貴重な資料になりうると思いました。自分の施設だけを見ていると分からないことが、他を知ることによって自分の施設の良い点も、改善点も見えてきます。担当制が有るか無いか、アセスメントをどこまでするかなど、手法の違いではなく、それぞれのメリットを最大限に活かして実践を行なっている強さを感じましたし、それが絶対的な正解ではなく、職員チームの実践の試行錯誤の中で変わり続けている、その時々を利用者のニーズに合わせた最善策であることも感じました。

今回の研究で、施設へのヒアリングに参加させていただき、多くの気づきを得ることができました。幾多の困難に向き合うお忙しい最中、貴重なお時間を割き、おもてなしをいただいた施設の方々には、深く感謝いたします。ほんとうに、ありがとうございました。

4. ヒアリング調査を通して学んだこと、思案したこと

長尾 真理子（子どもの虹情報研修センター／白百合パークハイム）

私は、今回ヒアリング対象とさせていただいた5施設、全てに調査に伺わせていただくことができた。調査では、施設長や職員の方から支援の状況に加え、共通して、支援に対する考えや思いを聞かせていただくことができ、利用者への真摯な姿勢や熱意を強く感じた。私自身、母子生活支援施設の心理担当職員（非常勤）として働いていますので、ヒアリング調査後は毎回、「私の勤務する施設では、できる支援がまだできていない」という反省と、「まだまだできる支援はいっぱいあるんだ」という

希望を抱いきながら、帰路に就いていた。

ここでは、ヒアリングを通して私が感じたこと、思ったこと、考えた等について、簡単に述べたいと思う。

(1) 家事支援について

まず私は、今回ヒアリングを行なった全施設で家事支援を行なっていることに驚いた。それは、私が勤務している施設では、家事支援をほとんど行なっていないからだった。家事支援について話を聞かせていただき、改めて家事支援の必要性和大切さを感じさせられた。

家事支援を行なう上で考えられる懸念や問題は、①他世帯との兼ね合い、②職員と利用者との間で適切な距離感を維持することの難しさ、③職員の業務負担、④「母親がすべき」「できて当たり前」といった価値観ではないかと考えられる。これらに対して、今回ヒアリングを行なった施設から、それぞれ回答を得られたように思う。

①については、他世帯から不満が出ることはほとんどないこと、必要な世帯に家事支援をせずに放っておくことの方が他の利用者には不安であると認識していること、全世帯に必要な個別支援を行なっていること等を聞くことができた。②については、何でもかんでも全て支援するのではなく枠(時間等)を事前に提示する、母子の状態を見極めた上で必要な支援をする、利用者との距離感が近ければ職員間で声をかけあう、心理職のスーパーバイズの機会を持つ、馴れ合いではない援助関係を築くことを大切にする等であった。③については、どの施設も“チームワーク”を大切にし、担当など一人の職員が抱えないように助け合い、協力し合っていた。④については、職員が「普通」と思っていることを知らないお母さん達もいると認識していたり、お母さんの能力や心身の状況等によってできることをやってもらうと理解した上で、家事支援を行なっていることが分かった。

私が勤務する施設においても、今一度、家事支援について考えてみる機会があるといいなと思われた。

(2) チームワーク

次に、どの施設も職員の在職期間が長く、職員間には深い信頼関係があり、“チームワーク”が良好に機能していることに感銘した。“チームワーク”を大切にするということは、言うは易し行なうは難しである。ヒアリングを行なった施設でどのようなことを心掛けて、職員間の信頼関係を築いたり、“チームワーク”を良好に機能させていたのか、考え学びたいと思った。ここに、稚拙で、未完成な思案ではあるが、書き留めておきたい。なお、「情報共有」については大前提であるので、詳しく取り上げないことにする。

まず一つに、「①職員同士が気持ちを自由に言える環境」があると思う。東さくら園では、職員同士がしんどい気持ちを言えて、共有できる雰囲気を作るようにしていた。永生会母子ホームでは、経験年数や年齢に関係なく、支援に対する疑問や不安を話し合える環境があり、職員が孤立しないようにしていた。殴り書きノートを活用し、主観も含めて意見を述べる場も作っていた。人と関わる職場であるため、職員もいろんな感情が動く。それを自由に言える安全な環境があることは、大切であるように思った。

次に、「②職員同士がフォローし合う環境」。東さくら園は、利用者に攻撃を向けられている職員がいれば、他職員が間に入って対応する等のフォローをしていた。施設には職員に(ときには理不尽な)

攻撃性を向けてくる利用者もいるため、それを自然にフォローし合える環境があることは、職員同士がお互いを守る体制ができていることであり、安心して働くためには大事であると思う。

三つ目として考えられたのは、「③職員の個性と役割を認めて生かす」ことである。倉明園では、ジェントルマンである副園長と、若くて個性的な男性少年指導員の、それぞれが利用者に与える良さを認識し、支援に生かしていた。皐月では、母子支援員、少年指導員、心理職がそれぞれの役割を尊重しながら協力し合っていた。職員がお互いの個性と役割を認め合っていれば、その個性と役割を生かして支援できると思われる。

そして、「④職員の感情を扱うこと」である。倉明園では、精神分析の専門用語である「転移」「逆転移」という言葉が日常的に使われており、引継ぎやケース会議のときに、職員が利用者に対して「どういう感情が動いたか」に向き合っていた。自分の中にある傷つきや不安、利用者への陰性感情（苦手意識、怒り等）は、自分で認めることも大変である。しかし、そういう感情は支援に影響を及ぼすため、感情を自覚すること、そして、その感情が支援をする上でどう影響をしているか自覚することは、支援者が支援をしていくときに大変重要なことであると考えられる。

「⑤カンファレンスの体制」も大切になってくるのであろう。野菊荘では、定期的に外部の専門家をスーパーバイザーとして入ったカンファレンスを行ったり、主任がグループ・スーパービジョンを行ったりしていた。支援を中心的に担っている人が、外部の専門家や管理職がスーパーバイザーとして入った安全な場で、支援について相談したり、意見交換をしたりすることで、支援に対するチームとしての共通理解が得られると共に、支援者が孤立感を持つことも防ぐことができると考えられる。

そして、これらの根底にあるものとして、「⑥常に支援内容を検討し直し、より良くしていく姿勢」を感じられた。それは、「こういう場合には、こうする」といったマニュアル的な支援とは正反対の性質を持っている。利用者にとって最善であることを、そのときの状況に応じて柔軟に対応していく、まさに生きた支援を実践していた。その都度考えていくこと、これまでのことを変えていくことは、大変労力があることである。しかし、今回ヒアリングに行かせていただいた施設は、どこもその労力を惜しんではいなかった。常に改善、成長の姿勢を持ち、より良い支援を模索し続けていた。その姿勢を、チームで共有しているように、私には感じられた。

そして、忘れてはいけないのは、「⑦職員のメンタルヘルス」である。永生会母子ホームでは、ベテラン心理士の個人的スーパーバイズが受けられる体制があった。野菊荘では、年1回は、施設外の臨床心理士に相談に行くように取り決めていた。チームの外に気軽に相談でき、気持ちを整理できる場があることも、良好なチームワークを維持する上で大切であると思われた。

(3) 心理職のあり方

最後に述べたいのは、施設によって心理職の配置状況が様々だったことである。常勤心理職と非常勤心理士がいる施設や、非常勤心理士のみの施設があり、心理職のあり方も施設によって異なっていた。それは、施設によって心理職に対するニーズが違ったからであるし、そのニーズに対して心理職が応えてきたからであろう。母子生活支援施設における心理職の状況や求められているニーズ等について検討していくことは、今後の私の課題としたい。

V. 考察

今回聞き取り調査への協力を得た各施設は、表1に示したように特色ある一貫した母子臨床の取り組みを行なっていることから選ばれた。いずれの取り組みも、家族が分離を体験することなく安全な居場所を提供し、母子の生活を通じて関係性に対してチームによる支援を行なえる母子生活支援施設のメリットを活かしたものであった。以下に聞き取り調査の柱とした項目に沿って検討する。

1. 母子福祉における包括的なアセスメントの視点

子どものこころの発達を保障する応答性のあるペアレンティングの継続を可能とする家庭環境の整備は、母子福祉領域における臨床の重要な目標である。情緒的な応答性のあるペアレンティングとは、乳幼児期など発達早期においては子どもの関わりやケアを求めるサインに同調して心身のニーズを読み取り、母性的ケアを提供することである。ほどよい刺激を受け心身の成長が促されると子どもは周囲に対して良好な反応性を示すようになり、母親の応答性のあるペアレンティングがさらに引き出される良循環が生まれる。一方リスク要因（望まない妊娠、経済的困難、DV、うつ病など）と保護要因（養育サポートが得られること、経済的自立、安定したパートナーとの関係、子どもの育てやすい気質など）とのバランスの破綻から一旦悪循環の過程が生じると、ほどよく同調した母性的ケアは不適切な養育行動のスペクトラムへと推移し社会的ネグレクトなど不適切な養育状況が生じてしまう。また、子どもの発達の視点を含めると、成育環境に向けた支援や介入は、可能な限り発達早期の予防的な段階からなされることが望ましい。

そして、悪循環の予防や早期介入のためには、周産期からの母子と家族を取りまく様々な環境の側面を母子の関係性の観点から把握する、包括的なアセスメントのプロセスが不可欠である。

(1) 入所前の情報提供

包括的な心理社会的アセスメントは、母子生活支援施設の中だけに留まらず、入所窓口になる各市区町村の福祉事務所にある母子相談の窓口や退所後の生活を支える地域のサテライト施設までが一貫して協働して行なわれることが求められる。

アセスメントの方法には聞き取り項目の書式だけに留まらず、聞き取りのタイミングやセッティング、移行時の情報提供の方法までが含まれる。聞き取り調査を行なった各施設とも、入所前の窓口における情報把握や施設への情報共有については内容・方法ともに最小限のものである場合も多く、入所の時点からそれらを補うための情報収集を疲弊した家族の心身に負担を与えないタイミングやセッティングで行なうために、様々な工夫や対応を行なっていた。親のDVや性的虐待、子どもの虐待経験の有無、経済的事情など、開示の困難であるものの支援においては重要な項目については早い時点で把握され、かつ繰り返し開示を求められないことが望ましい。このことについて倉明園では、直接連携のある所在地の福祉事務所の窓口とはエントリーの段階で聞き取り面接から処遇決定のケース協議まで一連の手続きをワンストップで出向いて行なっていた。入所に際しても、福祉事務所が来所して施設側のスタッフと同席して母子と面談し、関係者が顔の見えるやり取りをすることで、疲弊した

母子に繰り返しの多い情報収集を避けたり、母子に対してはわかりやすくシンプルな目標やルールの確認を行なうに留めるなど、安全感を提供する配慮がなされていた。また臯月では、入所前の窓口とのやり取りは入所期間など処遇方針に関わる重要な内容も多いため、形式的な情報提供に留まらず、実際の母子の顔や生活が見えるようにする工夫として、入所予定の母子との直接の面接や、母子の施設の見学の機会などをもうけていた。一方で、居住地から遠隔地であるという理由から選ばれた場合、緊急のシェルターともなりうる実情から、そうした情報把握の困難な母子を多く引き受けている施設（野菊荘など）では、入所前の情報提供にあまり依存せず、生活援助を通じた関係構築のプロセスで開示される情報を重視していた。

今後、平成26年度の母子及び寡婦福祉法（以下、母子福祉法）改正に唱われた総合的・包括的な支援を行なうためのワンストップの窓口整備が市町村の母子相談窓口を中心とした支援機関の連携体制として具体化すれば、窓口からの支援メニューの作成や提案が情報提供と共に得られることになる。施設への導入の段階で包括的なアセスメントの情報提供がなされれば、各施設で行なわれていた独自の工夫の多くがさらに有効に機能していくと考えられる。

(2) 入所後のアセスメントと結果の共有の方法

それぞれの家庭が抱える課題の把握・分析から適切な支援計画を作成するために、聞き取りシート（資料1-②）や情報把握票（資料4-①）、母親の自立支援計画書や乳幼児や子どものアセスメントシート（資料5-④・⑤・⑥）などが活用されていた。これらを用いて、入所時から問題解決時まで家庭の状況の変化を記録することで、地域での生活に向けた行政や関係機関への手続きを適切かつ円滑に行なうことが目指されていた。

また母子のアセスメントは一方的なものではなく、その結果を自立支援計画というかたちでわかりやすく提示し、母子からのフィードバックにより改訂する手続きが望まれる。この意味で、自立支援計画の説明と同意のプロセスで、施設が提供する支援メニューの情報提供の仕方も重要である。入所する母子の視点に立って自立支援計画の説明や入所後の生活のガイダンスを包括した内容をブックレットにした生活のしおり（資料2-①）や入所のしおり（資料5-②）などはその好例である。自立支援を安全で円滑に実施できる環境作りのために、細やかに入所生活のルールを設定し説明する施設から、ケースワークの理念にもとづく完全個別支援の体制でルールや当番を極力減らすことを目指す施設まで、施設での生活のガイダンスの方向性は幅広かった。一見すると対極にあるいずれもの方向性も、心理社会的ニーズをもつ母子に対して構造化された安全な環境を提供するためには必要な配慮であり、そのバランスを施設の人的・物理的資源の概要に合わせて調整していくことが必要と考えられる。

2. 母親への支援

アンケート調査（第1報）において、入所理由として最も多かったのはパートナーからの暴力（DV）であり、ついで住宅・経済などの貧困問題が挙げられていた。入所世帯の多くはそれらを併せ持っている、すなわち、母親に精神保健の実際のニーズがあるか精神科受診に至らないまでも精神的健康の

ハイリスク状況にあり、さらに社会経済的不利も併せ持っていた。これらは聞き取りを行なった各施設に入所する家庭にも共通している実情であった。今回の聞き取りで実際に挙げられたのは、外出できない、家事が出来ないなど重度の生活機能障害に対して長期間の支援を継続している、かつ精神疾患としても重症の事例であった。

それらの事例の一部は母子分離を余儀なくされていた一方で、母子での引きこもりの状況への年単位の生活支援のプロセスで精神医療につなげることができた事例もあった。ほかに被虐待経験からパーソナリティーの形成に困難をもつ事例に対して、子育ての危機状況へのサポートを繰り返すことで支援者との関係性構築と親の精神的成長を促した事例などが報告された。これらは生活支援施設の強みが活かされた例であった。専門機関へつなげる関わりでは、心理職がケアをしながら受診までのオリエンテーションを行なう施設が多かった。

困難事例への対応においては、スーパービジョンを依頼できる精神科医や社会福祉の専門家との連携がある、精神科医が嘱託医であるなど、援助関係を支えるために外部の専門スタッフの導入を積極的に行なっていた。聞き取りを行なった多くの施設がいくつかの困難な事例への支援の経験が施設全体のシステムやスタッフ間の協力関係を成長させたエピソードを持っており、その施設としての危機状況に際して外部からのスーパーバイズが不可欠であったことを振り返っていた。

また親の精神疾患や知的障害が重度で、生活自立につながる就労の見通しが立たない事例が多く入所している施設もあり、母子のグループホームのような長期的に家族の見守りが出来る施設のアイデアも述べられていた。

3. 子どもへの支援

アンケート調査（第1報）では、入所する子どもの多くが、DVの目撃や虐待の生じる家庭環境での生育歴から、愛着形成の課題やそれらから派生する情緒・行動・対人関係の問題を持っていることが示された。各施設でも大半の児童が要支援児童と位置づけられ、要対協や児童相談所との連携の道筋が確立されていた。特に性的虐待を受けた子どもについては日常生活とは異なる境界が保障された場で専門的ケアを受ける必要から、児童相談所との連携が重視されていた。母子生活支援施設は福祉事務所の管轄であることから、全国的には児童相談所との連携には課題が多いのが実際である。今回の聞き取り先の施設のように、地域の要対協に参加し、児童相談所とも日ごろから連携しておくことが重要である。

施設の生活の場では子ども同士の遊びの中での暴言や攻撃的な態度など感情のコントロールの困難や家族全体の生活リズムの乱れなどから、入所家庭内で親子が危機的対立関係となり一時的に一緒に過ごせなくなったり、子ども同士での暴力をきっかけに入所者間の対立が起こるなど共同生活施設としての介入調整が必要な問題を生じやすい。また入所前の生活環境において学習の機会を十分持たないまま学習困難となり、転校後の学校環境での適応困難から不登校となるなど親だけでは十分対応できない教育処遇上のニーズも多い。

そういった子どもへの支援として、施設内での放課後の学童保育の場で職員が子どもと関わり、遊びや集団行動の状況から個別の支援ニーズを見だし、学校教育と連携しながら学習支援を行なうこ

とが試みられていた(資料5-⑦)。発達障害や情緒障害の診断を受けている子どもが相当の割合おり、このような事例では療育機関や医療機関への母子での受診を心理職が中心に支援していた。また、子どもへの保育の場の提供は、母親との援助関係を築く機会でもあり、そこで子どもや子育ての課題を共有し解決方法を考えることで、退所後の子どもの問題への親の対応力を育てることができるという視点が述べられていた。

4. 母子関係調整のための支援

母子関係の調整は、母子福祉領域の支援において要となることは繰り返し述べてきた。母子生活支援施設では母子関係の困難や危機的状況がアセスメントや入所後の関わりから明らかになった場合、さまざまな視点からその状況の意味が理解され支援が行なわれていた。子どもの荒れや親の過度の叱責などを母子に支援のニーズがあることのサインとして捉え、支援の展開のきっかけとするために、職員間の話し合いで細かな情報をキャッチし共有することが、いずれの施設においても重視されていた。危機的状況への対応として子どもへの対応を職員が一時引き受けることで、母親がフラッシュバック、パニックや混乱から回復する時間と場所を提供するなど、タイムアウトに準ずる対応が多く取られていた。母子共に発達障害特性のある家庭では、明らかな機能不全をきたし激しい喧嘩を起こす場合も多く、そうした親子に対しては、ためらわず喧嘩を制止するような明確でシンプルな介入の方が有効な場合も多いようであった。

入所理由の多くがDVの被害であることを鑑みると、入所後の生活の中で暴力の再演と連鎖が生じるリスクが高いことは予測されることであり、その予防的対応はどの施設でも重要な課題である。施設全体としての非暴力の姿勢を、施設長のリーダーシップのもとで入所者へ向けて明確なメッセージとして送り続けるトップダウンのアプローチを実施していた。また、それと並行して、暴力へのレジリエンスを高めるボトムアップのアプローチとして、職員全体でコミュニケーション・スキルや母子のニーズへの情緒的応答性を高め、暴力へとつながりやすい不安や脅えの感情への感度を高める研修を定期的に行っている施設もあった。母親のパーソナリティ障害などに起因する困難な関係性が長期間続く母子に対しては、危機介入に加え、むしろ子ども自身が意見表明をできるようになるまで見守りを続けることの方が現実的な目標設定となった事例もあった。関係性の危機状況に対して施設内で対応する場合、子どものための保護室や母親と生活空間を別にして過ごせる場の設定など、子どもの安全のための生活の枠や限界設定を行なう必要も生じる。施設長と職員が限界設定と保護と養育の機能を役割分担しながら、母子への心理教育的な意味も含めて効果的な指導を行なっている施設もあった。

多子、生活経験の不足、経済状況、統合失調症や物質依存などの精神疾患をはじめとする様々な要因から、子どもの個別の社会的・情緒的ニーズが見過ごされやすい放任的な養育となるリスクがある。関係性の問題をアセスメントしながら、子どものための生活支援をどのような範囲で導入するかは施設ごとに異なり、家事支援をどのように位置づけるかは大きな課題となっていた。母子関係の改善や母親の主体性を尊重した関わりを続けながらも、不信感や警戒心が強く生活の場に入っている支援の話し合いが困難な事例では、母子分離の必要性を関係機関と検討するなど、厳しい判断に至った事例も

少なからず経験されていた。これら困難事例への対応力の高い施設では、その支援の経過のアセスメントの結果が要対協での協議や、時には児童相談所などの専門機関での処遇の判断にまで強い影響力を持つため、母子の生活を支援する立場と矛盾を生じる状況にも遭遇する。母子の生活に寄り添いながら心理的なケアへのニーズに応じていく支援と、母子の持つ強みと困難の客観的な把握にもとづく自立支援計画の検討とを両輪として、子どもと親それぞれの回復と自立の道を同時に探る複眼視的な態度も時に求められる。関係性の困難が大きい利用者への対応ほど、職員の側にも転移や逆転移感情など、客観的に自覚し取り扱うことが難しい感情や行動が生じる。中核となる職員が対利用者や職員間に生じている状況を見極め、支援関係に適切な距離を保てるようカンファレンスやスーパーバイズを効果的に取り入れている施設があった。

5. 母子福祉におけるチームアプローチ

各施設とも、利用者のニーズの個別性に柔軟に対応する支援を目指している点では共通していたが、そのような支援体制は利用者対応の困難な時期を経験して得られたと振り返る施設も多かった。柔軟な対応のなかにも支援の一貫性を担保するために、心理職などの専門性をもつスタッフを職員として配置し、心理職が利用者のアセスメントに加わることで、利用者対応の相談や施設内でのグループワークなど、利用者を対象とする活動への助言などが提供できるようになっていた。また個別のカウンセリングが入所後の対応の流れに組み込まれている施設も多く、支援メニューとして自然に定着していることがうかがわれた。さらに心理社会的支援の専門家の参加によって利用者のニーズの把握が深まると同時に、母と子、その関係性を扱う上では、チームアプローチやチームワークの重要性が認識され、それを支えるための様々な工夫が積極的に取り入れられていた。

(1) 情報共有の方法

チームアプローチの基盤となるのは、利用者に関する情報のタイムリーな共有である。母子の生活の場で支援に必要な情報が職員間で共有されるために、勤務体制などにも配慮が為されていた。子どもの荒れなどに対応することを通じた母子のニーズへの気づきを共有するために、職員の職種を越えて学童保育に全員で入るなどの申し合わせを行なっている施設や、ペアでの担当制をとる施設、むしろ担当を設けないことで職員全員がすべての利用者の情報をモニターする体制をとる施設などが挙げられる。自立支援計画書なども含め、利用者の情報へのアクセスを容易にするために、電子書式での情報管理を行なう施設や、連絡ノートや殴り書きノートを活用する施設、短時間、少人数でも、頻回にスタッフによる協議を行なう、声に出して伝え合うなど、フットワークと顔の見えるコミュニケーションによる情報共有は各施設が実践していた。

(2) 職員のメンタルヘルス

情報共有を重視した開かれた組織を育てることは、とりもなおさず支援を提供する職員のメンタルヘルスを支える環境作りともなっている。心理職が職員のカウンセリングやスーパービジョンの役割を兼ね、利用者から差し向けられた陰性感情への対応や職員自身の逆転移感情の取り扱いをサポート

することで、バーンアウトを防ぐことは、職員同士のチームアプローチによるフォローアップと相まって有効な手段となっていた。カウンセリングや相互フォローを行なったとしても、利用者とのトラブルの事後対応に振り回される状況が続く状況では、職員の燃え尽きや退職が相次ぐ悪循環も生じる。自立支援計画を見直し確立し、出来ることと出来ないことの整理をする作業を通じて、個別のニーズにフィットした相互に効力感を持てる肯定的な援助関係を築くことが、何よりも職場のメンタルヘルスの向上につながる。肯定的な関係性にもとづく支援環境作りにおいて、心理職やソーシャルワークなどの専門性をもつスタッフの果たす役割は大きい。

(3) ケースカンファレンスやスーパービジョンの導入

困難な事例を扱う現場では、施設職員の支援システムが危機に曝される状況を生き延びるために、職員の感情を取り扱うことがかけがえのない手段となる。心理職や精神科医、ソーシャルワークの専門家などが入ったケースカンファレンスが定期的で開催されることで、このような機能を恒常的に担うことになる。スーパービジョンを支援者としての振り返りや有能感、効力感、つながりの感覚を提供する機会としてだけでなく、スキルアップやキャリアパスを作る人材育成の機会とすることを目指している施設もあった。

6. 地域での生活への移行支援のための多機関連携

自立支援計画は、地域での家庭生活への移行支援からアフターケアを含む長期的な視点にたって作成されている。母子にとっての生活の安全の保障と、愛着形成や自尊心の回復に向けて支えられる体験の連続性を提供するために、母子の生活に関わる多領域の機関との連携が必要となる。利用者に関わる関係機関は、母親の側では地域福祉から就労支援、精神医療、司法機関など多岐にわたる。子どもの側でも、保育や子育て支援、児童福祉と社会的養護、教育から医療まで幅広い関係諸機関とのやり取りが自ずと生じる。利用者が関わる母子福祉法や児童福祉法にもとづく関係諸機関と顔の見える連携を築く機会は、地域でのインフォーマルな勉強会から要対協などの公的な事例検討会まで様々ある。

このような関係諸機関のなかでも母子生活支援施設は、母子を分離しない支援を前提としている点で特異な立場にある。母子生活支援施設の持っている特長と課題について、関係諸機関において共通理解が得られていると、事例のニーズにもとづく地域での支援に際して円滑な連携が行なえる。聞き取りの対象となった施設は、事例検討会や協議会の中でも母子の生活のアセスメントを包括的に行なっている実績から、要となる機関として重要な情報を提供する立場を担っていた。

特に児童相談所との連携では、母子の分離の判断など虐待予防につながる重要な局面が多い。分離の判断における生活状況の共通理解を得ることについては、多くの施設が温度差やタイミングのずれを実感しており、児童相談所の適切な判断に役立つ、包括的なアセスメントと情報提供の方法を検討する必要性が述べられていた。

自立に向けて多くの課題をもち、スモールステップでの長期的な移行支援が必要な母子が増えており、アフターケアや地域での環境整備が必要である。そのために、サテライトの児童家庭支援センター

などを、アウトリーチの資源として立ち上げた施設もある。より積極的な情報発信による、連携のネットワーク作りが始まっている。

7. 母子生活支援施設における環境作りのアイデア

各施設がそれぞれにユニークな支援環境作りに取り組み、支援の工夫を行っていた。家族の生活の中に入って支援を提供し、新たな家族としての体験を母子に提供するために、自然なやり取りが生じるような設備やイベントを活用していた。多目的室など自由に使える空間があると、職員との交流や利用者間のピアサポートが生まれやすくなる。子どもの登校をサポートするためにワンコインモーニングを集会室で提供したり、就労が困難な母親に向けた昼間の喫茶コーナー、母親のレスパイトのためのバスタイム保育など、生活の中でのアイデアの積み重ねが、母親に居場所感覚や安心感、さらには自尊感情の回復につながっている。

母子福祉は母子の安全感と自己肯定感の提供という視点に立って、村瀬（2005）の指摘する人の成長発達にとって不可欠な居場所感覚を生活の中に具体化する臨床領域でもある。母子生活支援施設では、日々の生活を通じた居場所感覚の回復によって、母子がそれぞれの資質にあわせて、地域や次世代につながる肯定的でユニークな将来を、自ら想像し計画出来るようになることが目指されるべきであろう。

<文献>

- 村瀬嘉代子（2005）「子どもが求めるもの - 生まれてきてよかった、この世は生きるに値する、居場所感覚」
子どもの虹情報研修センター紀要 3, pp.1-5.
- 山下洋 他（2015）「母子生活支援施設における母子臨床についての研究 第1報：質問紙調査による実態把握」
子どもの虹情報研修センター平成 24・25 年度研究報告書

VI. 提言

今回の聞き取り調査は、母子生活支援施設のスタッフとして、母子福祉の臨床実践に身を置いた経験をもつ方々によって実施されました。協力頂いた各施設が、児童福祉法に定められた基準を守りながらも、自由な創意工夫を行っていることに様々に触発されたことは、研究協力者の皆さんの所感に述べられています。提言とすべき内容はその中に言い尽くされていますが、共通する幾つかの視点を以下に挙げたいと思います。

- 1 施設を利用する母子世帯のもつ心理社会的ニーズは、親の精神疾患や発達障害、母子の関係性の困難を含め多種多様であり、包括的なアセスメントによる自立支援計画の作成が、個別のニーズに柔軟にフィットした生活支援の実践につながることに
- 2 利用者の生活に寄り添った支援を、適切に安全に実施するためには、職員のチームワークを十分に活用し、それを支える情報共有のための時間・場所・方法を確保する必要があることに
- 3 職員が母子の情緒的ニーズに対する感度の高い対応を提供するためには、心理職など専門性をもつスタッフが主導する個別相談による振り返りやケースカンファレンス、精神科医など外部からの専門家によるスーパービジョンなどを積極的に活用することに
- 4 多様化する母子のニーズに対応するためには、これまで以上に地域に開かれた施設として、児童相談所や所在地の要保護児童対策地域協議会をはじめ、様々な地域機関と協働をはかり、地域の資源を積極的に活用することに
- 5 母子間のトラブルなどの緊急時や関係調整に時間を必要とする母子に対して、双方が別々に安全に暮らせる生活空間の確保など、施設環境のさらなる充実をはかることに
- 6 退所に向けての目標設定も、スモールステップの長期的視点に立って個別に行なう必要があり、地域への移行支援やアフターケアに向けて多機関との連携を積極的に行ない、生活支援を通じて明らかになった、母子のニーズやストレスに関する情報を共有していくことに
- 7 今後は早期介入と予防的介入の視点がますます重要となるため、母子を分離せずに支援できる母子生活支援施設の強みを活かし、医療保健領域で始まった周産期包括支援事業など多領域での予防的介入の取り組みとの協働をはかることに

Ⅶ. 資料

資料においては、施設所在地や職員名等について明記された部分は削除した。

1. 倉明園

- 1-① 施設資料：倉明園の概要（抜粋）
- 1-② 聞き取りシート：母子台帳、児童票

2. 皐月

- 2-① 生活のしおり（平成26年度版）（抜粋）

3. 東さくら園

- 3-① 平成25年度 東さくら園プロフィール（抜粋）

4. 永生会母子ホーム

- 4-① 入所時の状況把握票
- 4-② 利用契約書
- 4-③ 家庭調査票
- 4-④ 施設長面談表（自立支援計画について）
- 4-⑤ 意見表明

5. 野菊荘

- 5-① 職員の勤務（野菊荘要覧より）
- 5-② 入所の栞：野菊荘での暮らし（抜粋）
- 5-③ 入寮者記入用紙
- 5-④ 母親の自立支援計画
- 5-⑤ 乳幼児のアセスメントシート（自立支援計画）（抜粋）
- 5-⑥ 子どもの自立支援計画
- 5-⑦ 学童保育の申込書

小規模分園型母子生活支援施設（サテライト型母子生活支援施設）

- 【 目 的 】 倉明園の利用者で早期に自立が見込まれる方について一定期間地域社会の中で施設の支援を受けることにより自立へのステップにつなげていくことを目的とする（期間 1 年）
- 【 所 在 地 】
- 【設置者および経営主体】 社会福祉法人 倉吉東福祉会
- 【 開 設 年 月 日 】 2007（H19）年 6 月 1 日
- 【 建 物 の 状 況 】 民間アパート 3DK を 5 部屋借り上げ
+ 民間アパート 1DK を事務所として 1 部屋借り上げ
- 【 定 数 】 5 世帯
- 【 現 員 】 5 世帯（13 人）（広域入所 1、夫等からの暴力被害者 2、精神保健福祉手帳所持者 1）
- 【 職 員 配 置 】 専任母子支援員 1 名

ステップハウス

（平成 15 年 7 月より鳥取県より受託）

- 【 目 的 】 DV 被害者等他の法律で自立支援が受けられない単身女性への自立支援を行うことを目的とする（期間 1 年）
- 【 所 在 地 】
- 【設置者および経営主体】 鳥取県 社会福祉法人 倉吉東福祉会
- 【 開 設 年 月 日 】 2003（H15）年 7 月 1 日
- 【 建 物 の 状 況 】 民間アパート 2DK を 8 室借り上げ、1 室は事務所として使用
- 【 定 数 】 7 世帯
- 【 現 員 】 4 世帯
- 【 職 員 配 置 】 生活支援員 1、心理担当職員 1

緊急一時保護事業

- 【 目 的 】 突然生活の場を失ったり、緊急に避難する必要がある母子及び女性の保護を行い、今後の方向性について共に考え、サポートする
- 【設置者および経営主体】 社会福祉法人 倉吉東福祉会・鳥取県
- 【 開 設 年 月 日 】 1994（H6）年 4 月 1 日
- 【 建 物 の 状 況 】 1 室 倉明園・1 室 民間アパート 2DK
- 【 定 数 】 2 世帯
- 【 利 用 者 数 】 平成 26 年 4 月 1 日現在 310 ケース
平成 25 年度 18 ケース

児童票

台帳番号	児童票作成年月日	施設長印	作成者印			
措置	入所年月日	(措置実施施設機関名:)				
	退所年月日					
ふりがな	血液型	男 <input checked="" type="radio"/> 女 <input type="radio"/>	教育	入所前		
児童名	平成 年 月 日生	(所属)	入所後			
本籍地						
前住所						
保護者名	親権者氏名:	(続柄)				
	後見人住所					
家族	続柄	氏名	生年月日	職業	健康	備考
	母					
	本人					
緊急時連絡先	続柄	氏名	勤務先(職業)	TEL	住所	TEL
緊急及び注意事項						
備考						

成育史 1

出生場所	病院(病院名:)				
出生時の両親の年齢	父	才	母	才	()
出生状況	安産	難産	鉗子	切開	仮死
出生体重	早産	(か月)			
栄養	母乳	人工乳	混合乳		
離乳	開始	(か月)	完了	(か月)	
発育	首のすわり			か月	
	歩き始め			か月	
	片言を言う			か月	
	おむつ廃止			か月	
	声がわり			か月	
	初潮			か月	
主な養育者	利き手	左・右	(矯正 有・無)		
	乳児期	()			
	幼児期	()			
	学童期	()			
癖及び問題行動					
既往症(先天性を含む)					

成 育 史 2		担当印
妊娠期	両親の健康 関係 和合・不和 父・母 母親の心境 (満足・不満・無関心など)	
出産	父： 母：	
1		
2		
6		
小		
12		
中		
16		
高		

作成年月日	年齢	施設長印	担当者印
入所理由	入 所 時 状 況		
本 児 の 様 子			
容 姿 言 動			
性 格 特 徴			
興 味 遊 び			
と り ま く 環 境	教 育 環 境	地 域 社 会 環 境	

作成年月日	年齢	施設長印	担当者印
退所理由			
退所後の環境	退所先		
	同居の有無	有： 無：	
本児の様子	性格特徴		
	家庭		
	友人		
	園内		
学校保育所			
備考			
所見			
退 所 時 状 況			

目次

社会福祉法人六踏園卓月 管理規則・・・・・・・・・・・・・1

施設利用者心得・・・・・・・・・・・・・2

個人情報取扱について・・・・・・・・・・・・・3～4

自立支援計画・・・・・・・・・・・・・5

日々の生活・・・・・・・・・・・・・6～12

カウンセリングルームのご案内・・・・・・・・・・・・・13～14

行事・・・・・・・・・・・・・15

保育について/補助・病後児保育・与薬依頼書見本・・・・・・・・・・・・・16～19

学童の約束・・・・・・・・・・・・・20～21

自衛消防隊について・・・・・・・・・・・・・22

自衛消防計画・・・・・・・・・・・・・23

防災マップ・・・・・・・・・・・・・24

苦情解決制度・・・・・・・・・・・・・25～26

居室のメンテナンス・・・・・・・・・・・・・27

関係機関所在地・・・・・・・・・・・・・28

さつき周辺マップ・・・・・・・・・・・・・29

病院案内・・・・・・・・・・・・・30～31

職員紹介・・・・・・・・・・・・・32

母の会確認事項・・・・・・・・・・・・・33～38
 (38ページに「館内清掃欠席時のお願い」と「母の会確認事項補足」が入っています。)

生活のしおり

卓月理念

たが
 たてあい
 たすけあい



卓月

施設利用者心得

【総則】

1. 施設利用者（利用者）は入所後、自立に向け職員とともに自立支援計画を立て、計画的に施設を利用する。
2. 施設内においては利用者同士助け合い、児童の模範となる言動であること。
3. その他施設生活全般、児童の養育など平和な共同生活の充実に努力する。

【設備・備品】

1. 建物・備品は大切に取り扱い、万一破損した場合は直ちに職員に届け出て、状況により現状に復するか、またはこれを弁償する。
2. 施設の図書及び特定の物品を使用する時は職員に申し出て、使用後は速やかに返却する。

【児童の育成】

1. 児童の自主性を重んじ、自主的な生活をよるよう心を配る。
2. 友達に対する友情、教師・目上の人に対する信頼感を失わないよう、児童の前で他を非難するようなことは慎み、児童の日常生活について正しい習慣を母自らの言動によって養う。
3. 児童の交友には特に注意し、趣味・読書・持ち物などについて児童を正しく導くよう努める。
4. 共同生活における児童の間に差別感情の無いよう、母子は努めて話し合い、困らんの時間を持つよう常に努力する。

【相談・指導】

施設内の生活・児童の養育・一身上の悩み・処理に困るような事態等があれば、速やかに職員に相談し、その時に最善と思われる方法をともに考える。

【勤 労】

常に健康に留意し勤務に励み、病氣その他で仕事を休むときは必ず事務所に連絡を入れる。

【保健衛生】

常に快適な生活を営むため、室内の整理整頓に心がけ、共同の場所はそれぞれ責任をもって清潔を保ち、病氣等の場合は速やかに受診し健康保持に留意する。

社会福祉法人六踏園皐月管理規則（抜粋）

- 第一条 この施設は児童福祉法第二十三条による母子生活支援施設として母子を入所する。
- 第二条 この施設は天理教精神に基づいて母子の生活支援並びに次行の運営を行なう。
- 第三条 この施設は居室二十室・定員六十七名・緊急一時保護室二室とする。
- 第四条 この施設に入所する母子は市長により契約されたもの及び個人契約により施設長の承認したものとする。
- 第五条 この施設に入所する母子は自立を目的とした母子に限り入所する。
- 第六条 左の各号に該当する母子はこの施設を退所させる。
- 一、施設の風紀を乱すもの。
 - 二、児童福祉法に定めたる母子の資格を失ったもの。
 - 三、心身共に、又生活面で自立ができて退所の申し出をしたもの。
 - 四、死亡したもの。
 - 五、その他施設長の認めたもの。
- 第七条 個人契約による母子の負担する費用は法該当者のそれに準拠すること。
- 第八条 この規定に定めるものを除いては施設長これを決定する。

個人情報情報の取り扱いについて

1. 施設における個人情報情報の取り扱い

当施設では、個人情報情報の管理に細心の注意を払い、プライバシーの保護にも配慮しております。また、個人情報情報の取り扱いについて、適用される法令・規範に従い管理致します。以下の内容に関して皆様のご協力と同意をお願い致します。

なお、ご不明な点、同意がねる点についてはお話しください。個別に対応させていただきます。

当施設では安全でよりよい支援を行うことを目的として個人情報情報を利用し、保護・管理いたします。

①書類における個人情報情報の取り扱いについて

<入所時または新年度・変更時にご提出いただく書類>

	入所時	新年度および変更時
入所誓約書	○	
関係機関での情報共有における同意書	○	
履歴書	○	
危機対応に関する電話や訪問の対応確認表	○	○
諸手続き一覧表	○	○
勤務先票	○	○
児童健康記録票	○	○
学童の外出についての確認事項	○	○

※これらの書類は安全でよりよい支援を行う事を目的として利用・保護します。

②施設内で使用する個人情報について

- 回覧板 ● 行事等参加申込書 ● 掲示物（新聞・当番表・習字など）
- (施設内保育を利用される方については) 保育で使用する個人のもの全て（下駄箱・かばん掛け・連絡帳・誕生表・製作作品など）

これらに対しては、フルネーム表示をしたり、名字のみおよび下の名前のみを表示するなど、よりよい支援を行う上で必要に応じて使用し保護することとします。

尚、不特定多数の人の目に触れる場所では、フルネーム等の表示は控えることとします。また、不都合のある方はお申し出ください。よろしくお願いいたします。

③情報の共有について

適切な支援を行う上で、必要に応じて施設と下記の関係機関が情報を共有します。

市役所、福祉事務所、子ども家庭支援センター、児童相談所、学校・保育園、女性センター、保健所・保健センター、警察、裁判所、弁護士、民生委員、医療機関、職場、その他施設長が必要と判断した機関等

尚、情報の共有については入所の際、同意していただいた上で、利用者・施設・福祉事務所の三者での同意書を作成します。

④写真等の取り扱いについて

施設内で行われる行事等の写真の取り扱いについては、第三者の目に触れないよう施設としても配慮しております。ビデオ撮影については行なっておりません。

2. 利用者個人における個人情報情報の取り扱い

①ソーシャルネットワークサービスの利用について

当施設には、夫や家族から暴力等の被害を受け避難している方も多く入所されています。現在社会的に普及しているSNS（ソーシャルネットワークサービス、例：LINE・Facebook等）により個人の情報簡単に流出・入手できるようになり、様々な事故・事件に巻き込まれる可能性が高くなっています。

自身や他の利用者の安全を守るためにも、利用にあたってはその特性をよく理解した上ご利用になり、また当該施設の名前・場所や利用者個人の情報が特定されるようなことがないよう、ご配慮下さい。

②写真や動画等の取り扱いについて

施設で配付した写真、利用者個人で撮影しプリントアウトした写真、およびビデオや携帯電話で撮影した動画等は、利用者の安全を守るためにも第三者の目に触れることの無いよう、またSNSやインターネット上に掲載することは避けて下さい。

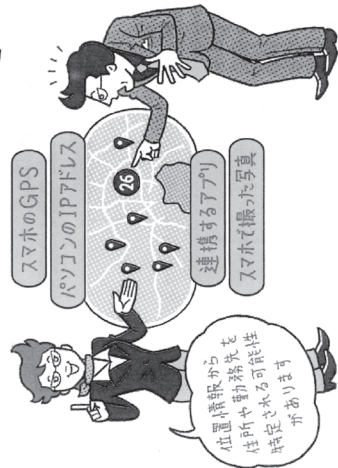
③施設内で配付した印刷物の取り扱いについて

常会のレジュメやお知らせ等の配付物について、必要の無くなった後は、「古紙」ではなく「燃えるごみ」の袋に廃棄する等、人目に触れないように処分して下さい。

※これらのことは、携帯電話をすでに所持しているお子さん、またこれから所持する予定のお子さんにちよもお伝え下さい。

ご協力よろしくお願いたします。

『こんなところからあなたの
プライバシーが...』



保 育

提出しなくちゃね

除給...
9月×日

◇保育が必要となる場合は、事前にご相談下さい。
◇詳細は別紙(補助保育・病後児保育について)を参照して下さい。

困った時の相談

◇お母さんの病気、子どもの病気、仕事のこと、お金のこと、人間関係のこと等々、困ったことは職員にご相談下さい。
※利用者同士の金品の貸し借りはトラブルの元になりますのでしないで下さい。

静かにしましょう

◇タ方のチャイム後は、子どもを廊下等で遊ばせず、お部屋に入りますよう。
◇ドアの開閉・テレビ・オーディオ等の音は他の人の迷惑にならないようにしましょう。
◇乾燥機・洗濯機の使用については母の会の確認事項を参照して下さい。

家族のだんらん

◇食事などのひとはお子さんとのふれあいを大切に・・・☆

電 話

◇電話の取次ぎは、7:00～22:00までです。(緊急の場合は取り次ぎます)
◇居室に電話やインターネットを設置する場合は、事前に事務所に申し出て下さい。
◇緊急時の連絡先(携帯等)を事務所までお知らせ下さい。

子どもを放置しない

外出・外泊

◇外出時は事務所に一声かけ、鍵を預けて下さい。
◇外泊する時は、事前に外泊届を提出願います。
◇公休日以外でお仕事を休みされる場合は事前にお知らせ下さい。
◇外出される場合は、おおよその帰宅時間と行き先を伝えて下さい。
◇お母さんの留守中、学童は外出先をホワイトボードに記入することになっています。

来訪者の訪問・宿泊

◇来訪者の方がいる場合は、事務所へご相談下さい。
◇男性の居室への訪問は原則としてお断りしています。やむを得ない場合は事前にご相談下さい。
◇居室に人を泊めることはできません。やむを得ない事情がある場合は施設長にお申し出て下さい。

◇夜間、小さい子どもだけを残して外出・外泊をしないで下さい。危険です!!

お知らせ

◇行事・母の会・自衛消防訓練その他の諸行事は毎月第1金曜日に行われる常会にてお知らせします。
◇1階エントランスホールと、事務所に「お知らせ」を掲示します・・・見ましよう・・・
◇行事参加確認書は期日を守って提出して下さい。
◇参加人数によってボランティア等の協力が必要となり、そのための日数もかかります。

夕方、夜間の子どもだけの外出

◇子どもが夜間(夕方のチャイム後)におつかいに出不いでずむよう、計画的に買い物をお願いします。

公共料金

◇各居室に個メーターがついています。使用した分は各自でお支払い下さい。
◇N-TK料金は児童福祉施設のため免除されます。
◇水道料金については減免があります。(申請必要)詳細については市役所の子育て支援課までお問い合わせ下さい。

閉 館

◇閉館は22:00です。やむを得ず帰宅時間が遅くなる場合は事前にお伝え下さい。

お知らせ

◇行事・母の会・自衛消防訓練その他の諸行事は毎月第1金曜日に行われる常会にてお知らせします。
◇1階エントランスホールと、事務所に「お知らせ」を掲示します・・・見ましよう・・・
◇行事参加確認書は期日を守って提出して下さい。
◇参加人数によってボランティア等の協力が必要となり、そのための日数もかかります。

自衛消防訓練



◇自衛消防訓練は毎月行いません。不在者以外は非常持ち出し袋を持って、必ず参加して下さい。

避難通路



◇バルコニーは避難路にもなっているため、大声による騒音は避け、静かに避難して下さい。
 ◇東・西側の階段は非常階段です。非常時は鍵の力バーを壊し、避難して下さい。
 ◇バルコニーに避難ハッチがあります。
 (205号室・209号室・301号室・306号室)

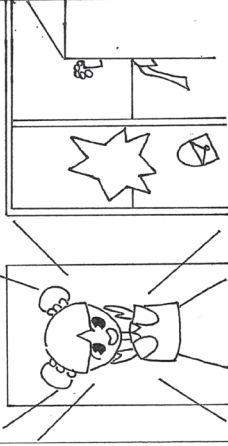
消防設備

◇各階の廊下に火災報知器、消火器が設置してあります。必ず確認して下さい。
 ◇各室火災感知器がありますので、お自身がイタズラをしないようにご注意ください。
 ◇火災が起きたときはすぐに事務所に伝え、「火事だ」と大声を出して周囲にも知らせましょう。
 ◇カーテンは防火加工が施されている替え付けのものをお使い下さい。

居室の安全点検

◇設備点検を、定期的に業者及び職員が各居室に入っております。(事前に入室確認を行います)
 ◇各居室の基本設備の故障や調子が悪い場合は事務所にご連絡下さい。
 ◇ご使用前に「備品の取扱い説明書」をよくお読み下さい。

盗難・防犯



◇盗難にあった場合は、現場の様態を変えず、また、不審(者)なことなども事務所に連絡して下さい。

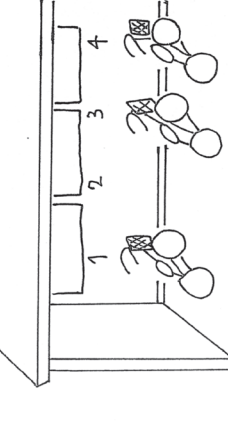
居室の衛生管理

◇2週間に1度はエアコンフィルター・ガスファンヒーターのフィルター清掃・レンジフードのフィルターの交換を行って下さい。(レンジフードフィルターは事務所に販売しています)
 ◇ユニットバス・洗濯機パンの排水ストロップの髪の毛等は、定期的に清掃して下さい。
 ◇カビを予防するため浴室はフタを使用して下さい。

ゴミの出し方

◇ゴミのリサイクルカレンダーに従って、分別指定日の8:30までに所定の場所に出して下さい。
 ◇ゴミ袋の無償配布・粗大ゴミの手数料減免があります。(申請必要)詳細については市役所の子育て支援課までお問い合わせ下さい。

駐輪場



◇自転車は1人1台です。大人は部屋の番号に合わせて置いて下さい。学童・幼児は所定の場所に置いて下さい。
 ◇管理は各自をお願いします。

動物

◇動物を飼育することはできません。

掃除当番・害虫駆除

◇皆さんの共用部分(廊下、階段など)の掃除は毎月の当番表にしたがって行なって下さい。
 ◇業者による範囲内清掃が4月と10月にあります。
 ◇害虫駆除は2月に2回行います。この日は午前中居室には入れません。

傘・ポスト

◇玄関の傘立ては来客用ですので、水滴が落ちたら居室へ持ち帰って下さい。
 ◇ポストには鍵を付けます。

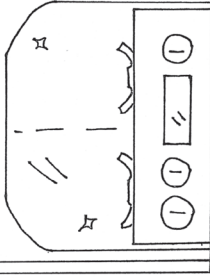
喫煙

◇喫煙はレンジフードの下でお願いします。
 タバコの煙はお子さんへの影響が悪く、タバコの臭いは次に居室を利用する人にとって大変迷惑となりますので必ず守って下さい。
 ◇たばこの消し忘れがないか必ず確認して下さい。
 ◇たばこやライターはおさんの手の届かない所に置いて下さい。

施設見学
ご協力ありがとうございます

◇施設見学等で、館内及び居室内を見せて頂くことがありますので、その際はご理解とご協力をお願い致します。
◇当施設では実習生・ボランティアの受け入れを行なっています。ご了承下さい。

ガスレンジ




◇必ずレンジカバーをつけて使用しましょう。

危機対応について



◇住民票を異動する際は、必ず職員に相談して下さい。異動した場合、施設として「そういう方はいません」という対応ができない場合があります。

宅急便の取扱い



◇宅急便が届く際は事務所の方へお知らせ下さい。
◇着払い荷物については原則として現金・カードのお支払いはできません。やむをえない場合はご相談下さい。
◇クール宅急便に関しては事務所では受け取ることができません。在宅時に配達を依頼して下さい。

母の会



◇お母さん方の自治組織として、母の会があります。詳細については母の会確認事項をお読み下さい。
◇毎月第3金曜日に母の会を行います。

メンテナンス




◇設備品（フローリング・畳すま、ガラス、壁紙その他）を傷つけたり、破損した場合はすぐに事務所に申し出て下さい。（自己負担で修理して頂きます）
◇共用部分の破損につきましても自己負担で修理して頂きます。

施設内事故管理

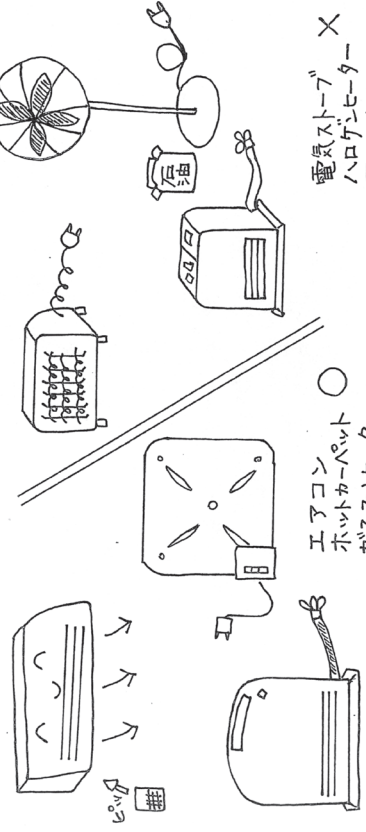


◇休日などに施設内にて幼児さんを遊ばせる場合は必ずお母さんがつき添い、小中学生につきましても時々様子を見たり声がけをして下さい。
◇幼児さんだけを施設内において外出はしないで下さい。

エレベーターの使用について



◇使用の際はお子さんの安全に十分ご注意ください。
◇日曜・祝日はお子さんの危険防止のために運転を停止しています。平日は利用者の方の帰宅時間に合わせ（夕方4時30分から9時30分まで）運転していますが、それ以外には必要に応じての運転となりますので遠慮なくお声掛け下さい。



電気ストーブ ×
ハロゲンヒーター ×
石油ストーブ ×
石油ファンヒーター ×

エアコン ○
ホットカーペット ○
ガスファンヒーター ○

◇電気・石油ストーブ・石油ファンヒーター・ハロゲンヒーターは様々な危険が伴うため、使用禁止です。
◇施設備品のガスファンヒーターに関しては、シーズン以外は押入れ等に収納して下さい。

行事

毎月では利用者の方々が、安心・安定した生活の中、親子の絆を深め健全な子育てができるよう、また団体生活が円滑に行なえるよう、年間を通して様々な行事を計画しています。各行事の趣旨をご理解の上、入所期間中は行事への積極的な参加をお願いします。

【おもな行事】

月	行事名	対象	趣旨
4月 11月	リフレッシュタイム	母親	乳幼児を抱えたお母さんの心身のリフレッシュ。
5月	さつきまつり	利用者全員	広々とした庭を会場として日頃お世話になっている母子自立支援員・保育園・学校関係・地域・その他大勢の方々を招待し親睦を図り、母子生活支援施設への理解を深めて頂く。
6月	親子レクリエーション	利用者全員	親子のコミュニケーションを図り、職員と利用者・利用者間の親睦を深める。
7月	こどもおちばがえり	利用者全員	健康管理に配慮しながら、様々な夏期行事を通し、子どもが社会性と規則正しい生活習慣を身につけ、楽しい夏休みを過ごせることを目的とする。
8月	学童キャンプ 花火会	学童 利用者全員	
9月	幼児レクリエーション	乳幼児とその母親	利用者を交えて計画し、レクリエーションを通して子育てに対する意欲を高め、職員と利用者・利用者間の親睦を図る。
10月	さつきレクリエーション	利用者全員	日帰り旅行を通して親子のコミュニケーションを図る。
12月	年末のつどい	利用者全員	会食や福引・ゲーム・余興を通し、1年の勤労を労い、職員と利用者・利用者間の親睦を図る。
1月	新年顔合わせ会	利用者全員	新年を迎え、新たな気持ちで礼儀正しく新年の挨拶を行う。
2月	スケートレクリエーション	利用者全員	季節感を感じながら、ウィンタースポーツを楽しむ。
3月	児童レクリエーション	学童	新1年生を迎え、遊園地にて学童のコミュニケーションを図る。
	少年会大会	利用者全員	書道・図画作品展・模 擬店・アトラクション等を楽しむ。

*行事については基本的に参加確認書を配布します。参加確認書は期日を守って必ず提出して下さい。

*行事によっては利用者の方のお手伝いをお願いします。それぞれの立場でできることを見つけて協力して下さい。



補助保育について

補助保育とは、就労・就労活動・調停等、お母さんが抱えている課題解決のために外出しなければならぬ場合に、その間のお子さんの保育を行います。就労・諸問題解決の面を支援するものです。
補助保育を計画的にご利用頂くために、下記のことにご留意下さい。

《対象》 乳幼児

《保育時間》 平日（月曜日～土曜日）の 午前9時～午後5時まで

※日・祝祭日はお受けすることはできません。

※カウンセリング中の保育はお受けします。

《利用方法》 1. 保育の依頼がある場合は、まず職員にご相談下さい。（職員間で検討の上、保育が必要と判断される場合には補助保育依頼書をお渡しします）
2. 補助保育依頼書を提出して下さい。

3. 保育の当日はお子さんはお母さんが直接事務所へお連れ下さい。

4. 保育依頼書に記入した時間までにお迎えに来て下さい。

やむを得ない事情で帰省時間が遅れる場合は必ず連絡を入れて下さい。連絡なく保育時間を延長された場合は、以後お預かりできなくなりますのでご注意ください。

◦補助保育依頼書の提出は、基本として利用日の1週間前までにお願ひします。（保育を受けるにあたっては職員の勤務体制の調整をとる必要があるため）

◦お母さんの自立のために、できるだけ保育を受けられる体制を整えることに努力しますが、急な依頼の場合にはやむを得ずお断りすることもあります。

◦保育中にお子さんの体調の変化等、急を要する場合には連絡をさせて頂きますので、必ず連絡がとれるようにしておいて下さい。

《持ち物》

着替え・ビニール袋（汚れ物入れ）

〔（必要に応じて）おむつ・おしり拭き・ミルク（乳児）・お弁当・飲み物・おやつ・お手拭きタオル・パジャマ…等〕

※持ち物には全て記名をお願いします。

・その他、不明な点や職員に伝えておきたいことは遠慮なくお申し出下さい。

以上、皆様の就労を第一義的に考え、お子さんを安心して保育ができますよう相互理解のもとに、このシステムを活用して頂きたいと思ひます。

与薬依頼書

平成 00年 0月 0日 ()

児童名 早月 次郎

薬の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 内服薬 <input type="checkbox"/> 座薬 <input type="checkbox"/> ぬり薬 <input type="checkbox"/> 目薬 <input type="checkbox"/> その他 ()		
薬の 内容	① ▲▲▲	②	③
○薬の用途 (咳止め・下痢止め・ 抗生物質など)	咳止め		
与薬時間	食前 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 食後 ・ その他 ()		
与薬方法 (例：少量の水で溶いて飲んで飲む。等)	少量の水で溶いて飲ませて下さい。		
病院名	○○クリニック TEL 000-0000		
○病名	風邪		
○看護のポイント 注意事項など	日中はマスクをつけています。		
【備考欄】			
上記のとおり与薬を依頼し、与薬の責任は保護者と致します。	保護者名 <u>早月 花子</u> <input checked="" type="checkbox"/> 押印 <input checked="" type="checkbox"/> 押印		

施設側記入欄	受け取り者：
--------	--------

ようこそ 早月へ


これからお伝えすることは、あなたとあなたのお子さんがしばらくの間
当施設で生活するにあたり、お子さんが健やかにかつ安心安全に過ごせるよう
との思いから決めたものです。

お子さんの健全育成のためにも、当施設の方針をご理解いただいた上で生活し
て下さいますようお願いいたします。

子どもとともに成長するための基本方針

日常生活のすべてに通じる『けじめある生活』を基本に

- ◆ 健康な子
- ◆ 責任感の強い子
- ◆ 努力心の旺盛な子
- ◆ 仲よく助けあえる子



としていきます。

基本方針をもとに日々のかかわりの中でだんだんと、時には話し合いながら
子どもとともに考えてゆきたいと思えます。
また、2月 6月 10月にはすこやか支援面談を実施します。

学童のやくそく

- 《登校》 ・小学生に限り7：55に放送が入り、8：00に集団登校します。
- 《おやつ》 ・月、火、木、金曜日は、おやつがあります。午後3：00～4：30がおやつ
の時間です。(各家庭のおやつは、居室で食べるようにして下さい。)
- 《習字》 ・礼儀作法の指導を目的として習字を行います。実施日は基本的に第1・3木曜日
です。
- 《学習会》 ・木曜日(習字のない日)は学習室で宿題などの勉強をします。

自衛消防隊の編成と任務（任務表）

◆この編成と任務は職員と警備員によるものですが、必要に応じて利用者の協力をお願いします。

六路園 阜月

班	災害等発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の組織編成	警戒宣言が発せられた場合の任務
通報連絡（情報）班 職員・宿直者	1 消防機関への通報及び通報の確認 2 館内への非常放送及び指示命令の伝達 3 利用者の人員と怪我等の確認 4 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による）	・通報連絡（情報）担当は、情報収集担当として編成する。	・テレビ、ラジオ等により情報を収集する。
初期消火班 職員・警備員	1 出火場所への急行 2 消火器等による初期消火	・初期消火班は、点検担当として編成とする。	・転倒、落下防止措置を講ずる。 ・危険箇所の補強、整備を行う。
避難誘導班 職員・警備員	1 出火時における避難者の誘導 2 負傷者及び逃げ遅れた者の確認 3 非常口の開放並びに開放の確認と避難障害物品の除去	・避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	・利用者を安全な場所へ誘導する。
安全防護班 職員・警備員	1 水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸を閉じる	・安全防護班は、点検担当として編成する。	・転倒、落下防止措置を講ずる。 ・危険箇所の補強、整備を行う。
応急救護班 職員・宿直者	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急 3 救急隊との連携、情報の提供	・応急救護班は、応急措置担当として編成する。	・救急箱の持ち出し。 ・非常用備品の確認。

※特に夜間、休日は宿直職員と警備員のため、利用者の方の協力をお願いします。

《子ども掃除》

- ・毎週金曜日の午後4：30頃（冬季は変更）。子どもたちで施設内の掃除を行います。



《夕方のチャイム》

- （4月～9月 午後6：00 / 10月～3月 午後5：30）
- ・チャイムが鳴ったらお部屋に入りましょう。
- ・親子で過ごす時間を大切にするとともに、夕方になれば家に帰る習慣を身に付けるためです。

《子ども例会》

- ・毎月最終木曜日の午後。
- ・月に一回の子どもの話し合いと連絡の場です。生活目標の設定や仲よく安心・安全な生活するにはどうすればよいかなどについて話し合います。また、子どもたちの声を取り入れて行事その他に役立てています。

《行事》

- ・一年を通してさまざまな行事を企画・実施しています。お子さんの健全育成の観点からも参加を促して下さい。

《さつきクラブ》

- ・毎月第2土曜日（8月は除く）
- ・学校週5日制の実施に伴い平成15年度より、学齢児の土曜日対応として始まりました。
- ・内容はさまざまですが、体験的・学習的・遊びなどの要素を取り入れて実施しています。時間は実施内容によって変わります。

《母親が就労勤務中の学童の外出について》

- ・提出して頂いた「学童の外出についての確認事項」に基づいて対応します。
- ・外出の際は行き先を職員に告げ、ホワイトボードに行き先を記入してから出かけるようにして下さい。
- ・低学年の自転車での外出は、事故防止の上からもやめましょう。
- ・外出した場合、夕方のチャイム30分前までに帰宅することとしています。

《その他》

- ・母親不在時は、子ども同士がそれぞれの居室に入ることにはやめて下さい。
- ・一年生および話し合いの上、必要に応じて学校から帰宅した際に、ランドセルの確認をします。これは学校の価値やお知らせなどの有無を確認し、お母さんに毎日戻せる習慣を身に付けてもらうために一年間かけて声かけています。
- ・お金や玩具の貸し借りは禁止しています。
- ・病気やケガで学校を欠席した場合、たとえ体調がよくなっても必ず返し・悪化・他児への感染の防止から居室で静養しておいて下さい。時々、職員が様子を見に行き検温などを行います。服薬が必要な時は与薬依頼書に基づいて対応します。また学級閉鎖などの場合は学校の方針に沿って対応します。
- ・習い事に通う場合は、当施設所定の通塾届を提出して下さい。



平成26年度 自衛消防計画

六階園 卓月

実施日	訓練/点検	内 容
毎月	自衛消防訓練	地震・火災を想定した訓練を行います。訓練は全員参加です。
4/20(日)	総合自衛消防訓練	自衛消防計画に基づいて訓練を行います。
8/29(金) 19:00~	夜間自衛消防訓練	自衛消防防組織編成に基づいて訓練を行います。
9/19(金) 19:00~	母親・防災教育	自衛消防防組織についての説明。防災ビデオを通して災害への意識を高める。
未定	学童・防災体験	立川防災センターにて防災体験を通して災害への意識を高める。
5月・10月	消防設備点検	消防法により、年2回点検を行います。居室内の感知器を含む館内の消防設備の点検を行います。

*火災を発見したら・・・ためらわずに直ぐに事務所へ通報し、非常ベルを鳴らす。
職員又は警備員が消火器を持って駆けつけます。

*地震が起きたら・・・①「グラッと来たたら身の安全」・・・家具等からはなれる。
②「火の始末」・・・ガス器具等を止める。
③「玄関ドアを開けておく」逃げ道を確認する。
※基本的には居室内で身の安全を図って待機してください。

*避難場所・・・施設内・・・西側広場(あいだストア一側)か駐輪場広場
避難場所 石原小学校
広域避難場所 調布基地跡運動広場及び大沢総合グラウンド一部
※大火災で延焼の危険がある場合の避難場所。

*避難ハッチは「205」「209」「301」「306」号室のハルコニーに設置してあります。
(ハルコニー以外に避難ハッチが設定しているところまで行き、ハッチを開けハッチをおろす)

*非常食用食糧は施設で支給した物以外にも、各家庭でも備えてください。
各家庭で備える 食糧 1人 3食×3日分 飲料水 1人 1日×3粒×3日分
その他ミルク・オムツ・常備薬など必需に応じて備えてください。

*不審者 火災予防の上からも、不審な人を見かけたら直ぐに事務所へ知らせてください。

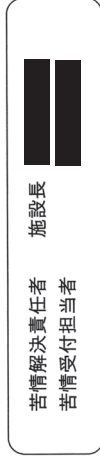
苦情解決制度

この制度は社会福祉法82条の規定により、皆様が卓月で生活していくにあたって、児童福祉法の理念に基づき個々の課題整理と解決に向け、本施設の福祉サービスを適切に利用できるように支援するためのものです。

実施にあたっては、皆様と施設双方が互いの義務を認知し、社会性や客観性を確保しつつ一定のルールに沿った方法で、円滑・円満な解決の促進に努力します。

制度の趣旨をご理解の上、ご活用下さいますようお願いいたします。

尚、対象とする苦情の範囲は本施設福祉サービスの内容に関する事項です。

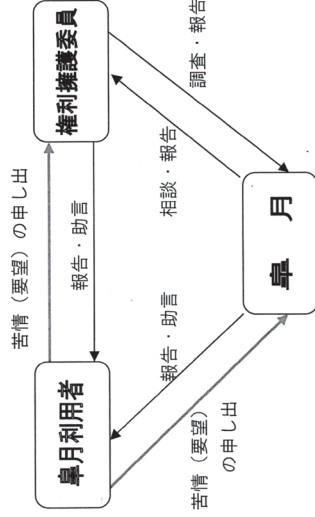


権利擁護委員

権利擁護委員とは、社会的信頼があり社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適正な対応をする人のことで、卓月では民生委員・弁護士・ボランティア等の方々にご協力を依頼しています。職員に直接相談ができない場合などありましたら、ご相談下さい。



苦情解決のしくみ



苦情 (要望) の受付・確認
話し合い

*苦情解決制度活用にあたっては、別紙申立書に記入の上、直接事務所に提出して下さい。
また、権利擁護委員を通される場合は直接ご連絡下さい。

要望申立書

提出先

私は、毎月（母子生活支援施設）での生活にあたり、今回下記のような要望を申し立てます。ついてはお調べの上、調停の労をおとり願います。

氏名 _____
 要望等発生の時期 _____年 _____月 _____日（頃）～ _____月 _____日

要望の内容
 「 _____ 」について

居室のメンテナンス

当施設と致しましては、皆様方にてできるだけ負担をかけないようごとの思いから、法人からの指示に基づき、施設設計より業者による居室清掃一式分の費用を負担しております。但し、それ以外の部分（クロス・備品等の破損・汚れなど）につきましてはご負担頂くことがありますので、以下のごと何卒ご理解・ご協力の程お願い致します。

- ◇備品・設備に関して
 備品・設備などの調子が悪いと思ったらすぐに事務所に伝えてください。調子が悪い状態（ネジがゆるんでいるなど）で使用すると、後で修理が困難になり、また自己負担となる場合もありますので、気づいたときはすぐにお知らせください。
- ◇喫煙
 レンジフードの下でお願いします。その際、レンジフードは必ず「強」にしてください。
 居室内がタバコのヤニ等で汚れた場合は、退所時に自己責任として清掃して頂きます。
 （特に天井は業者でないで大変な作業になります）
- ◇襖、クロス（壁・天井）
 襖やクロスに貼ったり・取り付けたりしないでください。画びょう・セロハンテープ等も使用しないでください。（クロス表面のフィルムがはがれる）
- ◇ガスコンロ
 使った後は、汚れを落としてください。汚れた状態にしておくと汚れが落ちなくなります。

退所にあたって

- ◇居室の壁・クロスはご自身で拭いてください。（業者清掃一式分には含まれていません）
 ※タバコのヤニで壁・天井が汚れた場合は、清掃してください。清掃が困難な場合は自己負担で業者清掃となります。

◇施設負担費用

ハウスクリーニング（居室）基本料金
1DK ー式 30,450円 2DK ー式 42,000円
カーテン・カーテンレース クリーニング（退所当日、事務所に持って来てください。）

◇自己負担費用

以下の箇所の清掃・修繕においては、皆様の自己負担とさせていただきます。ご了承ください。

○畳（シミ、落ちない汚れ、キズなど）・・・1畳 表替え 4,500円 / 裏替え 3,500円
○壁・天井クロス（シミ、落ちない汚れ、キズなど）・・・1㎡ × 840円
○襖（落ちない汚れ、やぶれ、破損など）・・・1面 × 4,000円
○フローリング（シミ、落ちない汚れ、こげ、キズなど）・・・業者に見積りを依頼します。
○備品・設備（ヒビ、破損など）・・・業者に見積りを依頼します。

ご理解・ご協力よろしくお願いいたします。

- ・ 母の会の始まりの放送をします。(例 7時より母の会がありますのでお母さん方はお集まり下さい。)
- ・ 学習室のセッティングをします。
- ・ 母の会終了後、職員に報告し、母の会欠席者にも内容を伝えます。

☆母の会終了後

- ・ 翌月の階段掃除当番表と、館内清掃当番表を作り、2階と3階の掲示板に貼ります。(用紙は母の会のノートに入っています。)
- ・ 階段掃除当番表は、館内清掃日は抜かして書き、また退所者が出た場合、その後の退所者の分は抜かして書きます。入所者がある場合は入所日から1回分抜かして書き込みます。(班長が清掃場所などを伝える時間が必要だからです)
- ・ 館内清掃当番表は、ゴミ置き場、非常階段の掃除を、1・3班、2・4班が細みになって月ごとに交互に行うので、前月を参考にして書きます。
- ・ 館内清掃当日は、10時10分前までに清掃場所について職員に確認します。10時10分前になったら全館放送をします。(例 10時より、館内清掃がありますので、各班の班長さんは事務所前にお集まり下さい)
- ・ 各班の班長に清掃場所を伝えます。
- ・ 清掃終了時に放送を入れます。(例 館内清掃を終了します。ありがとうございました)
- ・ 翌月の常会時に母の会の報告をします。

■ さつきまつりについて

さつきまつりは、日頃お世話になっている各市の母子自立支援員、学校や保育園の先生方を招待し、話をしたり、おもてなしをしたりする昼月で一番大きな行事です。

会場係、調理係、受付係、接待係、出し物係などを母の会のときに決めます。例年を参考にして工夫し、協力し合いましよう。



■ 館内清掃 《毎月第3日曜日 AM10:00~11:00(頃)》

洗剤・雑巾・デッキブラシなどの用具は事務所で用意してください。各部屋、外廊下水洗いやハケツを用意します。ゴミ置き場・非常階段は1・3班、2・4班が細となり月ごとに交互に掃除します。

★清掃場所

- ・ 外廊下・・・洗剤を使いデッキブラシで洗い、水洗いした後水切りします。(約2名)
- ・ フロア階段・・・掃除機をかけ、(1名)雑巾で水拭きします。(数名)
- ・ フロアベランダ・・・外廊下とほぼ同じですが水切りはしません。
- ・ フロア窓・外廊下へのガラス扉・・・ガラス洗剤で拭く。(1~2名)
- ・ ごみ置き場・・・水洗い。汚れがひどい時のみマット洗いもする。(2名)
- ・ 非常階段・・・掃き掃除。手すりの水拭き。(東側、西側で1名ずつ)
- ・ 2・3階に分かれ、分担して行いますが、人数によっては他班の掃除分も行ったり、班長の指

揮のもと調整します。

- ・ 外掃除・・・館内が終わり次第、草取り、落ち葉拾いなどを全員で行います。

※雨や季節により、多少変更があります。

※当日館内清掃に出席できない場合は、班長に報告して前日までに掃除し、各階の掲示板にある館内清掃当番表に記入します。



■ 階段掃除について

各階フロア掲示板にローテーション表が書いてあり、館内清掃日以外は毎日行います。(新しく入所された方は1回抜かします)

2階 フロアと1階までの階段(花と人形のある欄を含む)と、1階の階段下の同じ色の床の部分を掃除機をかけ、モップをかけます。汚れているところは水拭きをします。

3階 フロアと2階までの階段。掃除方法は2階と同様に行います。

- ・ 当番の日はPM9:30までに終わらせ、ローテーションの表に済印をつけ、次の部屋に当番札を回します。
- ・ 掃除ができない場合は、事前に他の利用者と相談の上代わってもらいましょう。(入院等やむを得ない場合は母の会や常会などで報告してもらって抜かして組みます)
- ・ 急に出来なくなってしまうたり、忘れてしまった場合は、班長に報告の上、交代するならばその旨を、班長が翌日に行うなど判断した場合はその内容を本人が記入します。
- ・ お正月3日日は掃除をしなくて済む場合もありますが、事務所に相談してみてください。

■ 乾燥機について

・ 使用時間はAM7:30から9:30です。(PM9:30に運転終了になるよう使用して下さい) 30分100円です。

・ 乾燥機のコンセントはつけたままにします。

・ 連続使用原則1時間とします。ただし、予約者がすでにいる時は速やかに明け渡して下さい。

・ 2階フロア掲示板にある使用ノートに記入します。

・ 使用中、乾燥機後ろの窓を開け、衣類等を入れるかごを下に置いておきます。

・ 使用後は速やかに取り出し、中フィルターを掃除します。

・ 使用ノートに済印をつけ、次の予定が入っている場合はその人に使用できることを連絡します。 ※乾燥機使用中は2階コンセントを使用すると(階段掃除など)ブレーカーが落ちますので時間をずらして下さい。

※乾燥機フィルター・清掃の当番札が回ってききますので毎週水曜日に1回、乾燥機の後ろの白いフィルターへの掃除を行い、札を次の部屋に回します。(201・・・210→301・・・310)

■ 洗濯機の使用について

■ 校外指導委員について

毎年、年度始め前、(2月の母の会頃)に学童のいるお母さんを対象に、校外指導委員を選出します。校外指導委員とは、**■**小学校PTA活動の一端で、主な活動としては学期始めの旗振り当番(交通安全の旗を持って学童の登校中の安全を見守る当番)の当番きめや夏の地区子ども会の係などがあります。

■ 総合自衛消防訓練について

毎年2回(うち夜間1回)利用者全員参加の総合自衛消防訓練があります。各部屋ごとに初期消火班・情報連絡班・避難誘導班・救護班等の役割があるので、生活のおりのファイルを見て自分の役割を確認しておきましょう。また実際何をするのかも確認しておきましょう。

■ ゴミの出し方について

以前より、ゴミの出し方に問題があり、業者の方が持って行かないこともありました。現在は袋に至番を書いて出しています。各自ルールを守り、出して下さい。よろしくお願ひします。

※燃やせるゴミの日には生ゴミ等は水分を切って出し、ネットをかぶせます。

※ペットボトルはラベルとキャップを取り、軽くすすぎ洗いをしてからつぶして出します。

■ 玄関の傘立てについて

来客用ですの水が切れたら速やかに部屋に持ち帰って下さい。子どもの傘も同様です。

■ 各階フロアの長椅子の下にあるマットについて

雨の日フロアが濡れないように各階にマットが2枚あります。雨に気づいた方はマットを敷いて下さい。使用後は、館内清掃の時などの濡れた日に干します。

■ 業者清掃について

年に2回、業者の方が入ってフロア磨きとワックスがけをします。その間(昼間)フロアが一時通れなくなります。職員の指示に従って下さい。

■ シューズボックスについて

各自シューズボックスの掃除をしましょう。季節によって臭いがかもりやすくなりますので、気をつけて下さい。

■ リサイクルコーナーについて

■ その他

- ・ 施設の行事には積極的に参加しましょう。各行事にはその都度係を選出します。
- ・ 毎年、地域ふれあいの集いが行われ、毎月では模擬店を出店しますが、その売り上げは利用者に還元されています。職員とともに協力しましょう。
- ・ 母の会ノートは事務所にあります。閲覧したい時は職員に声をかけてから見るようにしましょう。母の会を欠席された場合は必ず目を通して下さい。
- ・ さつまつり等で撮影されたビデオは居室への持ち込みは出来ません。遊戯室を借りるなどして個人ではなくお母さんの交流の一つとして希望者を集め見ることが出来るようですが、事前に事務所に相談しましょう。
- ・ 同じくお母さんの交流の一つとしてリサイクル品を持ち寄り、必要な人に譲るなどのイベントを開くこともできますが、事前に事務所に相談しましょう。
- ・ 上記のような相談事や決め事がある時は、各世帯・各階などで決めたことなどを報告時に書面にして事務所に渡しておくこと職員全体にも行き渡りやすく行き違いや間違いなども防げるのでそうするとよいでしょう。

《補足》

- 1-1 常会・母の会・館内清掃は出席が前提になっている為。(月1回のことなので)
- 1-2 開始前、班長で欠席者の把握をして、掃除箇所の人数振り分けをしなくてはならないため。
事前清掃箇所は、前日夜でも騒音をたてずにできる場所を考慮しました。
- 1-3 欠席の場合、事前に掃除するけれど、当日各家庭から何度も水を汲みだしながら掃除している現状があるため。
- 1-4 無断欠席がおおくなっており、その他のお母さん方への負担が増えているため。
具合の悪い時は、お子さんに欠席の連絡を頼んだりする等の方法を工夫してください。
- 2-2 掃除機を掛けてからでないともップがゴミだらけになり、かえってモップがけ後床が汚れるため。
9時以降は騒音防止のため掃除機は掛けない。

1. 館内清掃欠席時のお願い

1. 高熱やケガ等で安静が必要な場合・学校行事（役員会・保護者会等）を除き、私的都合（遊び・外泊）での欠席は避けるようにお願いします。（出掛ける方は清掃後に.....）
2. 欠席時は必ず事前に各班の班長に欠席理由を報告し下記のいずれかの箇所（各階）を前日までに掃除し、〈館内清掃表〉に記入しましょう。
 - ・ミニベランダ（掃いた後マジックリンを使用してデッキブラシ洗い、水流し）
 - ・エレベーターホール、ガラス窓拭き（内側・外側全部）と床の雑巾がけ
 - ・階段部分の手すりと飾り棚の拭き掃除と、階段の雑巾がけ
 - ・上記三箇所がすでにしてある場合のみ、他の箇所（草むしり等）
3. 当日の朝は、玄関前にバケツに水をくんでおいて下さい。
4. 当日急に発熱等で欠席の場合は、掃除開始の10時にエレベーターホールに皆さん揃っていますので、知らせてください。
5. 2回以上連続で私的都合（遊び・外泊）で欠席する場合は、一週間分（7日分）連続で普段の掃除をお願いします。（館内清掃の翌日から）
この場合掃除当番表の書き直しはせず、その7日間に当たる人の掃除はありません。
(ex.5月1日～7日の301～307は掃除無し。8日から308の人が始める)

2. その他の確認事項

1. 掃除当番の日は、その日のうちに掃除をして、必ず当番札を次の人にまわしましょう。
2. 掃除の時は、必ず掃除機をかけてからモップをかけ、部分汚れを雑巾で拭き取って下さい。やむを得ず夜9時以降にする場合は、モップかけと雑巾がけをしましょう。
3. 生活時間帯がそれぞれ違いうえ、土・日・祝日の午前9時返は、お子さんが室内で遊べるように工夫して下さい。また、お子さんが朝早くから廊下を走ったり、他の部屋のドアをノックするのは迷惑になりますので、登園・登校時間迄室内で過ごしましょう。
(学童は朝の登校の放送がかかってから部屋を出る様に伝えてください。)

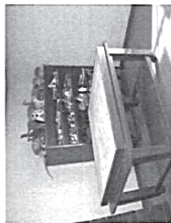
以上の内容につきましては、集団生活の場であることを十分ご理解いただき、お互いに気持ちよく毎日の生活を送れるように約束事として守り、全員で協力しあいましょう。
また、生活上困った事や気付いた点、相談したいことは、母の会で一緒に皆さんと話し合います。

2. 取り組み

- いろいろな取り組み
 - ・ 睦会 (毎月第4水曜日 19時スタート)
入所している母の自治会で、各階に班長を置いています。月一回、全員が集まって日常の中での共通した問題を話し合ったり、施設からの連絡事項を伝えたりしています。
 - ・ エンパワメントプログラム (2006年スタート)
お母さんと子ども達が自分の人生を歩む事を保障する為に、自尊感情の構築、自己肯定感を高める、よりよい人間関係の構築する専門的プログラムです。
※エンパワメントプログラムは、国際ソロブチミスミスト大阪様からご支援していただき成り立っています。(ソロブチミスミストとは、実業界で活躍する女性、専門的職業を持つ女性で組織する世界最大の職業分類を有する奉仕団体です)
 - ・ 心理カウンセリング (2006年スタート)
フェミニストカウンセリング (認知療法) を導入し、個々の悩みに応じてカウンセリングが1対1で肯定的観点からのアプローチを行います。予約制で一人一時間の枠の中、子育てや対人関係等様々な悩みについて気持ちの吐き出しを行います。利用者のお母さんだけでなく、子どもも利用できます。

心のサポート・ステーション

<http://www.014.upp.so-net.ne.jp/MSStatio>



- ・ わくわくワーク
日々の様子を照らし合わせる事ができる指導員とカウンセラーが協力して、「子どもの力」を伸ばすためにワークショップを行っています。これまでに「非暴力」「権利」「アセーション」「エンパワメント」といった事を共に学んできました。いざ社会に飛び立つ子ども達に自信や智恵を与え、よりたくましく生きていくヒントが伝わっているワークになっています。



- ・ アートセラピー (水遊び)
年に2回、大小いろいろな画用紙や絵の具・いろいろな画材を使って自由に絵を描きます。
「自分の描いた絵が自分を元気にしてくれる」という事を基本としており、自由な色彩表現を通して、心が解放されていき、コミュニケーションが生まれていきます。
- ・ S E P 訓練 (2008年スタート、現在8回終了)
長期的な視点に立ち自尊心や主体性を取り戻し、対人関係をスムーズにする為のグループワークです。外部から講師の方に来て頂き、年2回実施しています。
※S E P 訓練は、(株)オムロン大阪支社労働組合様からご支援していただき成り立っています。



- ・ ゆったりタイム (2009年スタート)
日常の子育てを離れ、ゆったりとした雰囲気でお母さんのエンパワメントを目的に行うグループワークです。カウンセラーにより、年2回実施しています。



- ・ アドベンチャーカウンセリング
年に一度、帝塚山大学の方々とアドベンチャーカウンセリングを体験します。ワクワク・ドキドキするようなアドベンチャー（冒険）という体験を通して、その過程で起こる自分自身や他者の感情や行動、認知の変化に気づきながら、人の行動変化と成長を促すグループカウンセリング・モデルです。

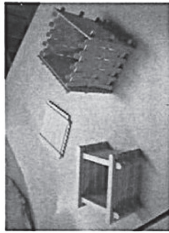


- 学童の取り組み
 - ・ ナイトスクール ～個別学習指導～（2008年スタート）
子どもたちへの個別学習指導です。一人ひとりの個性や学力に合わせ、子どもたちの「分かった!」「できた!」「もっとがんばる!」を大切にします。
 - ・ サマーキャンプ
学童の子どもたちは年に二回キャンプに出かけます。夏の日差しに負けず自然の中で元気に活動します。他施設の子どもたちと交流したり、友だちと一緒にキャンプファイヤーや飯盒炊飯や肝試しなどいろいろなことを体験したくさんの思い出をつくります。

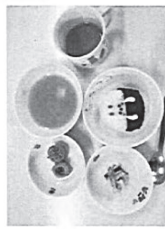


- ・ 木工教室
毎年アルブル木工教室に出かけ、ノコギリや糸鋸を使ったりしていろいろな作品を作り、木の触れあいかからコミュニケーションを楽しんだり、木のぬくもりや作る喜びを味わい子どもたちの創造力を養います。

<http://www.e-arbre.com/index.html>



- 保育室の取り組み
 - ・ 食育
食は『命の源』この時期に“食べる事は楽しい”という気持ちを持ってもらい、彩りや見た目を工夫し、さらに関心をもってもらう為に、クッキングも行っています。



- ・ 縦割り保育
0歳～2歳児の子ども達が一緒に生活する中で、兄弟のような関わりが生まれています。大きい子は小さい子に優しく、小さい子は大きい子に憧れ、日々成長している子ども達です。



- ・ お誕生会
誕生日に保育士と子ども達で誕生児をお祝いします。その子の大好きなキャラクターのケーキを調理師が手作りしてくれます。

入所時の状況把握票

平成 年 月 日

入所者氏名

内 容		未・済	完了日	備 考	
当 面 の 生 活 に つ い て	就 労	未・済			
	生活保護申請	要・否			
	住民票の異動	未・済			
	保 険 (乳幼児医療費助成 制度)	国保・健保			
		要・否			
	年 金 (国保免除申請)	国年・厚生			
		要・否			
	学校転入手続 (就学援助申請)	未・済			
		未・済			
	保育所入所手続	未・済			
	児 童 手 当	未・済			
	離 婚 (子の氏の変更)	未・済			
		未・済			
	児童扶養手当申請	未・済			
	ひとり親医療費助成	未・済			
申 告					
そ の 他 母子手帳					

利用契約書

契約日	平成 年 月 日		利用開始日	平成 年 月 日	
利用者氏名	続柄	生年月日	年齢	備考	
		・			
		・			
		・			
		・			
		・			
利用の理由					
解決したい問題					
今困っている事					
支援可能なサービス	就労支援	家庭生活支援	子どもの養育支援	その他	
利用予定期間	開始日()		終結予定日()		

1. 利用者及び援助者の役割と責任について

- ・利用者()は問題解決のために、永生会母子ホームの支援サービスを利用し、目標に到達するよう努力します。
- ・共同施設のため、施設内の約束事を守り、共同生活を乱さないよう心掛けます。
- ・永生会母子ホームは利用者の主体性を尊重した自立促進のために必要な援助をいたします。
- ・援助期間を通して、疑問等が生じた場合は、双方で話し合い、解決するように努めます。

2. 個人情報の取り扱いについて

- ・当施設は個々人に関する情報を厳正な管理のもとに保護し、自立目標達成に向けてのみ使用する事を誓約します。

永生会母子ホーム

施設長

利用者(母)

家 庭 調 査 票			記入日 年 月 日		No.
母親氏名(ふりがな)			年 月 日生(携)		
子	続 柄	氏 名	生 年 月 日		学 校 他
入 所 前 住 所					
本 籍 地					
生 活 歴	学 歴				
	職 歴				
	結 婚				
	離 婚				
健 康 状 態		母	子		
特 技				趣 味	
身元引受者	氏 名	住 所 ・ 電 話		続 柄	職 業
縁 故 者					
〈その他〉					

施設長面談表（自立支援計画について）

		入所期間	年 月
面接年月日	平成 26 年 10 月 日	氏 名	
生活の状況	母 《住宅》 ○○ちゃん（11 歳）別府中央小学校 年生 半期の目標は、 ○○ちゃん（10 歳）別府中央小学校 年生 半期の目標は、宿題を忘れずにする。		
前回面談時の 母の意見 H26.4.			
支援内容の確認			
今後の自立計画に 対する母の意見と 必要な支援の確認			
施設への要望他			

意見表明

平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
名前【

<学校生活>

①学校生活はどうか?(楽しい?・こまったことは?)

②勉強は大変じゃないですか?

③友だちや先生はどうか?(嫌なことは?話を聞いてくれる?)

<ホームでの生活>

①ホームの生活はどうか?(楽しい?・困ったこと・行事・今、何が楽しみ?)

②友だちやホームの職員はどうか?(話を聞いてくれる?嫌なことは?)

③お母さんはどうか?(お母さんとの楽しい思い出・嫌な出来事)

④半期の目標(がんばること)

<子どもたちから>

①何かありませんか?

意見表明

平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
名前【

<学校生活>

<ホームでの生活>

<目標>

前回目標:

<子どもたちから>

聞き取り場所【

】 聞き取り者【

聞き取り場所【

】 聞き取り者【

(15) 職員の勤務（年間変形労働時間制・フレックスタイム）

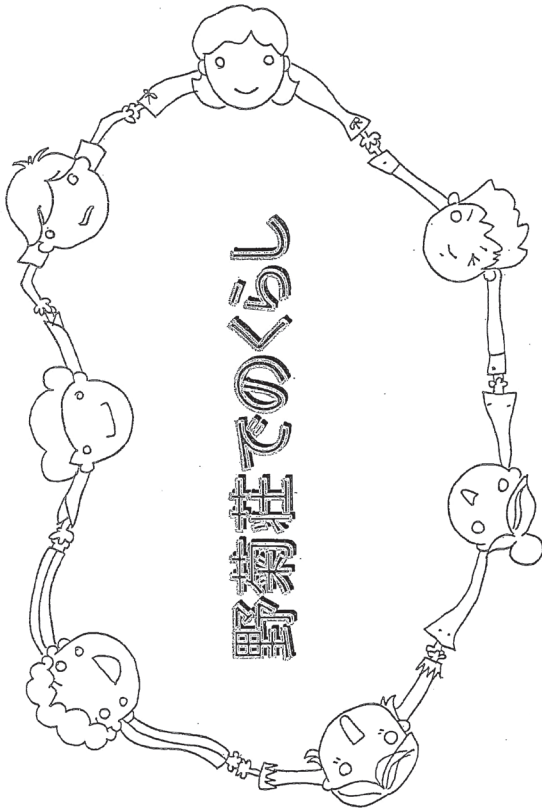
職種	区分	形態	勤務時間
母子支援員 児童支援員		早出	① 7:15～14:00 ② 8:15～17:00
		中出	① 10:15～19:00 ② 13:00～19:00 ③ 15:00～19:00
		遅出	① 12:15～21:00 ② 13:15～22:00
作業員		日勤	8:00～16:45

支援員	宿直	22:00～7:15
管理宿直	宿直	19:00～9:00
非常勤	日直	9:15～19:00

*宿直・日直二人体制

目次

1. 野菊荘での暮らし	…	P1
2. 共有スペースの利用について	…	P9
3. 母の会、母親自治会について	…	P11
4. 居室修繕費預かり金について	…	P12
5. 電話の使い方について	…	P13
6. 野菊荘小学生学童保育について	…	P14
7. 野菊荘中高生の生活について	…	P17
8. 子ども相談室について	…	P19
9. 乳幼児保育について	…	P20
10. 病後時保育の依頼について	…	P22
11. 補充保育申請書・病後児保育依頼書	…	P23
12. 保育所・幼稚園における病児の対応について	…	P24
13. 野菊荘での生活を快適に過ごすために （要望等解決委員会についての説明）	…	P25
14. 要望等申し立て用紙	…	P26
15. ぐらしの電話番号	…	P27
16. 避難訓練の方法	…	P29
17. 貸し出し備品リスト	…	P30
18. 野菊荘付近図	…	P31



社会福祉法人 宏量福祉会 野菊荘

野菊荘でのくらし はじめに...



母子生活支援施設は児童福祉法第38条により設立された、児童福祉に重点を置いた施設です。子どもを育み、子どもが育つことを保障し、安定した生活の営みを支援します。

子どもとお母さんが安心して生活できるように、みなさんが野菊荘を利用する際に抱えていた問題を入所時に確認した期間に解決できるよう職員と一緒に考えていきます。

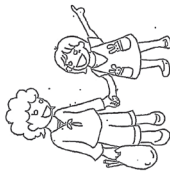
そのための一つの方法として、定期的に自立支援計画を立てています。自立支援計画とは、利用開始されたときの問題が今どのようなところで進んでいるか、今一番何が課題となっているかを一緒に確認し、解決方法を考えていくものです。問題を解決してそれぞれの生活を始められるよう、意識を持って取り組みましょう。

○基本理念

- ・子どもと母親を一人の人として尊重し、安全で安心できる母子の生活を支えます。
- ・子どもと母親の権利を擁護します。
- ・子どもと母親のニーズに対応する支援を提供します。

○基本方針

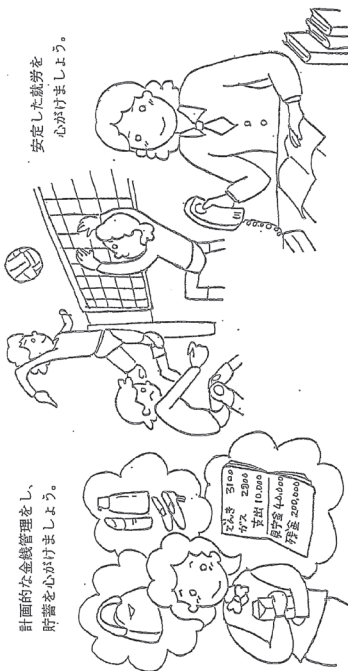
- ・職員・母親・子どもによる暴力を否定します。暴力をなくすよう努力します。
- ・子どもと母親のニーズや課題に対して、子どもと母親を主体とした支援を提供します。
- ・子どもと母親の気持ちに寄り添い支援を提供します。
- ・子どもと母親一人ひとりの自立のあり方を共に考え、その実現を目指して支援します。
- ・子どもが自由に考え、発言できる権利を大切にします。
- ・子どもと母親一人ひとりの意見を大切にします。
- ・家族の生活を重視した支援をします。
- ・社会や地域社会に貢献します。



快適に生活できるようお互いに配慮した生活を送りましょう。絶対にはいけないこととして、以下にあげた行為をした場合には、状況に関わらず1ヶ月以内に退所の手続きをとっていただきます。利用される方全員が安心して生活できるように心がけましょう。

1. 医師より処方されている薬を指示に従わずに大量に服薬すること
2. 自身の体を傷つける行為をすること
3. その他故意の事件により警察が介入する事態を起こすこと
4. その他利用者とのトラブルやルールを守らないなど施設長が不適切だと判断する行為をした場合。

2. お母さんのいきがいを持った生活と自立を目指しましょう



計画的な金銭管理をし、貯蓄を心がけましょう。

安定した就労を心掛けてみましょう。

◎お母さんの自立した生活に向けて

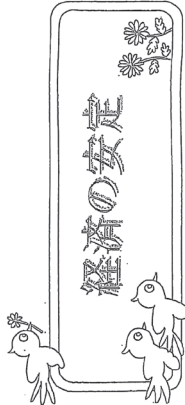
- (1) 野菊荘では個別支援を大切にしています。支援内容は世帯の状況や課題によってさまざまです。職員と一緒に自立に向けた取り組みを考えていきましょう。
- (2) お母さんの自立支援のため、2名の母子支援員が担当しています。担当の職員に限らず、希望の職員に相談することができます。また、相談や個別的に話したいときには談話室などプライベートの守られた場所が利用できるため、職員にお伝えください。
- (3) 自立に向けた取り組みと余暇のパランスのため、生け花教室や茶道教室、コトントン教室を開いています。希望のお母さんのリフレッシュのため、生け花教室や茶道教室、コトントン教室を開いています。希望の場合は申し込んでください。

◎就労について

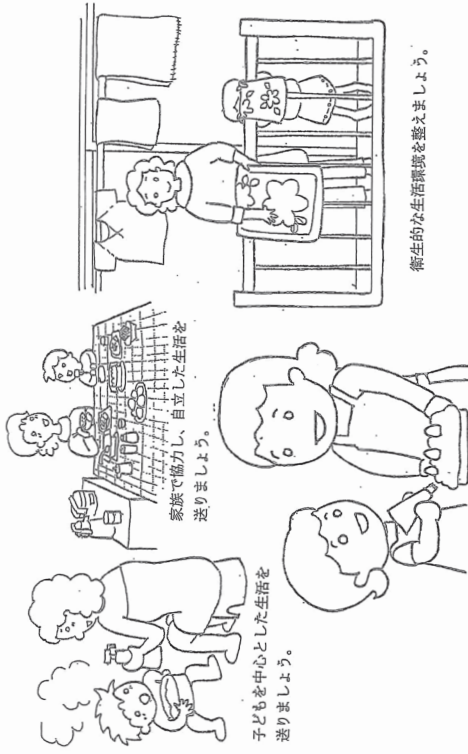
- (1) 子どもの生活に配慮した職種、時間帯の選択に留意して下さい。特に乳幼児のいる家庭は配慮しましょう。
- (2) 仕事が決まれば緊急時の連絡に必要であるため、勤務票を提出してください。また、転職・失職等があれば職員にお知らせください。
- (3) 欠勤・早退の場合は職員にお知らせください。
- (4) 日祝祭日の出勤の場合には職員にお知らせください。留守中の子どもの生活については必ず相談してください。

◎計画的な金銭管理

- (1) 計画的に管理する工夫をしましょう。
- (2) 金銭・物品の貸し借りは絶対にしないで下さい。

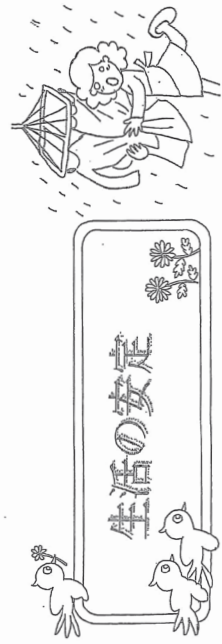


3. 良い家族関係を築き、家庭を中心とした生活をしましょう

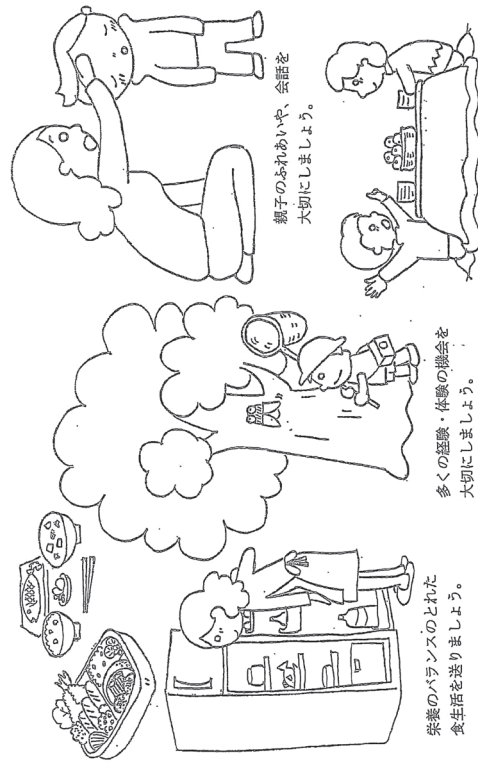


◎生活について

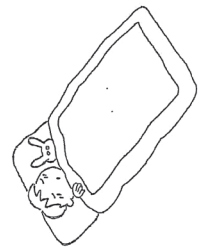
- (1) 個々の家族単位での生活を大切にし、居室訪問は控えましょう。
 - (2) 施設内外、居室の整理整頓に心がけましょう。衛生的な生活環境を整えましょう。
- ◎外出・外泊について
- (1) 緊急時や、所在の確が必要な場合がありますので、外出の際は、事務所の名札及び口頭で職員に伝え、不在がわかるようにしてください。
 - (2) 外泊する場合は、事前に計画を立て外泊届けを出して下さい。仕事や子ども達の学校等に配慮し平日の外泊は避けましょう。
 - (3) 外出・外泊の予定を変更した場合には、すぐに電話などで連絡して下さい。仕事や子ども達の学校等に配慮し平日の外泊は避けましょう。(門限は22時です) 事情で遅れる場合は連絡してください。



1. 子どものところと身体の健康な成長、発達を目指しましょう

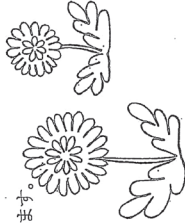


- (1) 子どもたちの個性や発達段階に応じた子育てをしましょう。
暴力によるしつけ(体罰)は絶対にやめましょう。
- (2) 子ども達は多くの経験をすることで成長します。行事(海水浴、キャンプ、親子遠足など)には参加しましょう。
- (3) 日曜日の遊びについて、幼児さんだけでロビー、廊下、中庭で遊ぶと危険ですのでお母さんが一緒についてあげるようにしましょう。また保育園の遊具、園庭は使用しないようにしましょう。
- (4) 夜間子どもを置いての外出は子どもが不安に思います。
絶対にやめましょう。
- (5) 栄養のバランスのとれた食事を心がけましょう。



4. 快適な生活のために

- (1) 夜間はテレビ・音楽・電話の使用・水道の使用・入浴など、特に近所に音の聞こえるものは配慮しましょう。
- (2) 公共の施設ですので大切に使用しましょう。
(釘や又はそれに類する物は壁、居室を傷めるので一切使用しないで下さい)
建物の管理維持のために、月に一度居室点検を行っています。
退所時には現状復帰していただきます。またそれにかかる費用については負担していただきます。(施設入所者に対して年2回健康診断、保菌検査が義務づけられています。必ず受けてください。)(施設で設定した日に受診された場合は無料ですが、設定日に受診できない場合、後日実費で受診していただくこととなります。)
- (4) 施設備品の貸出し期間については原則として1年を目処に返却をお願いします。
- (5) 居室でのペットの飼育はできません。(ただし、魚・カメは除きます)
- (6) 紛失等、事故防止のため、外出の際は鍵を事務所に預けてください。

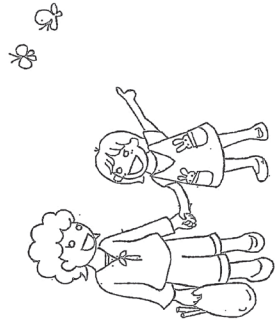


◎災害予防について

- (1) 災害及び盗難については十分注意しましょう。毎月の避難訓練は法律で義務づけられています。必ず参加してください。
- (2) 石油ストーブの使用を禁止しています。
- (3) 職員が管理上必要な場合には入室します。
- (4) 非常口は非常の場合以外は使わないで下さい。非常ベルが鳴ります。

◎面会・宿泊について

- (1) 面会は職員の許可を得てください。午後9時までに退出してもらってください。
- (2) 外来者の宿泊はできる限り控えてください。宿泊を必要とする場合には必ず事前に職員に相談し施設長の許可を得てください。(すぐに返替できない場合があります)
- (3) 男性の居室への入室は原則的に禁止しています。
- (4) 駐車スペースがないため、駐車できません。



◎ゴミ・廃品の処理について

- (1) 各世帯で京都市指定のゴミ袋を購入し、規定の収集日に出しましょう。
指定ゴミ袋は家庭ごみ用、資源ごみ用があり、コンビニ・スーパーなどで購入できます。
家庭ゴミ一月・木曜日
プラゴミ一月・火曜日
缶・びん・ペットボトル水曜日
- (2) 廃油を流しに捨てると配水管が詰まるため絶対に流さないでください。市販の油断固剤などを使って家庭ごみとして出しましょう。
- (3) 大型ゴミを出す場合には各自で京都市大型ごみ受付センターに連絡後、職員に日時を伝えてください。当日、各自で出しましょう。

電話 0120-100-530
携帯電話 0570-000-247

◎その他

- (1) 落し物については原則1週間、事務所で保管しますが、それ以降は処分させていただきます。
- (2) 玄関の使用について
くつ、スリッパ：野菊荘には来客が多くあります。公共の玄関のため外出、帰宅の際は放置せず、短時間でも下駄箱に片付けてください。
ベビーカー：玄関におかれる場合、折りたたんで端に置いてください。
頻繁に使用しなくなった時には居室に持ち帰ってください。
- (3) 個人情報の取り扱いについて
当施設が扱う個人情報については、利用者の自立支援のために活用し、その他の目的には一切使用いたしません。
- (4) 野菊荘では社会福祉士、保育士の資格取得の為、大学や専門学校から実習生を受け入れて実習生の教育のためにご協力お願いいたします。

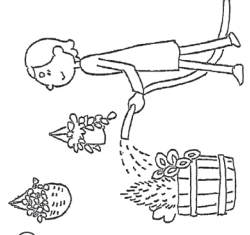
◎必要経費

世帯の課税状況に応じて、利用料が必要な場合があります。

各居室で使用分の電気・ガス・水道料金

- ・母親自治会費 1ヶ月150円
 - ・町内会費 1ヶ月350円
 - ・修繕費預かり金 1ヶ月1500円
- 合わせて2千円を月初めに集金します。

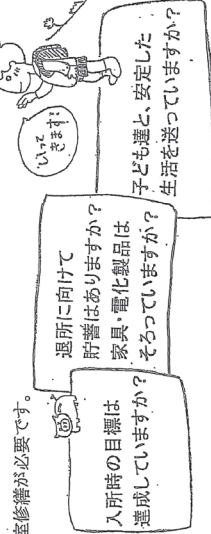
居室修繕費 居室やその備品の汚れ破損箇所の修繕費 (原材料費または実費)



5. 退所に向けて

◎退所準備

- (1) 施設や福祉事務所と相談し自分の退所計画を立て、自立に向けて努力しましょう。
- (2) 自立の意志と具体的な目途が立ち、養育、経済、生活の安定が高まったとき、福祉事務所や野菊荘職員に相談し、退所に向けて準備を進めましょう。
- (3) 退所先の学校や保育園等についても、十分調べをして退所先を決定しましょう。
- (4) 退所に向けて家具や電化製品などを計画的にそろえていきましょう。
- (5) 退所に向けて貯金をしましょう。



◎退所が決まったら

- (1) 引越し日や時間等を職員、福祉事務所に相談し進めましょう。
- (2) 学校、保育園に退所を伝え、転学手続きを取りましょう。
- (3) 退所先の住所を野菊荘と福祉事務所に知らせましょう。
- (4) 必要な場合、住民票の移動や郵便局の転送手続きを取りましょう。
- (5) 退所日までに居室の掃除を済ませておきましょう。修繕箇所のチェックを職員としましょう。修繕にかかる費用は事前に施設に預けてください。
- (6) 引越したトラックの時間は事前にお知らせ下さい。



たとえば...年に数回ひとり暮らし費優先等で貯蓄・寄附住宅への

申込みがあります。

たとえば...民間のマンション・アパートへ

※自立世帯には住宅支度金補助があります。

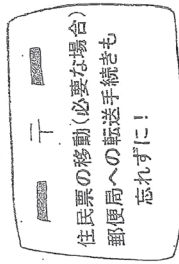
ぐわしくは職員におたずねください

◎退所日

- (1) 居室の荷物最終確認をしましょう。
- (2) 施設の備品 (ガスレンジ、傘、電気の傘など) 貸し出し品は運ばないように業者に伝えてください。

◎退所後

- (1) 居室をそうじし、入所時と同じ状態にしましょう。
- (2) そうじ終了後に電気、ガス、水道の閉栓を行います。電気、ガスについては退所先に送付しますので支払ってください。
- (3) 退所に必要な精算が済んだら連絡します。来所し、返金分をお受け取り下さい。
- (4) アフターケアとして退所後も子育て支援や相談に応じます。ご相談下さい。
- (5) 退所後に参加できる行事があります。対象者には連絡させていただきます。



◎後援会への入会

退所後に後援会名簿に登録させていただきます。年一回、野菊会便りの発行、退所者の集い(野菊会)を年1回行っています。野菊会便り発行時に振り込み用紙を同封しますが、振り込みは任意です。



共用スペースの利用について

- 事務所
職員が事務仕事を行っています。事務所入り口に受付担当職員がいますので、外出の際には職員にカギを預け、在室確認の名札を替えてください。
- 談話室
職員との個別面談、施設への来客、子ども相談室に利用しています。個別に話したい時には遠慮なく利用を申し出てください。福祉事務所や学校からの家庭訪問は家庭の様子を見に来られていますので、各自の居室で行ってください。特別な事情のある場合は職員に相談してください。
- 中高生学習室
中学生以上の子どもたちの学習室、パソコン使用、または談話室の代用、散髪ボランティヤの際に利用しています。
- 学習室
学童保育中の学習室として利用しています。特別な場合を除いて、未就学児は入室することが出来ません。
- 学童室
学童保育や施設行事、集会などに利用します。施設行事以外の時は日常的には学童保育で利用していますので、特別な場合を除いて、未就学児は入室することができません。希望される家庭には学童保育時間以外の時間帯であれば、学童室やピアノ、卓球台の貸し出しを行うことができます。利用時間などを職員に相談してください。
- 保育室
施設内保育で利用します。保育の際には保育室まで迎えに来てください。特別な場合を除いて、小学生以上の子どもの入室出来ません。希望される乳幼児家庭に保育室を母子で利用することが出来ます。利用時間などを職員に相談してください。
子ども相談室で子どもの遊ぶ場としても利用しています。子ども相談室として利用している時には保育室入り口ドアに案内を付けていますので、入室しないでください。
幼児さんには保育室のおもちゃや DVD の貸し出しが出来ます。職員に貸し出しの記録を受け、一週間以内に返却してください。
- 廊下
共用スペース、緊急避難時の安全を考慮し、廊下に各自の荷物を置くことは出来ません。
- ロビー
フリースペースです。ただし喫茶に使用することがあります。その際には、小学生以上の子どもの利用できません。
ロビーに自販機があります。
- 和室
茶道教室やボランティヤさんの控え室、来客などに使用します。

○喫茶コーナーについて

以下のとおり喫茶コーナーを開いています。ほっと一息つきたいとき、職員やほかのお母さん方とおしゃべりしたいときなどに利用してください。希望される方には、一杯 100円で飲み物を用意しています。利用自由なフリースペースです。子どもたちのペースを大切に、お母さんが責任をもって過ごしましょう。

(月)～(土) ※日・祝日はお休みです
ほっこりタイム … 15:30～16:30
未就労家庭対象
おかえりタイム … 17:00～18:00
就労家庭対象

基本的には和室を使用します。サイモンさんの活動がある水曜日・土曜日やお楽しみマーケット準備期間、行事のため和室が使用できない場合は、ロビー西側を使用します。

母の会・母親自治会について

野菊荘には、お母さん方で組織する母の会と、お母さん方・職員で組織する母親自治会があります。

母の会決まり事は、母の会で相談し決めたものです。みんなで協力し野菊荘で快適に過ごせるように協力しましょう。

○各器具の使用について

電気製品（洗濯機・掃除機・乾燥機）、水道

(AM) 6:00～(PM) 10:30まで

月～金・日 (AM) 6:00～(PM) 10:30まで

日祝前日 (AM) 6:00～(PM) 11:00まで

※音楽、テレビは音量に配慮してください

○その他

居室訪問 (子どもに配慮し) (PM) 10:30まで
(ただし、日祝祭日の前夜は (AM) 12:00まで)

ゴミ処理 (朝8時までに所定の場所に出してください)

家庭ゴミ 毎週月曜・木曜

プラゴミ 毎週火曜(プラマークのあるもの)

缶・びん・ペットボトル 毎週水曜

小型金属類 毎月第4水曜(鍋、やかん、フライパン等)

自転車 必ず番号札をつけ、所定の場所に駐輪してください

(学童用駐輪場はオートロックとチャイムがついています)

集 金 (職員が月初めに集金します)	母親自治会	1ヶ月あたり	150円
	町内会費	1ヶ月あたり	350円
	修繕費預かり金	1ヶ月あたり	1500円
	計		2000円

洗濯機・乾燥機の利用	洗濯機	1回	100円
	乾燥機	1時間	100円

退所祝い金	在所期間6ヶ月以上～1年未満	2000円
	1年以上	3000円

この決まり事の内容を変更する場合には以下のいずれかの方法で変更を協議します。

1. 自治会役員または職員に相談し、母の会を開き母親全体の中で協議し、協議事項を施設長に報告、施設長が職員会議にはかり変更する。
2. 施設長が職員会議で変更を検討し、母親自治会を開き了解を得て変更する。

居室修繕費預かり金について

退所時には居室修繕が必要であり、退所時に向けて、毎月居室修繕の積み立てを行います。平均合計額3万円から5万円ほどが必要となりますが、居室の広さや各自の使い方により大きく差があります。施設を長く、美しく保つためにも、大切に利用してください。

【集金方法】

- ・1ヶ月あたり 1,500円
- ・月初めに担当職員より母親自治会費、町内会費と合わせて 毎月2,000円ずつ集金し、受取書を発行します。

・おつりが用意できませんので、丁度の金額で遅れることがないよう準備しておいてください。

【精算方法】

- ・修繕箇所の確認、見積もりは工務店が行い、見積額の1/3は修繕費預かり金からの利用者負担、残り2/3を野菊荘負担となります。
- ・退所時には、積み立て合計金額より精算し、残金は返金します。

【修繕箇所】

星 カーテンクリーニング ガラス (割れている場合) 障子風ワローレン
ふすま 網戸 壁紙 水道パッキン 等

【その他】

- ・入所中も修繕が必要な場合があります。
- ・修繕箇所、状況により負担額が異なります。
- ・退所後の生活のため、電球交換など家庭で出来ることは各自で対応しましょう。わからないこと、困ったことがあれば相談して下さい。

電話の使い方について

【インターホン】

各居室（台所のカーブ）にインターホンがあります。部屋と事務所とを結び、主に緊急時、連絡の必要などときに使用するもので、外線、内線には使用できません。居室から連絡のある際は、受話器を持ち上げるだけで事務所へ呼び出します。料金はかかりません。

【家庭用電話】

電話機本体は各自で準備してください。居室番号など登録しますので職員にお伝えください。登録手数料などは必要ありません。

電話を登録し料金を入金後から利用できます。

○外線に使用する場合

施設の回線を使用します。「0」を押してから相手の電話番号を押してください。システムの機能上非通知でかかり、「186」を利用されても非通知設定は変更できません。

○外線からかかってくる場合

全ての受信は事務所で一旦対応します。その後、各居室の家庭用電話にお知らせします。職員が相手先の名前を伝えてからおつなぎします。

連絡先を伝える場合は、 を伝えてください。

()は事務所専用番号です)

○通話料金

事務所にある料金受付機にて1000円単位で入金します。職員に料金を渡してください。うち20% (200円) は基本料金になりますので800円分の通話ができます。途中残高0円になるとそのまま使用された分はマイナス残高になります。再度入金してください。

○内線の利用について

各居室間で内線電話が利用できます。ダイヤルは各居室番号になっています。料金はかかりません。子どもがいたずらしないよう注意して下さい。

事務所には「100」番でかかります。

○その他

110番119番などの、緊急ダイヤルは室内の電話からは繋がりません。

緊急の場合はすぐに事務所に連絡してください。

野菊荘小学生学童保育について

小学生の時期は、心と体が大きく成長します。学習の習慣を身につけたり、いろいろな経験をすることは大切なことです。野菊荘では生活習慣を身につけ、多くの経験をすること、またお母さんの就労、自立のサポートのため小学生を対象に行っています。

利用は申込制で、月末に翌月の申請書をお渡します。

学習や遊びなどを通して職員や学生ボランティアなど、子どもたち同士の交流を深め、子どもの健やかな成長を目指しています。子育てについての相談にも応じていますので、一緒にがんばっていきましょう。子ども一人ひとりに担当職員がいますが、子どもやお母さんは希望する職員に相談してください。

学童保育の1日

時 間	内 容	備 考
帰宅後～ (17:30)	学習 遊び	帰宅した後、遊びに行くか、学校で出された宿題をします。
15:30～ 17:00～18:00	おやつ (活動)	おやつは事前に申し込みが必要です。 水曜は学生ボランティアによる活動があります。できるだけ参加するようにしてください。 17:30以前の門限を希望される方は事前に相談してください。
17:30	門限 (縁りの会)	終わりの会は必要時のみ行います。学童保育延長の申込をしていない人は居室に帰宅します。
17:30～18:30	延長	申し込みされた方は通ごし方を事前に相談します。

*土曜日

10:30～11:30	学習	放送が鳴るまで、居室で待ちます。家庭で教材の準備をお願いします。
11:30～12:00	遊び	
12:00～13:00	星食	給食のない日やその他代休の日は星食を準備してください。
13:00～17:30	自由遊び	平日に同じ。(外出活動を予定する場合があります。)
16:30～18:00	おやつ 活動	学生ボランティアによる活動。できるだけ参加してください。

・長期休みについて…夏季休みは9時30分から、春、冬季休みは10時30分からの学童保育となります。詳しいタイムテーブルは長期休みの前に配ります。

【学童保育】…子どもの健全育成のために行っていきます

- 申込制による全員参加を基本としています。学童保育を欠席されたり、参加できない場合は申請書の変更欄に記入してください。
- 学童保育時間に途中で抜ける場合や子どものみが部屋に残る場合は職員に知らせてください。子どもたちが安全に帰宅したかどうかなど、毎日出欠を確認していますので連絡なく欠席されることのないようにお願いします。
- 子どもたちの帰宅は、17時半までとなっています。必ず一度帰宅してから遊びに行くようにしてください。
- また地域の子どもたちと一緒に遊ぶために施設に来てもらうことは歓迎していますが、17時には帰宅するように声をかけます。

【学習支援】…子どもの学習の習慣を身につけ、学力向上をめざします

- 木・土曜日に学習ノートを使用する場合は低学年は8マス、中学年は10マス、高学年は12マスのものを準備してください。復習中心の学習をします。ノートや個別の問題集は事務所で預かります。
- 1年生は1学期中は学習が終わったら、部屋に帰り時間割をし、職員が確認します。持ち物には名前を書き、必要な学習道具がそろっているか、見てあげてください。また、鉛筆はBより濃いものを用意してください。
- 子どもたちの学習支援のため、各学期ごとの通知表の控えをいただきます。子どもたちが持ち帰ったら事務所に持ってきてください。

【屋食】…子どもの成長のため栄養のバランスのとれた食事を準備しましょう

- 土曜日や代休、給食のない日に学童保育に出席する場合は、12時より学童室でお昼ごはんを食べます。インスタント食品はできるだけ避けて、栄養のバランスを考えた昼食を用意しておいてください。お茶は施設で用意しますので、お弁当箱やお皿、はしなどは各自で準備してください。
- 長期休暇には宅配弁当の注文代行を受けつけていますので、希望の場合には朝の巡視時までにご代金を添えて申し込んでください。

【おやつ】…子どもの栄養補給のために、手作りのおやつを準備します

- 希望者には学童保育中におやつを準備します。学童保育申請とともに申し込んでください。費用は1食50円とし、月末に集計し、月初めに集金します。毎週水曜日は一人につき108円を子どもに渡し、駄菓子を買っていく日にしています。また、おやつをキャンセルする場合は、朝の巡視時までにご変更を記入してください。

【交流活動】…子どもにも多くの体験、経験をしてもらうため、工作やゲーム、調理やスポーツなどの活動を行っています。

- 毎週水曜日と土曜日にボランティアサークル「さいもんめ」の大学生が活動をしてください。行事や外出活動、調理活動などがある場合は事前にはり紙やプリントなどでお知らせしますので、準備物をそろえてください。
- 2ヶ月ごとの土曜日に誕生日会を行います。お昼ごはんと、誕生月の子どもたちにはケーキを準備します。
- 施設の行事には遠足や海水浴、キャンプなどがありますが普段の生活では経験しにくい行事ですので積極的に参加してください。どうしても参加できない場合は早めに職員に相談してください。

【その他】

- 個人の遊び道具について
学童保育中は紛失やトラブルの原因になるため、自分の遊び道具は持ってこないようにしてください。
- 子どもの外出について
学童保育中に外出するときは、子どもが外出メモに行き先(フルネーム)、帰宅時間を書き、児童支援員に確認のサインをもらうようにしています。
- 集団登校について
子どもたちの安全を守るため、小学生は毎朝集団登校で登校します。7時55分に放送をし、8時には登校します。遅れないように準備してください。集団登校で行けない場合は事前に職員まで知らせてください。
- 自転車について
学童保育中は子どもの判断では自転車の使用はできません。自転車の使用可否について事前に職員と確認しておいてくださいまた中庭での使用はできません。自転車の練習が必要であれば、職員に相談してください。
- 健康カードについて
利用者に対し、年2回健康診断、歯検査が法律で義務付けられています。学校の健康カードは施設で義務付けられている健康診断の代わりとなりますので、控えを提出してください。提出がない場合は、施設での健康診断を受けてもらうこととなります。
- 日曜、祝祭日とお盆、正月休み中について
学童保育はありません。学童室は9時から17時30分まで開放していますが、目が届かないためお母さん方が責任をもって見てあげてください。施設の備品の貸し出しはできません。保育園の園庭には入らないようにしてください。
- 習いごとについて
学童保育中に習いごとに行かれる場合は事前に職員に相談してください。場所や時間によっては、お母さんに送り迎えをお願いします。

野菊荘中高生の生活について

中学生、高校生は大人の第一歩を踏み出し始める時期です。野菊荘では、色々な人との関わりを持つことや、活動を通して様々な経験を積むなど、多くのことを学んでもらうことを大切にします。

また社会へ出て行くための準備をしていき、思春期で悩みも多い時期でもあります。子どもたちの生活や発達において困ったことがあればいつでも相談してください。子ども一人ひとりに担当職員がいますが、子どもやお母さんは希望する職員に相談してください。

【帰宅後の過ごし方】…自主的で有意義な過ごし方をしましょう。

- 中高生学習室は学習、遊びをする場所として提供しています。使用時間は21時までです。個別の利用が必要なときには職員に相談してください。
- 中高生の門限は18時半です。クラブなどで遅れる場合は事前に職員に知らせてください。
- 中高生学習室にてパソコンが使用できます。使用するときには、事務所に使用ノートに氏名・時間を記入して借りてください。ただし使用する上で、インターネット上のマナーや、危険には十分注意しましょう。
- 中高生学習室での飲食はできません。

【学習支援】…子どもたちの学力向上を目指し、学習補完を中心にを行います。

- 中高生の学習は自主的に行って下さい。勉強方法が分からない場合は、職員に相談してください。
- 子どもたちの学習の補完として学生ボランティアによる学習会があります。普校学校でわからないところなどあればしっかりと教えてもらえますので、ぜひ参加してください。また交流活動（卓球やゲームなど）もあります。

* 中高生学習会

：毎週水曜日 19時から20時半まで

(日程の変更がある場合にはお知らせします)

- 子どもたちの学習支援のため、通知表の控えをいただきます。子どもが持ち帰ったら事務所に持ってきてください。

- 学習室などに通わせたい場合は、職員に相談してください。塾の終わる時間によってはお母さんにお迎えをお願いいたします。

【交流活動】…色々な集団での活動を通じて、仲間意識を育てて自分でやり遂げる力を養うことを目的としています。

- 交流活動については案内プリントを配布します。
- 2ヶ月ごとの土曜日に誕生日会を行います。星食は施設で準備します。また誕生日月の子どもたちにはケーキを準備します。
- 施設の行事には遠足や海水浴、キャンプなどがあります。普段の生活では経験しにくい行事ですので積極的に参加してください。どうしても参加できない場合は早めに職員に相談してください。

【その他】

- 個人の遊び道具について
各自の責任で管理してください。
- 中高生の外出について
外出するときは必ず職員に声をかけてください。
- 中学生の外出について
カラオケ、ゲームセンターの立ち入り、中学生のみで校区外に外出することは学校で禁止されています。
- 中高生用自転車置き場は、学童室前駐輪場です。
- 健康カードについて
利用者に対し、年2回健康診断、保菌検査が法律で義務付けられています。学校の健康カードは施設で義務付けられている健康診断の代わりとなりますので、控えを提出してください。提出がない場合は、施設での健康診断を受けてもらうこととなります。

学習会について

ボランティアサークルの学生さんが中高生を対象に個別学習やメンタルフレンドとしてサポート活動をしてください。大学生の方と学習したり、交流することは思春期の子どもにとって大変有意義なことです。積極的に活用してください。

日時 毎週水曜日

19:00～20:30

※学生さんの都合により、長期休暇や実施できないこと、曜日が変わることもあります。

子ども相談室について

子ども相談室では、週に一度臨床心理士の先生によるカウンセリングを実施しています。

子どもたち ー1対1で思いうる存分遊ぶ場ですー

子どもを中心に遊びを展開していき、感じることをどう表現するかを、子ども自身と先生とで探っていきます。

*利用は学童内で順番を決めています。

お母さん ー子育ての悩みやストレスなど話せる場ですー

外部から来られる先生に対応してもらっているため、詳しい内容を職員は把握していませんので、お子さんのことについて聞きたいこと、相談があるときは直接先生とお話ください。

またお母さん自身も世間話や子育ての悩みなど自由に話すことができます。

*利用を希望される方は日時・時間のみ職員で調整しますので、職員にお伝えください。

日時： 毎週金曜日

16:45～18:00(1回45分)

*先生の都合により、来られない日や曜日が変わることもあります。
月間予定表にて月ごとに予定をお知らせします。

乳幼児保育について

保育園に通うことで、子ども達は家族以外の人と遊んだり、いろいろな経験をすること大きく成長します。子どもが毎日元気に登園できるように心がけましょう。

野菊荘では自立支援のために、補充保育・病後児保育・一時保育を行っています。就労や体調などにより希望される方には、お子さんを施設で一時的に保育することができ、時間などは前もって職員と相談し、決めていきます。

利用には事前に申請書の提出が必要で、事前の提出がない場合、保育を受けられないこともありますのでご了承ください。別紙「補充保育申請書」と同じ用紙が事務所にありますので必要事項を記入し、事前に提出してください。

職員の体制上、早い時間や夜間・日祝祭日・お盆・年末年始は職員の勤務変更が必要になることもあります。予定などがわかった時点で早めに相談してください。施設行事などにより、保育ができないときがありますので予めご了承ください。

保育を依頼されたときは、約束した時間を守ってください。何らかの事情で帰宅時間が変わる場合は申請時間終了までに必ず施設まで連絡をしてください。また、緊急時などに連絡が取れるように連絡先は必ず職員に伝えておいてください。

職員と相談して決めていたことや、ルールを守っていただけではないときは以後、保育を受けることができずのでご注意ください。

【補充保育】…保育園入所が決まる前にお母さんの就労が決まったときや、残業などにより、保育園にお迎えが行けない場合のお迎えと帰宅までの保育をします。

○就労を決めるときには、子どもや保育園の生活時間に合わせ、お母さんが送り迎えできる時間内で考えましょう。

頻繁に続く残業や、お迎えに行けない時間の就労は避けましょう。

就業時間によっては、保育園と相談をして保育時間の延長届けを出しましょう。

保育園によってはお盆休み・年末年始休み・年度末休みがあります。その期間は子どもにとつて1年間の中もお母さんとゆっくり関わることでできる期間と考えましょう。仕事が終わらない場合は相談してください。

○職員にお迎えを依頼される場合は、必ず保育園に職員が迎えに行くことを連絡しておいてください。保育園に連絡をしていない時は、保育園からお子さんを連れて帰ることができません。

【病後児保育】…乳幼児期の病気や怪我はその子どもの年齢や体力によって様々な症状があります。病気の時にはお母さんと一緒にいたいという気持ちや普段より強くなりますので、家庭でゆっくり静養できるように勤務の都合をつける

ようにしましょう。病状が安定し、回復に向かっている場合で、仕事を休むことができなないなど特別な事情があるときには、職員に相談してください。事務所に「病後児保育依頼書」(別紙参照)がありますので、必要事項を記入後、当日に提出してください。

○病後児保育を希望されるときは、必ず病院受診をし、医師に病状が安定し、職員の間でも大丈夫であることの許可をもらってください。病状については、詳しく職員に伝えてください。原則的に保育中の投薬はできませんので、通院時に服薬回数や時間について医師に相談してください。どうしても保育中に服薬が必要な場合は職員に相談してください。

○熱が38度以上あるとき、子どもの容態が悪いとき、感染力の強い病気の場合などは保育できません。

また、保育中にお子さんの熱が38度以上になった場合や、病状に変化があったときには、お母さんに連絡します。すぐ帰宅してください。

○保育園登園後、お子さんが熱を出したときや怪我をしてお迎えが必要になったときは、お母さんがお迎えに行ってください。職員でのお迎えはできません。

【一時保育】…お母さんのところでの健康のためや、緊急の場合に保育します。

○利用については、早めに職員に相談して下さい。必要に応じて保育をします。

○居室に子どもだけを置いて出かけた時、他の入所者に子どもを預けることは、絶対的によめましょう。

○お母さんの体調が優れないときは、無理をせず職員に相談してください。

4. その他

○持ち物…着替え(上下服・靴下・下着) 汚れ物を入れるビニール袋

おむつ お尻ふき 汚れたおむつを入れるビニール袋

食事時間にかかるときは、お弁当の用意をしてください。

○おやつ…保育中に施設で用意したおやつを食べたときは、一食30円いただきます。1ヶ月ごとにまとめて集金します。

○おむつ…持ってこられなかったときには、施設にある紙おむつを使用します。後で返却してください。返却がない場合は1枚につき30円いただきます。

○おもちゃの貸し出し…保育室にあるDVD・本などを希望される時に1人1つずつ貸し出します。1週間以内に返却してください。

○保育中は保育室にあるおもちゃで遊びます。家庭からおもちゃを持ってこられたときに破損・紛失などした場合は責任がとれませんので、おもちゃなどは持ってこないようにしてください。乳児さんの場合は、職員と相談し、持ち物の確認をしてください。

病後児保育の依頼について

○必ず病院受診をし、病状が安定しては職員の間でも大丈夫であるという許可をもらって下さい。別紙の病後児保育依頼書に記入し、職員に渡して下さい。

○外用薬の塗布・点眼・飲み薬の管理などは医療行為にあたるため、原則的に家庭で行ってください。通院時、服薬回数や服薬時間について医師に相談し、どうしても保育中の服薬が必要な場合は職員に相談してください。

○保育中に、お子さんの熱が38度以上に上がった時や、病状に変化のあった時は、お母さんに連絡をします。すぐに帰宅してください。

○病後児保育を依頼されたときは、残業などは避け、早めのお迎えをお願いします。

○病状によっては、登園停止期間が決められているものもあります。別紙の表を参考に、保育園・病院に登園許可の確認をしておいてください。

○職員と相談して決めたことや、ルールを守っていただけない場合は、以後、保育を受けることができずしますのでご注意ください。

保育所・幼稚園における病児の対処について

病名	学校保健法による 学校出席停止期間	潜伏期間	感染期間	出席停止の目安
インフルエンザ	解熱したあと2日間 を経過するまで	1～3日	3～4日間	熱が下がって2日間
百日咳	特有の咳が消失するまで(約5週間)	1～2週間	カタル期 ～第4週まで	・治療開始後7日間 (抗生物質を使用) ・特有の咳が消失するまで
麻疹 (はしか)	解熱した後3日 を経過するまで	9～12日	発疹前5日間 ～3日間	解熱した後3日経 過するまで
水痘 (みずぼうそう)	全ての発疹が瘡 蓋化するまで	10～20日	発疹の前日～ 瘡蓋化するまで	かさぶたになる まで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺の腫注腺 の消失するまで	2～4週	腫脹前7日間 ～後9日間	腫れがひくまで
マイコプラズマ 肺炎		7～21日	発疹前1週間 ～後1～3ヶ月間	医師の診断 医師の許可が出るまで
流行性角結膜炎 (はやり目)	主症状が消退後 2日を経過するまで	4～7日	発疹後2～3週間	発疹後数日 医師の許可が出るまで
溶連菌感染症		2～7日	治療開始1日間	治療を始めて2日間
手足口病		3～7日	咽頭：1～2週間 便：3～5週間	元気があったら受 け入れられる
りんご病 (伝染性紅斑)		17～18日	発疹前7日間前 後	元気があったら受 け入れられる
とびひ		1～2日	病変持続期間	かさぶたになるま で
ヘルパンギーナ		2～5日	咽頭：1～2週間 便：3～5週間	全身状態がよけ れば受け入れら れる
プール熱 (咽頭結膜炎)	主症状が消退後2 日を経過するまで	5～7日	咽頭：2週間 便：4週間	症状が消えるま で
水いぼ		1～2ヶ月	軟属腫形成期	保護者に知らせ る

※ 上記は一応の目安です。最終判断は主治医の先生の指示に従ってください。

平成9年7月24日作成
平成13年6月13日改定
神戸 正彦(佐世保市医師会小児科医会)

この用紙と同じ用紙が事務所にありますので、必要な際に取りに来てください。

病後児保育依頼書

子どもの名前
子どもの生年月日 年 月 日 (歳 ヶ月)

受診した病院名
一番最近の受診日 年 月 日

発症した日 年 月 日

今日の様子
熱 なし・あり (度 分)
食欲 なし・あり (食事内容)
全身症状

お母さんの緊急連絡先 (いつでもつながる連絡先を必ず記入して下さい)
携帯電話
勤務先 会社名
電話番号

休 日 時 分から 時 分

備考

病状が安定し、医師の許可を得ていますので、病後児保育依頼します。

年 月 日

号 保護者名

補完保育申請書

野 菊 荘

幼児名：()

保育日：()

保育時間：(~)

保育園迎え： 依頼する
依頼しない

お迎えの時間 ()

保育依頼理由： 仕事 残業
通院 体調不良
その他 ()

上記理由により補完保育を
お願い致します。

保護者氏名： _____

野菊荘での生活を快適に過ごすために

野菊荘では、皆さんの自立に向けて様々な援助を行っています。野菊荘の行う援助や生活について要望や希望がある場合には、下記のいずれかの方法で相談することが出来ます。

- ◎ 福祉事務所への相談。(右京福祉事務所または入所時相談受付福祉事務所)
- ◎ 職員への相談。苦情相談受付担当職員は熊谷です。その他の職員でも相談しやすい職員に相談していただいても結構です。
- ◎ 下記要望等解決委員(施設外者です)への相談。下記の「要望等解決委員についての説明」を読み、指定用紙にその内容を記入し郵送にて相談をしてください。

要望等解決委員会についての説明

要望等解決委員会

- ① 施設生活での要望や希望を相談できる人です。
- ② 要望等解決委員会は、相談を受けた後、その内容の事実関係を調べます。
- ③ 要望等の内容が事実で、施設に改善の必要がある場合には、改善を指示します。
- ④ その内容が、誤解に基づく場合は、誤解のもとを正し、あなたにもお伝えします。

要望等を申し立てる方法

- ① 要望等解決委員会(3名)のうち、どなたにでも手紙を書いてください。
- ② 迅速な問題解決を図るために、手紙にはあなたの名前を書くことが必要です。しかし、どうしても書けない場合には、匿名でも問題の解決には取り組みます。(匿名の場合、解決内容等は直接ご本人に伝わらないことがあります。また、掲示板等によりお知らせすることがあります。)

要望等の解決方法

- ① 手紙を受け取った委員は、他の委員と協力して問題の解決にあたります。
- ② 手紙は出来るだけ詳しく書いた方が、苦情解決委員には分かりやすくなります。
- ③ 受け取られた委員が、手紙だけでは分かりにくい場合、直接あなたにお尋ねすることがあります。
- ④ 施設にも、その事実について状況・経過を尋ねます。
- ⑤ 委員が、施設と話し合うときには、名前や状況は出来るだけ伏せて話し合います。
- ⑥ 最終的な解決にあたっては、委員の立ち会いであなたと施設が話し合っていたことがあります。

要望等解決委員のお名前・ご住所

要望等解決委員会

様

私は、母子生活支援施設 野菊荘 での生活にあたり、今回下記のような要望等を申し立てます。ついてはお調べのうえ、調停の労をおとり願います。

氏名

要望等発生の時期 年 月 日 (頃) ～ 月 日

要望等発生の時期

(事務所横カウンターにこの用紙があります。必要事項を記入し、郵送してください。)

くらしの電話番号

【公共機関一覧】

- 総合庁舎 () 役所 () 福祉事務所 (代)
- 保健センター (代)
- 児童相談所
- 小学校
- 中学校

【医療機関一覧】

受診されるときは、各機関に診察時間など確認の上、通院して下さい。
場所については地図を参照して下さい。() 市立病院以外

- 診療所 (代) ()
- 電話予約 ()
- 内科・循環器科・呼吸器科・消化器科・神経内科・アレルギーク・外科
肛門科・心臓血管外科・整形外科・リウマチ科・精神科・皮膚科
泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・放射線科
(受付時間) 8:30~11:30 (診察時間) 9:00~12:00
13:00~16:30
16:30~19:00 17:00~20:00
- ※産婦人科・小児心臓・透析・乳癌・甲状腺・リハビリ外来、時間外、入院に関しては ()
- 中央病院に問い合わせ下さい
- 中央病院 (代) ()
- 診療所 (代) ()
- (受付時間) 8:40~11:30
- 14:00~ (リクチン外来として予約制の水・金のみ)
- 16:40~19:30 (夜診は月・水・金のみ)
- 火・木・土の午後 日祝 休診

※待ち時間短縮のための携帯・パソコンによるオンライン予約があります。

- 診療所 ()
- (診察時間) 9:00~12:00 17:00~20:00
木・土の午後 日祝 休診
- 医院 ()
- 内科・整形外科 ()
- (診察時間) 9:00~12:00 18:00~20:00
木・土の午後 日祝 休診
- 医院 ()
- 内科・小児科 ()
- (診察時間) 10:00~13:00 18:00~20:00
木の午後 土の午後 日祝 休診
- 眼科 ()
- (診察時間) 10:00~13:00 17:00~19:00
火・木の午後 土日祝 休診
- 耳鼻咽喉科 ()
- (診察時間) 10:00~13:00 15:30~18:30
水・土の午後 日祝 休診

整形外科医院

- 整形外科・外科・リハビリテーション科
(診察時間) 9:30~12:30 16:30~19:30
水・土の午後 日祝 休診
- 歯科医院 ()
- (診察時間) 9:00~12:00 15:30~18:00
木・土の午後 日祝 休診
- 診療所 ()
- 内科・外科・耳鼻咽喉科
(診察時間) 8:00~12:00 17:00~19:00
火・水・土の午後 日祝 休診
- 市立病院 (代) ()
- () (北側)

【市立日急病診療所】

以下の診療所は、日曜や祝日、振替休日、年末年始などの休みの日に開設されます。

休日急病診療所

- 小児科診療時間) 日・祝日 10:00~17:00
18:00~0:00
土曜日 14:00~17:00
月~金 21:00~0:00
(内科・診療時間) 日・祝日 10:00~17:00
18:00~22:00
土曜日 18:00~22:00
- 眼科・耳鼻咽喉科診療時間)
日・祝日 10:00~17:00
18:00~0:00
土曜日 18:00~22:00

休日急病歯科中央診療所

- 歯科 ()
- (診察日) 日・祝日 12月29日~1月4日 8月15、16日
(受付時間) 9:00~16:00

○救急病院紹介窓口

- 緊急医療よろずネット ()
- ※電話の他、検索サイトがあります。

市消防局内

○小児救急電話相談 番 8 0 0 0 (つながらないときは ())

夜間や休日に子どもが急な病気で心配なときは、小児科医や看護師から適切なアドバイスが受けられます

3. 配偶者について

(名前) _____ (生年月日) T・S・H 年 月 日
 (職業) _____ (西暦 年) _____ 歳
 (電話番号) _____
 (現住所) 〒 - _____
 都道府県 市 区 _____
 町 _____
 (収入) _____

(結婚年月日)

T・S・H 年 月 日 年 月 日

(これまでの生活状況)

(今後の対応について 面会の有無 希望など)

4. 主な近親者について

(名前) 祖父 (生年月日) T・S・H 年 月 日
 (職業) _____ (西暦 年) _____ 歳
 (名前) 祖母 (生年月日) T・S・H 年 月 日
 (職業) _____ (西暦 年) _____ 歳
 (現住所) 〒 - _____ (電話番号) _____
 都道府県 市 区 _____
 町 _____

(その他)

きょうだいについて

(名前) _____ (生年月日) T・S・H 年 月 日
 (職業) _____ (西暦 年) _____ 歳
 (電話番号) _____
 (現住所) 〒 - _____ (電話番号) _____
 都道府県 市 区 _____
 町 _____
 (名前) _____ (生年月日) T・S・H 年 月 日
 (職業) _____ (西暦 年) _____ 歳
 (電話番号) _____
 (現住所) 〒 - _____ (電話番号) _____
 都道府県 市 区 _____
 町 _____

5. 生活費について

(当てはまる、あるいは受けている手当について記入してください)

夫からの養育費	障害福祉年金
児童手当	遺族年金
児童扶養手当	生活保護
母子医療	その他

6. 保険について

社会保険 国民健康保険

7. 自立目標について(施設で頑張りたいこと、退所の予定など)

- A. どのような生活をおくりたいですか
- B. Aを可能にするために何が必要ですか
- C. 環境、職員に何を求めますか
- D. そのほか

参照一自立支援計画書様式

自立支援計画 sheet① フォームシート

「ケース名」 作成年月日 記入者名

1 フォームシート -----

(主) 「氏名」「生年月日」「年齢」「学歴・職業」

(子) 「氏名」「生年月日」「年齢」「学歴・職業」

「本籍地」:

「出生地」:

「現住・電話」:

「住民台帳地」:

「特記事項」(身体的・心理的機能など)

2 入所に関する事項 -----

「面接日」:

「緊急入所日」:

「措置入所日」:

3 関係機関 -----

「福祉事務所・支援係・生活保護・児童相談所・学校・その他関係機関」

4 配偶者 -----

「氏名」「生年月日」「年齢」「学歴・職業・収入」

「現住・電話」

「特記事項」

5 近親者 -----

(主の父) 「氏名」「生年月日」「年齢」「学歴・職業」

「住所・電話」:

(主の母) 「氏名」「生年月日」「年齢」「学歴・職業」

(主の兄弟) 「氏名」「生年月日」「年齢」「学歴・職業」

「特記事項」

(友人) 「氏名」「年齢」「関係」

「住所・電話」:

6 経済的状况 -----

「持金・預金」:

「借金」:

「世帯道具」:

「健康保険」:

「生活保護」:

「他法・他施策」(児童手当・児童扶養手当・障害福祉年金・母子年金・他)

7 経過 -----

「生育歴・生活歴」

「入所経過」

8 その他 -----

「性格等」

9 入所時の課題 -----

「ケース名」 第 回 作成年月日 記入者名

- 1 「退所予定年月」
年 月 頃予定 (その背景)
- 2 「本人の意向」
- 3 「福祉事務所などの意向」
- 4 「生活上の課題」
 - ①:
 - ②:
 - ③:
 - ④:
 - ⑤:
- 5 「前回からの変化」
- 6 「家族関係」(情緒的機能を含む)
- 7 「問題解決の能力」
- 8 「職業と経済的状况」
- 9 「社会性の状況」(学校・保育園・職場・他の利用者・職員などとの関係)
- 10 「その他」
- 11 「印象と総合的アセスメント」

「ケース名」 第 回 作成年月日 記入者名

- 1 「課題」(生活 子育て 経済 健康 離婚)
- 2 「支援目標」
- 3 「支援計画」 期間 (年 月 日) (年 月末まで)
- 3 「目標の達成度」
 - 1 2 3 4 5
- 1 「支援目標」
- 2 「支援計画」 期間 (年 月 日) (年 月末まで)
- 3 「目標の達成度」
 - 1 2 3 4 5
- 1 「支援目標」
- 2 「支援計画」 期間 (年 月 日) (年 月末まで)
- 3 「目標の達成度」
 - 1 2 3 4 5

「ケース名」 第 回 作成年月日 記入者名

1 「退所の背景」 -----

2 「退所予定日」 -----

3 「退所に向けた課題」

- ①：
- ②：
- ③：
- ④：
- ⑤：

4 「支援計画」 期間（ 年 月 日）（ 年 月 日まで） -----

5 「評価」 -----

1 2 3 4 5

自立支援計画 sheet⑥ 退所シート 作成年月日 記入者名

1 氏名 続柄 生年月日 状況等

「入所年月日」：

「退所年月日」：

2 「退所先」 -----

3 「退所の背景」 -----

4 「施設での支援の評価」 -----

1 2 3 4 5

5 「退所後の課題」 -----

- ①：
- ②：
- ③：

6 「アフターケアプラン」 -----

- ①：（期間）
- ②：（期間）
- ③：（期間）

乳幼児フェースシート Sheet①-1

記入日:

名前 _____ 生年月日 _____ 才 _____ か月

○出産状況（母子手帳を見て記入してください）

妊娠期間 _____ 週 _____ 日
 分娩出産の異常 無 ・ 有
 （ 仮死 ・ 黄疽 ・ 貧血 ・ その他 ）
 出生時の身長 _____ cm 体重 _____ kg 頭囲 _____ cm 胸囲 _____ cm

○発達の状況

首がすわる (月 月)	つかまり立ち (月 月)
寝返りをする (月 月)	一人で歩く (歳 月)
お座りする (月 月)	意味のある言葉を使う (歳 月)
はう：よっぱい (月 月)	二語文を言うワンワンキタなど (歳 月)
人見知りをする (月 月)	

○アレルギーの状況 無 ・ 有 ()

○今までに乳幼児健診で経過観察などになったことがありますか？ 無 ・ 有 ()

○これまでにかかった病気に○をつけてください。

麻疹 (はしか)・風疹 (三日ばしか)・百日咳・水痘 (水ぼうそう)
 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)・熱性けいれん・てんかん・心臓病
 腎臓病・結核 (本人・家族)・アトピー性皮膚炎・喘息・機軸管支炎・喘息
 その他 ()

○予防接種の状況 受けたものに○をつけてください。

BCG・ポリオ (1回・2回)・三種混合 (1回・2回・3回・追加)
 麻疹・風疹混合ワクチン (1期・2期)・日本脳炎 (1期・2期)
 (任意接種)
 水ぼうそう・おたふくかぜ・肺炎球菌・Hib・B型肝炎・その他
 ()

○通院中の病気があれば記入してください。

病名 ()
 医療機関名 ()

○その他 特記事項

乳幼児自立支援計画作成マニュアル

2012年6月13日
 11月2日改

○自立支援計画の構成

- Sheet①-1 フェースシート (第1回のみ記録)
- Sheet①-2 育ちの記録 (随時記録)
- Sheet② ケンプアセスメント (第1回のみ記録)
- Sheet③ 健診・予防接種チェック表 (随時・毎回)
 「母子手帳 保護者記録欄」 (毎回)
 乳幼児身体発育曲線グラフ (毎回・施設健診時)
 乳幼児自立支援計画ひな形 (第2回以降～)
- Sheet④ 必要に応じて別紙「プランニングシート」を加える。

- ・入所時点での発達状況や病気、予防接種の状況は、母にフェースシートに記入してもらい、状況を把握する。
- ・乳幼児への支援には母の養育能力が大きく影響するため、母親の養育能力に着目する機会として初回自立支援計画作成時にはケンプアセスメントを実施し、母親の養育面での強み、リスクを把握する。
- ・「発達のめやす」は母子手帳の「保護者の記録」欄を参考に、日常より観察・把握に努めアセスメント面談の際に、可能な限り母子手帳を持参してもらい、母と共に発育状況を把握し、母の頑張っているところを褒める。
- ・発達の遅れがある場合や、発達に関して神経質な反応があるなど、特に配慮が必要とされる方には自然に聞き取り、母親に細かく聞きすぎることがないように注意する。
- ・「保護者の記録欄」は(1か月、3-4か月、6-7か月、9-10か月、1歳、1歳6か月、2歳、3歳、4歳、5歳、6歳)があるため、近い月齢、それ以前の分を確認する。
- ・身長・体重は「乳幼児身体発育曲線グラフ」に記録し、めやすの範囲内であるか確認しておく。
- ・寝返りやハイハイをした日など、子どものライフイベントとなった日がわかれば、随時「育ちの記録」に記載しておく。
- ・発達や母の養育能力に心配のある子には、乳幼児健診(1か月・4か月・8か月・1歳6か月・3歳3か月)に同行できるようタイミングを逃さないようにする。
- ・乳幼児健診、フッ化物塗布、予防接種の実施状況、結果については別紙「健診・予防接種チェック表」により把握する。
- ・乳幼児自立支援計画は母親の自立支援計画作成時に同時に作成することを基本とする。
- ・1回目はフェースシート、ケンプアセスメント(兄弟共通)、チェック表を作成する。
- ・2回目以降はアセスメントシート、一覧表の記録、確認を行う。
- ・プランニングは母親に働きかけが必要なものについては、母親のプランニングシートと重複するため、課題のみを挙げ、(プランニングは母親シートに記載)と示しておく。

日付	記録者	内容
<p>○支援が必要な家族のふるい分け項目 (該当する項目は○囲み数字に変更)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 結婚していない、別居、未婚である 2 母の年齢が19歳以下 3 母に就まった仕事がない 4 経済的に困っている 5 高校を卒業していない 6 緊急時に連絡する人がいない (家族や身近に支援がない) 7 過去、現在、タバコ・お酒・(薬物) に依存 8 最初の妊婦健診が妊娠6ヶ月 (20週) 以降だった。 9 今までに2回以上中絶したことがある 10 日本語が理解できない外国人である 11 心療内科や精神科で薬をもらったことがある (既往歴) 12 望んだ妊娠ではない 13 夫婦関係の問題 (DV) 14 ここ1年、うつ状態が2週間以上続いたことがある (不眠、イライラ、涙ぐみやすい、何もやる気がしない、食欲不振、精神症状等) 15 その他 (ステップファミリー、多胎児など) <ol style="list-style-type: none"> 1 「親の生育歴からくる子育てへの影響の可能性」 (リスク) (強み) 2 「飲酒・喫煙・薬物への依存の状況」 3 「親として児童相談所等とかわかった経験」 4 「関係機関と社会資源の状況と課題」 5 「母子が抱える顕微鏡のストレスの状況」 (リスク) (強み) 6 「母の怒りのコントロール」 (子への影響の有無) (リスク) (強み) 7 「乳幼児の発達段階の知識と気づき」 		

健診・予防接種チェック表

(名前

) (生年月日 年 月 日) 2014.10改

標準的な 年齢別接種回数		0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	1歳	2歳	3歳3か月	以降				
健康診査	健診内容 (受けた日) (特記事項)	こんにちは赤ちゃん事業			4ヶ月健診			8ヶ月健診			1歳6ヶ月健診			3歳児健診							
		年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日		
歯	フッ化物歯面塗布 (2歳児・3歳児の2回)																				
定期 一 類 疾 病 予 防 接 種	BCG	0歳代	1回																		
	三種混合	0歳代	3回																		
		1歳代	1回																		
	ポリオ	0歳代	2回																		
	水疱瘡	1歳代	1回																		
		2歳代	1回																		
麻疹・ 風疹混合	I期:1歳代1回 II期:就学前 1年間に1																				
日本脳炎	I期:3歳代2回 4歳代1回																				
	II期:9歳代1回																				
任意 予 防 接 種	肺炎球菌	0歳代	3回																		
		1歳代	1回																		
	Hib	0歳代	3回																		
		1歳代	1回																		
	おたふく かぜ	1歳代	1回																		
B型肝炎	0歳代	3回																			
インフル エンザ	毎年	2回																			

(リスク)
(強み)

8 「体罰」に対する認識
(リスク)
(強み)

9 「子どもの行動のとらえ方」 (泣く、寝る、ぐずるなど・肯定または否定)

10 「母と子の関係」
(リスク)
(強み)

「母の子への願い」

「総合的アセスメント」 (養育リスクの高低と強みのあり方を含む)

「現在の課題(必要な支援)」

〈乳幼児〉自立支援計画 Sheet④

ケース名 第 回 作成年月日 記入者名

○アセスメント
ケース名 第 回 作成年月日 記入者名

○アセスメント

1 「前回アセスメント時の課題」

2 「前回から行った支援」

3 「前回からの変化」

4 「現在における特記事項」

5 「母親の意向・願い」

6 「関係機関の意向、関係」(保育園・児相・福祉事務所・保健センター・療育教室等)

7 「現在の課題」

・

・

○プランニング

「課題」

・ (プランニングは母親シートに記載)

・ (プランニングは母親シートに記載)

○評価

「課題の達成度」(評価日

年 月 日)

1 2 3 4 5

1 「前回アセスメント時の課題」

・ () 課題横の () に評価を付ける。

・ ()

2 「前回から行った支援」

3 「前回からの変化」

評価をするイメージで前回以降の様子を記入する。

4 「現在における特記事項」

発達のめやすとかけ離れていたり、保育園の通園状況、家庭の様子など、特記すべきことがあれば記入する。

5 「母親の意向・願い」

ケンアセスメントの内容を引き継ぐ。

6 「関係機関の意向、関係」(保育園・児相・福祉事務所・保健センター・療育教室等)

各関係機関との関係や職員が支援上打ち合わせている内容があれば記入する。

7 「現在の課題」

・ 前回から引き続き、継続した支援が必要なものを記入する。

・ 新たに課題として加わったものがあれば記入する。

○プランニング

「課題」

・ (プランニングは母親シートに記載)

・ (プランニングは母親シートに記載)

具体的に言う支援を簡潔にプランニングとして記入しておく。

○評価

「課題の達成度」(評価日)

5段階評価

<こども>自立支援計画 sheet② アセスメントシート

「ケース名」 第 回 作成年月日 記入者名

- 1 「本人の意向」 -----
- 2 「母親の意向」 -----
- 3 「学校・児童相談所などの意向」 -----
- 4 「生活上の課題」 -----
 - ①: -----
 - ②: -----
 - ③: -----
 - ④: -----
 - ⑤: -----
- 5 「前回からの変化」 -----
- 6 「親との関係」 -----
- 7 「性格的な傾向」 -----
- 8 「学習面での傾向」 -----
- 9 「対人関係」(友人関係など) -----
- 10 「学校(保育園)での適応」 -----
- 11 「生活習慣」 -----
- 12 「身体的・心理的機能と健康状態」 -----
- 13 「その他」 -----
- 14 「印象と総合的アセスメント」 -----

<こども>自立支援計画 sheet③-1 プランニングシート

「ケース名」 第 回 作成年月日 記入者名

- 「特徴・課題」(学校 生活 健康 性格) -----
- 1 「支援目標」 -----
- 2 「支援計画」 期間(年 月 日)(年 月末まで) -----
- 3 「目標の達成度」 -----
 - 1 2 3 4 5
- 1 「支援目標」 -----
- 2 「支援計画」 期間(年 月 日)(年 月末まで) -----
- 3 「目標の達成度」 -----
 - 1 2 3 4 5
- 1 「支援目標」 -----
- 2 「支援計画」 期間(年 月 日)(年 月末まで) -----
- 3 「目標の達成度」 -----
 - 1 2 3 4 5

「ケース名」 第 回 作成年月日 記入者名

- 1 「退所の背景」 -----
- 2 「退所予定日」 -----
- 3 「退所に向けた課題」 -----
 - ①:
 - ②:
 - ③:
 - ④:
 - ⑤:
- 4 「支援計画」 期間 (年 月 日) (年 月末まで) -----
- 5 「評価」 -----

1 2 3 4 5

「ケース名」 第 回 作成年月日 記入者名

- 1 「退所の背景」 -----
- 2 「施設での支援の評価」 -----
- 3 「退所後の課題」 -----
 - ①:
 - ②:
 - ③:
- 4 「アフターケアプラン」 -----
 - ①: (期間)
 - ②: (期間)
 - ③: (期間)

11月 学童保育申請用紙

		施設の予定	出欠	おやつ	延長	家庭の予定	変更届け欄
1	土	10・11月誕生会	AM ○ × PM ○ ×	誕生会の ためなし	～ :		
2	日				～ :		
3	月	文化の日			～ :		
4	火		○ ×	○ ×	～ :		
5	水	(小) 合同運動会	○ ×	○ ×	～ :		
6	木		○ ×	○ ×	～ :		
7	金		○ ×	○ ×	～ :		
8	土		AM ○ × PM ○ ×	○ ×	～ :		
9	日				～ :		
10	月		○ ×	○ ×	～ :		
11	火	駅伝応援	○ ×	○ ×	～ :		
12	水	(小6) 中学校体験	○ ×	○ ×	～ :		
13	木		○ ×	○ ×	～ :		
14	金	就学見検診	○ ×	○ ×	～ :		
15	土	ボランティアサークルによる活動	AM ○ × PM ○ ×	○ ×	～ :		
16	日	ふれいあいまつり			～ :		
17	月		○ ×	○ ×	～ :		
18	火		○ ×	○ ×	～ :		
19	水	ワックスがけ9:00～	○ ×	○ ×	～ :		
20	木		○ ×	○ ×	～ :		
21	金		○ ×	○ ×	～ :		
22	土	高学年ハイキング	AM ○ × PM ○ ×	○ ×	～ :		
23	日	勤労感謝の日			～ :		
24	月	地域レクレーション			～ :		
25	火		○ ×	○ ×	～ :		
26	水		○ ×	○ ×	～ :		
27	木		○ ×	○ ×	～ :		
28	金	(小) 学芸会	○ ×	○ ×	～ :		
29	土	アソットワークショップ ボランティアサークルによる活動	AM外出活動 PM ○ ×	○ ×	～ :		
30	日				～ :		

申請は10月31日(金)朝巡視時まで提出をお願いします。変更届は、当日巡回時までとします。

・家庭の予定の欄には、習い事や外出の予定など、予定されているものがあれば記入してください。

・延長保育を希望される方は、終了時間を上記表に記入し、下記欄に内容を記入してください。

○変更届の欄には、「出欠○→×」「おやつ×→○」のように記入し、サイン、印鑑を記してください。

外出時の帰宅時間

申請者氏名

延長保育での取り組み

児童氏名

平成26年度研究報告書

母子生活支援施設における母子臨床についての研究
第2報：臨床実践に関するヒアリング調査

平成28年3月31日発行

発行 社会福祉法人横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)
編集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL.045-871-8011 FAX.045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>

編集 研究代表者 山下 洋
共同研究者 増沢 高
代 裕子
田中 恵子
深沢 武
長尾真理子

印刷 (株)横浜プリント TEL.045-712-2211